

船舶運送会の船舶方式の変更等に伴う政令

第一章 総トン数百トン以上の鋼製船舶に関する規則

第一條 この章において船舶とは、総トン数百トン以上（然し噸数の定めのない船舶については長さ二十五メートル以上）の鋼製船舶、格揚力十  
五トン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

第二條 官庁又は地方公共団体が、左の各号の一に掲げる用途に適用する構  
造又は設備を有する船舶を専ら当該用途に使用するとき、別表(一)に定  
める様式に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該船舶の使用  
を開始した日から三十日以内、運輸大臣に提出し、及び存りない。

- 一 漁業取締船
- 二 漁業調査船
- 三 漁業練習船
- 四 電灯敷設船
- 五 築港観測船

- 六 航海練習船
- 七 浮物整理船
- 八 氷砕船
- 九 救難船
- 十 いんせつ船
- 十一 砕氷船
- 十二 海上保安庁船
- 十三 鉄道連絡船

第三條 官庁又は地方公共団体が、船舶を前條各号以外の用途に使用しよ  
うとするときは、別表(二)に定める申請書を提出して、運輸大臣の承認を  
受けるなければならない。

官庁又は地方公共団体が、この政令施行の際現に船舶を前條各号以外  
の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内に別表  
(二)に定める申請書を提出して、運輸大臣の承認を受けなければその使用  
を継続することばできない。但し、申請書を提出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでは、当該船舶の使用を継続することが出来る。

第四條 官庁又は地方公共団体以外の者があつて、左の各号の一に掲げる用途に適する構造又は設備を有する船舶を専ら当該用途に使用する者は、別表(一)に定める様式に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、運輸大臣に提出し、おそれない。

- 一 救難船
- 二 心い船
- 三 しゆんせつ船
- 四 汚物処理船
- 五 ちりすて船
- 六 はしりけ
- 七 旅客船(運輸大臣が指定する範囲のものに限る。)
- 八 船舶修理用工作船

九 遊覧機船  
十 浮ドック

第五條 官庁又は地方公共団体以外の者が、船舶を前條各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、別表(二)に定める申請書を提出して運輸大臣の許可を受けなければならぬ。  
官庁又は地方公共団体以外の者が、この政令施行の開始に船舶を前條各号以外の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内に別表(二)に定める申請書を提出して運輸大臣の承認を受けなければその使用を継続することができない。但し、申請書を提出したときは、当該承認申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでは、当該船舶の使用を継続することが出来る。

第六條 第二條若しくは第四條に掲げる用途に供する船舶又は第三條若しくは第五條の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶を譲渡し、貸渡(期間および船を含む。以下同じ。)し若しくは引渡し又はその構造設



備若しくは用途を変更し、又はその使用を休止し、若しくは廃止した者は、別表(三)に定める様式に従い三十日以内に運輸大臣に報告書を提出し、なければならぬ。

第七條 官庁又は地方公共団体以外の者が船舶を漁船として使用する者は、別表(一)に定める様式に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内は水産庁長官を經由して運輸大臣に提出し、なければならぬ。

前項の船舶を譲渡し、貸渡し若しくは引渡し又はその用途を変更し又はその使用を休止し若しくは廃止した者は、別表(二)に定める様式に従い、三十日以内に水産庁長官を經由して運輸大臣に報告書を提出し、なければならぬ。

前二項に規定する報告書の提出の方法その他必要事項は、水産庁長官がこれを定める。

第二章 第一章及び第三章の規定により規制を受ける船舶以外の船舶に用いる規制

第八條 この章において船舶とは、総トン数の定めのある船舶であつて第一章及び第三章の規定により規制を受ける船舶以外の船舶をいう。

第九條 漁船として使用されている船舶以外の船舶の所有者は、別表(四)に定める様式に従い、船舶の明細を記載した報告書を、毎年十二月三十一日の状態により作成し、当該船舶所有者のまたは事務所の所在地を管轄する海運局を經由して運輸大臣に提出し、なければならぬ。

前項の規定する報告書の提出の方法、期日その他必要事項は、省令でこれを定める。

第十條 漁船として使用されている船舶の所有者は、別表(四)に定める様式に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、毎年十二月三十一日の状態により作成し、水産庁長官を經由して運輸大臣に提出し、なければならぬ。

又 前項に規定する報告書の提出の方法期日その他必要事項は、水産庁長官がこれを定める。

第二條 前二條に規定する報告書の記載事項に変更を生じたときは、十日以内に変更の事実を記載した報告書を第百條又は第百零一條に規定する送付機関を通じて運輸大臣に提出しなければならぬ。

第三章 期間および船契約の強制

第十三條 総トン数百トン以上の鋼製船舶で第二條、第四條及び第七條第一項に掲げる用途に供する船舶並びに第三條又は第五條の規定による承認又は許可を要する船舶以外の船舶の所有者は、当該船舶に關し、戦時海運管理令（昭和十七年勅令第二百三十五号）に規定する船舶運送会と期間および船契約を締結しなければならぬ。但し、戦時海運管理令の規定による被使用船舶及び運輸大臣が告示で指定する船舶は、この限りでない。

2. 前項の規定により船舶運送会と期間および船契約を締結している船舶若しくは第二條又は第四條に掲げる用途に使用しようとする者は、別表（一）に定め

る申請書を運輸大臣に提出して承認又は許可を受けなければならぬ。

第十三條 前條に規定する期間および船契約の條件は、船舶運送会と船舶所有者との間の協議による。協議がととのわぬ又は協議をすることができなるときは、運輸大臣がこれを裁定する。

2. 運輸大臣は、この船料に關し前項の裁定をしようとするときは、期間および船料審議会の議を経なければならぬ。

3. 第一項の規定による裁定にかゝる金額に不服のある者は、他の当事者に対し、裁定のあつたことを知つた日から、六箇月以内に、訴を以て之の金額の増減を請求することができ。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することが出来ない。

第四章 期間および船料審議会

第十四條 第十二條第一項に規定する船舶運送会と船舶所有者との期間および船契約の條件のうち、この船料に關する事項を調査審議し、運輸大臣に意見を具申するため、運輸省に、期間および船料審議会を置く。

二 期間および船料審議会は、期間および船料契約の條件に因り、運輸大臣の許可を受けて前項以外の事項を調査審議することとせざる。

第十五條 期間および船料審議会は、委員八人を以て、これを組織する。

第十六條 運輸大臣は、左に掲げる者を、委員に任命する。

- 一 運輸省海運総局長官の職にある者
- 二 大蔵省主計局長の職にある者
- 三 物價庁第五部長の職にある者
- 四 経済安定本部運輸局長の職にある者
- 五 船舶運管会理事長の職にある者
- 六 社団法人日本船主協会の会長職にある者
- 七 法律又は経済に關する學識経験のある者のうちから、運輸大臣が指名する者
- 八 全日本海員組合の組合長の職にある者

第十七條 期間および船料審議会に会長を置く。

之 会長は、期間および船料審議会の会務を統理し、審議会を代表する。

三 会長は、前條第七号に掲げる委員（以下學識委員といふ。）を以てこれを充てる。

四 会長に故障があるときは、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指名する。

第十八條 學識委員の任期は、一年とする。但し、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

之 學識委員は、再任せらるることとせざる。

第十九條 期間および船料審議会は、その委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することとせざる。

之 期間および船料審議会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第二十條 期間および船料審議会の事務を処理させるため、期間および船料審議会に事務局を置く。

之 事務局の職員は、運輸省海運総局に勤務する官吏のうちから運輸大臣がこれを命ずる。

第五章 雑 則

第二十一條 この政令で、当該船舶の使用を開始した日とあるのは、この政令施行の際現に当該船舶を当該用途に使用している者については、この政令施行の日と読み替えるものとする。

第二十二條 この政令において船舶所有者に關する規定は、船舶所有の場合において、船舶管理人に、国有財産である船舶を一時使用させた場合又は貸し付けた場合においては、一時使用を許可せられた者又は貸付を受けた者に適用する。

第二十三條 運輸大臣は、この政令に規定する運輸大臣の職責を果すため必要があるときは、当該官吏に船舶所有者又は船舶使用者の事務所又は船舶に臨ませ、帳簿書類その他の物件の調査をさせることのできる。

前項の規定によつて、当該官吏に調査をさせるときは、その身分を示す證票を携帯させなければならぬ。

第六章 罰 則

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金又はその兩者に処する。

一 第十九條の規定に違反した者

二 第二二條の規定に違反した者

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は、一万円以下の罰金又はその兩者に処する。

一 第二四條 第二六條 第二七條 第二九條 又は第三一條の規定に

違反し報告書を提出せず又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

二 第二十三條の規定に基き当該官吏の職務調査を拒み、妨害又は忌避した者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他従業者が、その法人又は人の業務に關して第二四條の規定に違反した時は行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附 則

この政令は、昭和二十三年 月 日から施行する。



表題 「日本商船」

二五六一

「参考文書」

- (一) 一九四五年十一月九日附 SCAPIN 二五六号 (綴番号 AG 334)  
「C.M.C. の任命」
  - (二) 一九四七年十一月二十六日附 SCAPIN 一八二八号 (綴番号 545)  
「日本商船の賣買又は備給」
  - (三) 一九四八年六月十六日附 COMNAVFE 文書一七七八号 (綴番号 CNFE/44-3)  
「日本船運に SCALAP 番号を附け、運航證明書を發行することについて」
  - (四) 一九四八年六月十六日附 COMNAVFE 文書一七八二号 (綴番号 CNFE/44-3)  
「SCALAP 長官監督下に於ける船運の運航」
- 以上の指令は第一項に述べた参考文書を修正し或はそれに代るものではな  
す。又此の指令によつて既に公表を見た左の現行政策が変更されるもの  
と解釋してはなりません。

(一) 運航に元当された船運はすべて依然として C.M.C. を通じて日  
本商船の長官による運航上及び管理上の統制を受けるものとす  
る。

(二) 運航の設備及び現行の booking 手続は従前通り存続する。

三日本商船家を一律活用する爲に日本政府は手続を左の通り改正すること。

(一) 日本政府は、各省及びその部局を通じて、日本政府が完全な所有  
権を有し政府の爲に左の特任務に従事する爲に設計され従事して  
いるすべての船運の運航を掌理するものとする。

一 漁業監視、漁業調査、漁業訓練、電燈敷設船、氣象観測、訓練、  
汚物処理、曳船、救難、浚渫、碎氷、警察監視

これらの船運の種類を擴張するに当つては COMNAVFE の事前許可を要  
する。ここにいう運航上の掌理とは既乗、補給及び船運の管理をい  
う。運輸大臣は、これらの船運の備給、特設、所有権及び運航状態  
の変更があればそれについて参考文書(二)に定める要件に従つて報告  
する責任を有する。



(二) 左に掲げる特殊任務の爲に設計されその爲にのみ従事する船舶は  
本邦人船主がこれを運航する。

一 救難、見送、渡津船、汚物処理、芥菜船、解、小型客船、發役  
船 ( utility )、浮クレーン及び浮揚機

これらの船舶の巻類を擴張するに當つては COMNAVEE の事前許可  
を要する。船長又は船主は、これらの船舶の備品、特徴、所有權及  
び運航状態に変更があれば、それについて運輸大臣に報告する責任  
を有する。

(三) 漁業及び捕鯨にのみ使用される百瓩屯以上の船舶はすべて農林省  
水産部の直轄の監督の下に各私人所有者がこれを運航することが出  
来る。

水産局長は捕鯨所有船又は運航状態の変更があればこれを運輸大臣  
に報告しなければならぬ。

(四) 前記(一)乃至(三)各号に述べられてゐる百瓩屯以上の船舶は、すべ  
て SCAJAP 長官の指示の下に、C.M.M.C. が、タイム、チャーター制  
でこれを用いる。

(五) 前記(一)(二)(三)各号に掲げた船舶は C.M.M.C. を通じて SCAJAP 長官  
の管理上の統制を受ける。

(六) 運輸大臣は請求を受けた報告を蒐集、編輯、提出するものとする  
右の改正指針は次の目的の爲に行つた。

- (一) 船舶運航の最も能率的な方法の確立
- (二) 最大限の利益を國家經濟に與へること。
- (三) 運送業界の技能能力を一層活用すること。
- (四) 現商船隊の輸送能力を増大させること。
- (五) 日本以府運營の恢復の創設。

五 日本商船隊及び雑船の運航の責任を秩序整然と陰々に上記のやうな平常  
の方式に還元することを圖るためにその實現に關して總司令部民間運輸  
司、東京海軍部次官司令部 ( SCAJAP 長官 ) と日本政府の間に直接連  
絡することを許可する。

五 日本商船隊及び雑船の運航の責任を秩序整然と陰々に上記のやうな平常  
の方式に還元することを圖るためにその實現に關して總司令部民間運輸  
司、東京海軍部次官司令部 ( SCAJAP 長官 ) と日本政府の間に直接連  
絡することを許可する。

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 544 (27 Jul 48) CTS  
SCAPIN 1931

AF0 500  
2 September 1948

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Japanese Merchant Shipping

1. References:

- a. SCAPIN 256 of 9 November 1945, file AG 334, subject, "Appointment of Civilian Merchant Marine Committee."
- b. SCAPIN 1828 of 26 November 1947, file AG 545, subject, "Sale or Charter of Japanese Merchant Vessels."
- c. Commander Naval Forces, Far East serial letter 1778 of 16 June 1948, file NTF/AM-3, subject, "Japanese vessels, assignment of SCAJAP number and issuance of Certificates of Operation."
- d. Commander Naval Forces, Far East serial letter 1782 of 16 June 1948, file CNTF/AM-3, subject, "Operation of Vessels under the Supervision of the Administrator, SCAJAP."

2. This directive does not modify or supersede references in paragraph 1, nor shall it be interpreted as changing existing policy previously announced as follows:

- a. All vessels assigned to repatriation will be retained in that service under the operational and administrative control of the Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine (SCAJAP), through Civilian Merchant Marine Committee.
- b. The assignment of merchant vessels and present booking procedures now in effect shall continue as heretofore.
3. In order to increase the utilization of Japanese merchant fleet, the following revisions in procedures will be affected by the Japanese Government:
  - a. The Japanese Government through its Ministries and various agencies will exercise operational control of all vessels to which complete title is held by the Japanese Government, designed and engaged exclusively in the following special services of the Government: Fishery patrol, fishery research, fishery training, cable layers, weather service, training, sewage, tugs, salvage, dredger, ice-breaker, and police patrol. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. This operational control will include manning, supply, and husbandry of the vessels. The Ministry of Transportation will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title, and operational status of these vessels in accordance with requirements set forth in reference. 1b.
  - b. Respective private owners will operate all vessels designed and engaged exclusively in the following special services: Salvage, tug, dredger, sewage, hopper, barge, passenger ferry, utility, floating crane, and floating dock. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. The Master or Owner will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title and operational status of these vessels to the Ministry of Transportation.
  - c. Respective private owners, under the immediate supervision of the Fisheries Agency, Ministry of Agriculture and Forestry, may operate all vessels over 100 gross tons employed exclusively in fishing and whaling service. The Director, Bureau of Fisheries shall report any change in the charter, title or operational status to the Ministry of Transportation.

裏面白紙

d. The Civilian Merchant Marine Committee will employ on a time charter basis under the direction of the administrator, SCAJAP, all steel vessels over 100 gross tons not mentioned in sub-paragraphs 3a through c above.

e. Through the Civilian Merchant Marine Committee, vessels referred to in sub-paragraphs 2a, b, g and d above will be subject to the administrative control of the administrator, SCAJAP.

f. The Ministry of Transportation will collect, compile and submit such reports as may be required.

4. Revisions listed above have been prepared with a view to:

- a. Providing for the most efficient means of vessel operation.
- b. Giving full benefit to the national economy.
- c. More fully utilizing the skills and capabilities of the shipping industry.
- d. Increasing the lifting capacity of the present fleet.
- e. Reducing the deficit in Japanese Government operation.

5. To permit orderly and gradual return of operating responsibilities for Japanese merchant fleet and miscellaneous craft to normal channels as outlined above, direct communication in implementation thereof is authorized between Civil Transportation Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Commander for the Allied Powers, Commander Naval Forces Far East, (Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine) and the Japanese Government.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

政令 第 号

十一月二十七日 (第一号) 二十九号

船舶運管会の上り船方式の変更等に伴う政令  
内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件一昭和

二十年勅令第五百四十二号に基き、この政令を制定する。

第一章 総トン数百トン以上の船舶  
第一條 この條において「船舶」とは、総トン数百トン以上(総トン数の定

めのない船舶については長さ二十五メートル以上)の鋼製船舶、機  
力十五トン以上の起重機及び浮ドックをいう。

第二條 船舶又は地方公共団体中、左の各号の一に掲げる用途に適用  
構造又は設備を有する船舶を、当該用途に使用するとき、別表  
に定める形式に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該船舶  
の使用を開始した日から三十日以内に、運輸大臣に提出しなければ  
ならぬ。

- 一 漁業取締船
- 二 漁業調査船

- 三 漁業講習船
- 四 電気伝導設備
- 五 氣象観測船
- 六 航海講習船
- 七 汚濁処理船
- 八 科 学 船
- 九 救 急 船
- 十 しゆんぱつ船
- 十一 砕 氷 船
- 十二 海上保安船
- 十三 鉄道連絡船
- 十四 警備又は地方公共団体中、船舶を前條各号以外の用途に使用し

船舶運管会の上り船方式の変更等に伴う政令  
内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件一昭和  
二十年勅令第五百四十二号に基き、この政令を制定する。  
第一章 総トン数百トン以上の船舶  
第一條 この條において「船舶」とは、総トン数百トン以上(総トン数の定  
めのない船舶については長さ二十五メートル以上)の鋼製船舶、機  
力十五トン以上の起重機及び浮ドックをいう。  
第二條 船舶又は地方公共団体中、左の各号の一に掲げる用途に適用  
構造又は設備を有する船舶を、当該用途に使用するとき、別表  
に定める形式に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該船舶  
の使用を開始した日から三十日以内に、運輸大臣に提出しなければ  
ならぬ。



又 船舶又は地方公共団体が、この政令施行の  
の用途に使用してゐるときは、この政令施行の日から三十日以内  
中に定めぬ申請書を提出し、運輸大臣が承認を受けなければその使用  
本経路とすることができない。但し、申請書を提出したときは、当該承認  
申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、当該船舶の  
使用を継続することができない。

第四條 船舶又は地方公共団体以外の者が、左の各号の一に掲げる  
用途に適する構造又は設備を有する船舶を、当該用途に使用する者は、  
即表に定める形式に、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該  
船舶の使用を開始した日から三十日以内に、運輸大臣に提出しなけれ  
ばならない。

- 一 救難機
- 二 無線電機
- 三 しゆんせつ機
- 汚物処理機

- 五 電子探知機
  - 六 航行灯
  - 七 旅客機
  - 八 船舶修理工場
  - 九 起重機
  - 十 浮ドック
- 船舶又は地方公共団体が告示で定める種類のものに該当するものは、  
即表に定める用途を禁止して、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

第五條 船舶又は地方公共団体以外の者が、即表に掲げる用途  
並に、当該船舶が、船舶の用途以外の用途に使用しようとするときは、即  
表に定める申請書を提出して、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。  
申請又は地方公共団体以外の者が、この政令施行の発効に船舶を、  
各号以外の用途に使用してゐるときは、この政令施行の日から三十日以  
内に、即表に定める申請書を提出して、運輸大臣の承認を受けなければ  
ならない。但し、申請書を提出したときは、当該承認  
申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、当該



此項の使用を定むることゝする。

第六條 第二條若しくは第三條に於ける用等に供する船舶又は第三條若しくは第五條の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶が、  
管轄一船舶より船を含む。以下同じ。若しくは引渡し、又はその構造、  
設備若しくは用途を變更し、又はその使用を中止し、若しくは引渡しした者は、  
別表第一に定める様式に於いて三十日以内、海軍大臣に報告書を提出しなけ  
ればならぬ。

第七條 中報又は地方公共団体以外の者で海軍の船舶として使用する者は、  
別表第二に定める様式に於いて、当該船舶の主要な記載した報告書を、当該  
船舶の使用を開始した日から三十日以内、海軍大臣に提出して海軍大  
臣の提出した報告書を提出する。

第八條 船舶の構造を變更し、設備を若しくは引渡し、又はその用途を變更し、又  
はその使用を中止し、若しくは引渡しした者は、別表第三に定める様式に於いて、  
三十日以内、海軍大臣に報告書を提出しなけれ

第九條 第二條に規定する報告書の提出の方法その他必要な事項は、海軍大臣  
がこれを定める。

第十條 第一條の船舶の構造を變更し、設備を若しくは引渡し、又はその用途を變更し、  
又はその使用を中止し、若しくは引渡しした者は、別表第四に定める様式に  
於いて、三十日以内、海軍大臣に報告書を提出しなけれ

第十一條 船舶の構造を變更し、設備を若しくは引渡し、又はその用途を變更し、  
又はその使用を中止し、若しくは引渡しした者は、別表第五に定める様式に  
於いて、三十日以内、海軍大臣に報告書を提出しなけれ

第十二條 船舶の構造を變更し、設備を若しくは引渡し、又はその用途を變更し、  
又はその使用を中止し、若しくは引渡しした者は、別表第六に定める様式に  
於いて、三十日以内、海軍大臣に報告書を提出しなけれ

に依り、当該船舶の船名を記載した報告書を、毎年十二月三十一日以前に、当該船舶の船主が、運輸大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出の方法、期日その他必要事項は、運輸大臣がこれを定める。

第三十一条 前二條に規定する報告書の記載事項に変更を生じたときは、三十日以内、運輸大臣の事務を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出の方法その他必要事項は、運輸大臣がこれを定める。

第三章 期間より船隻の強弱及び船舶

第十二條 船主は、この限りでない。船舶の強弱及び船舶の構造又は許可を申請する船舶以外の船舶の所有者は、船舶検査大臣が定める期間、船舶検査条件により、船舶検査会に対し、当該船舶の期間、船形式で申し渡さなければならない。但し、運輸大臣がこれを定める。

第十三條 船舶検査会に申し渡した船舶は、この限りでない。船舶検査会に申し渡した船舶は、船舶検査会に申し渡さなければならない。

3 第一項の規定により、船舶検査会に申し渡した船舶は、第二條又は第三條の規定に基づき、別表に定めるところにより、船舶検査会に申し渡さなければならない。

第十四條 船舶検査会に申し渡した船舶は、船舶検査会に申し渡さなければならない。

第十五條 船舶検査会に申し渡した船舶は、船舶検査会に申し渡さなければならない。

第十六條 船舶検査会に申し渡した船舶は、船舶検査会に申し渡さなければならない。

第十七條 船舶検査会に申し渡した船舶は、船舶検査会に申し渡さなければならない。

第十八條 船舶検査会に申し渡した船舶は、船舶検査会に申し渡さなければならない。

第十九條 船舶検査会に申し渡した船舶は、船舶検査会に申し渡さなければならない。

第二十條 船舶検査会に申し渡した船舶は、船舶検査会に申し渡さなければならない。

2 運輸大臣は、前項の裁定をするときは、<sup>（命令）</sup>よ、船料に關しては、期  
 よ、船料審議会の議を採なければならぬ。

3 第一項の規定による裁定にかかる金額に不服のある者は、他の当事  
 者に対し、裁定のあつたことを知つた日から、六箇月以内に、訴を  
 てその金額の増減を請求することかできる。但し、裁定のあつた日か  
 ら三年を経過したときは、訴を提起することができない。

第四章 期間よ、船料審議会

第十六條 第十二條第一項に規定する出運業者と船泊所有者との期間  
 よ、船料の條件のうちよ、船料に關する事項を調査審議し、運輸大  
 臣に意見を具申する<sup>（改正）</sup>ため、運輸省に、期間よ、船料審議会を置く。

期間よ、船料審議会は、期間よ、船料の條件に關し、運輸大臣の  
 許可を受け、前項以外の事項を調査審議することかできる。

第十七條 期間よ、船料審議会は、委員七人<sup>（以下）</sup>を以て、これを組織する。

第十八條 運輸大臣は、左に掲げる者<sup>（以下）</sup>を委員に任命する。

- 四 運輸省海運局長官の職にある者
- 五 大蔵省主計局長の職にある者
- 六 物價總第五部長の職にある者
- 七 經濟安定本部海運局長の職にある者
- 八 船泊運営會理事長の職にある者
- 九 船舶法人日本船主協會の会長の職にある者
- 十 法律又は經濟に關する學識経験のある者のうちから、運輸大臣が  
 指名する者
- 第十一條 期間よ、船料審議会に会長を置く。
- 十二條 会長は、期間よ、船料審議会の会務を總理し、審議会を代表する。
- 十三條 会長は、前條第七号に掲げる委員（以下學識委員といふ。）をもつ  
 てこれを以てする。
- 十四條 会長に事故があるときは、運輸大臣が委員のうちから会長代理を  
 指名する。



第二十条 半蔵委員の任期は、一年とする。但し、補缺委員の任期は、前任者の残任期間とする。

半蔵委員は、再任されることができない。

第二十一条 期間より船料審議会は、その委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 期間より船料審議会の議事は、出席者の過半数をもつて、これを決す。

可否同数のときは、会長の決するところによる。

第二十二條 期間より船料審議会の事務を整理させるため、期間より船料審議会に事務局を置く。

事務局の職員は、運輸省海運事務局に勤務する官吏のもちから運輸大臣がこれを命ずる。

第五章 雜則

第二十三條 この政令中、当該船舶の使用を開始した日とあるのは、この政令施行の日とみなす。

第二十四條 この政令において船舶所有者に關する規定は、船舶共有の場合において、船舶管理人は、固有財産である船舶を一時使用させた場合又は貸し付けた場合においては、一時使用を許可せられた者は貸付を受けた者に適用する。

第二十五條 運輸大臣は、この政令に規定する運輸大臣の職責を果すに必要があるときは、当該官吏に船舶所有者は船舶使用者の事又は又は船舶に關する帳簿書類その他の物件の調査をさせることができる。

2 南島の航行に關する当該官吏に調査をさせるときは、その身分を示す證明を携帯しなければならない。

第六條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若し

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若し

ハ 三万円以下の罰金又はその兩者に處する。

ニ 第五條の規定に違反した者

三 第十二條の規定に違反した者

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役若し

ハ 一万円以下の罰金又はその兩者に處する。

ニ 第四條、第六條、第七條、第九條又は第十條の規定に違反し報告

書を提出せず又は虚偽の記載をした報告書を提出した者。

三 第二十三條の規定に基く当該官吏の職務調査を拒み、妨げ、又は

忌避した者。

第二十八條 第十一條の規定に違反し報告書を提出せが又は虚偽の記載

をした報告書を提出した者は、五千圓以下の罰金に處する。

第二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その

他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三條の違反行為をし

た時は、行為者を罰する外、その法人若しくは人に対し、各本條の罰金

を科する。

附 則

この政令は、昭和二十三年 月 日から施行する。



船舶明細表

- (1) 船舶の名称 \_\_\_\_\_
- (2) 建造年月日 \_\_\_\_\_ (3) 最後の改造月日 \_\_\_\_\_
- (4) 船舶標識記号  
(大キヤジツノ番号) \_\_\_\_\_
- (5) 総トン数 \_\_\_\_\_ (6) 船舶の種類  
(貨物船、汽船、帆船、潜水艇、魚船、漁船、その他)
- (7) 用途別 \_\_\_\_\_
- (8) 現在の使用状況 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- (9) 機関の種類及数 \_\_\_\_\_
- (10) 馬力 \_\_\_\_\_
- (11) 所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_
- (12) 借入人の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

上記の通り昭和三十二年四月二十五日付海防省告示第百四十二号ポツツガム宣言の受諾に伴い、先述の船舶に基く船舶運賃のよる船方式に併し、昭和三十二年政令(号)第百七号の規程により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

運輸大臣 殿

別表二

船舶使用許可(承認)申請書

(1) 船舶の名称 \_\_\_\_\_

(2) 建造年月日 \_\_\_\_\_ (3) 最初の改造年月日 \_\_\_\_\_

(4) 船舶標識記号 \_\_\_\_\_  
(スヤブツアサキ)

(5) 総噸数 \_\_\_\_\_

(6) 使用しようとする用途 (第三条第一項又は第五条第一項の場合) \_\_\_\_\_

(7) 現に使用している用途 (第三条第二項又は第五条第二項の場合) \_\_\_\_\_

(8) 令第十二條第二項に依り使用しようとする用途及船舶運送と定期借据契約を締結した日 \_\_\_\_\_

(9) 機関の種類及數 \_\_\_\_\_

(10) 馬力 \_\_\_\_\_

(11) 所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(12) 借入人の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

上記の通り昭和二十年勅令第二百五十四号ボツダム宣言の受諾に伴い  
 第十二号命令に内する件に基く船舶運送令のよる船形式の変更等に伴  
 ふ政令(昭和二十三年政令第 号) 第 條 第 條 第 條 の規定に依り申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称) \_\_\_\_\_ 印

運輸大臣 殿

備考 不必要な欄は斜線を引くこと。

船舶の状態変更に関する報告書

(1) 船舶の名称	
(2) 船舶標識記号 (スヤクシツツガキ番号)	(3) 船舶の種類
(4) 船名数	(5) 用途別
(6) 信号符号	(7) 船舶番号
(8) 現在の使用状況	
(9) 状態の変更 (1) 構造又は設備を変更したときはその概要	
(10) 用途の変更、使用の休止若しくは中止	
(11) 譲渡、貸渡又は引渡さしたときはその当事者の住所氏名	
(12) 譲渡又は貸渡した時はその金額	
(13) 状態変更の年月日	
上記の通り昭和二十一年勅令第二百五十四号ポツツガム宣言の発給に伴い 松平三命令に附する件に基づく船舶運送会のような船方式の変更等に伴い、政令(昭和 二十三年政令第 号)が七條第一項の規定に依り報告する。	
昭和 年 月 日	印
報告者住新氏名(名称)	
運輸大臣	殿

備考(1) 譲渡、貸渡又は引渡さした場合には、その当事者の双方又は一方が制限会社(昭和二十一年勅令第二百五十四号ポツツガム宣言の発給に伴い松平三命令に附する件に基づく会社)の解散の制限等に関する件(昭和二十一年勅令第154号)が二條に規定する指図会社又は大蔵大臣の指定する者(以下)である場合の報告書は次のとおりとする。

(2) 必要の時は細線を引きこす。

船舶の譲渡等に関する様式

様式一  
別表三(イ)のモ

船名

(1) 船舶の名称 \_\_\_\_\_

(2) 現在の所有者 \_\_\_\_\_

(イ) 住所 \_\_\_\_\_

(ロ) 氏名(名称) \_\_\_\_\_

(ハ) 制限会社であるかどうかの別 \_\_\_\_\_

(ニ) 船舶所有権数 \_\_\_\_\_

(ホ) 船舶所有権七数 \_\_\_\_\_

(ヘ) 譲渡、貸渡又は引渡をした理由 \_\_\_\_\_

(ト) その他参考事項 \_\_\_\_\_

(3) 譲渡、貸渡又は引渡を受けた者 \_\_\_\_\_

(イ) 住所 \_\_\_\_\_

(ロ) 氏名(名称) \_\_\_\_\_

(ハ) 制限会社であるかどうかの別 \_\_\_\_\_

(ニ) 船舶所有権数 \_\_\_\_\_

(ホ) 船舶所有権七数 \_\_\_\_\_

(ヘ) 譲渡、貸渡又は引渡を受けた理由 \_\_\_\_\_

(ト) その他参考事項 \_\_\_\_\_

(イ) 譲渡又は引渡は設備を変更しとせしめを以ての概算 \_\_\_\_\_

(ロ) 用途の変更、使済の停止若しくは廃止 \_\_\_\_\_

(ハ) 運航者住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(ニ) 譲渡、貸渡又は引渡の内容 \_\_\_\_\_

(ホ) 譲渡、貸渡又は引渡条件 \_\_\_\_\_

(ヘ) 譲渡、貸渡の金額 \_\_\_\_\_

(ト) 船舶の現在の取得価格 \_\_\_\_\_

(チ) 船舶の建造価格 \_\_\_\_\_

表式二

船船用細表

船名 北洋白銀船(スパンヤノ船)

船種

所有者

船種・用途 (或は煤船の場合には戦艦船型)

船名・呼称

長さ (ト)

総トン数

軽きつ水 (ト)

定速 (ノット)

乗組員数

燃料消費量 (ト)

燃料消費量 (ト)

燃料消費量 (ト)

運航者

船籍港  
甲級層敷

船海運力

軽きつ水 (ト)

船海運力

定速 (ノット)

一等

二等

その容量 (ト)

軽きつ水における排水量 (ト)

ボームの力量及び数

燃料消費量の種類

煤船の場合には燃料消費量 (バレルト)

二種以上の消費量の区別の表置の有無

並しあればその詳細

燃料消費量の能力及び数

燃料の種類・型式

燃料消費量

燃料消費量

燃料の種類・型式

燃料の種類

燃料消費量

馬力

燃料消費量

燃料消費量



容量 通船 無線装置	清水 燃料 送信機	トン ガリ の型式及び数	一日消費量 ガリ 清水	日
(受信機)の型式及び数				
修理を要する場合は之の箇所				
若し雙龍をいへないときは現在の所在地				
外國製の場合は、如何にして、其の詳しい				
一紙記事並びに船中の現状				
若し船舶が特殊の任務又は航路に依るべき場合は、之の説明				

4) 重量トンは、一トンを二二四ポンドの割合で表わすこと。  
 5) 寸法は、フィートで表わすこと(1メートルを32.809フィートで換算し小数以下三位を四捨五入する)。  
 6) 容積は、立方フィートで表わすこと(1立方メートルを35.3166立方フィートで換算し小数以下三位を四捨五入する)。  
 7) 小数字以下二位を四捨五入する。  
 8) 水の排出量に於ける排水トン数は、燃料水、貯蔵品等又は航海に必要なその他の物を除いたものを指す。

別表甲(その一)

百総トン未満船舶報告書

1 船種、船名	2 所有者		
3 船質及び用途別	4 総トン数	5 重畳トン数	6 船の長さ
7 船 種 類	8 船自番号		
9 番号符号	10 最高速力		
11 機関の種類	12 機関の数、着	13 燃料の種類	
14 船産場所	15 建造年月		
16 乗組員数			
17 現在の使用状況			

上記の通り昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に因する中に悉く  
船舶運賃協会による船方式の変更等に伴う政令(昭和二十三年政令第 号)第 條の規定により報  
告する。

昭和 年 月 日  
報告者の住所氏名(名称) 印  
船 種 大 臣

別表第2 (その二)

百 総トン以上木船出船報告書

1 船名 \_\_\_\_\_ 2 旧船名 \_\_\_\_\_

3 番号等字 \_\_\_\_\_ 4 船類番号 \_\_\_\_\_ 5 船種 俗 \_\_\_\_\_

6 船種 (用別別) \_\_\_\_\_ 7 総トン数 \_\_\_\_\_ 8 重積トン数 \_\_\_\_\_

9 船の長さ \_\_\_\_\_ 10 船の幅 \_\_\_\_\_ 11 荷まきつ水 \_\_\_\_\_ 12 懸きつ水 \_\_\_\_\_

13 航海速度 \_\_\_\_\_ 14 最高速度 \_\_\_\_\_

15 進水年月 \_\_\_\_\_ 16 L.D.R.工年月 \_\_\_\_\_ 17 製造場所 \_\_\_\_\_

18 機関の種類、型式 \_\_\_\_\_ 19 P.M.機関の種類、型式 \_\_\_\_\_

20 馬力 \_\_\_\_\_ 21 推進器の數 \_\_\_\_\_

21 船体の構造 \_\_\_\_\_ 23 船体の容積 \_\_\_\_\_

24 船体一日の積載量 \_\_\_\_\_ 25 所有者 (住所氏名) \_\_\_\_\_

26 船主員定員 \_\_\_\_\_ 27 旅客定員 \_\_\_\_\_

28 総トン数 (ばら) \_\_\_\_\_ 29 総トン数 (包装) \_\_\_\_\_ 30 総積貨物容積 \_\_\_\_\_

31 主甲板の長さ \_\_\_\_\_ 32 艙口の數 \_\_\_\_\_ 33 艙口の長さ及幅 \_\_\_\_\_

34 船倉の數及幅 \_\_\_\_\_ 35 主甲板の状況 \_\_\_\_\_

36 船種 \_\_\_\_\_

37 船種を考へて入場台にはその主船種 \_\_\_\_\_

38 現在位 (西航航路又は付いた位) \_\_\_\_\_

上記の通り第20至第22号ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に因する件に關し  
 船舶検査會のよう册方式の變更案に依り政令 (昭和23年政令第 号) 第 條の條子により報  
 告する。

昭和 年 月 日

報告者の住所氏名 (名称) 印

船主 大 臣

殿

AG 544 (27 Jul 48) CTS  
SCAFIN 19-1

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

2 September 1948

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Japanese Merchant Shipping

1. References:

- a. SCAFIN 256 of 9 November 1945, file AG 334, subject, "Appointment of Civilian Merchant Marine Committee."
- b. SCAFIN 1828 of 26 November 1947, file AG 545, subject, "Sale or Charter of Japanese Merchant Vessels."
- c. Commander Naval Forces Far East serial letter 1778 of 16 June 1948, file CNFF/A4-3, subject, "Japanese vessels; assignment of SCAJAP number and issuance of Certificates of Operation."
- d. Commander Naval Forces Far East serial letter 1782 of 16 June 1948, file CNFF/A4-3, subject, "Operation of Vessels under the Supervision of the Administrator, SCAJAP."

2. This directive does not modify or supersede references in paragraph 1, nor shall it be interpreted as changing existing policy previously announced as follows:

- a. All vessels assigned to repatriation will be retained in that service under the operational and administrative control of the Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine (SCAJAP), through Civilian Merchant Marine Committee.
- b. The assignment of merchant vessels and present booking procedures now in effect shall continue as heretofore.
3. In order to increase the utilization of Japanese merchant fleet, the following revisions in procedures will be effected by the Japanese Government,
  - a. The Japanese Government through its Ministries and various agencies will exercise operational control of all vessels to which complete title is held by the Japanese Government, designed and engaged exclusively in the following special services of the Government: fishery patrol, fishery research, fishery training, cable layers, weather service, training, sewage, tugs, salvage, dredger, ice-breaker, and police patrol. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. This operational control will include manning, supply, and husbandry of the vessels. The Ministry of Transportation will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title, and operational status of these vessels in accordance with requirements set forth in reference 1b.
  - b. Respective private owners will operate all vessels designed and engaged exclusively in the following special services: salvage, tug, dredger, sewage, hopper, barge, passenger ferry, utility, floating crane and floating dock. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. The Master or Owner will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title and operational status of these vessels to the Ministry of Transportation.



c. Respective private owners, under the immediate supervision of the Fisheries Agency, Ministry of Agriculture and Forestry, may operate all vessels over 100 gross tons employed exclusively in fishing and whaling service. The Director, Bureau of Fisheries shall report any change in the charter, title or operational status to the Ministry of Transportation.

d. The Civilian Merchant Marine Committee will employ on a time charter basis under the direction of the Administrator, SCAJAP, all steel vessels over 100 gross tons not mentioned in sub-paragraphs 3 a through e above.

e. Through the Civilian Merchant Marine Committee, vessels referred to in sub-paragraphs 3 a, b, c and d above will be subject to the administrative control of the Administrator, SCAJAP.

f. The Ministry of Transportation will collect, compile and submit such reports as may be required.

4. Revisions listed above have been prepared with a view to:

- a. Providing for the most efficient means of vessel operation.
- b. Giving full benefit to the national economy.
- c. More fully utilizing the skills and capabilities of the shipping industry.

d. Increasing the lifting capacity of the present fleet.

e. Reducing the deficit in Japanese Government operation.

5. To permit orderly and gradual return of operating responsibilities for Japanese merchant fleet and miscellaneous craft to normal channels as outlined above, direct communication in implementation thereof is authorized between Civil Transportation Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Commander Naval Forces Far East, (Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine) and the Japanese Government.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

R. M. LEVY  
Colonel, AGD  
Adjutant General

AG 304 (9 Nov 45)

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APO 500  
9 Nov., 1945

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Appointment of Civilian Merchant Marine Committee

1. It is directed that a Civilian Merchant Marine Committee be appointed composed of representatives of Japanese ship owners, agents, stevedores, terminal operators, bunkering agents, ship chandlery and the Board of Trade, for the purpose of administering U. S. Naval Administration Control Authority for the Japanese Merchant Marine (SCAJAP). *Members of the Japanese Merchant Marine under the direction of Administration,*

2. Names and affiliations of proposed representatives will be furnished to the Adjutant General, SCAJAP, at the earliest practicable date.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

H. W. ALLEN,  
Colonel, A.C.D.,  
Asst. Adjutant General

AG 545 (26 Nov 47)GTS/W  
(SCAFIN 1628)

No. 1703

APO 500  
26 November 1947

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT : Sale or Charter of Japanese Merchant Vessels

1. References:

a. Supreme Commander for the Allied Powers memorandum to the Japanese Government, file AG 560 (9 Nov 45)CB, (SCAFIN 259), subject: Sale of Charter of Japanese Merchant Vessels.

b. Supreme Commander for the Allied Powers memorandum to the Japanese Government, file AG 004 (8 Dec 45)ESS/AG (SCAFIN 403), subject: Establishment of a Schedule of Restricted Concerns.

c. Supreme Commander for the Allied Powers memorandum to the Japanese Government, file AG 300.8 (8 Dec 45)ESS/AG (SCAFIN 408), subject: Regulations Affecting Restricted Concerns.

2. Reference 'a' is hereby rescinded. A monthly report on all completed sales, transfers or charters of Japanese merchant vessels over 100 gross tons shall be submitted to Administrator, Naval Shipping Control Authority for Japanese Merchant Marine with completed data sheet at each transaction (Enclosure 1).

3. If either or both parties to the sale, transfer, mortgage or charter of Japanese merchant ship of over 100 gross tons should be in the category of restricted concerns, prior approval for any such transaction will continue to be obtained in accordance with provisions of references b and c. In such case completed application and status sheets will be submitted (Inclosure 2, 3 and 4).

FOR THE SUPREME COMMANDER:

L. N. Moyes,  
Lt., Col., AGD  
for R. M. Levy  
Colonel, AGD  
Adjutant General.

Index:

1. Transfer of Title of Jap. Vessel
2. Form to Transfer Title of Jap. Vessel
3. Status Form for Jap. Merchant Ships (Revised) (Steel)
4. Status Form for Jap. Merchant Ships (Wooden)

ZIFF/AM-3  
Ser: 1773

COMMANDER NAVAL FORCES, FAR EAST  
Tokyo, Japan

(12:AMH:ni)

16 June 1948

From : Commander Naval Forces, Far East.  
To : Minister of Transportation.  
Via : Liaison and Coordination Office, Tokyo.  
Subject : Japanese vessels; assignment of SCAJAP numbers and  
issuance of Certificates of Operation.

References : (a) ONTE serial 595 of 24 July 1946.  
(b) ONTE serial 1793 of 12 August 1947.

1. References (a), and (b) are cancelled.

2. It is directed that all Japanese steel vessels, of 100 gross  
tons and over, display a SCAJAP number and carry a Certificate of Operation  
issued by Commander Naval Forces, Far East. This includes all ex-naval vessels,  
captured vessels, and foreign chartered vessels operating in support of the  
Japanese economy. Owners of vessels under construction or other vessels which  
have not been previously assigned SCAJAP numbers must obtain SCAJAP numbers and  
Certificates of Operation prior to the initial voyage.

3. Requests for assignment of SCAJAP numbers and Certificates of  
Operation will be submitted to the Administrator, Shipping Control Authority  
for the Japanese Merchant Marine through the Civilian Merchant Marine Committee.

4. Assigned SCAJAP numbers will be displayed as follows:

In white block letters four (4) feet high on both sides of  
the hull amidships where space above the water line permits,  
otherwise six feet above the water line permits.  
The letters will measure six (6) feet high and letter  
width will measure two and one-half (2½) feet wide and six (6)  
inches broad. Distance between numbers and letters will be  
one (1) foot.

5. Certificates of Operations will be posted in a conspicuous place  
on the bridge of the vessel.

6. You are directed to promulgate the information contained herein  
to all organizations of the Japanese Government concerned, and to interested  
operators and agencies.

APPRECIATED:

J. W. DAVIS,  
Lieutenant.

/s/ N. W. DAVIS,  
N. W. DAVIS,  
Chief of Staff.





GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG PO. 5 (11 Dec 46)GD  
(CLASSIFIED 1993)

AFO 500  
11 December 1946

MEMORANDUM FOR: THE ALLIED JAPANESE GOVERNMENT.

FROM: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Suppression of Illegal Entry into Japan.

1. Reference is made to Central Liaison Office letter No. 5489 (CM), dated 16 Oct. 1946, in which mention is made of so-called "permits" allegedly issued to various Japanese vessels.

2. Japanese vessels on voyages extending outside of Japanese territorial waters are required to carry on board an authorization from the Administrator, Naval Shipping Control Authority for Japanese Merchant Marine (SCMAMP) specifically authorizing such voyage. With this exception, the Supreme Commander for the Allied Powers has authorized the issuance of no other voyage permits.

3. The United States Army Military Government in Korea has advised the Supreme Commander for the Allied Powers that its Bureau of Marine Transportation is the only authority authorized to issue permits to vessels, and that the only vessels now in authorized foreign trade by order of the above-mentioned Bureau are Baltic Coast-type cargo vessels and vessels of the Chosen Steamship Company.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

/s/ R.G. HERSEY  
for JOHN B. COLLEY,  
Colonel, AGD,  
Adjutant General.

AG 091 (29 Jan 46)CS  
(SMA IV - 577)

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AFO 500  
29 January 1946

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

FROM: Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT: Governmental and Administrative Separation of  
Certain Outlying Areas from Japan.

The Imperial Japanese Government is directed to cease operations, or attempting to exercise, governmental or administrative authority over any area outside of Japan, or over any governmental officials and employees, or any other persons within such areas.

2. Except as authorized by this Headquarters, the Imperial Japanese Government will not communicate with government officials and employees or with any other persons outside of Japan for any purpose other than the routine operation of authorized shipping communications and weather services.

3. For the purpose of this directive, Japan is defined to include the four main islands of Japan (Hokkaido, Honshu, Kyushu, and Shikoku) and the approximately 1,000 smaller adjacent islands, including the Tsushima Islands and the Ryukyu (Nansei) Islands north of 30° North Latitude (excluding Kuchinoshima Island) and excluding (a) Jtsuryu (Uluna) Island, Iiancourt Rocks (Ise Island) and Quelpart (Saishu or Gaeju) Island, (b) the Ryukyu (Nansei) Islands south of 30° North Latitude (including Kuchinoshima Island), the Izu, Kanto, Yonin (Ogasawara) and Volcano (Kazan or Iwo) Island groups, and all other outlying islands, (c) the islands including the Daito (Gaidasai or Gagarai) Islands group, and Rapahe Vela (Ukino-tori), Marcus (Miramal-tori) and (Satsumo, Nakano-tori) Islands, and (d) the Kurile (Chishima) Islands, the Habomai (Majonaze) Island Group (including Suisho, Iri, Aburatsubo, and Taraku Islands) and Quikotan Island.

4. Further areas specifically excluded from the Government's administrative jurisdiction of the Imperial Japanese Islands are the following: (a) all Pacific Islands seized or discovered under mandate or otherwise by Japan since the beginning of the World War in 1914, (b) Micronesia, Tokelau and the Phoenix, (c) Korea, and (d) Karafuto.

5. The definition of Japan contained in this directive shall also apply to all future directives, memoranda and orders from this Headquarters unless otherwise specified therein.

6. Nothing in this directive shall be construed as an indication of Allied policy relating to the ultimate determination of the minor islands referred to in Article 8 of the Potsdam Declaration.

7. The Imperial Japanese Government will prepare and submit to this Headquarters a report of all governmental agencies in which the functions of which pertain to areas outside of Japan as defined in this directive. Such report will include a statement of the functions, organization and personnel of each of the agencies concerned.

C. All records of the agencies referred to in paragraph 7  
shall be preserved and kept available for inspection by this  
headquarters.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

/s/ H.W. ALLEN,  
Colonel, A.S.C.  
Asst. Adjutant General



GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 091 (22 Mar 46) GS  
(SCAPIN 677)

APO 500  
22 March 1946

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Governmental and Administrative Separation of  
Certain Outlying Areas from Japan.

1. Reference is made to the following:

a. Memorandum to the Japanese Government AG 091 (29 Jan 46) GS (SCAPIN 677),  
subject, "Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan,"  
1944, subject, "Request for Information Regarding Status of Izu Islands."

2. Paragraph 3 of reference "a" is hereby amended so that the Izu Islands and  
the Iapto Islands north of and including Let's Wife (Sofu - Gan) are included within  
the area defined as Japan for the purpose of that directive.

3. The Japanese Government is hereby directed to resume governmental and  
administrative jurisdiction over those islands, subject to the authority of the Supreme  
Commander for the Allied Powers.

4. Nothing in this directive shall be construed as an indication of Allied policy  
relating to the ultimate determination of the minor islands referred to in Article 8  
of the Potsdam Declaration.

FOR THE SUPREME COMMANDER;

/s/ B.M. FITCH,  
Brigadier General, AGD  
Adjutant General.

43 030.217 (22 Jun 46)NR  
(SCAFIN 1033)

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APD 500  
22 June 1946

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL-JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Area Authorized for Japanese Fishing and Whaling.

REFERENCES : (a) FLTOSCAP serial No. 80 of 27 Sept. 1945.  
(b) SCAJAP serial No. 42 of 13 Oct. 1945.  
(c) SCAJAP serial No. 587 of 3 Nov. 1945.

1. The provisions of references (a) and (b), and paragraphs 1 and 3 of reference (c) in so far as they relate to authorization of Japanese fishing areas, are rescinded.

2. Effective this date and until further notice Japanese fishing, whaling and similar operations are authorized within the area bounded as follows: From a point midway between Nosappu Misaki and Kaiyara Jima at approximately 43° 23' North Latitude, 145° 51' East Longitude; to 43° North Latitude, 148° 30' East Longitude; thence to 45° North Latitude 165° 30' East Longitude; thence south along 165th Meridian to 24° North Latitude; thence along the 24th Parallel to 133° East Longitude; thence north to 26° North Latitude, 133° East Longitude; thence to 32° 30' North Latitude; thence to 40° North Latitude, 135° East Longitude; to 45° 30' North Latitude, 145° East Longitude; thence east to 45° 30' North Latitude, 145° East Longitude; thence along 145th Meridian to a point three (3) miles from shores of Hokkaido; thence along a line three (3) miles off the coast of Hokkaido rounding Shiretoko Saki and passing through Nemuro Keikyo to the starting point midway between Nosappu Misaki and Kaiyara Jima.

3. Authorization in paragraph 2 above is subject to the following provisions:

(a) Japanese vessels will not approach closer than twelve (12) miles to any island within the authorized area which lies south of 30° North Latitude with the exception of Soru Gan. Personnel from such vessels will not land on islands lying south of inhabitants thereof.

(b) Japanese vessels or personnel thereof will not approach closer than twelve (12) miles to Takeshima (37° 15' North Latitude, 140° 53' East Longitude) nor have any contact with said island.

4. The present authorization does not establish a precedent for further extension of authorized fishing areas.

5. The present authorization is not an expression of Allied policy relative to ultimate determination of national jurisdiction international boundaries or fishing rights in the area concerned or in any other area.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

JOHN B. COOLEY,  
Colonel, AGD,  
Adjutant General.

File: (ONFE/OS15)  
Serial: 3429

COMMANDER NAVAL FORCES, FAR EAST  
Tokyo, Japan

(12.AJH:Wm)

Sep 21 1948

From: Commander Naval Forces, Far East.  
To: Japanese Government.  
Subject: Japanese Merchant Shipping.  
Reference: (a) SCAPIN 1931 dated 2 September 1948.  
Enclosure: (A) SCAP AG 544 (27 July 48) CTS dated 2 September 1948.

1. The Commander Naval Forces, Far East (Administrator, Shipping Control Authority for Japanese Merchant Marine) has been designated by enclosure (A) as the occupation force agency to implement SCAPIN 1931 dated 2 September 1948.
2. The Minister of Transportation shall be directed to submit to Commander Naval Forces, Far East plans for the transfer of operational control of vessels falling within the purview of sub-paragraphs 3(a), (b) and (c), of reference (a) together with the names of all vessels involved in the transfer.
3. Submission to Commander Naval Forces, Far East for approval of a plan for the revision in charter party of certain merchant vessels is required in compliance with reference (a) sub-paragraph 3(d). All changes made to the charter agreements must have prior approval of Commander Naval Forces, Far East.

R. S. BERKEY

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS  
APO 500

2 September 1948

AG 544 (27 Jul 48)CTS

SUBJ: CT; Japanese Merchant Shipping.

TO: Commander  
United States Naval Forces, Far East  
Navy No. 1165

1. Commander United States Navy Forces, Far East is designated as the occupation force agency to implement attached SCAPIN 1931 file AG 544 (27 Jul 48)CTS, dated 2 September 1948, subject, "Japanese Merchant Shipping", subject to approval by Supreme Commander for the Allied Powers of charter agreements.

2. Subparagraphs 3a, b and c provide for transfer of operational control of public and special service vessels. This transfer will be effected as soon as practicable.

3. Subparagraph 3d provides for revision in charter party on merchant vessels. Implementation of this revision will be gradual and regulated by the ability of the shipping industry to assume operating responsibility.

BY COMMAND OF GENERAL MACARTHUR:

/s/ R. M. LEVI,  
R. M. LEVI,  
Colonel, AGD,  
Adjutant General.



4877(48,76,37)078

SCAPIN1981

一九四八年九月五日

見書宛先：日本政府  
件名：日本海運

一 参考文書

- (一) 一九四五年十一月九日附 SCAPIN 二五六號 (綴番號 AG 334)
- (二) 一九四七年十一月二十六日附 SCAPIN 一八二八號 (綴番號 AG 545)  
日本商船の買収又は傭船
- (三) 一九四八年六月十六日附 COMNAVFE 文書一七七八號 (綴番號 CNFE/44-3) 「日本船舶に SOJAP 番號を附け、通航證明書を發行することについて」
- (四) 一九四八年六月十六日附 COMNAVFE 文書一七八二號 (綴番號 CNFE/44-3) 「SOJAP 長官監督下に於ける船舶の通航」

三 此の指令第一項に述べた参考文書を修正し或はそれに代るものではない。

い。又此の指令によつて既に發表を見た左の現行政策が變更されるものと解釋してはならない。

(一) 復員輸送に充當された船舶はすべて依然として C.M.M.C. を通じて日本商船管理局長官による通航上及び管理上の統制を受けるものとする。

(二) 商船の配船及び現行の bookings 手續は従前通り存続する。  
三 日本商船隊を一層活用する爲に日本政府は左の通り改正すること  
(一) 日本政府は、各省及びその部局を通じて、日本政府が完全な所有権を有し政府の爲に左の特殊任務に當つて爲に設計され従事してあるすべての船舶の通航を掌理するものとする。

一 漁業監視、~~漁船~~ 漁業調査、漁業訓練、電纜敷設船、氣象観測、訓練  
海物處理、~~漁船~~ 救難、救難、没漂、碎氷、警察監視  
二 船舶の航行の  
三 通航上の掌理とは配乗、補給及び船舶の管理をいう、運輸大臣は、これらの船舶の傭船、特徴、所有權及び通航状態の變更があれば

これについて参考文書(二)に定める要件に従って報告責任を有する。

(三) 左に掲げる特殊任務の爲に設計されその爲にのみ従事する船舶は各私人船主がこれを選航する

一 救難救船、浚渫船、汚物処理、芥菜船、艇、小型客船、雑役船  
( utility )、浮クレーン及び浮船塀

これらの種類の船舶を擴張するに當つては COMNAVTE の事前許可を要する。船長又は船主は、これらの船舶の備航、特徴、所有者権及び選航状態に變更があるれば、それについて運輸大臣に報告する責任を有する。

(三) 漁業及び捕鯨にのみ使用される旨登録以上の船舶はすべて農林省水産庁の直接の監督の下に各私人所有者がこれを選航することが出来る。水産局長は備航所有権又は選航状態の變更があればこれを運輸大臣に報告しなげればならない。

(四) 前記(一)乃至(三)各條に述べられていない百噸以上の鋼船は、すべて SCAJAP 長官の指示の下に C.M.M.C. が、タイム。オチヤヤター制

でこれを用いる。

(五) 前記(一)(二)(三)(四)各條に掲げた船舶は C.M.M.C. を通じて、SCAJAP 長官の管理上の統制を受ける。

(六) 運輸大臣は要求を受けた報告を蒐集、編輯、提出するものとする。

四 右の改正措置は次の目的の爲に行つた。

(一) 船舶選航の最も能率的な方法の確立。

(二) 最大限の利益を國家經濟に與へる事。

(三) 海運業界の技能能力を一層活用すること。

(四) 現商船隊の輸送能力を増大させること。

(五) 日本政府選航の快損の削減。...

五 日本商船隊及び雑船の選航の責任を運輸省並に陸軍省並に上記のやうな平常の方式に還元することを圖るためその實現に關して總司令部民間船隊局、極東海軍部隊司令部 ( SCAJAP 長官 ) と日本政府の間直接連絡することを許可する。

最要司令官に代り

副官 陸軍省

連合軍最高司令官總司令部

AG 334 (45.11.9) SCAPIN 256

APD 500

一九四五年十一月九日

電報宛先 日本帝國政府  
 經由 終戰連絡中央事務局(東京)  
 件名 CMMCの任命

一、日本商船監理局(SCAJAP)長官監督下に日本商船を管理するたために日本船主、船舶代理業者、荷役業者、ターマイナー、オベレター、船役業者、船用品供給業者及び貿易職の代表者よりなるCMMCを任命する様指示する。任命されたる委員は、SCAJAP長官の承認を得る者でなければならぬ。

二、代表候補の氏名及び折衝關係は出来るだけ早く日本商船監理局(SCAJAP)長官に提出することを要する。

最高司令官代理

A G D 次席副官 H. W. テレンズ大佐

AG 545 (47.11.26)  
(SCAFIN 1328)

覚書宛先 日本政府

送 由 総戦線連絡中央事務局 (東京)

件 名 日本商船の買戻又は備船

No. 1303  
APO. 500

一九四七年十一月二十六日

備 忘 録

- a. 日本政府宛連合軍最高司令部覚書 綴番號 AG 560  
(一九四五年十一月九日) GD, (SCAFIN 259), 「日本商船の買戻又は備船」
- b. 日本政府宛連合軍最高司令部覚書 綴番號 AG 004  
(一九四五年十二月八日) BSS/AC (SCAFIN 403), 「創限會社表の作成」
- c. 日本政府宛連合軍最高司令部覚書 綴番號 AG 300.8  
(一九四五年十二月八日) ESS/AC (SCAFIN 408), 「創限會社に對する規程」

三 附 題 文 書

一 a. はこれを取消し、一〇〇總屯以上の日本商船について行はれ  
 べき一〇〇の買戻船隻又は備船に關する報告を各取引に關する完全  
 な資料(附題一)を附して SCAJAP 長官に毎月提出すべきことと  
 する

一〇〇は屯以上の買戻船隻の買戻、買戻・抵償又は売却、買戻船  
 の一方又は双方が創限會社であるならば附題文書 B 及び C の規定  
 に従つて従來通り本邦の取引に對する事前認可を受けなければな  
 らない、本邦の買戻は完全な申請書及び現況調書を提出すること  
 (附題文書一、二、三及び四)

連合軍最高司令部代り

エム. エフ. ノイズ中佐





一九四八年六月十六日

發 信 極 東 海 軍 部 隊 司 令 部  
宛 先 選 輸 大 臣  
經 由 連 絡 調 整 事 務 局 東 京  
件 名 SCAJAP 長 官 監 督 下 に あ る 船 舶 の 選 航

附 屬 警 類 (A) SCAPIN 1393 一九四六年十二月十一日  
(B) SCAPIN 677 一九四六年一月二十九日  
(C) SCAPIN 841 一九四六年三月二十二日  
(D) SCAPIN 1033 一九四六年六月二十二日

一 船 舶 は す べ て 日 本 領 海 外 の 航 海 に 就 て は 各 航 路 の 期 間 中 附 屬 警 類 (A) に 依 る 認 可 濟 申 請 書 又 は 認 可 さ れ た 申 請 に 基 く 電 報 命 令 の 様 式 で SCAJAP 長 官 の 許 可 證 を 携 行 す る こ と を 要 す る

二 日 本 船 舶 は 個 々 に SCAJAP の 承 認 を 受 け る こ と な く 附 屬 警 類 (B) 及 び (C) に よ つ て 限 定 さ れ て い る 日 本 領 海 内 を 航 行 す る こ と を 許 可 す る 附 屬 警 類 (D) 及 び (E) に 規 定 さ れ た 日 本 の 港 の 間 を 航 行 に 安 全 と 思 惟 さ れ る 最 短 の 非 制 限 航 路 を と つ て 進 行 す る 船 舶 は 許 可 地 域 内 に あ る も の と 見 做 さ れ る 。 最 短 非 制 限 航 路 か ら 僅 か 許 可 離 脱 し た 場 合 で も 天 候 或 は 不 測 の 事 故 を 考 慮 に 入 れ る こ と と す る 。

三 歸 還 輸 送 に 従 事 す る 船 舶 は 第 一 項 で 要 求 さ れ る 許 可 の 外 に 、 出 港 の 都 度 連 合 軍 港 一 一 ト 、 オ ー ソ リ テ イ 一 一 に 報 告 し な け れ ば な ら ぬ 。

四 連 合 軍 港 一 一 ト 、 オ ー ソ リ テ イ 一 一 は SCAJAP 長 官 並 び に 總 務 部 の 他 の 連 合 軍 港 一 一 ト 係 部 隊 に 上 記 船 舶 の 行 動 に 就 き 迅 速 に 通 報 す る こ と と す る

五 總 務 部 の 船 舶 は 、 連 合 軍 港 局 に よ つ て 規 定 さ れ た 制 限 區 域 を 避 け な け れ ば な ら ぬ 。

六 漁 船 、 捕 鯨 及 び 類 似 の 作 業 に 従 事 す る 船 舶 は SCAJAP 長 官 か ら 各 個 別 の 許 可 を 受 け る こ と な く 附 屬 警 類 (D) に 指 定 さ れ た 區 域 内 で 作 業 す る こ と を 特 殊 條 件 で 許 可 さ れ る 。

七 此 の 通 知 を 他 の 諸 国 日 本 政 府 機 關 及 び 關 係 民 間 機 關 又 は 運 航 業 者 に 周 知 さ せ る べ し

N. W. パ ー ド

參 謀 長

64

4. 本許可は漁業許可區域を更に擴張する爲の先例となるものではない。

5. 本許可は國家の版圖國境又は關係地域内又は他の地域内に於ける漁獲權の最終決定に關する連合軍の政策を表示するものではない。

最高司令官に代りて

副官部ジョン・B. クーレー 大佐

AG00005 (46.12.11)GD  
(SOAFIN 1898)

APO 500

一九四六年一月一日

宛先 : 日本政府  
經由 : 終戦連絡中央事務局 (東京)  
件名 : 日本への不法入國の禁止

- 1 連合軍により諸船舶に發給せられたと稱する所謂「許可」に言及して居る上記と同一件名の一九四六年一月一日付終戦連絡中央事務局文書 5489 (GN) 参照の事。
- 2 日本領海外を航行する日本船舶は特別にその航行を許容する米海軍日本商船監理局 (SOAFAP) 長官の認可書を船中に保有しなればならぬ。この場合を除き連合軍最高司令官は他に航行許可書の發行を認許したことはない。
- 3 米陸軍朝鮮軍政部が連合國最高司令官に對して報告した所によれば同部海運局は船舶に對する許可書發行の權限を有する唯一の機關であり、且つ上記海運局の命令によつて公認の外國貿易に現在從事する船舶はバルチツクスター型貨物船及び朝鮮汽船會社の船舶だけである。

最高司令官に代り

副官 陸軍大佐

ジョーン・ビー・ハーセイ 代理

アール・ジー・ハーセイ



連合軍最高司令官總司令部

AG091 (46129) GS

AF0600

(SCADIN-877)

一九四六年一月二十九日

宛先 日本政府  
 經由 陸軍總司令部 (東京)  
 件名 若干の外郎地域を政治上日本から分離すること  
 について

一 日本国外の總ての地域に對し又その地域内にある政府役人、雇傭員その他の總ての者に對して政治上又は行政上の權力を行使する事及び行使しよりと企てるとは總て停止するや、日本帝國政府に指令する

二 日本帝國政府は已に認可されてゐる船舶の運送、通信、氣象關係の常軌の作業を除き、當司令部から認可のない限り日本国外の政府の役人、雇傭員その他總ての者との間に目的の如何を問はず通信を行使すは母彙ない。

三 この指令の目的から日本と言ふ場合は次の定義による。

日本の範圍に含まれる地域として

日本四主要島嶼 (北緯道本州四國九州) と、對馬諸島。北緯三〇度以北の琉球 (南西) 諸島 (口之島を除く) を含む約一千の隣接小島嶼日本の範圍から除かれる地域として

(a) 豐饒島、竹島、濟州島 (b) 北緯三〇度以南の琉球 (南西) 列島 (口之島を含む)、伊豆南方、小笠原、硫黃群島及び北大東群島、沖ノ島、勇留、秋勇留、志波、多榮島を含む) 色丹島、

...、日本帝國政府の政治上、行政上の管轄權から特に除外せられる地域は次の通りである

(a) 一九一四年の世界大戦以來、日本が委任統治其の他の方法で採取又は占領した全太平洋諸島。(b) 蕪州、臺灣澎湖列島 (c) 朝鮮及び (d) 樺太。

四 この指令にある日本の定義は、特に指定する場合以外今後當司令部から發せられる總ての指令、覺書又は命令に適用される。

六 この指令中の事項は何れも、ポツダム宣言の第八條にある小島嶼の  
最終的決定に關する聯合軍側の政策を示すものと解釋してはならない。  
七 日本帝國政府は、日本國內の政府機關にして、この指令の定義に依  
る日本國外の地域に關する機能を有するものの報告を調製或當  
司令部に提出することを要する。この報告は關係各機關の機能組織及  
職員の状態を含まなくてはならない。

八 右第七項に述べられた機關に關する報告は、總てこれを保存し、何  
時でも當司令部の機關をうけられるやうにしておく事を要する。

AG 091 (46-3-22)GS  
(SCAPIN 841)

APO 500

一九四六年三月二十五日

宛先 日本帝國政府  
經由 終戦連絡中央事務局  
件名 若干の外隔地域を政治上日本から分離する件

一 下記覺書参照

- 一 一九四六年一月九日附日本帝國政府宛覺書・(若干の外隔地域を政治上行政上日本から分離する件)
- 一 一九四六年二月二六日附日本帝國政府發・終戦連絡中央事務局第九一八八(一・一・一號)覺書(伊豆諸島の地域に関する情報要求の件)
- 二 前記(一)第三項を訂正して、伊豆諸島及び相婦岩を含むそれ以北の南方諸島を右指令の目的の爲、日本として定義された地域に含まれるものとする。
- 三 日本帝國政府に對し、連合國最高司令官の權限に従ふ條件の下に、右諸島の政治上行政上の管轄を再び開始する様指令する。
- 四 本指令の條項は何れもポツダム宣言第八條中にある小島嶼の最終的決定に関する連合國側の政策を示すものと解釋してはならぬ。

最高司令官に代り

副官部

ビーエム・フイツチ代將

A G 800.217.(46.6.22)NB 一九四六年六月廿二日  
(SCAPIN 1033)

宛先 日本帝國政府

經由 総聯連絡中央事務局(東京)

件名 日本漁業及び捕鯨許可地域

関連文書

A. FULTOSCAP 一貫番號八〇號、一九四五年九月二七日附

R. 一九四五年十月十三日附 SCAJAP 一貫番號四二號

C. 一九四五年十一月三日附 SCAJAP 一貫番號五八七號

1. 関連文書 A 及び B 並びに C の第一項及び第三項の規定で日本漁業の許可に関するものはこれを取消す。

2. 本警書日附の日以降別に指示ある迄、日本の漁獲捕鯨及び之に類似の作業は次に定める區域内で許容される。

ノサツブ岬と貝殻島の間、大約北緯四〇度二三分、東經一四五度五分の地點より北緯四三度東經一六六度三〇分の地點へ、これより北緯四五度東經一六五度の地點へ、その地點より一六五度子午線に沿つて南下北緯二四度に至り、二四度緯線に沿つて西方、東經一三三度の地點へ、その地點より北緯二六度、東經一三三度の地點へ、それより北緯三三度三〇分、東經一三三度の地點へ、その地點より北緯三三度、東經一三七度四分の地點へ、その地點より北緯四〇度、東經一三三度、北緯四五度三〇分、東經一四〇度を經て東緯陸岸より三哩の距離で察谷岬を周り北緯四五度三〇分、東緯一四五度へ至り、一四五度子午線に沿つて南下北海道海岸より三哩の地點に至り、これより北海道海岸より三哩沖の線に沿ひ床岬を迂廻し根室海峡を通過して出發點たるノサツブ岬と貝殻島との中間地點に至る。

3. 上記第二項の許可は下記の規定を條件とする。

(A) 日本船舶はソーフ岩を除いて北緯三〇度以南の認可地域内にある如何なる島にも一二哩以内に接近しないこと。斯る船舶の乗船者はソーフ岩を除いて北緯三〇度以南の島に上陸しないこと。又島の如何なる住民にも接近しないこと

(B) 日本船舶及びその乗船者は竹島(北緯三七度一五分東經一三三度五三分)の一二哩以内に接近しない事又同島に接觸しないこと







政令第

号 船舶運送管理令

二二、一三、九  
十一月九日  
正江

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に附する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一章 期間より船隻の締結を強制されない船隻

第一條 第一節 総トン数百トン以上の鋼製船隻  
第一條 この節において「新船」とは、総トン数百トン以上の鋼製船隻、長さ二十五メートル以上の鋼製の船、捲揚力十五トン以上の起重機

船及び浮ドックをいう。  
第二條 又は地方公共団体の機関は、左の各号の一に掲げる構造又は設備を有する船舶をもつば、当該用途に使用するときには、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、別表第一に定める様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 漁業取締用
- 二 漁業調査用
- 三 漁業練習用

四 メーブル船設用  
五 氣象観測用  
六 航海練習用  
七 汚物処理用

八 引船船用  
九 救急船用  
十 しゆんせつ船用

十一 砕氷船用  
十二 海上保安船用

第十三 鉄道連絡船用  
第十四 又は地方公共団体の機関が、船舶を前條各号以外の用途に使用しようとするときは、別表第二に定める様式による申請書を提出して、運輸大臣の承認を受けなければならない。

第十五 又は地方公共団体の機関が、この政令施行の際既に船舶を前條各号に掲げる用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日













裏面白紙

第三十條 第十二條の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十七條、第二十八條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則

この勅令は、昭和二十三年 月 日から施行する。









船名の譲渡等に関する明細書

様式一

(1) 船名	_____
(2) 現在の所有者	_____
(イ) 住所	_____
(ロ) 氏名(名称)	_____
(ハ) 制限会社等かどうかの別	_____
(ニ) 船舶所有隻数	_____
(ホ) 船舶所有総トン数	_____
(ヘ) 譲渡、貸渡又は引渡をしようとする理由	_____
(1) その他参考事項	_____
(3) 譲渡、貸渡又は引渡を受けたい者	_____
(イ) 住所	_____
(ロ) 氏名(名称)	_____
(ハ) 制限会社であるかどうかの別	_____
(ニ) 船舶所有隻数	_____
(ホ) 船舶所有総トン数	_____
(ヘ) 譲渡、貸渡又は引渡を受けたい理由	_____
(ト) 譲渡者住所氏名(名称)	_____
(4) 譲渡、貸渡又は引渡の内容	_____
(イ) 譲渡、貸渡又は引渡の条件	_____
(ロ) 譲渡、貸渡の金額	_____
(ハ) 船舶の現在の譲渡価格	_____
(ニ) 船舶の建造価格	_____

船舶明細表

船名 \_\_\_\_\_ (船舶登録番号(スラッシュノボイ))

旧船名 \_\_\_\_\_

所有者 \_\_\_\_\_ 運航者 \_\_\_\_\_

船種・用途 (戦艦船の場合には戦艦船型) \_\_\_\_\_

番号 \_\_\_\_\_ 船舶番号 \_\_\_\_\_ 船籍港 \_\_\_\_\_

船の長さ(2) \_\_\_\_\_ 船の幅(2) \_\_\_\_\_ 甲板層数 \_\_\_\_\_

総トン数 \_\_\_\_\_ 総トン数 \_\_\_\_\_ 航速(1) \_\_\_\_\_ 航速(2) \_\_\_\_\_

満載排水量(2) \_\_\_\_\_ 満載排水量(1) \_\_\_\_\_ 軽きつ水(2) \_\_\_\_\_

建造年月日(建造竣工) \_\_\_\_\_ 建造場所 \_\_\_\_\_ 造船所名 \_\_\_\_\_

乗組員数 \_\_\_\_\_ 旅客定員 \_\_\_\_\_ 一等 \_\_\_\_\_ 二等 \_\_\_\_\_ 三等 \_\_\_\_\_

戦艦(戦艦) (外殻構造) \_\_\_\_\_ (空母) (空母) \_\_\_\_\_

貨物用深水艀の有無 \_\_\_\_\_ その容量(3) \_\_\_\_\_

船口の長さ、幅及び数 \_\_\_\_\_

軽きつ水における排水量(4) \_\_\_\_\_

ボームの力量及び数 \_\_\_\_\_

揚貨機の種類 \_\_\_\_\_

汽機の場合には貨物油機(ディーゼル) \_\_\_\_\_

二種以上の油機送の圧力の装置の有無 \_\_\_\_\_

注しおはは"その詳細" \_\_\_\_\_

貨物用ポンプの能力及び数 \_\_\_\_\_

機関の種類・型式 \_\_\_\_\_ 汽力 \_\_\_\_\_

推進機の数 \_\_\_\_\_ 燃料の種類 \_\_\_\_\_ 燃料庫の総量 \_\_\_\_\_

燃料消費量 航海中 \_\_\_\_\_ 停泊中 \_\_\_\_\_



容量 海水ポンプ	巻罐水	一日消費量
通商航路 距離表及び 無線装置(送信機) の型式及び 台数	燃料	マイル 精水
(受信機の型式及び台数)		
修理を要する場合にはその主な箇所		
若し運航に支障を及ぼす場合は現状を記述せよ		
外國製のものには、如何にして入手したかの詳細		
一般記事並びに船舶の現状		
若し船舶が特殊の任務又は航路に使用される場合は、その説明		

係数  
 重量トンには、一トンスエッチポンドより割ぐ要すこと。  
 四寸法は、フィートで表わすこと。(ノメートルを3.2809フィートで換算し小数点  
 以下三位を四捨五入する。)  
 (3) 容積は、立才フィートで表わすこと(ノリメートルを35.3166立才フィートで換算し  
 小数点以下二位を四捨五入する。)  
 (4) 排水は、立才トンに換算し、燃料、水、貯蔵品、荷役は航海に必要なるものの  
 他は除外する。

第10.11号 別表四 (その一)

船舶トン数未滿船舶出廻報告書

(1) 船名	2 所有者	
3 船種又は用途	4 総トン数	5 重総トン数
7 船名	8 船舶番号	6 船の長さ
9 信号符号	10 最高速力	
11 船主の姓名	12 船主の住所	13 燃料の種類
14 建造場所	15 進水年月	
16 乗組員数		
17 現在の使用状況		
<p>上記の船舶は、昭和二十三年四月五日附第三号告示(昭和二十三年四月五日附第三号告示)の定めるところに於て、          船舶のトン数未滿船舶の出廻を報告するに當り、          報告書の住所氏名(名称)印</p>		
昭和 年 月 日		
報告者の住所氏名(名称)印		
報告者	大 臣	殿



内務省、ホツダム宣言の受諾に付い発する命令に關する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一号 郵船より郵便物の締結を強制されない状態

第一節 総トン数百トン以上の郵便物等

（定義の定義）

第一條 この節において「郵便物」とは、総トン数百トン以上の郵便物  
總・長さ二十五メートル以上の郵便物の書・播揚力十五トン以上の起  
重機及び存ドックをいう。

（郵又は地方公共団体が郵便物を使用する場合）

第二條 郵又は地方公共団体の郵便物は、左の各号の一に掲げる用途に  
適する用途又は設備を有する郵便物をもつば、当該用途に使用すると  
きは、当該郵便物の使用を開始した日から三十日以内に、別表第一に  
定める様式による報告書を郵船大臣に提出しなければならぬ。

- 一 郵便取締用
- 二 郵便検査用
- 三 郵便検査用
- 四 ケーブル敷設用
- 五 氣象観測用
- 六 航海観測用
- 七 汚物処理用
- 八 引込用
- 九 救難用
- 十 しんせつ用
- 十一 海水用
- 十二 船上保安用
- 十三 鉄道連絡用
- 第三條 郵又は地方公共団体の郵便物、郵便物を前條各号に掲げる用途  
のために使用しようとするときは、別表第二に定める様式によ

る申請書を提出して運輸大臣の承認を受けなければならぬ。

2 船又は地方公共団体の船舶が、この政令施行の際現に船舶を前條各号に掲げる用途以外の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に前項の申請書を出した場合には、その申請に對する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

(私人等が船舶を使用する場合)

第四條 船又は地方公共団体以外の者が、左の各号の一に掲げる用途に遷する船隻又は設備を有する船舶をもつば、当該用途に使用するものは、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、別表第一に定める様式による報告書を選任大臣に提出しなければならぬ。

- 一 救難用
- 二 引船用
- 三 いんげんせんりょう用
- 四 汚物処理用
- 五 ちりすてりょう用
- 六 はしけりょう用
- 七 旅客運送用（運輸大臣が告示で定める船舶のものに限る。）
- 八 船舶修理工作用
- 九 運車後援用
- 十 浮ドック用

第五條 船又は地方公共団体以外の者が、船舶を前條各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、別表第二に定める様式による申請書を出して、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 船又は地方公共団体以外の者が、この政令施行の際現に船舶を前條各号にかかげる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に



船舶の申請書を出した者を含むも、その申請に對する承認又は  
不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

(変更の報告)

第六條 第二條若しくは第四條に掲げる用途に供する船舶又は第三條  
若しくは第五條の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶  
の譲渡、貸渡(期間)を含む。以下同じ。若しくは引渡をし、  
その構造、設備若しくは用途を変更し、又はその使用を休止し、若  
しくは廃止した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、別  
表第三に定める様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

(私人等が船舶を漁船として使用する場合)

第七條 臣又は地方公共団体以外の者で漁船を漁船として使用するも  
のは、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、別表第一に  
定める様式による報告書を水産局長官を經由して運輸大臣に提出し  
なければならない。

前項の船舶の譲渡、貸渡若しくは引渡をし、その構造、設備若し  
くは用途を変更し、又はその使用を休止し、若しくは廃止した者は、  
その事由が発生した日から三十日以内に、別表第三に定める様式に  
よる報告書を水産局長官を經由して運輸大臣に提出しなければならない。

3 前二項に規定する報告書の提出の方法その他必要を要する事項は、運輸  
大臣が定める。

(経過規定)

第八條 第二條、第四條又は前條第一項の規定の適用に關しては、船  
隻がこの政令施行の際既に当該用途に使用されている場合に於ては、  
は、当該船舶の使用を開始した日とみるのは、この政令施行の日と  
する。

第十一節 不興船舶等

(船舶の定義)

第九條 この節において「船舶」とは、総トン数百トン以上の不興船  
隻及び総トン数五十トン以上百トン未満の船舶をいう。

(船舶の届出)

第十條 船舶の所有者は、毎年別表第四に定める様式による報告書を当該船舶の所有者の主たる事務所所在地を管轄する海運局を經由して運輸大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出の方法、期日その他必要事項は、運輸大臣が定める。

(変更の報告)

第十一條 前條に規定する報告書の記載事項に変更が生じたときは、その事由が発生した日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告の方法その他必要事項は、運輸大臣が定める。

第十二條 前二條の規定は、海運登録規則（昭和二十二年大藏省令第五号）が效力を有する間、適用せらるる船舶については、これを適用しない。

第二章 期間より結実約の締結を強制される船舶

(期間より結実約)

第十三條 総トン数百トン以上の船舶は、第二條、第四條又は第七條第一項に掲げる用途に使用する船舶並びに第三條又は第五條の規定による承認又は許可を受けて使用する船舶以外の船舶の所有者は、あらかじめ運輸大臣が定める期日においてその定める条件により、船舶運管会に対し、当該船舶を期間より結の形式で貸し渡さなければならぬ。但し、運輸大臣が姓名を指定して告示した船舶は、この限りでない。

2 船舶運管会は、前項の規定による貸渡の申込みがあったときは、その船舶を借り受けなければならぬ。

3 第一項の規定により船舶を船舶運管会に貸し渡す場合においては、前項の期限等に随する件（昭和二十五年運輸省令第四十号）第二條の規定は、適用しない。

4 運輸大臣は、第一項の規定により船舶運管会に貸し渡さなければならぬ船舶の所有者に対し、同項の期日及び条件をその期日の十

日前までに通知をしなければならぬ。

(より船料)

第十四條 運輸大臣は、前條第一項に規定する条件を定める場合において、より船料に関しては、期間より船料審議会の議を経なければならぬ。

(訴願)

第十五條 第十三條第一項の規定により運輸大臣が定める条件に不服がある者は、訴願をすることができる。

(裁定)

第十六條 第十三條第一項の規定による貸渡に關し船舶運管会と船舶所有者との間に紛争が生じたときは、当事者の申出により運輸大臣が裁定する。

2 運輸大臣は、前項の裁定をする場合においては、より船料に關しては、期間より船料審議会の議を経なければならぬ。  
(期間より船料審議会の強行の解除)

第十七條 第十三條第一項の規定により、船舶運管会に貸渡をしてゐる船舶の所有者は、別表第五に定める様式による申請書を運輸大臣に提出してその承認又は許可を受けなければ当該船舶に關する期間より船料を解除することができない。

2 運輸大臣は、船舶の船主が、もつばら第二條若しくは第四條に掲げる用途に使用される場合又は陸若しくは地方公共団体以外の者が漁船として使用する場合並びに当該船舶について、第三條第一項の承認若しくは第五條第一項の許可があつた場合に限り前項の承認又は許可をすることができぬ。

第三章 期間より船料審議会

(設置)

第十八條 第十三條第一項に規定する条件のうちより船料に關する事項を調査審議し、運輸大臣に意見を具申させるため、運輸省に、期間より船料審議会(以下審議会という。)を置く。

(組織)

第十九條 審議会は、委員七人以内で組織す。

(委員)

第二十條 審議会の委員は、左に掲げる者につき、運輸大臣が任命し、又は委嘱する。

- 一 経済安定本部運輸局長の職にある者
- 二 物價第五部長の職にある者
- 三 大蔵省主計局長の職にある者
- 四 運輸省海運総局長官の職にある者
- 五 跨船運管会理事長の職にある者
- 六 社団法人日本船主協会の会長の職にある者
- 七 法律又は経済に関する学識経験のある者

(会長)

第二十一條 審議会に会長を置く。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、前條第七号に掲げる委員(以下学識委員といふ)をもつて

充てる。

4 会長に事故がみるときには、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指名する。

(学識委員の任期)

第二十二條 学識委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

(議事)

第二十三條 審議会は、その委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第二十四條 審議会の庶務は、運輸省海運総局において処理する。

第四章 雜則

(陸海共有者)



第二十五條 船舶共有の場合における船舶管理人及び共有者間の船舶を一時使用させた場合又は貸し付けた場合における一時使用を許可された者又は貸付を受けた者は、この政令の適用については、船舶所有者とみなす。

(立入検査)

第二十六條 運輸大臣は、必要があるとき、当該官吏に船舶所有者若しくは船舶所有者の事務所又は船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 当該官吏が前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第五章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処す。

一 第五條第一項の規定に違反した者

二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、懲役又は地方自治体の機関を除く。一は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処す。

一 第四條、第六條、第七條第一項若しくは第二項又は第十條第一項の規定に違反して、報告書を作成せず、又は虚偽の報告書を作成した者

二 第二十六條第一項の規定に基く当該官吏の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九條 前二條の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第三十條 第十一條第一項の規定に違反して、報告書を作成せず、又は虚偽の報告書を作成した者は、五千円以下の罰金に処す。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十七條、第二十八條又は前條の規定に違反したときは、行為者を罰する外、その



船舶通航管理令

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一章 期間上、船契約の締結を要しない船舶

第一節 総トン数百トン以上の客船等

（船舶の定義）

第一條 この節において「船舶」とは、総トン数百トン以上（又、長さ二十五メートル以上の鋼製の船、撈揚力十五トン以上の起重機及び浮ドックをいう。）

（一）又は地方公共団体が船舶を使用する場合）

第二條 一又は地方公共団体は、左の各号の一に掲げる用途に適

する構造又は設備を有し、且つ、一又は地方公共団体の完全所有に格付され

る船舶を、つばら当該用途に使用し、かつ、その船舶の航行に必要とする

船舶を使用することができ、但し、海防大臣が帰還輸送に必要とする船舶

を指定して告示した船舶は、海防大臣が帰還輸送に必要とする船舶として

本件に附するものとする。

一 漁業取締用

二 漁業調査用

三 漁業練習用

四 ケーブル敷設用

五 氣象観測用

二四、一七  
十二月十日閣議決定  
C.T.S.の要約は修正日付あり

- 六 航海練習用
  - 七 汚物処理用
  - 八 引揚用
  - 九 救難用
  - 十 しゆんせつ用
  - 十一 碎氷用
  - 十二 海上保安用
  - 十三 鉄道連絡船用
  - 十四 官林層監視船用
  - 十五 起重機用
  - 十六 パーデ用
- 以下新設

2 前項の場合において当該機関は、当該船舶の使用を開始するときは、三十日以内に、別表第一に定める様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 前項の規定は、国有財産法（昭和二十一年法律第七十号）第三條に規定する普通財産である船舶については、（三）小を適用するときは、第三條（即ち又は地方公共団体）の規定が適用される。中若しくは地方公共団体の完全所有に係る船舶は、（前項第一項に規定する船舶以外の）船舶をもつば、前項第一項各号に掲げる用途に使用しようとするときは、又は船舶を運搬する船舶は、（前項第一項に規定する船舶以外の）船舶各号に掲げる用途に使用しようとするときは、別表第二に定める様式による申請書を提出して運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 即又は地方公共団体は、この政令施行の際現に申若しくは地

地方公共団体の完全を所有に譲りないう船舶をもつばら前項第一項各号に掲げる用途に使用してゐるとき又は船舶を前項各号に掲げる用途に使用してゐるときは、この法令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

〔私人が船舶を使用する場合〕

（以下私人と）

第四條 私人又は地方公共団体以外の者（以下私人と）は、

左の各号の一に掲げる用途に用ゐる船舶又は施設を有し、且つ、その者の所有に属する船舶をもつばら当該用途に使用し、若しくは、  
 船舶を当該用途に使用することができる。

- 一 ケーブル施設用
- 二 救難用
- 三 引船用  
い、い、い、い、い
- 四 しゆんせん用
- 五 汚物処理用
- 六 ちりすて用
- 七 パーチ用
- 八 旅客運送用（運輸大臣が告示で定める船舶のものに限る。）
- 九 船舶修繕工作用
- 十 起算機用
- 十一 浮ドック用

前項の場合においてその者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、別表第一に定める様式による報告書を送達大臣に提出しなければならぬ。

第五條 私人が、船舶以外の船舶をもつば、同條第二項各号に掲げる用途に使用しようとするとき、又は船舶を同條第二項各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、別表第二に定める様式による申請書を提出して、送達大臣の許可を受けなければならぬ。

前條第一項を規定する船舶以外の  
私人がこの法令施行の際既にその船舶を同條第二項各号に掲げる用途に使用しているときは、この法令施行の日から三十日以内に、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内は前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

(変更の報告)  
第六條 第二條第一項若しくは第四條第一項に掲げる用途に使用する船舶又は第三條若しくは第五條の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡、期間の満了、又はその他を含有し、以下同じ。一若しくは引

が法  
が発生した日から三十日以内に、別表第三に定める様式による報告書を送達大臣に提出しなければならない。



〔私人が船舶を漁船として使用する場合〕

第七條 私人<sup>は漁船以外の船舶を漁船として使用する者</sup>が、その船舶<sup>は漁船以外の船舶を漁船として使用する者</sup>を所有し、又は借り受けた船舶<sup>は漁船以外の船舶を漁船として使用する者</sup>を漁船として使用する<sup>は漁船以外の船舶を漁船として使用する者</sup>ことのできる。

2 前項の場合においてその者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、別表第一に定める様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならぬ。

3 第一項の船舶の運航、買取若しくは引渡を、又はその構造、設備若しくは使用<sup>方法</sup>を改良した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、別表第二に定める様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならぬ。

前二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

〔経過規定〕

第八條 第二條第二項、第四條第二項又は前條第二項の規定の適用に關しては、船舶がこの改正施行の際現に当該用途に使用されている場合に於ては、当該船舶の使用を開始した日とあるのは、この改正施行の日とする。

第二節 木製船舶及び総トン数百トン未満の鋼製船舶等

〔船舶の定義〕

第九條 この節にかゝる「船舶」とは、総トン数五トン以上の木製船舶・総トン数五トン以上百トン未満の鋼製船舶及び推動力十五トン未満の起車機をいう。



（第一節の準用規定）

第十條

本節に掲げる場合にはおいては、それそれ第十二條から第八條までの規定を準用する。但し、本節の第四号に規定するものは、第一條、第二條、第三條、第七條及び第八條の規定を準用する。この場合において、第二條第一項中「六十日」とあるのは、第三條第一項中「三十日」とあるものを指す。

第十一條 又は地方公共団体が船舶を使用し、又は使用しようとするときは、  
第十二條 又は地方公共団体が船舶を使用し、又は使用しようとするときは、

第十三條 私人が船舶を漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用し、又は使

用しようとするときは、第四條、第五條及び第八條の規定を準用する。

第十四條 私人が総トン数百トン以上の木製船舶を漁船として使用し、又は使

用しようとするときは、第七條及び第八條の規定を準用する。

第十五條 前項の場合において、第二條から第七條までの規定中「三十日」

とあるのは「六十日」と読み替え、又第二條第一項に左の四号を加え

るものとする。

十七 漁船監視船舶

十八 水上警察用

十九 港運局雑役用

二十 ありすて用

第一項の規定により提出する報告書又は申請書は、提出者の主たる

事務所の所在地を管轄する海運局を經由して提出しなければならない。

<sup>第一條を指す</sup> 私人が貨物船及びトン数五トン以上百トン未満の漁船を使用する（船舶の報告）

掛合

第十一條 前條第一項に規定されない船舶を所有する私人は、毎年別表

第四に定める様式による報告書をその者の主たる事務所の所在地を管

轄する海運局を經由して、<sup>海運大臣に提出しなければならない。但し、船舶の報告書の報告事項に變更が生じたときは、その事由</sup> 海運大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定する報告書の記載事項に変更が生じたときは、その事由が發生した日から六十日以内に、その旨を海運大臣に報告しなければならない。

ならない。

3 前二項に規定する報告の方法は、<sup>書の提出</sup> 海運大臣が定める。

（漁船に関する除外規定）

第十二條 漁船登録規則（昭和二十二年<sup>總理府令第五号</sup>）が効力を有する間は、<sup>一の報告</sup> 漁船については、前二條の規定を適用せず漁船登

録規則による報告を提出しなければならない。

第二章 期間より船契約の締結を要し得る船舶

(期間より船契約)

第十三條 一トン以上百トン以上の船舶(國有財産法第三條に規定する普通財産であつて一時使用を許可してないもの又は貸付をしてないものを除く。)でもつばら第二條第一項、第四條第一項又は第七條第一項に掲げる用途に使用する船舶並びに第三條又は第五條の規定による承認又は許可を受けて使用する船舶以外の船舶の所有者は、あらかじめ運輸大臣が定める期日においてその定める條件及びよう、燃料により、船舶運賃会に対し、当該船舶を期間より、船の形式で貸し渡さなければならぬ。但し、運輸大臣が船名を指定して告示した船舶は、この限りでない。

る 船舶運賃金は、前項の規定による管束の申込があつたときは、その船舶を借り受けなければならない。

3 第一項の規定により船舶を船舶運賃会社に貸し渡す場合においては、航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）第二條の規定は、適用しない。

4 運輸大臣は、第一項の規定により船舶運賃会社に貸し渡さなければならない船舶の所有者に対し、同項の期日並びに條件及びよう、船料をその期日の十日前までに通知しなければならない。

（よう、船料）

第十四條 前條第一項の規定するよう、船料については、運輸大臣は、期間よう、船料審議会の議を経てこれを定める。

（訴願）

第十五條 第十三條第一項の規定により運輸大臣が定める條件及びよう、船料に不服がある者は、訴願をすることができらる。

（裁定）

第十六條 第十三條第一項の規定による管束の條件<sup>又は</sup>よう、船料に關し

船舶運管云と船舶所有者との間に紛争が生じたときは、当事者双方の

付託、調停、  
判定、裁決、  
裁断

申出により運輸大臣が裁定する。

運輸大臣

2 前項の場合において、運輸大臣は、より船料に關しては、期間より

裁断をす

（付託、調停、判定、裁決、裁断）

船料添設金の議を結せしめこれを裁定する。

〔期間より船料の解除〕

第十七條 第十三條第一項の規定により、船舶運管云に貸渡をしてゐる

船舶の所有者は、当該船舶に關する期間より船料を解除しようとする

ときは、別表第五に定める様式による申請書を運輸大臣に提出して

その承認又は許可を受けなければ、（当該船舶に關する期間より船料を解除することを得ない。）

2 運輸大臣は、前項の船舶が、もつばら第二條第一項若しくは第四條

第一項に掲げる用途に使用される場合、（輸入、輸出、運送として使用する）

場合、（又は前項）第三條第一項の承認若しくは第五條第

一項の許可があつた場合に限り、前項の承認又は許可をすることができ

る。但し、当該船舶に關する期間より、船料が解除されることによつ

て、船舶運管云の事業に支障が生ずる虞がある場合には、運輸大臣は、

前項の承認又は許可をしてはならない。



第二章 期間及組織

(設置)

第十八條 運輸法に、期間より、運輸審議会（以下審議会という。）を置く。

2 審議会は、第十三條第一項に規定するよう、資料に關する事項を調査  
を議する。

5 審議会は、第十三條第一項に規定する條件について、運輸大臣に意見を具申することが出来る。

(組織)

第十九條 審議会は、委員八人で組織する。

(委員)

第二十條 審議会の委員は、左に掲げる者につき、運輸大臣が任命し、又は委嘱する。

- 一 経済安定本部運輸局長の職にある者
- 二 物價審議第五部長の職にある者
- 三 大藏省主計局長の職にある者

- 四 運輸省海運局長官の職にある者
- 五 船舶運管会理事長の職にある者
- 六 社団法人日本船主協会の会長の職にある者
- 七 所有船舶の総トン数を加算した数が五千トンを~~超え~~えな~~い~~い船舶所有者を代表する者

八 法律又は経済に關する学識経験のある者

二 前項第一号から第六号までに<sup>揚</sup>補選する者のうち欠けた者がある場合には、運輸大臣はその者に代<sup>り</sup>つてその事務を行つてゐる者を委員に任命又は委嘱することが出来る。

（会長）

第二十一條 審議会に会長を置く。

二 会長は、<sup>審議会</sup>の事務を<sup>掌</sup>理し、審議会を代表する。

三 会長は、前條第八号に<sup>審議会</sup>掲げる委員<sup>若しは</sup>中<sup>の</sup>学識委員<sup>と</sup>より<sup>一</sup>を<sup>も</sup>つて充てる。

四 会長に事故があるときには、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指名する。

〔半議委員の任期〕

第二十二條 半議委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

〔議事〕

第二十三條 審議会は、その委員六人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〔庶務〕

第二十四條 審議会の庶務は、運輸省海運局において処理する。

第四章 雜則

〔船舶共有等〕

第二十五條 船舶共有の場合に船舶管理人及び固有財産法第三

條に規定する普通財産である船舶を一時使用させた場合又は貸し付けの場合に一時使用を許可された者又は貸付を受けた者

は、この政令の適用については、船舶所有者とみなす。

第二十六條 運輸大臣は、この政令を施行するため必要があるときは、

当該官吏に船舶所有者若しくは船舶所有者の事務所又は船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 当該官吏が前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

第三章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の規定に違反した者

二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者

第二十八條 左の各号の一に該当する者十人以上は地方公共団体の構成員に對し、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四條、第六條、第七條第一項若しくは第二項又は第十條第一

項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

二 第二十六條第一項の規定に基き該官吏の立入検査を拒み、妨

げ又は忌避した者

第二十九條 前二條の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

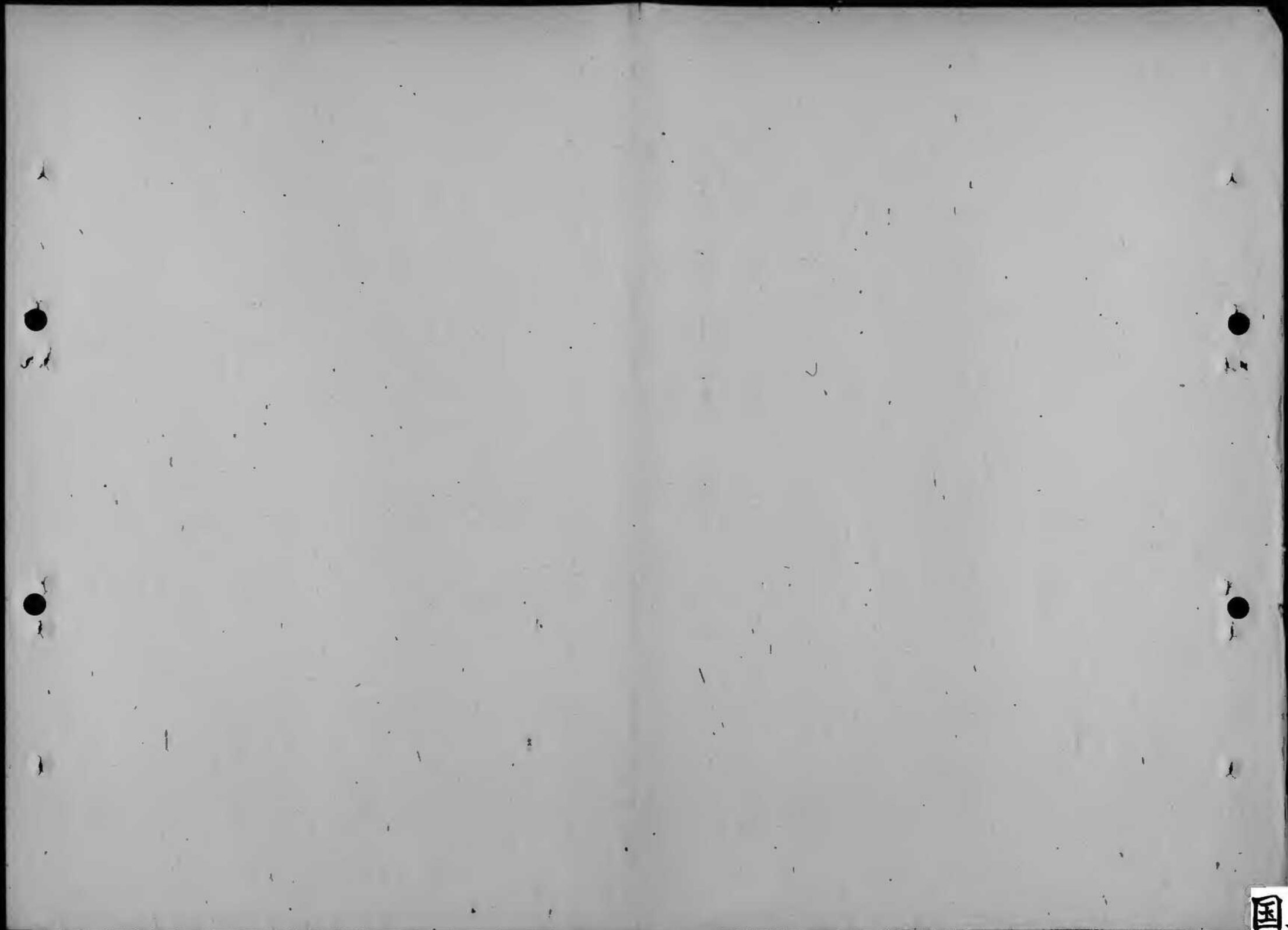
第三十條 第十一條第一項の規定に違反して、報告書せず、又は虚偽の報告書をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は事務に關して第二十七條、

第二十八條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附 則

第一條から第十二條までの規定及び第二十七條第二号の規定を除





く第十八條から第三十一條までの規定は、公布の日から施行する。  
2 第十三條から第十七條までの規定及び第二十七條第二號の規定の  
施行の日は、政令で定める。

裏面白紙

船舶明細報告書

(1)船名 \_\_\_\_\_

(2)建造年月日 \_\_\_\_\_ (3)最後の改造年月日 \_\_\_\_\_  
(通水・ポン工)

(4)船舶登録記号 \_\_\_\_\_ (5)総トン数 \_\_\_\_\_  
(船舶登録記号)

(6)用途 \_\_\_\_\_ (7)用 \_\_\_\_\_

(8)借号符号 \_\_\_\_\_ (9)船舶番号 \_\_\_\_\_

(10)現在の使用状況 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(11)機関の種類及び数 \_\_\_\_\_

(12)馬力 \_\_\_\_\_

(13)所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(14)借入者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第 條・第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称) \_\_\_\_\_ 印

海 陸 大 臣 殿

別表第二

船舶使用許可（承認）申請書

(1) 船名 \_\_\_\_\_

(2) 建造年月日 \_\_\_\_\_ (3) 最後の改造年月日 \_\_\_\_\_

(4) 船舶標識記号 \_\_\_\_\_

(5) トン数 \_\_\_\_\_

(6) 船号符号 \_\_\_\_\_ (7) 船舶番号 \_\_\_\_\_

(8) 使用しよるとする用途（第三條第一項又は五條第一項の場合） \_\_\_\_\_

(9) 現に使用している用途（第三條第二項又は第五條第二項の場合） \_\_\_\_\_

(10) 機関の種類及び数 \_\_\_\_\_

(11) 馬力 \_\_\_\_\_

(12) 所有者の住所氏名（名称） \_\_\_\_\_

(13) 借入人の住所氏名（名称） \_\_\_\_\_

上記の通り船舶選航管理令第 條第 項の規定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名（名称）

印

逓 輸 大 臣 殿

別表第三

船舶に関する変更の報告書

(1)船名	
(2)船舶識別記号 (シヤブツ番号)	(3)船舶の種類
(4)総トン数	(5)用途
(6)信号符字	(7)船舶番号
(8)現在の使用状況	
(9)変更があつた事項	
(イ)構造又は設備を変更したときはその概要	
(ロ)用途の変更又は使用の休止若しくは中止をしたときはその概要	
(ハ)譲渡・貸渡又は引渡をしたときは、その相手方の住所氏名(名称)	
(ニ)変更があつた年月日	
上記の通り船舶選航管理令第 條第 項の規定により報告する。	
昭和 年 月 日	報告者住所氏名(名称)
	印
	殿

備考 (1)譲渡・貸渡又は引渡をした場合において当事者の双方又は一方が制限会社(昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の承諾に伴い発する命令に関する件に基づく会社の解散の制限等に関する件(昭和二十年勅令第六五七号)第二條に規定する指定制会社又は大蔵大臣の指定する者をいふ)である場合は、同令第一及び第二による明細書を添附すること

様式一

船舶の譲渡等に関する明細書

(1) 船名 \_\_\_\_\_

(2) 現在の所有者 \_\_\_\_\_

(3) 住 所 \_\_\_\_\_

(4) 氏名(名称) \_\_\_\_\_

(5) 譲渡会社であるかどうかの別 \_\_\_\_\_

(6) 船舶所有隻数 \_\_\_\_\_

(7) 船舶所有総トン数 \_\_\_\_\_

(8) 譲渡、貸渡又は引渡をした理由 \_\_\_\_\_

(9) その他参考事項 \_\_\_\_\_

(10) 譲渡、貸渡又は引渡を受けた者 \_\_\_\_\_

(11) 住 所 \_\_\_\_\_

(12) 氏名(名称) \_\_\_\_\_

(13) 制限会社であるかどうかの別 \_\_\_\_\_

(14) 船舶所有隻数 \_\_\_\_\_

(15) 船舶所有総トン数 \_\_\_\_\_

(16) 譲渡、貸渡又は引渡を受けた理由 \_\_\_\_\_

(17) 運航者住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(18) 譲渡、貸渡又は引渡の内容 \_\_\_\_\_

(19) 譲渡、貸渡又は引渡条件 \_\_\_\_\_

(20) 譲渡、貸渡の金額 \_\_\_\_\_

(21) 船舶の現在の帳簿価格 \_\_\_\_\_

(22) 船舶の建造価格 \_\_\_\_\_



様式二 鋼船明細表

(1) 船名 \_\_\_\_\_ (2) 船舶標識記号 (スジャンブ番号) \_\_\_\_\_

(3) 船名 \_\_\_\_\_ (5) 使用運航者 \_\_\_\_\_

(4) 所有者 \_\_\_\_\_ (6) 船舶番号 \_\_\_\_\_ (8) 船籍港 \_\_\_\_\_

(9) 船種用途 (戦艦船の場合には戦艦船型) \_\_\_\_\_

(10) 総トン数 \_\_\_\_\_ (12) 純トン数 \_\_\_\_\_ (12) 載貨重量(1) \_\_\_\_\_

(13) 船の長さ(2) \_\_\_\_\_ (14) 船の幅(3) \_\_\_\_\_ (15) 甲板層数 \_\_\_\_\_

(16) 満載さつ水 \_\_\_\_\_ (17) 軽さつ水 \_\_\_\_\_

(18) 航海速度 \_\_\_\_\_ (19) 最高速度 \_\_\_\_\_

(20) 建造年月日 (進水<sup>いん</sup>工) \_\_\_\_\_ (21) 建造場所 \_\_\_\_\_

(22) 造船所名 \_\_\_\_\_ (25) 機関の種類型式 \_\_\_\_\_

(24) 汽鍋の種類型式 \_\_\_\_\_ (25) 馬力 \_\_\_\_\_ (26) 構造器の数 \_\_\_\_\_

(27) 燃料の種類 \_\_\_\_\_ (28) 燃料庫の容積 \_\_\_\_\_

(29) 燃料消費量 航 程 中 \_\_\_\_\_ てい 泊 中 \_\_\_\_\_

(30) 乗組員定員 \_\_\_\_\_ (31) 旅客定員 \_\_\_\_\_ 一 等 \_\_\_\_\_ 二 等 \_\_\_\_\_ 三 等 \_\_\_\_\_

(32) 載貨容積 (内容積) (8) \_\_\_\_\_ (外容積) (8) \_\_\_\_\_ (冷蔵容積) (8) \_\_\_\_\_

(33) 貨物用深水準の有無 \_\_\_\_\_ (34) その容積(8) \_\_\_\_\_

(35) ハツチの長さ・幅及び数 \_\_\_\_\_

(36) 軽さつ水における排水量(4) \_\_\_\_\_

(37) プームの能力及び数 \_\_\_\_\_

(38) 揚貨機の種類 \_\_\_\_\_

(39) 油艀船の場合には貨物油艀容積 (バレルトン) \_\_\_\_\_

(40) 二種以上の艀送のための装置の有無 \_\_\_\_\_ (41) 若しあればその詳細 \_\_\_\_\_

(42) 貨物油用ポンプの能力及び数 \_\_\_\_\_

(43) 容量清水トン \_\_\_\_\_ 養 脚 水 \_\_\_\_\_ 一日消費量 \_\_\_\_\_

(44) 通常航程距離及び日数 \_\_\_\_\_ 燃 料 \_\_\_\_\_ マイル清水 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

(45) 無戦装置 (送信機の種類型式及び数) \_\_\_\_\_

(受槽機の型式及び数)

(46) 修理を要する場合にはその箇所

(47) 若し運航されていなきは現在の所在地

(48) 外製國製國のときは、如何にして入手したかその詳細

(49) 一般記事並びに船舶の現状

(50) 若し船舶が特殊の任務又は航路に使用される予定の場合にはその説明

備考 (1) 重量トンは一トンスポンドの制で表わすこと。

(2) 寸法はフィートで表わすこと(一メートルを32809フートで換算し小数点以下三位を四捨五入する)。

(3) 容積は立方フィートで表わすこと(ノ立方メートルを353.166立方フィートで換算し小数点以下三位を四捨五入する)。

(4) きつ水における排水トンは貨物、船室、燃料、水、貯藏品、荷或は航海に必要なその他の物を除いたものをいう。

別表四 ( その一 )

百總トン以上木船明細報告書

(1) 船名 \_\_\_\_\_ (2) 舊船名 \_\_\_\_\_

(3) 船号符号 \_\_\_\_\_ (4) 船号番号 \_\_\_\_\_ (5) 船籍港 \_\_\_\_\_

(6) 船種 (用途別) \_\_\_\_\_ (7) 總トン数 \_\_\_\_\_ (8) 重畳トン数 \_\_\_\_\_

(9) 船の長さ \_\_\_\_\_ (10) 船の幅 \_\_\_\_\_ (11) 満載きつ水 \_\_\_\_\_ (12) 軽きつ水 \_\_\_\_\_

(13) 航速力 \_\_\_\_\_ (14) 最高速力 \_\_\_\_\_

(15) 進水年月 \_\_\_\_\_ (16) しゆんじ月 \_\_\_\_\_ (17) 建造場所 \_\_\_\_\_

(18) 本船の種類・型式 \_\_\_\_\_ (19) 汽機の種類・型式 \_\_\_\_\_

(20) 軸馬力 \_\_\_\_\_ (21) 推進器の数 \_\_\_\_\_

(22) 燃料の種類 \_\_\_\_\_ (23) 燃料艙の容積 \_\_\_\_\_

(24) 燃料一日消費料 \_\_\_\_\_ (26) 所有者住所氏名 \_\_\_\_\_

(25) 乗組員定員 \_\_\_\_\_ (27) 旅客定員 \_\_\_\_\_

(28) 容積トン数 (ばら) \_\_\_\_\_ (29) 容積トン数 (包装) \_\_\_\_\_ (30) 冷蔵貨物容積 \_\_\_\_\_

(31) 甲板層数 \_\_\_\_\_ (32) ハツチの数 \_\_\_\_\_ (33) ハツチの長さ及び幅 \_\_\_\_\_

(34) 懸賞機の数及び出力 \_\_\_\_\_

(35) 船内の環状 \_\_\_\_\_

(36) 使用者 \_\_\_\_\_

(37) 修理を要する場合にはその主要箇所 \_\_\_\_\_

(38) 現在就航してゐる航路又はけい留置名 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第 條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名 (名称) 印

海 陸 大 臣 殿

別表四（その二）

百總トン未満船舶明細報告書

(1) 船種・船名 \_\_\_\_\_ (2) 所有者 \_\_\_\_\_

(3) 船質及び用途別 \_\_\_\_\_ (4) 總トン数 \_\_\_\_\_ (5) 置置トン数 \_\_\_\_\_ (6) 船の長さ \_\_\_\_\_

(7) 船籍港 \_\_\_\_\_ (8) 船舶番号 \_\_\_\_\_

(9) 番号符号 \_\_\_\_\_ (10) 最高速度 \_\_\_\_\_

(11) 機関の種類 \_\_\_\_\_ (12) 機関の製造者 \_\_\_\_\_ (13) 燃料の種類 \_\_\_\_\_

(14) 建造場所 \_\_\_\_\_ (15) 進水年月 \_\_\_\_\_

(16) 乗組員定員 \_\_\_\_\_

(17) 現在の使用状況 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第 條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名（名称） 印

逓 信 大 臣 殿

期間より船契約解除許可(承認)申請書

別表第五

(1) 船名 \_\_\_\_\_

(2) 建造年月日 \_\_\_\_\_ (3) 最後の改造年月日 \_\_\_\_\_

(4) 船舶標識記号 \_\_\_\_\_  
(スカジャツブ番号)

(5) 総トン数 \_\_\_\_\_

(6) 船舶運営会に貸し渡しした年月日及び使用状況 \_\_\_\_\_

(7) 使用しようとする用途 \_\_\_\_\_

(8) 第三條第一項の承認又は第五條第一項の許可があつた年月日 \_\_\_\_\_

(9) 機関の種類及び出力 \_\_\_\_\_

(10) 馬力 \_\_\_\_\_

(11) 所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(12) 使用者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第十七條第一項の規定により申請する

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称) 印

大臣 殿



政令第 号

船舶運航管理令

二四、一、(四)

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一章 期間より、船契約の締結を要しない船舶

第一節 総トン数百トン以上の鋼製船舶等

（船舶の定義）

第一條 この節において「船舶」とは、総トン数百トン（総トン数の定めない船については長さ二十五メートル）以上の鋼製の船、機力十五トン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

（国又は地方公共団体が船舶を使用する場合）

第二條 国又は地方公共団体は、左の各号の一に掲げる用途に適する構造又は設備を有し、且つ、その所有に属する船舶については、もうばら当該用途にみずから使用するときに限り、これを使用することができ、但し、運輸大臣が帰還輸送のために船名を指定して告示した船舶につい

ては、船舶運管会がその運航を統制するものとする。

- 一 漁業取締用
- 二 漁業調査用
- 三 漁業練習用
- 四 ケーブル敷設用
- 五 氣象観測用
- 六 航海練習用
- 七 汚物処理用
- 八 引船用
- 九 救難用
- 十 しかんせつ用
- 十一 砕氷用
- 十二 海上保安艦用
- 十三 鐵道連絡船用
- 十四 管林局監視船用

十五 起重機船用

十六 バーゲ用

之 前項の場合において國又は地方公共団体の当該機関は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、別表第一に定める様式による報告書を運輸大臣に提出しなげればならない。

三 第一項の規定にかかわらず、國有財産法（昭和二十二年法律第七十三号）第三條に規定する普通財産である船舶については、一時使用を許可せしめしもの又は貸付を受けしものを除いては、これを使用することができない。

第三條 國又は地方公共団体が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするときは、船舶を同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用しようとするときは、当該機関は、別表第二に定める様式による申請書を提出して運輸大臣の承認を受けなければならぬ。

之 國又は地方公共団体が、この政令施行の際現に前條第一項に規定する船舶

以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しているときは又は船舶を同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができ、その期間内に当該機関が前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

（私人が船舶を使用する場合）

第四條 國又は地方公共団体以外の者（以下私人という。）は、左の各号の一に掲げる用途に適する構造又は設備を有し、且つ、その所有に属する船舶については、もつばら当該用途にみずから使用するとき限り、これを採用することができ、

一 ケーブル敷設用

二 救難用

三 引船用

四 しゅんせつ用

- 五 汚物処理用
- 六 ちりすて用
- 七 バーザ用
- 八 旅客運送用（運輸大臣が告示で定める範囲のものに限る。）
- 九 船舶修理工用
- 十 起重機用
- 十一 浮ドック用

二 前項の場合においては、その者は当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、別表第一に定める様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

第五條 私人が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途並みに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、別表第二に定める様式による申請書を提出して、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

二 私人が、この政令施行の際既に前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用するとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途並みに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間については同様である。

（変更の報告）

第六條 第一條第一項若しくは第四條第一項の規定により使用する船舶又は第三條第一項若しくは第五條第一項の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡（期間および租を含む。以下同じ。）若しくは引渡せし、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、別表第三に定める様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

（私人が船舶を漁船として使用する場合）

等七條 私人は漁船である船舶については、その所有に属するもの又は借受（期間不詳の船を含む。）をしたものをもつて漁船としてみづから使用するに限り、これを使用する事ができる。

二 前項の場合においてその者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内、別表第一に定める様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならぬ。

三 第一項の船舶の譲渡、貸渡若しくは引渡を、又はその積並、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、別表第三に定める様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなげなければならない。

四 前二項の規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

（経過規定）  
第八條 第二條第二項、第四條第二項又は前條第二項の規定の適用に關し、船舶がこの政令施行の豫限に当該用途に使用されてゐる場合に於ては、当該船舶の使用を開始した日とあるのは、この政令施行の日とする。

第二節 木製船舶及び總トン数百トン未満の鋼製船舶等  
（船舶の定義）  
第九條 この節において「船舶」とは、總トン数五トン以上の木製船舶、總トン数五トン以上の鋼製船舶及び撈揚力十五トン未満の起碇船をいふ。

（準用規定）  
第十條 國又は地方公共團體が、船舶を使用するときは、第二條、第三條第六條及び第八條の規定を準用する。この場合においては、第一條第一項第十六号の次に次の四号を加えて讀むものとする。

- 十七 銃関監視船舶（總トン数五トン未満のものに限る。）
- 十八 水工警察用船舶（總トン数五トン未満のものに限る。）
- 十九 海運局船級用船舶（總トン数五トン未満のものに限る。）
- 二十 ちりまて船

又 私人が、船舶を漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用するとき、第四條から第六條まで及び第八條の規定を準用する。

ヨ 私人が、総トン数百トン以上の木製船舶を漁船として使用するときは、第七條及び第八條の規定を準用する。

ケ 前三項の場合においては、第二條から第七條までの規定中「三十日」とあるのは「六十日」と読み替へるものとする。

コ 第一項から第三項までの規定による報告書又は申請書の提出は、これを提出すべき者の主たる事務所の所在地を管轄する海運局を経由しなければならぬ。

（船舶の報告）

第十一條 船舶を所有する私人は、毎年別表第四に定める様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。但し、前條第二項又は第三項に規定する場合は、この限りでない。

一 前項の報告書の記載事項は変更があつたときは、その事由が発生した日から六十日以内に、その旨を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

二 前二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

（漁船に関する除外規定）

第十二條 漁船登録規則（昭和二十二年農林省令第五号）が効力を有する間は、漁船である船舶の報告については、前二條の規定を適用せず漁船登録規則により報告書を提出するものとする。

第二章 期間および船契約の締結を要する船舶

（期間および船契約）

第十三條 総トン数百トン以上の鋼製船舶（國有財産法第三條に規定する普通財産であつて一時使用を許可してないもの又は貸付をしてないものを除く。）でもつぱら第二條第一項、第四條第一項又は第七條第一項に掲げる用途に使用する船舶並びに第三條又は第五條の規定による承認又は許可を受けて使用する船舶以外の船舶の所有者は、あらかじめ運輸大臣が定める期日においてその定める条件及び費用（船料）により、船運協会に対し、当該船舶を期間および船の形式で貸し渡さなければならぬ。但し、運輸大臣が船名を指定して告示した船舶は、この限りでない。



之 船舶運送會社は、前項の規定による貸渡の申込があつたときは、その船舶を借り受けなければならぬ。

三 第一項の規定により船舶を船舶運送會社に貸し渡す場合においては、船舶の期限等に關する件（昭和三十年運輸省令第四十号）第二條の規定は、適用しない。

四 運輸大臣は、第一項の規定により船舶運送會社に貸し渡さなければならぬ船舶の所有者に対し、同項の期日並びに條件及びよう船舶をその期日の十日前までに通知しなければならぬ。

（よう船舶）

第十四條 前條第一項の規定するよう船舶については、運輸大臣は、期間  
よう船舶審議會の議を経て定めなければならぬ。

（許願）

第十五條 第十三條第一項の規定により運輸大臣が定める條件又はよう船舶料に不服がある者は、訴願をすることが出来る。

（裁定）

第十六條 第十三條第一項の規定による貸渡の條件又はよう船舶料に關し船舶運送會社と船舶所有者との間に紛争が生じたときは、当事者双方の申出により運輸大臣が裁定する。

又 運輸大臣は前項の裁定をする場合において、よう船舶料に關しては、期間  
よう船舶審議會の議を経て定めなければならぬ。

（期間  
よう船舶契約の解除）

第十七條 第十三條第一項の規定により、船舶運送會社に貸渡をしてゐる船舶の所有者は、別表第五に定める様式による申請書を運輸大臣に提出してその承認又は許可を受けなければ当該船舶に關する期間  
よう船舶契約を解除することが出来ない。

又 運輸大臣は、前項の船舶がもつた第二條第一項若しくは第四條第一項に掲げる用途に使用される場合、私人が前項の船舶をもつた船舶として使用する  
場合又は前項の船舶について第三條第一項の承認若しくは第五條第一項の許可があつた場合に限り、前項の承認若しくは許可をすることが出来る。但し、当該船舶に關する期間  
よう船舶契約が解除されることによつて船舶運送會社の事業に支障を及ぼす場合は、運輸大臣

は、前項の承認又は許可をしなければならない。

第三章 期間および船料審議会

(設置)

第十八條 運輸省に、期間および船料審議会（以下審議会という。）を置く。

一 審議会は、第十三條第一項に規定するよう船料に關する事項を調査審議する。

二 審議会は、第十三條第一項に規定する條件について、運輸大臣に意見を具申することができる。

(組織)

第十九條 審議会は、委員八人で組織する。

(委員)

第二十條 審議会の委員は、左に掲げる者につき、運輸大臣が任命し、又は委嘱する。

一 従省長又は本邦運輸局長の職にある者

二 物價審議第五部長の職にある者

三 大藏省主計局長の職にある者

四 運輸省海運局長官の職にある者

五 船舶運管会理事長の職にある者

六 社団法人日本船主協会の会長の職にある者

七 所有船舶の総トン数を加算した数が五千トンをこえない船舶所有者を代表すると認められる者

八 法律又は経済に關する学識経験のある者

二 前項第一号から第六号までに掲げる者のうち欠けた者がある場合には、運輸大臣はその者に代つてその事務を行つてゐる者を委員に任命又は委嘱することができる。

(会長)

第二十一條 審議会の会長を置く。

一 会長は、審議会の会長を総理し、審議会を代表する。

二 会長は、前條第一項第八号に掲げる者につき委嘱した委員をもちて充てる。

三 会長に事故があるときは、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指

名する。

(第二十條第一項第七号及び第八号に掲げる者につきを囑した委員の任期)

第二十二條 第二十條第一項第七号及び第八号に掲げる者につきを囑した

委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

(議事)

第二十三條 審議会は、その委員六人以上の出席がなければ、会議を開き、

議決をすることができない。

又、審議会の議事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは、

会長の決するところによる。

(庶務)

第二十四條 審議会の庶務は、運輸省海運總局において処理する。

第四章 船舶

(船舶共有及び一時使用等)

第二十五條 この政令の適用については、船舶共有の場合においては船舶

管理人を、固有財産法第三條に規定する普通財産である船舶を一時使用す

る場合又は貸し付けた場合においては一時使用を許可する小口者又は貸

付を受けたる者を、その船舶の所有者とみなし、この場合においては、

その者につき船舶所有者に関する規定を適用する。

(立入検査)

第二十六條 運輸大臣は、この政令を施行するたの必要があるときは、当

該官吏に船舶所有者若しくは船舶所有者の事務所又は船舶に立ち入り、

帳簿書類その他の物件を検査せしめることができる。

又、当該官吏が前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す

証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

らせい。

第五章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項、第十條第二項において準用する場合を含む。の規定に違反した者

二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四條、第二項、第六條（この中の規定を第十條第二項において準用する場合を含む。）又は第七條第二項若しくは第三項（第十條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告書を提出せず又は虚偽の報告書を提出した者

二 第二十六條第一項の規定に基く当該官吏の立入検査を拒み、妨げ又は回避した者

第二十九條 前二條の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科す。

第三十條 第十一條第一項又は第二項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、五十円以下の罰金に処する。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十七條、第二十八條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

別表第一 船舶明細報告書

〱〇〱〱〱

(1) 船名 \_\_\_\_\_ (2) スカフヤツブ番号 \_\_\_\_\_ (3) 旧船名 \_\_\_\_\_  
 (4) 所有者の住所氏名 (名称) \_\_\_\_\_ <sup>カクホウキョウ</sup> \_\_\_\_\_ 係  
 (5) 使用者の住所氏名 (名称) (第七表第一項又は第二十五条の場合) \_\_\_\_\_  
 (6) 船舶の種類 (官公署特等船・民間特等船・漁船の別) \_\_\_\_\_  
 (7) 用途 \_\_\_\_\_ (8) 船質 (鋼製・木製の別) \_\_\_\_\_  
 (9) 船型 \_\_\_\_\_ (10) 信号符子 \_\_\_\_\_  
 (11) 船舶番号 \_\_\_\_\_ (12) 船体長さ \_\_\_\_\_  
 (13) 船の長さ \_\_\_\_\_ (14) 船の幅 \_\_\_\_\_ (15) 船の深さ \_\_\_\_\_  
 (16) 甲板の長さ \_\_\_\_\_ (17) 総トン数 <sup>噸</sup> \_\_\_\_\_ (18) 純トン数 <sup>噸</sup> \_\_\_\_\_  
 (19) 重量トン数 \_\_\_\_\_ (20) 航速力 \_\_\_\_\_ (21) 最高速力 \_\_\_\_\_  
 (22) 満載きつ水 <sup>噸</sup> \_\_\_\_\_ (23) 睡きつ水 <sup>噸</sup> \_\_\_\_\_ (24) 進水年月 \_\_\_\_\_  
 (25) しゆん工年月 \_\_\_\_\_ (26) 建造場所 \_\_\_\_\_ (27) 造船所名 \_\_\_\_\_  
 (28) 乗組員定員 \_\_\_\_\_ (29) 旅客定員 一等 名 二等 名 三等 名 \_\_\_\_\_  
 (30) 総トン数 (ばら) \_\_\_\_\_ (31) 総トン数 (包装) \_\_\_\_\_ (32) 冷蔵貨物容量 <sup>噸</sup> \_\_\_\_\_  
 (33) カロー、テラブ、タフの数の数及び容量 \_\_\_\_\_ (34) 貨物油容量 (備用船の場合) \_\_\_\_\_  
 (35) ハツクの数及び大きさ \_\_\_\_\_ (36) 睡きつ水における排水トン数 \_\_\_\_\_  
 (37) ティウの数及び力 <sup>馬力</sup> \_\_\_\_\_ (38) 貨物の種類 \_\_\_\_\_  
 (39) 貨物用ポンプの数及び力 <sup>馬力</sup> (備用船の場合) \_\_\_\_\_  
 (40) 二種以上の液体貨物を輸送しうる設備の有無 (備用船の場合) \_\_\_\_\_  
 (41) 機軸の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (42) 機軸の製作者 \_\_\_\_\_  
 (43) 汽機の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (44) 軸馬力 \_\_\_\_\_ (45) 汽機の種類 \_\_\_\_\_



- (46) 燃料の種類 \_\_\_\_\_ (47) 燃料庫の容量 \_\_\_\_\_
- (48) 燃料の消費量(一日当り) \_\_\_\_\_ 航海中 \_\_\_\_\_ 停泊中 \_\_\_\_\_
- (49) 蒸気水容量 \_\_\_\_\_ (50) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り) \_\_\_\_\_
- (51) 航続力(燃料による航続距離 \_\_\_\_\_ マル \_\_\_\_\_ 春潮水による航続時間 \_\_\_\_\_ 日)
- (52) 送信機の数及び型式 \_\_\_\_\_ (53) 受信機の数及び型式 \_\_\_\_\_
- 4 (54) 其他特殊の構造及び設備あるときはその詳細 \_\_\_\_\_
- (55) 外圍で建造された船舶であるときはその取得方法 \_\_\_\_\_
- (56) 最近の改造年月及び改造要目 \_\_\_\_\_
- (57) 船舶の現状(航行中、損傷修理中、入渠修理中、改造工事中、繋船中、救助中、救助可能、救助不能の別、退航してない場合は本船の名称を明記) \_\_\_\_\_
- (58) 現在の使用状況(現在就航している航路、用途及び使用実績等につきその詳細を明記) \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項の規定

により報告する

昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告者住所氏名(名刺)

印

運輸大臣

殿

別表第二

船舶使用許可（承認）申請書

1	(1) 船名	(2) スカジャツブ番号	(8) 旧船名
	(4) 所有者の住所氏名（名称）		
	(6) 使用者の住所氏名（名称）		
	(6) 船舶の種類（官公署特務船・民間特務船・漁船・貨物船の別）		
	(7) 船質（鐵製・木製の別）		
	(8) 船型	(9) 信号符字	
	(10) 船舶番号	(11) 船籍港	
	(12) 現在の用途（第十三條の船舶であるときは特にその旨を明記）		
	(13) 運輸大臣の許可又は承認を受けようとする用途		
	(14) 使用しようとする用途（第三條第一項若しくは第五條第一項の場合又は第十條第一項若しくは同條第二項の場合）		
	(15) 同條第二項の場合）		
2	(14) 船の長さ	(15) 船の幅	(16) 船の深さ
	(17) 甲板の枚数	(18) 総トン数	(19) 純トン数
	(20) 重量トン数	(21) 初海速力	(22) 最高速力
	(23) 船底きつ水	(24) 船底きつ水	(25) 進水年月
	(26) しゆん工年月	(27) 建造場所	(28) 造船所名
	(29) 乗組員定員	(30) 旅客定員	一等 名・二等 名・三等 名
	(31) 容積トン数（ばら）	(32) 容積トン数（包装）	(33) 冷蔵貨物容積
	(34) カゴ、パイプ、ダグの数及び容積	(35) 貨物出積容積（油槽船の場合）	
	(36) ハツチの数及び大きさ	(37) 船きつ水における排水量トン数	
	(38) ゴキウの数及び出力	(39) 揚子機の種類	
	(40) 貨物油用ポンプの数及び出力	(41) 油槽船の場合）	
	(41) 二層以上の液体貨物を搬送する設備の有無（油槽船の場合）		
	(42) 機関の種類及び型式	(43) 機関の製作者	
	(44) 主機の種類及び型式	(45) 軸馬力	
	(46) 推進器の長さ	(47) 燃料の種類	

(48) 燃料庫の容積	(49) 燃料消費量(一日当り)	航海中
てい泊中	(50) 蒸気容量	(51) 蒸化器の数及び蒸化能力
力(一日当り)	(52) 蒸化能力(燃料による航路距離)	
	マイル、養備水による航路時間	日
(55) 送信機の数及び型式	(54) 受信機の数及び型式	
(56) 他特殊の構造及び設備あるときはその詳細		
(58) 外層で建造された船舶であるときはその取得方法		
(57) 最後の改造年月及び改造要目		
(58) 船舶の現状(就航中、損傷修理中、入渠修理中、改造工事中、乗船中、救助中、救助可能、救助不能の別、擱航してない場合は乗船のほかに船名を明記)		
(59) 現在の使用状況(現在就航している船舶、用途及び使用要領等につきその詳細、船舶運営会に貸し渡して運航中のときはその旨を附記)		

上記の通り船舶運航管理令第 條第 項の規定により申請する
昭和 年 月 日
申請者 田所氏名(名称)
印
逓信大臣
殿

三 第 表 附 船 舶 に 関 する 変 更 の 報 告 書

(1) 船 名 \_\_\_\_\_ (2) スカジャツブ番号 \_\_\_\_\_ (3) 舊船名 \_\_\_\_\_

(4) 所有者の住所氏名 (名称) \_\_\_\_\_

(5) 使用者の住所氏名 (名称) (第七條又は第二十五條の場合) \_\_\_\_\_

(6) 船舶の種類 (官公署特殊船舶<sup>和ノ</sup>民船<sup>和ノ</sup>特殊船舶漁船の別) \_\_\_\_\_

(7) 船 質 (鋼製・木製の別) \_\_\_\_\_

(8) 船 型 \_\_\_\_\_ (9) 俵 号 符 字 \_\_\_\_\_

(10) 船 舶 番 号 \_\_\_\_\_ (11) 船 籍 港 \_\_\_\_\_

(12) 船舶の現状 (就航中損傷修理中入渠修理中改造工事中<sup>イノイシ</sup>船中救助中救助可能救助不能の別<sup>イノイシ</sup>航してない場合は本船の<sup>イノイシ</sup>留地名を明記) \_\_\_\_\_

(13) 現在の使用状況 (現在就航している航路・用途及び使用実績等につきその詳細を明記) \_\_\_\_\_

(14) 変更があつた事項及び変更があつた年月日 \_\_\_\_\_

イ) 構造又は設備を変更したときはその詳細及びその年月日 \_\_\_\_\_

ロ) 使用方法 (用途の<sup>イノイシ</sup>変更又は使用の休止若しくは廢止の場合を含む) を変更したときはその詳細及び年月日 \_\_\_\_\_

ハ) 譲渡・貸渡又は引渡をしたときはその相手方の住所氏名 (名称) 及び年月日 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶航行管理令 第 第 項 の 規 定 に よ り 報 告 す る。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名 (名称) \_\_\_\_\_ 印

發 給 大 臣 殿



期間より船契約解除許可(承認)申請書

別表第五

1 / (1) 船名 \_\_\_\_\_ (2) スカジヤツブ番号 \_\_\_\_\_ (3) 船名 \_\_\_\_\_  
 (4) 所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_  
 (5) 使用者の住所氏名(名称) (第二十五条の場合) \_\_\_\_\_  
 (6) 船型 \_\_\_\_\_ (7) 信号符字 \_\_\_\_\_  
 (8) 船舶番号 \_\_\_\_\_ (9) 船籍 \_\_\_\_\_  
 (10) 船舶運営会に貸し渡した年月日及び貸渡後現在迄の使用状況 \_\_\_\_\_

(11) 使用しようとする用途 \_\_\_\_\_  
 (12) 船舶運営会に対する期間より船契約の解除を必要とする理由につきその詳細 \_\_\_\_\_  
 (13) 第三條第一項の承認又は第五條第一項の許可を申請したときはその年月日 \_\_\_\_\_

2 (14) 船の長さ \_\_\_\_\_ (15) 船の幅 \_\_\_\_\_ (16) 船の深さ \_\_\_\_\_  
 (17) 甲板層の數 \_\_\_\_\_ (18) 純トン數 \_\_\_\_\_ (19) 純トン數 \_\_\_\_\_  
 (20) 重量トン數 \_\_\_\_\_ (21) 航海速度 \_\_\_\_\_ (22) 最高速度 \_\_\_\_\_  
 (23) 荷載きつ水 \_\_\_\_\_ (24) 軽きつ水 \_\_\_\_\_ (25) 進水年月 \_\_\_\_\_  
 (26) しゅうん工年月 \_\_\_\_\_ (27) 建造場所 \_\_\_\_\_ (28) 造船所名 \_\_\_\_\_  
 (29) 乗組員定員 \_\_\_\_\_ (30) 旅客定員 一等 名 二等 名 三等 名 \_\_\_\_\_  
 (31) 容積トン數(ばら) \_\_\_\_\_ (32) 容積トン數(包装) \_\_\_\_\_ (33) 冷蔵貨物容積 \_\_\_\_\_  
 (34) カーゴディブ・タンクの數及び容積 \_\_\_\_\_ (35) 貨物油容積(油槽船の場合) \_\_\_\_\_  
 (36) ハツチの數及び大きさ \_\_\_\_\_

3 (37) 船きつ水における排水ポンプの數 \_\_\_\_\_ (38) デザークの數及び出力 \_\_\_\_\_  
 (39) 煙突の種類 \_\_\_\_\_  
 (40) 貨物油用ポンプの數及び出力 \_\_\_\_\_ (油槽船の場合) \_\_\_\_\_  
 (41) 二種以上の液体貨物を輸送しうる設備の有無(油槽船の場合) \_\_\_\_\_  
 (42) 煙突の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (43) 煙突の製作者 \_\_\_\_\_  
 (44) 推進器の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (45) 船馬力 \_\_\_\_\_  
 (46) 推進器の數 \_\_\_\_\_ (47) 燃料の種類 \_\_\_\_\_



(48) 燃料艙の容積 \_\_\_\_\_

航 海 中 \_\_\_\_\_

(49) 燃料消費量 (一日当り) \_\_\_\_\_

(50) 養分水容積 \_\_\_\_\_

(51) 蒸化器の数及び蒸化能力 (一日当り) \_\_\_\_\_

(52) 航続能力 (燃料による航続距離) \_\_\_\_\_

マイル、養分水による航続時間 \_\_\_\_\_

(53) 送信機の数及び型式 \_\_\_\_\_

(54) 受信機の数及び型式 \_\_\_\_\_

(55) 其他特殊の構造及び設備あるときはその詳細 \_\_\_\_\_

(56) 外國で建造された船舶であるときはその取得方法 \_\_\_\_\_

(57) 最後の改造年月及び改造要目 \_\_\_\_\_

(58) 船舶の現状 (就航中、損傷修理中、入渠修理中、改造工事中、募船中、救助中、救助可能、救助不可能の別、<sup>其</sup>航行していない場合は本船の<sup>この</sup>留地名を明記) \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第十七條第一項の規定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名 (名称)

印

大臣 殿

船舶運輸管理令解説表

大分類	所有関係	船種、船型	運輸管理	政令条文	報告、申請書式	經由官庁	
(I) 帰還輸送船	政府所有船	スベテノ船	C. M. M. C. 統制運輸	船名告示 二條但書	報告事項十三		
	民間所有船		國家使用繼續(裸用船)	船名告示 一三條但書	報告事項十三		
(II) 政府特殊使用船 (國又ハ地方公共団体)	政府所有船	100トン以上ノ鋼船	自由運輸……第一條ノ用途(信)	第一條、第六條、第八條	別表(一)(二)	本省	
		木船及ビ100トン未満ノ鋼船	承認運輸……第二條以外ノ用途	第三條、第六條	別表(二)(三)	本省	
	政府借入船	スベテノ船	承認運輸	第十條一項ノ用途(20迄)	第十條一項、第二條、第六條、第八條	別表(一)(三)	海運局
		スベテノ船	承認運輸	承認運輸	第十條一項以外ノ用途	第十條一項、第三條、第六條	別表(二)(三)
(III) 民間特殊使用船	所有船	100トン以上ノ鋼船	自由運輸……第四條ノ用途	第五條、第六條、第八條	別表(一)(三)	本省	
		木船及ビ100トン未満ノ鋼船	承認運輸……第四條以外ノ用途	第五條、第六條	別表(二)(三)	本省	
	借入船	スベテノ船	承認運輸	自由運輸……第四條ノ用途	第十條二項、第四條、第六條、第八條	別表(一)(三)	海運局
		スベテノ船	承認運輸	承認運輸	承認運輸	第十條二項、第五條、第六條	別表(二)(三)
(IV) 漁船	所有船、借入船	100トン以上ノ鋼船	自由運輸……漁船ノ用途	第七條	別表(一)(三)	水産庁長官	
		木船及ビ100トン未満ノ鋼船	承認運輸……漁船ノ用途	第十條(第十條三項、第七條、第八條)	漁船登録規則	府県知事	
(V) 貨物船(自由運輸ノ鋼船又ハ旅客船ヲ含ム) タンカー、セメントタンカー等		100トン以上ノ鋼船	定期用船契約(例外ノ除外ノ要員供任ノ外國籍船)	第十三條	報告事項十三		
		木船及ビ100トン未満ノ鋼船	契約解除	第十七條	別表(五)	本省	
		木船及ビ100トン未満ノ鋼船	自由運輸	第十一條	別表(四)	海運局	

二四一、一九

裏面白紙

政令 号

船舶運航管理令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一章 期間より、船契約の締結を要しない船舶

第一節 総トン数百トン以上の鋼製船舶等

（船舶の定義）

第一條 この節において「船舶」とは、総トン数百トン（総トン数の定めない船に於いては長さ二十五メートル）以上の鋼製の船、撈揚力十五トン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

（國又は地方公共團體が船舶を使用する場合）

第二條 一又は地方公共團體は、左の各号の一に掲げる用途に適する船舶又は設備を有し、且つ、その所有に屬する船舶については、もつぱら当該用途にみずから使用するときに限り、これを使用することがで

きる。但し、運輸大臣が船運促進のために船名を指定した船舶については、船舶運管会がその運航を統制するものとする。

- 一 漁業取締用
- 二 漁業調査用
- 三 漁業講習用
- 四 ケーブル敷設用
- 五 氣象観測用
- 六 航海講習用
- 七 汚物処理用
- 八 引船用
- 九 救難用
- 十 いんせつ用
- 十一 浮氷用
- 十二 海上保安處用

- 十三 鉄道連絡船用
- 十四 官林局監視船用
- 十五 起重機船用
- 十六 パーヂ用

前項の場合において又は地方公共団体の当該機関は、当該船舶の  
 使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報  
 告書を送付大臣に提出しなければならない。

第一項の規定にかかわらず、国有財産法（昭和二十二年法律第七十  
 号）第三條に規定する普通財産である船舶については、一時使用の  
 許可を受けたもの又は貸付を受けたものを除いては、これを使用するこ  
 とができない。

第三條 又は地方公共団体が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶  
 をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするとき又は船  
 船を同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用しようとするときは

当該機関は、第二号様式による申請書を提出して運輸大臣  
 の承認を受けなければならない。

又は地方公共団体が、この政令施行の際現に前條第一項に規定す  
 る船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用してい  
 るとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用してい  
 るときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわ  
 りず、その使用を継続することができる。その期間内に当該機関が前  
 項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承  
 認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

（私人が船舶を使用する場合）

第四條 又は地方公共団体以外の者（以下私人という。）は、左の各  
 号の一に掲げる用途に使用する構造又は設備を有し、且つ、その所有に  
 属する船舶については、もつばら当該用途にみずから使用するとき  
 限り、これを使用することができらる。



- 一 ケーブル敷設用
  - 二 救難用
  - 三 引船用
  - 四 しゆんせつ用
  - 五 汚物処理用
  - 六 ちりすて用
  - 七 パーチ用
  - 八 旅客運送用（運輸大臣が告示で定める船舶のものに限る。）
  - 九 船舶修繕工作用
  - 十 起碇検査用
  - 十一 浮ドック用
- 二 前項の場合においては、その者は当該船舶の俾用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を経済大臣に提出しなければならぬ。

五 私人が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、第二号様式による申請書を提出して、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

六 私人が、この政令施行の際現に前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しているとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

（変更の報告）

六 條 第二條第一項若しくは第四條第一項の規定により使用する船舶又



は第三條第一項若しくは第五條第一項の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡（期間より船を含む。以下同じ。）若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号 様式による報告書を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

（私人が船舶を漁船として使用する場合）

第七條 私人は、漁船である船舶については、その所有に属するもの又は（一）期間より船を含む。（二）をししたものをもつばら漁船としてみずから使用するとき限り、これを使用することができる。

2 前項の場合においてその者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号 様式 による報告書を不産局長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の船舶の譲渡、貸渡若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号 様式 による報告書を不産局長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

（通過規定）  
第八條 第二條第二項、第四條第二項又は前條第二項の規定の適用に関し、船舶がこの政令施行の際既に当該用途に使用されている場合は、当該船舶の使用を開始した日とあるのは、この政令施行の日とする。

（船舶の定義）  
第九條 この節において「船舶」とは、総トン数五トン以上の不製船舶、総トン数五トン以上百トン未満の鋼製船舶及び推進力十五トン未満の定章後船をいう。

（準用規定）

第十條 國又は地方公共団体が、船舶を使用するときは、第二條、第三條、第六條及び第八條の規定を準用する。この場合においては、第二條第一項第十六号の次に次の四号を加えて讀むものとする。

十七 税関監視船舶

十八 水上警察用

十九 海運局雑役用

二十 ちりすて用

2 私人が、船舶を漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用するとき、第四條から第六條まで及び第八條の規定を準用する。

3 私人が、総トン数百トン以上の木製船舶を漁船として使用するとき、第七條及び第八條の規定を準用する。

4 前三項の場合においては、第二條から第七條までの規定中「三十日」とあるのは「六十日」と読み替えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定による報告書又は申請書の提出は、こ

れを提出すべき者の主たる事務所所在地を管轄する海運局を経由しななければならない。

（船舶の報告）

第十一條 船舶を所有する私人は、毎年、第四号様式による報告書を逓信大臣に提出しなければならない。但し、前條第二項又第三

項の規定する場合、この限りでない。

2 前項の報告書の記載事項に変更があつたときは、その事由が発生した日から六十日以内に、その旨を記載した報告書を逓信大臣に提出しななければならない。

3 前二項に規定する報告書の提出の方法は、逓信大臣が定める。

（漁船に関する除外規定）

第十二條 漁船登録規則（昭和二十二年農林省令第五号）が效力を有する間は、漁船である船舶の報告については、前二條の規定を適用せず

漁船登録規則により報告書を提出するものとする。

第二章 期間より船契約の締結を要する船舶

(期間より船契約)

第十三條 総トン数百トン以上の鋼製船舶（固有財産法第三條に規定する普通財産であつて一時使用を許可してゐないもの又は貸付をしてゐないものを除く。）でもつばら第二條第一項、第四條第一項又は第七條第一項に掲げる用途に使用する船舶並びに第三條又は第五條の規定による承認又は許可を受けて使用する船舶以外の船舶の所有者は、あらかじめ運輸大臣が定める期日においてその定める条件及びより船料により、船舶運管会に対し、当該船舶を期間より船の形式で貸し渡さなければならぬ。但し、運輸大臣が船名を指定して告示した船舶はこの限りでない。

2 船舶運管会は、前項の規定による貸渡の申込があつたときは、その船舶を借り受けなければならぬ。

3 第一項の規定により船舶を船舶運管会に貸し渡す場合においては、

航路の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）第二條の規定は、適用しない。

4 運輸大臣は、第一項の規定により船舶運管会に貸し渡さなければならぬ船舶の所有者に対し、同項の期日並びに条件及びより船料をその期日の十日前までに通知しなければならない。

(より船料)

第十四條 前條第一項に規定するより船料については、運輸大臣は、期間より船料審議会の議を経た定めなければならない。

(訴願)

第十五條 第十三條第一項の規定により運輸大臣が定める条件又はより船料に不服がある者は、訴願をすることができぬ。

(裁定)

第十六條 第十三條第一項の規定による貸渡の条件又はより船料に關し船舶運管会と船舶所有者との間に紛争が生じたときは、当事者双方の申出により運輸大臣が裁定する。

運輸大臣は、前項の裁定をする場合において、より船料に關しては、期間より、船料審議會の議を経てなればならない。

（期間より、船契約の解除）

第十七條 第十三條第一項の規定により、船舶運管會に貸渡をしてゐる船舶の所有者は、第五條第一項の申請書を運輸大臣に提出してその承認又は許可を受けなければ、当該船舶に關する期間より、船契約を解除することができない。

運輸大臣は、前項の船舶がもつばら第二條第一項若しくは第四條第一項に掲げられた用途に使用される場合、私人が前項の船舶をもつばら漁船として使用する場合又は前項の船舶について第三條第一項の承認若しくは第五條第一項の許可があつた場合に限り、前項の承認又は許可をなすことができない。但し、当該船舶に關する期間より、船契約が解除されることによつて船舶運管會の事業に支障を生ずる虞がある場合には、運輸大臣は、前項の承認又は許可をしてはならない。

第三章 期間より、船料審議會

（設置）

第十八條 運輸省に、期間より、船料審議會（以下審議會といふ。）を置く。

審議會は、第十三條第一項の規定するより、船料に關する事項を調査審議する。

審議會は、第十三條第一項の規定する條件について、運輸大臣に意見を具申することができん。

（組織）

第十九條 審議會は、委員八人で組織する。

（委員）

第二十條 審議會の委員は、左に掲げらるる者につき、運輸大臣が任命し、又は委嘱する。

- 一 經濟安定本部運輸局長の職にある者
- 二 物價廳第五部長の職にある者



- 三 大蔵省主計局長の職にある者
- 四 運輸省海運総局長官の職にある者
- 五 船舶迎會会理事長の職にある者
- 六 社團法人日本船主協会の会長の職にある者
- 七 所有船舶の総トン数を加算した数が五千トンをこえない船舶所有者を代表すると認められる者
- 八 法律又は経済に関する学識経験のある者
- 九 前項第一号から第六号までに掲げらる者のうち欠けた者があつた場合には、運輸大臣はその者に代つてその事務を行つていゝる者を委員に任命又は委嘱することができる。

(会則)

- 第二十一條 審議会に会長を置く。
- 二 会長は、評議会の会務を総理し、審議会を代表す。
- 三 会長は、前條第一項第八号に掲げらる者につき委員を充てて充てる。

- 四 会長に事故があつたときは、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指定す。

(委員の任期)

- 第二十二條 第二十条第一項第七号及び第八号に掲げらる者につき委嘱した委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

(職掌)

- 第二十三條 審議会は、その委員六人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 二 審議会の評事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは、会長の決するところによらる。

(庶務)

- 第二十四條 審議会の庶務は、運輸省海運総局において処理す。

第四章 雜則

- (船舶共有及び一時使用等)



第二十五條 この政令の適用については、船舶共有の場合においては船舶  
管理人を、國有財産法第三條に規定する普通財産である船舶を一時使用  
させた場合又は貸し付けた場合においては一時使用を許可された者又は  
貸付を受けた者をその船舶の所有者とみなし、これらの場合においては  
、その者のみ船舶所有者に關する規定を適用する。

(立入検査)

第二十六條 海陸大臣は、この政令を施行するため必要があるときは、当  
該官吏に船舶所有者若しくは船舶所有者の事務所又は船舶に立ち入り、  
帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 当該官吏が前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す  
証書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければな  
らぬ。

第五章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以

下の罰金に処す。

一 第五條第一項(第十條第二項において準用する場合を含む。)、の規  
定に違反した者

二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以  
下の罰金に処す。

一 第四條第二項、第六條(これらの規定を第十條第二項において準用  
する場合を含む。)、又は第七條第二項若しくは第三項(第十條第三項  
において準用する場合を含む。)、の規定に違反して、報告書を提出せ  
ず、又は虚偽の報告書を提出した者

二 第二十六條第一項の規定に基く当該官吏の立入検査を拒み、妨げ、又  
は忌避した者

第二十九條 前二條の罪を犯した者には、清狀により懲役及び罰金を併科  
することかできる。

第三十條 第十一條第一項又は第二項の規定に違反して、報告書を提出  
せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、五千円以下の罰金に処す。  
第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他  
の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十七條、第  
二十八條又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰す外、その  
法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科す。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行す。

裏面白紙

A	(1) 船名	(2) スカジヤブ番号	(3) 旧船名
	(4) 所有者の住所氏名(名称)		
	(5) 使用者の住所氏名(名称)		
	(6) 船舶の種類(官公署特殊船、私人特殊船、漁船の別)		
	(7) 用途	(8) 船夜(鋼製、木製の別)	
	(9) 船型	(10) 借号符号	
	(11) 船舶番号	(12) 船籍港	
B	(13) 船の長さ	(14) 船の幅	(15) 船の深さ
	(16) 甲板層の数	(17) 総トン数	(18) 純トン数
	(19) 真骨トン数	(20) 航速能力	(21) 最高速度
	(22) 満載きつ水	(23) 軽きつ水	(24) 進水年月
	(25) しゆん工年月	(26) 建造場所	(27) 造船所名
	(28) 乗組員定員		
C	(29) 旅客定員	一等名	二等名
	(30) 容積トン数(ばら)	(31) 容積トン数(包装)	三等名
	(32) 貨物用積載庫の容積	(33) カーゴ、デック、タンクの容積及び容量	
	(34) 貨物用積載庫の容積(タンカーの場合)	(35) 船排水トン数	
	(36) バンチの容積及び大きさ	(37) ウィンチの総額	
	(38) デックフレームの数及び力丹	(39) 作物神用ポンプの数及び力丹(タンカーの場合)	
	(40) 二和以上の液体貨物を運送する設備の有無(タンカーの場合)	(41) 積載の積荷及び型式	
D	(42) 積載の積荷及び型式	(43) ポイラーの総額及び型式	(44) 軸馬力
	(45) 積載の積荷及び型式	(46) 燃料の積積	(47) 燃料庫の容積
	(48) 燃料の消費丹(一日当り)	(49) 蒸かん水容丹	(50) 蒸化器の及び蒸化能力(一日当り)
	(51) 燃料による航路距離	(52) 蒸かん水による航路時間	(53) 航路中
			(54) 航路中
			(55) 航路中

<p>(53) 送信機の数及び型式</p> <p>(54) 受信機の数及び型式</p> <p>(55) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細</p> <p>(56) 外国で建造された船舶であるときはその取得方法</p> <p>(57) 最後の改造年月及び改造要目</p> <p>(58) 船舶の現状</p>	<p>上記の通り船舶総航空管理令第 条 第 項の規定により報告する。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>報告者住所氏名(名称)</p> <p>印</p> <p>大臣 殿</p>
---	--

裏面白紙

第二号様式

船舶使用許可（承認）申請書

A (1)船名 \_\_\_\_\_ (2)スカジャツプ番号 \_\_\_\_\_ (8)旧船名 \_\_\_\_\_

(4)所有者の住所氏名（名称） \_\_\_\_\_

(5)使用者の住所氏名（名称） \_\_\_\_\_

(6)船舶の種類（官公署特殊船・私人特殊船・漁船・貨物船の別） \_\_\_\_\_

(7)船質（鋼製・木製の別） \_\_\_\_\_

(9)船型 \_\_\_\_\_ (9)信号符号 \_\_\_\_\_

(10)船舶番号 \_\_\_\_\_ (11)船籍港 \_\_\_\_\_

(12)現在使用中の用途 \_\_\_\_\_

(13)運輸大臣の許可又は承認を受けて使用しよとする用途 \_\_\_\_\_

B (14)船の長さ \_\_\_\_\_ (15)船の幅 \_\_\_\_\_ (16)船の深さ \_\_\_\_\_

(17)甲板層の数 \_\_\_\_\_ (18)総トン数 \_\_\_\_\_ (19)純トン数 \_\_\_\_\_

(20)重量トン数 \_\_\_\_\_ (21)航路速度 \_\_\_\_\_ (22)最高速度 \_\_\_\_\_

(23)満載きつ水 \_\_\_\_\_ (24)睡きつ水 \_\_\_\_\_ (25)進水年月 \_\_\_\_\_

(26)しゆん工年月 \_\_\_\_\_ (27)建造場所 \_\_\_\_\_ (28)造船所名 \_\_\_\_\_

C (29)乗組員定員 \_\_\_\_\_

(30)旅客定員 \_\_\_\_\_ 一等 \_\_\_\_\_ 二等 \_\_\_\_\_ 三等 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

(31)容積トン数（ばら） \_\_\_\_\_ (32)容積トン数（包装） \_\_\_\_\_ (33)貨物用冷蔵庫の容積 \_\_\_\_\_

(34)カーゴ・デックの長さ及び容積 \_\_\_\_\_ (35)貨物用デッキの面積（タカ）の容積 \_\_\_\_\_

(36)ハッチの長さ及び大きさ \_\_\_\_\_ (37)甲板面積 \_\_\_\_\_

(38)ブリック・ワークの数及び力量 \_\_\_\_\_ (39)ウインチの種類 \_\_\_\_\_

(40)貨物油用ポンプの数及び力量（タンカの場合） \_\_\_\_\_

(41)二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無（タンカの場合） \_\_\_\_\_

(42)機関の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (43)機関の製作者 \_\_\_\_\_

(44)ボイラーの種類及び型式 \_\_\_\_\_ (45)軸馬力 \_\_\_\_\_

(46)推進器の数 \_\_\_\_\_ (47)燃料の種類 \_\_\_\_\_

(48)燃料庫の容積 \_\_\_\_\_ (49)燃料消費量（一日当り）航海中 \_\_\_\_\_

てい泊中 \_\_\_\_\_ (50)養かん水容量 \_\_\_\_\_ (51)蒸化品の数及び蒸化能力 \_\_\_\_\_

力（一日当り） \_\_\_\_\_ (52)燃料による航路距離 \_\_\_\_\_

(53)養かん水による航路時間 \_\_\_\_\_



(54)送信機の数及び型式 \_\_\_\_\_ (55)受信機の数及び型式 \_\_\_\_\_

(56)その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細 \_\_\_\_\_

(57)外国で建造された船舶であるときはその取得方法 \_\_\_\_\_

(58)最後の改造年月及び改造要目 \_\_\_\_\_

(59)船舶の現状 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第 \_\_\_\_\_ 條第 \_\_\_\_\_ 項の規定により申請する。

昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者住所氏名(名称)

印

逓信大臣

殿

裏面白紙

(1) 船名 \_\_\_\_\_ (2) スカジャツプ番号 \_\_\_\_\_ (3) 旧船名 \_\_\_\_\_

(4) 所有者の住所氏名 (名称) \_\_\_\_\_

(5) 使用者の住所氏名 (名称) \_\_\_\_\_

(6) 船舶の種類 (官公署特殊船、私人特殊船、漁船、貨物船の別) \_\_\_\_\_

(7) 船質 (鋼製、木製の別) \_\_\_\_\_

(8) 船型 \_\_\_\_\_ (9) 船号符号 \_\_\_\_\_

(10) 船舶番号 \_\_\_\_\_ (11) 船籍港 \_\_\_\_\_

(12) 変更があつた事項及び変更があつた年月日 \_\_\_\_\_  
 (イ) 構造又は設備を変更したときはその詳細及びその年月日 \_\_\_\_\_  
 (ロ) 使用方法 (用途の変更又は使用の休止若しくは廃止の場合を含む) を変更したときはその詳細及び年月日 \_\_\_\_\_

(13) 船舶の現狀 \_\_\_\_\_  
 (イ) 船體、貨底又は引渡をしたときはその詳細及び年月日 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶新管理令第 條第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名 (名称) \_\_\_\_\_ 印

大 一 郎 殿

測 画 用 紙

船舶明細書(表の一) 百トン以上木船明細報告書

(1) 船名	(2) 旧船名
(3) 所有者の住所氏名 (名稱)	
(4) 使用者の住所氏名 (名稱)	
(5) 船の種類 (汽船、汽船の型)	(6) 用途
(7) 船身符号	(8) 船舶番号
(9) 船籍港	
(10) 船の長さ	(11) 船の幅
(12) 甲板廣の數	(13) 総トン數
(14) 推進トン數	(15) 航海深力
(16) 最高深力	(17) 満載きつ水
(18) 満載きつ水	(19) 進水年月
(20) しゆん工年月	(21) 建造場所
(22) 乗組員定員	
(23) 旅客定員	(24) 容積トン數 (ばら)
(25) 容積トン數 (包乘)	(26) 貨物用冷藏庫の容積
(27) ハツチの數及び大きさ	(28) デリツク、プームの數及び力
(29) 碇の種類	(30) ボイラーの種類
(31) 船尾刀	(32) 推進器の數
(33) 燃料の種類	(34) 燃料庫の容積
(35) 燃料の消費量(一時間當り)	
(36) 船船の現狀	

上記の通り船舶運航管理令第十一條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名 (名稱)

送呈入位 殿

印

裏面白紙

噸四号機マ (その二) 百トン未満汽船明細報告書

- (1) 船名 \_\_\_\_\_
- (2) 所有者姓名(名聲) \_\_\_\_\_
- (3) 船体の種類(汽船、汽艇の明) \_\_\_\_\_
- (4) 用途 \_\_\_\_\_
- (5) 船質(鋼製、木製の明) \_\_\_\_\_
- (6) 信与符号 \_\_\_\_\_
- (7) 船名番号 \_\_\_\_\_
- (8) 船籍港 \_\_\_\_\_
- (9) 船の長さ \_\_\_\_\_
- (10) 総トン数 \_\_\_\_\_
- (11) 最高速度 \_\_\_\_\_
- (12) 最高馬力 \_\_\_\_\_
- (13) 排水年月 \_\_\_\_\_
- (14) 建造場所 \_\_\_\_\_
- (15) 乗組員定員 \_\_\_\_\_
- (16) 機関の種類 \_\_\_\_\_
- (17) 機関の製作者 \_\_\_\_\_
- (18) 燃料の種類 \_\_\_\_\_
- (19) 船内の状況 \_\_\_\_\_

上記の通り船船運航管理令第十一條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

申告者住所氏名(名稱)

印

運輸大臣

殿

裏面白紙

第五号様式

期間より船契約解除許可(承認)申請書

A (1)船名 \_\_\_\_\_ (2)登録番号 \_\_\_\_\_ (3)旧船名 \_\_\_\_\_

(4)所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(5)使用者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(6)船型 \_\_\_\_\_ (7)船号符号 \_\_\_\_\_

(8)船籍番号 \_\_\_\_\_ (9)船籍港 \_\_\_\_\_

(10)船組運営会社に貸渡をした年月日及び貸渡後現在までの使用状況 \_\_\_\_\_

(11)応用しようとする用途 \_\_\_\_\_

(12)船組運営会社に対する期間より船契約の解除を必要とする理由につきその詳細 \_\_\_\_\_

(13)第三條第一項の承認又は第五條第一項の許可を申請したときはその年月日 \_\_\_\_\_

B 船舶の長さ \_\_\_\_\_ 幅 \_\_\_\_\_ 船の深さ \_\_\_\_\_

(14)甲板の枚数 \_\_\_\_\_ (15)総トン数 \_\_\_\_\_ (16)粗トン数 \_\_\_\_\_

(17)最大トン数 \_\_\_\_\_ (18)最高速力 \_\_\_\_\_ (19)最高速力 \_\_\_\_\_

(20)喫水 \_\_\_\_\_ (21)喫水 \_\_\_\_\_ (22)進水年月 \_\_\_\_\_

(23)しゆん工年月 \_\_\_\_\_ (24)建造場所 \_\_\_\_\_ (25)建造場所名 \_\_\_\_\_

(26)乗組員定員 \_\_\_\_\_

(27)旅客定員 一等 \_\_\_\_\_ 名 二等 \_\_\_\_\_ 名 三等 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

(28)容積トン数(ばら) \_\_\_\_\_ (29)容積トン数(包装) \_\_\_\_\_ (30)貨物用冷蔵車の容積 \_\_\_\_\_

(31)カーゴスペースの容積及び容積 \_\_\_\_\_ (32)貨物用スペースの容積(タカ-の場合) \_\_\_\_\_

(33)ハッチの枚数及び大きさ \_\_\_\_\_ (34)軽非水トン数 \_\_\_\_\_

(35)デリックの枚数及び力 \_\_\_\_\_ (36)ウインチの種類 \_\_\_\_\_

(37)貨物用ポンプの枚数及び力(タンカーの場合) \_\_\_\_\_

(38)二以上の液体貨物を搬送する設備の有無(タンカーの場合) \_\_\_\_\_

D (39)船体の構造及び型式 \_\_\_\_\_ (40)船体の製作者 \_\_\_\_\_

(41)ボイラーの種類及び型式 \_\_\_\_\_ (42)軸馬力 \_\_\_\_\_

裏面白紙



④推進器の数 \_\_\_\_\_ ⑦燃料の種類 \_\_\_\_\_ ⑩燃料庫の容積 \_\_\_\_\_  
 ⑤燃料消費量(一日当り) \_\_\_\_\_ 航海中 \_\_\_\_\_ ⑧泊中 \_\_\_\_\_  
 ⑥機関水容量 \_\_\_\_\_ ①蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り) \_\_\_\_\_  
 ⑨燃料による航続距離 \_\_\_\_\_ ③機関水による航続時間 \_\_\_\_\_  
 ⑧受信機の数及び型式 \_\_\_\_\_ ②受信機の数及び型式 \_\_\_\_\_  
 ⑦その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細 \_\_\_\_\_  
 ⑥外国で建造された船舶であるときはその取得方法 \_\_\_\_\_  
 ⑤最後の改造年月及び改造要目 \_\_\_\_\_  
 ④船舶の現状 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第十七條第一項の規定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称)

印

逓郵大臣

殿

裏面白紙

理由

海軍最高司令官の指令により、船隻の迎航管理方式を変更す  
るが、理由があるからである。

裏面白紙

船舶運航管理令解説表

大分類	所有関係	船種、船型	運航管理	政令条文	報告申請書式	経由官庁
(2) 帰還輸送船	政府所有船	スベテノ船	C. M. M. C. 統制運航	船名告示 二條但書	報告事項ナシ	
	民間所有船	"	國家使用繼續(裸用船)	船名告示 一三條但書	報告事項ナシ	
(4) 政府特殊使用船 (因入地方公共団体)	政府所有船	100ト>以上ノ鋼船	自由運航.....第二條ノ用途(運)	第二條、第六條、第八條	別表(一)(三)	本省
			承認運航.....第一條以外ノ用途	第三條、第六條	別表(一)(三)	本省
	木船及ビ100ト>未満ノ鋼船	自由運航.....第一條一項ノ用途(20運)	第十條一項、第二條、第六條、第八條	別表(一)(三)	海運局	
		承認運航.....第十條一項以外ノ用途	第十條一項、第三條、第六條	別表(二)(三)	海運局	
政府借入船	スベテノ船	承認運航	第二條、第六條、第十條一項	別表(三)(三)	100ト>未満ノ鋼船及ビ木船...海運局	
(4) 民間特殊使用船	所有船	100ト>以上ノ鋼船	自由運航.....第四條ノ用途	第四條、第六條、第八條	別表(一)(三)	本省
			承認運航.....第四條以外ノ用途	第五條、第六條	別表(二)(三)	本省
	木船及ビ100ト>未満ノ鋼船	自由運航.....第四條ノ用途	第十條二項、第四條、第六條、第八條	別表(一)(三)	海運局	
		承認運航.....第四條以外ノ用途	第十條二項、第五條、第六條	別表(二)(三)	海運局	
借入船	スベテノ船	承認運航	第五條、第六條、第十條二項	別表(三)(三)	100ト>未満ノ鋼船及ビ木船...海運局	
(4) 漁船	所有船、借入船	100ト>以上ノ鋼船	自由運航.....漁船ノ用途	第七條	別表(一)(三)	水産庁長官
		木船及ビ100ト>未満ノ鋼船	自由運航.....漁船ノ用途	第十二條 (第十條三項、第七條、第八條)	漁船登録規則	府県知事
(5) 貨物船(自由運航ノ船ヲ除ク) タンカー、セメントタンカー等		100ト>以上ノ鋼船	定期用船契約 (例外) 帰還輸送保安庁用、米 軍提供、在外置籍船	第十三條	報告事項ナシ	
			契約解除	第十七條	別表(五)	本省
		木船及ビ100ト>未満ノ鋼船	自由運航	第十一條	別表(四)	海運局

裏面白紙

AG 544 (27 Jul 48) CTS  
SCAJIN 1931

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AFO 500  
2 September 1948

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT : Japanese Merchant Shipping

1. References:

- a. SCAPIN 256 of 9 November 1945, file AG 334, subject, "Appointment of Civilian Merchant Marine Committee."
- b. SCAPIN 1828 of 26 November 1947, file AG 545, subject, "Sale or Charter of Japanese Merchant Vessels."
- c. Commander Naval Forces, Far East serial letter 1778 of 16 June 1948, file CNFE/44-3, subject, "Japanese vessels, assignment of SCAJAP number and issuance of Certificates of Operation."
- d. Commander Naval Forces, Far East serial letter 1782 of 16 June 1948, file CNFE/44-3, subject, "Operation of Vessels under the Supervision of the Administrator, SCAJAP."

2. This directive does not modify or supersede references in paragraph 1, nor shall it be interpreted as changing existing policy previously announced as follows:

a. All vessels assigned to repatriation will be retained in that service under the operational and administrative control of the Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine (SCAJAP), through Civilian Merchant Marine Committee.

b. The assignment of merchant vessels and present booking procedures now in effect shall continue as heretofore.

3. In order to increase the utilization of Japanese merchant fleet, the following revisions in procedures will be affected by the Japanese Government:

a. The Japanese Government through its Ministries and various agencies will exercise operational control of all vessels to which complete title is held by the Japanese Government, designed and engaged exclusively in the following special services of the Government: Fishery patrol, fishery research, fishery training, cable layers, weather service, training, sewage, tugs, salvage, dredger, ice-breaker, and police patrol. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. This operational control will include manning, supply, and husbandry of the vessels. The Ministry of Transportation will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title, and operational status of these vessels in accordance with requirements set forth in reference, 1b.

b. Respective private owners will operate all vessels designed and engaged exclusively in the following special services: Salvage, tug, dredger, sewage, hopper, barge, passenger ferry, utility, floating crane, and floating dock. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. The Master or Owner will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title and operational status of these vessels to the Ministry of Transportation.

c. Respective private owners, under the immediate supervision of the Fisheries Agency, Ministry of Agriculture and Forestry, may operate all vessels over 100 gross tons employed exclusively in fishing and whaling service. The Director, Bureau of Fisheries shall report any change in the charter, title or operational status to the Ministry of Transportation.

裏面白紙

d. The Civilian Merchant Marine Committee will employ on a time charter basis under the direction of the administrator, SCAJAP, all steel vessels over 100 gross tons not mentioned in sub-paragraphs 3a through c above.

e. Through the Civilian Merchant Marine Committee, vessels referred to in sub-paragraphs 3a, b, c and d above will be subject to the administrative control of the Administrator, SCAJAP.

f. The Ministry of Transportation will collect, compile and submit such reports as may be required.

Revisions listed above have been prepared with a view to:

- a. Providing for the most efficient means of vessel operation.
- b. Giving full benefit to the national economy.
- c. More fully utilizing the skills and capabilities of the shipping industry.
- d. Increasing the lifting capacity of the present fleet.
- e. Reducing the deficit in Japanese Government operation.

5. To permit orderly and gradual return of operating responsibilities for Japanese merchant fleet and miscellaneous craft to normal channels as outlined above. Direct communication in implementation thereof is authorized between Civil Transportation Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Commander Naval Forces Far East, (Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine) and the Japanese Government,

FOR THE SUPREME COMMANDER:

裏面白紙



表題 「日本海運」

一、参考文献

- (一) 一九四五年十一月九日附 SCAPIN 二五六号（秘密号 AG 334）  
「C.M.M.C. の任命」
  - (二) 一九四七年十一月二十六日附 SCAPIN 一八二八号（秘密号 AG 545）  
「日本商船の買収又は備船」
  - (三) 一九四八年六月十六日附 COMNAVFE 文書一七七八号（秘密号 ONEF/A-3）  
「日本商船に SCAPIN 番号を付け、連航証明書を発行することについて」
  - (四) 一九四八年六月十六日附 COMNAVFE 文書一七八二号（秘密号 ONEF/A-3）  
「SCAPIN 長官監官下に於ける商船の連航」
- 二、この指令は第一項に述べた参考文献を修正し或はそれに代るものではない。又この指令によつて既に発表を見た左の現行政策が変更されるものと解釈してはならない。

- (一) 復員輸送に充当された船舶はすべて依然として C.M.M.C. を通じて日本商船管理局長官による連航上及び警務上の統制を受けるものとする。
- (二) 商船の配船及び航行の booking 手続は従前通り存続する。
- (三) 日本商船隊を一層活用する為に日本政府は手続を左の通り改正する。
  - (一) 日本政府は、各省及びその部局を通じて、日本政府が完全を所有する種を有し政府の爲に左の特種任務に従事する為に設計され従事しているすべての船舶の連航を掌握するものとする。
  - (二) 漁業監視・漁業調査・漁業訓練・籠らぬ敷設船・氣象観測・訓練・汚物処理・曳船・救難・浸没・呼水・警察監視
  - (三) これらの船舶の種類を拡張するに当つては COMNAVFE の事前許可を要する。ここにいう連航上の準則とは配乗・補給及び船舶の管理をいう。連航大由は、これらの船舶の備船・特設・所有権及び連航状態

の変更がなればそれについて参考文献(一)に定める要件に従つて報告する責任を有する。

(一) 左に掲げる特殊任務の爲に設計されその爲にのみ従事する船舶は各私人船主がこれを遊航する。

一 救難・曳船・浚渫・汚物処理・芥葉船・舢舨・小型客船・雑役船  
( Utility )、浮クレーン及び浮揚機

これらの船舶の種類を拡張するに当つては COMAVES の事前許可を要する。船長又は船主は、これらの船舶の備給・特徴・所有権及び遊航状態に変更がなれば、それについて速報大臣に報告する責任を有する。

(二) 漁業及び捕鯨にのみ使用される百総噸以上の船舶はすべて農林省水産局長の直接の管轄の下に各私人所有者がこれを遊航することが出来る。

水産局長は遊船所有権又は遊航状態の変更がなればこれを速報大臣

に報告しなればならない。

(三) 前記(一)乃至(二)各号に述べられていない百総噸以上の船舶は、すべて SCARF 長官の指示の下に、C.M.C. が、タイム・チャーター制でこれを用いる。

(四) 前記(一)乃至(二)各号に掲げた船舶は C.M.C. を通じて SCARF 長官の管轄上の統制を受ける。

(五) 速報大臣は要求を受けた報告を蒐集・編纂・提出するものとする。右の改正措置は次の目的の爲に行つた。

(一) 船舶遊航の最も能率的な方法の確立。  
(二) 最大限の利益を国家に與へること。

(三) 海運業界の技能能力を一層活用すること。  
(四) 現船隊の輸送能力を増大させること。

(五) 日本商船隊及び雑船の遊航の責任を秩序整然と際々に上野のような平需の方式に還元することを図るためにその興現に關して總司令部民間運輸局・遠東海軍部隊司令部 (SCARF 長官) と日本政府の間に直接連絡することを得可する。

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 544 (27 Jul 48)OTS  
SCAFIN 1951

2 September 1948

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Japanese Merchant Shipping

1. References:

- a. SCAFIN 256 of 9 November 1945, file AG 334, subject, "Appointment of Civilian Merchant Marine Committee."
- b. SCAPIN 1828 of 26 November 1947, file AG 545, subject, "Sale or Charter of Japanese Merchant Vessels."
- c. Commander Naval Forces Far East, serial letter 1778 of 16 June 1948, file CNFF/44-3, subject, "Japanese vessels; assignment of SCAJAP number and issuance of Certificates of Operation."
- d. Commander Naval Forces Far East, serial letter 1782 of 16 June 1948, file CNFF/44-3, subject, "Operation of Vessels under the Supervision of the Administrator, SCAJAP."

2. This directive does not modify or supersede references in paragraph 1, nor shall it be interpreted as changing existing policy previously announced as follows:

- a. All vessels assigned to repatriation will be retained in that service under the operational and administrative control of the Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine (SCAJAP), through Civilian Merchant Marine Division.
- b. The assignment of merchant vessels and present booking procedures now in effect shall continue as heretofore.

3. In order to increase the utilization of Japanese merchant fleet, the following revisions in procedures will be effected by the Japanese Government:

- a. The Japanese Government through its Ministries and various agencies will exercise operational control of all vessels to which complete title is held by the Japanese Government, designed and engaged exclusively in the following special services of the Government: fishery patrol, fishery research, fishery training, cable layers, weather service, training, sewage, tugs, salvage, dredger, ice-breaker, and police patrol. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. This operational control will include manning, supply, and husbandry of the vessels. The Ministry of Transportation will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title, and operational status of these vessels in accordance with requirements set forth in reference 1b.
- b. Respective private owners will operate all vessels designed and engaged exclusively in the following special services: salvage, tug, dredger, sewage, hopper, barge, passenger ferry, utility, floating crane and floating dock. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. The Master or Owner will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title and operational status of these vessels to the Ministry of Transportation.

裏面白紙

c. Respective private owners, under the immediate supervision of the Fisheries Agency, Ministry of Agriculture and Forestry, may operate all vessels over 100 gross tons employed exclusively in fishing and whaling service. The Director, Bureau of Fisheries shall report any change in the charter, title or operational status to the Ministry of Transportation.

d. The Civilian Merchant Marine Committee will employ on a time charter basis under the direction of the Administrator, SCAJAP, all steel vessels over 100 gross tons not mentioned in sub-paragraphs 3 a through 2 above.

e. Through the Civilian Merchant Marine Committee, vessels referred to in sub-paragraphs 3 a, b, 2 and 2 above will be subject to the administrative control of the Administrator, SCAJAP.

f. The Ministry of Transportation will collect, compile and submit such reports as may be required.

4. Revisions listed above have been prepared with a view to:

- a. Providing for the most efficient means of vessel operation.
- b. Giving full benefit to the national economy.
- c. More fully utilizing the skills and capabilities of the shipping industry.

d. Increasing the lifting capacity of the present fleet.

e. Reducing the deficit in Japanese Government operation.

5. To permit orderly and gradual return of operating responsibilities for Japanese merchant fleet and miscellaneous craft to normal channels as outlined above, direct communication in implementation thereof is authorized between Civil Transportation Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Commander Naval Forces Far East, (Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine) and the Japanese Government.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

R. M. LEVY  
Colonel, AGD  
Adjutant General



GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 334 (9 Nov 45)

AFO 500  
9 Nov., 1945

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT  
THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.  
SUBJECT : Appointment of Civilian Merchant Marine Committee

1. It is directed that a Civilian Merchant Marine Committee be appointed composed of representatives of Japanese ship owners, agents, stevedores, terminal operators, bunkering agents, ship chandlery and the Board of Trade, for the purpose of administering U. S. *the Japanese* Naval Shipping Control Authority for the Japanese Merchant Marine (SCAJAP). *Members of the* nominated must be acceptable to the Administrator, SCMJAF. *members of the*

2. *Members and nominations of proposed representatives will be furnished to the* Administrator, SCAJAP, at the earliest practicable date.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

H. W. ALLEN,  
Colonel, A.G.D.,  
Asst. Adjutant General

裏面白紙



AG 545 (26 Nov 47)CTS/W  
(SCAFIN 1828)

No. 1303

APO 500  
26 November 1947

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT : Sale or Charter of Japanese Merchant Vessels

1. References:

a. Supreme Commander for the Allied Powers memorandum to the Japanese Government, file AG 560 (9 Nov 45)GD, (SCAFIN 259), subject: Sale or Charter of Japanese Merchant Vessels.

b. Supreme Commander for the Allied Powers memorandum to the Japanese Government, file AG 004 (8 Dec 45)ESS/AG (SCAFIN 403), subject: Establishment of a Schedule of Restricted Concerns.

c. Supreme Commander for the Allied Powers memorandum to the Japanese Government, file AG 300.8 (8 Dec 45)ESS/AG (SCAFIN 406), subject: Regulations Affecting Restricted Concerns.

2. Reference 'a' is hereby rescinded. A monthly report on all completed sales, transfers, or charters of Japanese merchant vessels over 100 gross tons will be submitted to Administrator, Naval Shipping Control Authority for Japanese Merchant Marine with completed date sheet at each transaction (Inclosure 1).

3. If either or both parties to the sale, transfer, mortgage or charter of a Japanese merchant ship of over 100 gross tons should be in the category of restricted concerns, prior approval for each transaction will continue to be obtained in accordance with provisions of reference b and c. In such case completed application and status sheets will be submitted (Inclosure 2, 3 and 4).

FOR THE SUPREME COMMANDER:

R. F. Noyes,  
Lt., Col., AGC  
for R. H. Levy  
Colonel, AGC  
Adjutant General.

Inc:

1. Transfer of Title of Jap. Vessel
2. Appl. to Transfer Title of Jap. Vessel
3. Status Form for Jap Merchant Ships (Revised) (Steel)
4. Status Form for Jap Merchant Ships (Wooden)

裏面白紙

CITEF A4-3  
Ser: 1778

COMMANDER NAVAL FORCES, FAR EAST  
Tokyo, Japan

(12:AJH:nl)

16 June 1948

To : Commander Naval Forces, Far East.  
From : Minister of Transportation.  
Via : Liaison and Coordination Office, Tokyo.  
Subject : Japanese vessels; assignment of SCATAP numbers and issuance of Certificates of Operation.

References : (a) ONTE serial 595 of 24 July 1946.  
(b) ONTE serial 1793 of 12 August 1947.

1. References (a), and (b) are cancelled.
2. It is directed that all Japanese steel vessels, of 100 gross tons and over, display a SCATAP number and carry a Certificate of Operation issued by Commander Naval Forces, Far East. This includes all ex-naval vessels, chartered vessels, and foreign chartered vessels operating in support of the Japanese economy. Owners of vessels under construction or other vessels which have not been previously assigned SCATAP numbers must obtain SCATAP numbers and Certificates of Operation prior to the initial voyage.
3. Requests for assignment of SCATAP numbers and Certificates of Operation will be submitted to the Administrator, Shipping Control Authority for the Japanese Merchant Marine through the Civilian Merchant Marine Committee.
4. Assigned SCATAP numbers will be displayed as follows:  
In white block letters four (4) feet high on both sides of the hull amidships where space above the water line permits, otherwise as large as space allows. Each number and letter will measure two and one-half (2½) feet wide and six (6) inches broad. Distance between numbers and letters will be one (1) foot.
5. Certificates of Operations will be posted in a conspicuous place on the bridge of the vessel.
6. You are directed to promulgate the information contained herein to all other organizations of the Japanese Government concerned, and to interested navy, air, operators and agencies.

Very respectfully,

/s/ N. W. BAPT,  
N. W. BAPT,  
Chief of Staff.

L. J. GAMS,  
Acting Secretary.

裏面白紙

CGP/44-3  
Rev. 1/12

COMMANDER NAVAL FORCES, FAR EAST  
Tokyo, Japan

(121AJHnl)

From: Commander Naval Forces, Far East.  
To: Minister of Transportation.  
Via: Liaison and Coordination Office, Tokyo.

Subject: Operation of Vessels under the supervision of the Administrator, SCAJAP.

Enclosures: (A) SCAFIN 1093 dated 11 December 1946.  
(B) SCAFIN 577 dated 29 January 1946.  
(C) SCAFIN 841 dated 22 March 1946.  
(D) SCAFIN 1093 dated 22 June 1946.

1. On voyages extending outside of Japanese territorial waters, all subject vessels are required to carry on board for the duration of each voyage an authorization from the Administrator, Shipping Control Authority for the Japanese Merchant Marine (SCAJAP), in the form of an approved document or telegraphic orders based upon an approved request in accordance with enclosure (A).

2. Japanese vessels are granted authority to sail within Japanese home waters, as defined in enclosure (B) and (C), without individual SCAJAP approval. A vessel will be considered in an authorized area if it is proceeding by the shortest unrestricted route considered safe for navigation between ports of Japan as defined in enclosures (B) and (C). Weather or emergencies will be taken into consideration in case of minor deviations from the shortest unrestricted route.

3. All vessels engaged in repatriation, in addition to the authorization required in paragraph one, must report each sailing to an Allied Port Authority, who shall advise the Administrator, SCAJAP, and all other interested Allied commands by dispatch on the movement of these ships.

4. All shipping must keep clear of restricted areas as prescribed by Allied authorities.

5. Vessels engaged in fishing, whaling, and similar operations have blanket authority to operate in the area designated in enclosure (D) without individual authorization from the Administrator, SCAJAP.

6. You are directed to promulgate the information contained herein to all other organizations of the Japanese Government concerned and to interested private agencies and operators.

ADMINISTRATOR:

/s/N.W. BARD,  
N.W. BARD,  
Chief of Staff.

FILED  
1946

裏面白紙

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 10.5 (11 Dec 45)GD  
(CLASSIFIED)

AFPO 500  
11 December 1946

MEMORANDUM TO: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT: Suppression of Illegal Entry into Japan.

1. Reference is made to Central Liaison Office letter No. 5489 (CW), dated 16 Oct. 1946 and set as above, in which mention is made of so-called "permits" allegedly issued by Allied Forces to various vessels.

2. Japanese vessels on voyages extending outside of Japanese territorial waters are required to carry on board an authorization from the Administrator, Naval Shipping Control Authority for Japanese Merchant Marine (SCAJAP) specifically authorizing such voyage. With this exception, the Supreme Commander for the Allied Powers has authorized the issuance of no other voyage permits.

3. The United States Army Military Government in Korea has advised the Supreme Commander for the Allied Powers that its Bureau of Marine Transportation is the only authority authorized to issue permits to vessels, and that the only vessels now in authorized foreign trade by order of the above-mentioned Bureau are Baltic Coaster-  
type vessels and vessels of the Chosen Steamship Company.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

/s/ R.G. PERSEY  
for JOHN B. COLLEY,  
Colonel, AGD,  
Adjutant General.

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG ORL (29 Jan 46)CS  
(30M IF - 677) 4FO 300  
29 January 1946

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.  
SUBJECT: Central Liaison Office, Tokyo.  
Governmental and Administrative Separation of  
Certain Outlying Areas from Japan.

1. The Imperial Japanese Government is directed to cease exercising, or attempting to exercise, governmental or administrative authority over any area outside of Japan, or over any government officials and employees or any other persons within such areas.

2. Except as authorized by this Headquarters, the Imperial Japanese Government will not communicate with government officials and employees or with any other persons outside of Japan for any purpose other than the routine operation of authorized shipping communications and weather services.

3. For the purpose of this directive, Japan is defined to include the four main islands of Japan (Hokkaido, Honshu, Kyushu, and Shikoku) and the approximately 1,000 smaller adjacent islands, including the Tsushima Islands and the Ryukyu (Nansei) Islands north of 30° North Latitude (excluding Kochinosima Island) and excluding (a) Utsurige (Saishu or Gogju) Island, (b) Iseki (Iake Island) and Quelpart (Saishu or Gogju) Island, (c) the Ryukyu (Nansei) Islands south of 30° North Latitude (including Kochinosima Island), the Izu, Kanto, Bonin (Ogasawara) and Volcano (Kazan or Iwo) Island groups, and all other outlying Pacific Islands / including the Daito (Miyajima or Ogasari) Islands Group, and Parace Vela (Okinoshima), (d) the Caroline (Gishima) and Palau (Makoto) Islands, and (e) the Caroline (Gishima) and Palau (Makoto) Islands Group (including Suisho, Miyajima, Ogasawara and Tanaka Islands) and Okinawa Island.

4. Further areas specifically excluded from the governmental and administrative jurisdiction of the Imperial Japanese Government are the following: (a) all Pacific Islands seized or occupied under mandate or otherwise by Japan since the beginning of the World War in 1914, (b) Micronesia, Palau and the Trust Territories, (c) Africa, and (d) Karafuto.

5. The definition of Japan contained in this directive shall also apply to all future directives, memoranda and orders from this Headquarters unless otherwise specified therein.

6. Nothing in this directive shall be construed as an indication of Allied policy relating to the ultimate determination of the minor islands referred to in Article 8 of the Potsdam Declaration.

7. The Imperial Japanese Government will prepare and submit to this Headquarters a report of all governmental agencies in Japan the functions of which pertain to areas outside of Japan as defined in this directive. Such report will include a statement of the functions, organization and personnel of each of the agencies concerned.

裏面白紙



8. All records of the agencies referred to in paragraph 7 above will be preserved and kept available for inspection by this Headquarters.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

/s/ H.W. ALLEN,  
V.W. ALLEN,  
Colonel, Asst.  
Asst. Adjutant General

裏面白紙

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 091 (22 Mar 46)GS  
(SCAPIN 841)

AF0 500  
22 March 1946

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.  
SUBJECT : Governmental and Administrative Separation of  
Certain Outlying Areas from Japan.

1. Reference is made to the following:

a. Memorandum to the Japanese Government AG 091 (29 Jan 46) GS (SCAPIN 677),  
subject, "Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan,"  
1946, subject, "Request for Information Regarding Status of Izu Islands."

2. Paragraph 3 of reference "a" is hereby amended so that the Izu Islands and  
the Ianno Islands north of and including Lot's Wife (Sofu - Gan) are included within  
the area defined as Japan for the purpose of that directive.

3. The Japanese government is hereby directed to resume governmental and  
administrative jurisdiction over these islands, subject to the authority of the Supreme  
Commander for the Allied Powers.

4. Nothing in this directive shall be construed as an indication of Allied policy  
relative to the ultimate determination of the minor islands referred to in Article 8  
of the Potsdam Declaration.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

/s/ B.M. FITCH,  
Brigadier General, AGD  
Adjutant General.

裏面白紙

AG 800.217 (22 Jun 46)NR  
(SCAFV 1033)

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APD 500  
22 June 1946

FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

FROM: Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT: Area Authorized for Japanese Fishing and Whaling.

- REFERENCES :
- (a) FLTOSCAP serial No. 80 of 27 Sept. 1945.
  - (b) SCAJAP serial No. 42 of 13 Oct. 1945.
  - (c) SCAJAP serial No. 587 of 3 Nov. 1945.

1. The provisions of references (a) and (b), and paragraphs 1 and 3 of reference (c) in so far as they relate to authorization of Japanese fishing areas, are rescinded.

2. Effective this date and until further notice Japanese fishing, whaling and similar operations are authorized within the area bounded as follows: From a point midway between Nosappu Misaki and Kaigara Jima at approximately 43° 23' North Latitude, 145° 51' East Longitude; to 43° North Latitude, 145° 30' East Longitude; thence to 45° North Latitude 165° East Longitude; thence south along 165th Meridian to 24° North Latitude; thence along the 24th Parallel to 13° East Longitude; thence north to 26° North Latitude, 13° East Longitude; thence to 32° 30' North Latitude, 127° 40' East Longitude; thence to 40° North Latitude, 13° East Longitude; thence east to 45° 30' North Latitude, 145° East Longitude rounding Soya Misaki at a distance of three (3) miles from shore; south along 145th Meridian to a point three (3) miles off the coast of Koshido; thence along a line three (3) miles off the coast of Hokkaido rounding Shiratoko Saki and passing through Nemuro Keikyo to the starting point midway between Nosappu Misaki and Kaigara Jima.

3. Authorization in paragraph 2 above is subject to the following provisions:

(c) Japanese vessels will not approach closer than twelve (12) miles to any island within the authorized area which lies south of 30° North Latitude with the exception of Soru Gen. Personnel from such vessels will not land on islands lying south of inhabitants thereof.

(b) Japanese vessels or personnel thereof will not approach closer than twelve (12) miles to Takeshima (37° 15' North Latitude, 140° 53' East Longitude) nor have any contact with said island.

4. The present authorization does not establish a precedent for further extension of authorized fishing areas.

5. The present authorization is not an expression of Allied policy relative to ultimate determination of national jurisdiction international boundaries or fishing rights in the area concerned or in any other area.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

JOHN B. COOLEY,  
Colonel, AGD,  
Adjutant General.

File: (CNFE/QS15)  
Serial: 3429

COMMANDER NAVAL FORCES, FAR EAST  
Tokyo, Japan

(12AJH:3m)

Sep 21 1948 -

From: Commander Naval Forces, Far East.  
To: Japanese Government.  
Subject: Japanese Merchant Shipping.  
Reference: (a) SCAPIN 1931 dated 2 September 1948.  
Enclosure: (A) SCAP AG 544 (27 July 48) CTS dated 2 September 1948.

1. The Commander Naval Forces, Far East (Administrator, Shipping Control Authority for Japanese Merchant Marine) has been designated by enclosure (A) as the occupation force agency to implement SCAPIN 1931 dated 2 September 1948.

2. The Minister of Transportation shall be directed to submit to Commander Naval Forces, Far East plans for the transfer of operational control of vessels falling within the purview of sub-paragraphs 3(a), (b) and (c), of reference (a) together with the names of all vessels involved in the transfer.

3. Submission to Commander Naval Forces, Far East for approval of a plan for the transfer of a party of certain merchant vessels is required in compliance with the provisions of reference (a). Such vessels must have

裏  
面  
白  
紙

40  
101

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS  
APO 500

2 September 1948

AG 544 (27 Jul 48)CTS

SUBJECT: Japanese Merchant Shipping.

TO: Commander  
United States Naval Forces, Far East  
Navy No. 1165

1. Commander United States Navy Forces, Far East is designated as the occupation agency to implement attached SCAPIN 1931 file AG 544 (27 Jul 48)CTS, dated 2 September 1948, subject, "Japanese Merchant Shipping", subject to approval by Supreme Commander for the Allied Powers of charter agreements.
2. Subparagraphs 3a, b and c provide for transfer of operational control of public and special service vessels. This transfer will be effected as soon as practicable.
3. Subparagraph 3d provides for revision in charter party on merchant vessels. Implementation of this revision will be gradual and regulated by the ability of the shipping industry to assume operating responsibilities.

BY COMMAND OF GENERAL MACARTHUR:

/s/ R. M. LEVY,  
R. M. LEVY,  
Colonel, ACD,  
Adjutant General.

裏面白紙





其他の項

第二條「堪航能力」船主は本船が船体堅牢強固、機関完全にして相当の附屬品と適當の船員とを備え安全に航海をなすに堪うる事を保証し本契約期間中第一條表示の狀態を具備せしむべきものとす

第三條「重量積載力」船主は夏季滿載吃水線以上に涉らざる範圍に於て本船の積載力が重量貨物及燃料、艙水（艙内水を除く）、飲料水、ストア、食料品共總重量第一條記載の屯数を下らざることを保証す、若し該屯数を積載し能わざるときは備船料の按分逓減を為すものとす

第四條「運送用の船腹」船主は船員の室、器具、器具、食料品及本船に必要な備品を容るる場所を除き船艙、客室等一切を以て備船者指定の運送に従事するものとす  
船主又は船長は備船者又は其代理者の承諾を得るに非ざれば貨物、乗客又は書狀等を積入るゝことを得ず

第五條「碇泊場所」本船は備船者の請求に依り碇泊其他如何なる碇泊場所に於ても積荷又は揚荷を為すべし、但本船が安全に碇泊し得る場所たることを要す

第六條「費用の分担」船主及備船者は夫々次の項目を負担す  
（船主負担項目）船員の給料諸手当・保眼料・食料・飲料水・治療看護費、船体保険料・修船費、本船に係る諸税金、定期消毒費用、船員雇入雇止手続に要する諸費用、附通船料の半額、甲板部及機関部に屬するペイント・潤滑油其の他の油類及び消耗品、普通荷役に要するロープスリング、夜間夜用カーゴランプとす  
（備船者負担項目）燃料・艙水、マツト・タンネーチ、バラスト代、甲板積木材に要するスタンション、ラツシングワイヤー、チエーン・シヤツクル其他積荷に關する諸費用、貨物積場に要する人夫賃・船賃・タリイ及ウインチマン費用其他貨物積場に關する一切の費用、運賃契約に係る諸税金・諸手数料・代理店料・港税・屯税・燈台料・棧橋料・曳船料・運河通航料・水先料・浮標料・領事館費其他港則に於り支出を要する一切の費用、港則に於る本船及積荷に對する消毒費用並に乗組員に對する健康証明料、乗客に係る諸費用、税関吏其他の官吏又は備船者の為めに於ける接待費及備船者又は荷主が乗組ましめたる者の給食料・治療看護費其他一切の費用、附通船料の半額  
備船者の為めに要する船長上陸費・通船料及通信費とす

△（双方協定すべき項目）甲板積木材に要するラツシングワイヤー・チエーン・シヤツクルは  
の負担とす

第七條「備船料計算方法」備船者は備船開始の日時より起算し一曆月間に付第一條所定の通り本契約期間終了迄毎月同一の割合にて船主又は其代理者に支拂を為すべし、最終の半箇月分に限り後拂と為すことを得

一ヶ月に滿たざる期間の備船料は其使用したる月の日数により日割計算とす、猶一日（二十四時間）未滿の端数は時間割を以て為すべきものとす、備船終了の際に於ける一ヶ月未滿の備船料につきても亦同じ

備船料の支拂日が祭日又は日曜日に當るときは其翌日支拂を為すものとす  
本船船長が各地に於て借入れたる船用金及立寄金は備船料と差引計算するものとす

本条に依り備船者が備船料の支拂を為さざる時は

其に依り船主の兼る損害については備船者其の責に任ずるものとす

第一條の高率備船料起算時及終了時を左の如く定む

(イ) 高率備船料起算時は空船の場合に高率備船区域へ向け低率備船区域の最終港出帆の時を以てし積荷をなす場合は高率備船区域行程開始の時を以てす

(ロ) 高率備船料終了時は空船の場合は低率備船区域最前港に到着の時を以てし積荷をなす場合は揚荷終了の時を以てす

第八條

「備船開始及終了」備船者は船主又は船長より本船の備船開始準備整頓したる旨の通知を受けたる時は遅滞なく備船を開始すべきものとす、備船終了の際備船者が備船解除を為す場合亦全じ、而して備船開始又は備船終了は午前七時より午後五時迄の間之を行ふものとす

備船開始既を終了のときは何れも本船積内を掃除し直に積荷に着手するも差支なき様準備整頓することを要す

第九條

「ボフハイヤー」船体。汽機。汽艙の掃除又は破損、衝突、坐礁、坐礁、火災、機室、入渠、修繕、定期消毒、船員の雇入雇止手続、船員のストライキ等、其他船主の責に帰すべき事由に依り連続し時間以上備船を継続すること能はざるときは本船が原狀に復し再び業務に就く迄の時間及前記事由に因り生じたる離陸及航海距離の延長又は速力の減退により費したる時間に對する備船料、燃料及艙水は船主の負担とす

但其の時間が一回 時間以内なるときは其間の備船料、燃料及艙水は備船者之を負担す

天候不良又は貨客に關する出来事のため本船が避難若くは寄港したる場合其間の備船料及之に因て生じたる費用は備船者の負担とす

第十條

「ボフハイヤー」の計算「備船期間」ボフハイヤーを生じたるときは船主は左記に依り備船料の返還をなすものとす

(イ) 備船期間一ヶ月以上の場合に於けるボフハイヤーは其曆月に依る日数を以て計算す

(ロ) 備船期間一ヶ月未満にして且異りたる月に跨る場合は其使用したる各月の日数を以て計算す

第十一條

「迂航、滞船」占領軍又は官公の指令。船員以外のものストライキ。ボフハイヤー・暴動等に基因する本船の迂航、滞船又は停船の時間に對する備船料及之に因て生じたる費用は備船者の負担とす

第十二條

「船底掃除」本船が入渠後六ヶ月以上を経過し本契約記載の速力を持続せざるときは備船者の請求に依り船主は船底掃除をなすことを要す、此場合の備船料並に其費用は船主の負担とす

第十三條

「船長及船員」船主は船長及船員をして第四條の趣旨に基き出来得る限り迅速に航海をなさしむべきは勿論本船の航海積荷其他必要なる事項に關し備船者の業務を極力援助せしむべきものとす



船主は船長をして各航海の終りに甲板部及機関部要日誌を備船者又は其代理者に提出せしむべし

備船者が船長又は船員の行為に付不満足のため交代を要求したるときは船主は直ちに其争美を取調べ至当と認むる場合は過滞なく之に應ずべきものとす

第十四条「船荷証券」船長が備船者又は其代理者の請求に依り船荷証券に記名調印したる結果として生ずる総ての責任は備船者に帰すべきものとす

第十五条「過不足損傷」船主は船長又は船員の重大なる過失に因るの外積荷の過不足損傷に對して其責に任せず

人天は備船者の雇入に係ると雖も作業に付ては總て船長の支配に属するものとす、但其過失に對しては船主其責に任せず

第十六条「損害の賠償」備船者の責に帰すべき者の過失怠慢に因り本船又は附屬の機械、器具に損害を与へたるを船主又は船長は備船者に損害の状況を通知し至当と認むるものに對しては備船者之を賠償すべきものとす

第十七条「相互免責」官公又は人民に依る抑留、軍事行為、内亂、暴動、海賊、匪賊船員の匪行、火災、衝突、坐洲、坐礁、沈没、投荷其他天災不可抗力に基因する出来事に對しては當事者互に責任なきものとす

第十八条「船主免責」船員の過當なる注意の不足に基因せざる汽船の破損、シヤフトの折損又は船体・機関の破れたる環此に因る備船者の損害は船主其責に任せず

第十九条「流行病地」檢疫消毒停船中の備船料及其費用は原因が船主又は船長の雇入れたる船員の発病に係るときは船主の負担とし又備船者より乗込せしめたる者若くは乗客の発病に係るときは備船者の負担たるべく若し発病の原因が本船をして公認せられたる流行病地に備船者が寄港せしめたるに因由するときは該地発航後二十日間以内は其発病者の何人たるを問はず總て備船者の負担とす 但其原因の何れにありや判明し難き場合は船主及備船者之を折半負担す

第二十条「本船の喪失」本船が六十日間以上行衛不明となりたるときは最後の存在の時を以て本船が損傷其他の故障の爲沈没したる時は沈没の日時を以て本契約を終了するものとし備船料の前拂ありたるときは船主は過滞なく備船者に精算返金すべし

第二十一条「積荷の留置」船主は備船料其他本契約に依り備船者に對して生じたる債權に付積荷を留置し又は其支拂を受くる爲め留置を競売することを得るものとす

第二十二条「燃料及艦水残高」備船開始の際本船の有する燃料及艦水は第一條所定の割合を以て備船者之を買取るべく又備船終了の際はその残量を第一條所定の割合を以て船主之を備船者より買取るべし

中問又は定期検査其他の事由に依る「ハイヤ」の場合亦全じ

第二十三条「航行に關する制限」備船者は戦争、事變若くは封鎖の状態にある港湾又は敵對行動の興行せられつつある場所へ本船を航行せしむることを得ず

備船者は船主の承諾を得るに非ざれば本船を一般航海者が危険と認むる時期に於て結氷港又は流水区域並に機雷危険区域に航行せしむることを得ず、船体保険料の割増を要する区域の航行につきても亦全じ

要する区域の航行につきても亦全じ

要する区域の航行につきても亦全じ

要する区域の航行につきても亦全じ

要する区域の航行につきても亦全じ

占領軍又は官公の命により備船者が前二項の危険区域に本船を航行せしむるときは備船者は遅滞なく其の旨を船主に通知するものとし、これにより船主の蒙る損害は相互互責の規定に拘らず別に定むる規準により備船者に於て負担するものとし予期せざる機雷又は軍臺行為敵対行動等により本船が沈没し又は損傷を蒙りたる時も亦全し

第廿四条「貨物に関する制限」備船者は本船に戰時禁制品を積入るゝ事を得ず、又本船に發火性、爆發性其他の危険物を搭載し若くは本船をして曳船をなせしめる時は事前に船主に通知するを要す

備船者は硫酸、木材又は其他の貨物を甲板上に積載することを得と雖も数量及積付に付ては船長の指図に従うものとし備船者は船主の承諾を得るに非ざれば三月一日より六月三十日迄の期間本船に貨物として印度石炭を積載することを不得す

第廿五条「特殊港」備船者は本船を不開港、其他特殊港等に入出せしめんとするときは予め当該官廳の特許状を船長に交付すべし

第廿六条「再備船」備船者は本契約に抵触せざる範囲に於て本船を他に再備船することを得るも本契約上の船主に対する責任を免るゝ事を得ず、此場合備船者は成約後遅滞なく之を船主に通知すべし

第廿七条「共同海損」共同海損は西曆千九百廿四年のヨークアントワープルールに準換するものとし(G/A計算上の船價)

第廿八条「海難救助」漂流物及救助に因る收付は之が為め要したる時間に対する備船料、船員に対する報酬並に消費したる燃料其他一切の費用を扣除して生じたる損益額を船主及備船者互に折半するものとし、但之に要したる時間は本契約期間に算入す

第廿九条「オーバertime」備船者は船賃をして時間外の服務及燃料石炭換をなせしめたるるときは其報酬は船主規定に依り支給するものとし

第卅条「屯稅」備船開始並に終了後本船の内外屯稅を利用し得る場合之を讓受くると否とは備船者、船主の協定に依るものとし

第卅一条「原狀回復」備船者が本船に改装又は新たに施設をなす場合は予め船主の承諾を得るものとし備船終了の際は備船者は之を原狀に回復するものとし、但し船主の承諾を得たるときは之の限りに非ず、

原狀回復に要する期間の備船料並に之に關聯する一切の費用は備船者の負担とす

第卅二条「契約の本質」本契約は条文及用語の如何に拘わらず貸借契約にあらず

第卅三条「仲裁」本契約に關し当事者間に争を生じたるときは双方は予め設定したる仲裁機關に之が仲裁判断を依頼し其仲裁人の裁定を以て最終とし之に服従すべし

当事者の一方が相手方に対して前記仲裁判断共同依頼を提案し二週間を経過するも相手方が其手続をとらざるときは該当事者は単独に之が仲裁判断を前記仲裁機關に依頼することを得、此場合相手方は之に対し異議を申立つることを得ず

仲裁人の選定其他手続に關する一切の事項は前記仲裁機關の定むる所に依るものとし右に關する訴訟の管轄は神戸〇〇地方裁判所とす

右契約を証する為め本書式通を作り各自記名調印の上互に看過を保有するもの也

昭和 年 月 日 に於て作成す

船主  
備船者  
仲介人



定期傭船契約附帯事項

一、定期傭船形式への切替時に於ける現状を以て第二条記載の堪航能力あるものと看做す  
但し切替時に於て残存する船舶運営会の負担すべき修理費並に之に関する滞船期間中の傭船  
料其の他一切の費用は傭船者の負担とす

右工事施行後は船主は第二条記載の堪航能力保証の義務を負うものとす

二、第三条の積載力は現在の国家使用中の積載力を基準とす

△三外国配船の場合外地に於ける修繕、食糧、船用品の補給並に船員の事故等に起因する滞船並  
に異状ある出賃ありたる場合は其の処理は傭船者船主に於て都度協定する

△タンカーに關する特殊事項

(1) 積荷の種類に關しターテイ油、クリーン油、魚油、食物油等夫々明記し之が積荷以外の貨  
物を積込むときはその都度事前に傭船者より船主に通知し船主の諒解を得るものとす

(2) 荷役に要するホースは本船パイプはけ口より舷側迄の所要ホースを除き全て傭船者に於て  
具備するものとす

(3) 第一条中の船舶表示記載事項

(4) ターテイとクリーンの別

(5) 荷役ポンプの徴及び力

(6) コンパートメントの數

(7) 積載貨容積を圻にて表示

船隻の検査  
 政令第一〇二号  
 船舶運管会  
 第一章 総トン数百トン以上の船舶に関する規則  
 第一條 この章において船舶とは、総トン数百トン以上（総トン数の定め  
 のない船舶については長さ二十五メートル以上の船舶）搭載力十五ト  
 ン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

第二條 官庁又は地方公共団体が左の各号の一に掲げる用途に適合する構造  
 又は設備を有する船舶を専ら当該用途に使用するとき、別表一に定め  
 る様式に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該船舶の使用を  
 開始した日から三十日以内に、運輸大臣に提出しなければならぬ。

- 一 漁業取締船
- 二 漁業調査船
- 三 漁業練習船
- 四 電灯敷設船
- 五 氣象観測船

- 六 航海練習船
- 七 汚物処理船
- 八 入心船
- 九 救難船
- 十 しゆんせつ船
- 十一 砕氷船
- 十二 海上保安監視船
- 十三 鉄道連絡船

第三條 官庁又は地方公共団体が船舶を前條各号以外の用途に使用しよう  
 とするとき、別表二に定める承認申請書を提出して、運輸大臣の承認  
 を受けなければならぬ。

第四條 官庁又は地方公共団体以外の者があつて左の各号の一に掲げる用  
 途に適合する構造又は設備を有する船舶を専ら当該用途に使用する者は、  
 別表三に定める様式に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該  
 船舶の使用を開始した日から三十日以内に、運輸大臣に提出しなければ

省令第一〇二号

- 一 救難船
- 二 漁船
- 三 いかんせつ船
- 四 汚物処理船
- 五 ちりすべ船
- 六 はしけ
- 七 旅客船（運輸大臣が告示で定める範囲のものに限る。）
- 八 船舶修理用工作船
- 九 起重機船
- 十 浮ドック

第五條 國又は地方公共団体以外の者が船舶を前條各号に掲げる用途並に渡船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、別表四に定める許可申請書を提出して運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

第六條 第二條若しくは第四條に掲げる用途に供する船舶又は第三條若しくは

くは第五條の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶を譲渡し、貸渡（期間よみ船を含む。以下同じ。）し若しくは引渡し又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、別表四に定める様式に従ひ、三十日以内に運輸大臣に報告書を提出しなければならぬ。

第七條 官庁又は地方公共団体以外の者が船舶を渡船として使用する者は、別表一に定める様式に従ひ、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に水産庁長官を経由して運輸大臣に提出しなければならぬ。

前項に規定する船舶を譲渡し、貸渡し若しくは引渡し又はその使用方法を変更した者は、別表四に定める様式に従ひ、三十日以内に水産庁長官を経由して運輸大臣に報告書を提出しなければならぬ。

第二章 総トン数百トン未満の船舶に関する規制

第八條 総トン数五トン以上百トン未満の船舶を所有する者は、別表四に定める様式に従ひ船舶の明細を記載した報告書を、毎年十二月三十一日

の状態により作成し、運輸大臣に提出しなければならぬ。  
前項に規定する報告書の提出の方法、期日その他必要の事項は、省令でこれを定める。  
第九條 前條に規定する報告書の記載事項に変更を生じたときは、三十日以内に変更の事実を記載した報告書を、運輸大臣に提出しなければならぬ。

第三章 期間および船契約の強制

第十條 総トン数百トン以上の鋼製船舶は第三條又は第五條の規定による承認又は許可を要する船舶以外の船舶の所有者は、当該船舶に関し、戦時海運管理令（昭和十七年勅令第二百三十五号）に規定する船舶運営会と期間および船契約を締結しなければならぬ。但し、戦時海運管理令の規定により使用を受けた船舶及び運輸大臣が告示指定する船舶は此の限りでない。  
前項の規定により船舶運営会と期間および船契約を締結してはならない。

第四條 に掲げる用途に使用しようとする者は、別表（二）に定める許可申請書を運輸大臣に提出して許可を受けなければならない。

第十一條 前條に規定する期間および船契約の條件は、船舶運営会と船舶所有者との間の協議による。協議がととのかず又は協議をすることができな

いときは、運輸大臣がこれを裁定する。  
前項の規定による裁定にかゝる金額に不服のある者は、他の当事者に対し、裁定のあつたことを知つた日から、六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができ。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

第十二條 第四條 第四項 当該船舶の使用を開始した日とあるのは、この政令施行の際現に当該船舶を当該用途に使用している者については、この政令施行の日と読み替へるものとす。

第十三條 この政令において船舶所有者に關する規定は、船舶共有の場合に

において、船舶管理人を定めたとときは、船舶管理人にこれを適用する。

第十四條 運輸大臣は、この政令に規定する運輸大臣の職責を果すため必要があるときは、当該官吏に船舶所有者又は船舶使用者の事務所又は船舶に臨検し、帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

前項の規定によつて、当該官吏に臨検調査をさせるときは、その身分を不詳証を携帯させなければならぬ。

#### 第五章 罰則

第十五條 第五條の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五十円以下の罰金又はその両者に処する。

第十六條 第四條、第六條、第七條、第八條及び第九條の規定に違反し報告書提出せず又は虚偽の記載をした報告書を提出した者は、一年以下の懲役若しくは二十円以下の罰金又はその両者に処する。

第十七條 第十條の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五十円以下の罰金又はその両者に処する。

第十八條 第十三條の規定に基き当該官吏の臨検調査を拒み、妨げ又は忌避

した者は、一年以下の懲役若しくは二十円以下の罰金又はその両者に処する。

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

#### 附則

一、この政令は、昭和二十三年 月 日から施行する。

二、この政令施行の際現に、官庁又は地方公共団体で船舶を第一條各号に掲げる用途以外の用途に使用してゐるものは、この政令施行の日から六十日間を限り、第三條の規定にかかわらず、その使用を繼續することができ

る。  
三、この政令施行の際現に官庁又は地方公共団体以外の者で船舶を第四條各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用してゐる者は、この政令施行の日から六十日間を限り、第五條の規定にかかわらず、その使用を繼續することができ



海長第一〇二五號

昭和二十三年十月二十五日

運輸省海運總局

法務省法務部第二局長 殿

一九四八―一九一ニ號「日本海運」(スキャ  
ツピン一九三一)の具備に伴う法制附録につ  
いて。

前記に於て左記意見等御答を伺たい。

- 一 船隻使用を禁止しないと定めた所形式は實現出來ないか。
- 二 船隻使用を禁止した場合は船主と船主所有者との間に強  
制使用契約を締結せしめる必要があるが、戦時海運管理令  
を改正するのと加船のボツタムス令を制定するのと何れがよいか。



別紙とありに致して 運輸省

運輸省

裏面白紙

一九四八―一九二二メモランダム「日本海運」中定期用船に關する法制尚題について

1. 定期用船形式 - *on a time charter base* 一で船舶を用船するた

めには、現行の國家使用を解除する必要がある。

2. 戦時海運管理令による國家使用ということは、政府が特定船舶に對して物的使用權を設定することであり、船主をして當該被使用船舶を運送するに足るべき船員を乗組ましめることは別箇のことからである。従つて國家使用によつては、船員の勞務の提供を重要な給付内容として持つところの定期用船形式の目的は、達せられない。

3. 然らば國家使用の法律關係に、更に、船員の勞務供給契約を船舶運営會と船主との間で締結したら如何ということか言われるかも知れないか、勞務供給契約をすることは、船員職業安定法に違反する。

4. 假りに船員職業安定法を改正して、勞務供給契約が法的に可能になつても、定期用船形式の要素であるオフ、ハイヤーが達成されない。

それは勞務供給契約と國家使用（船舶賃貸借）が一應分離され、所謂定期用船契約という有機的構成になつていないため、例へば船員が争議を起した場合、勞務供給に關する反對給付は、停止し得るにかかわらず、船舶使用の對價である船舶賃借料（國家使用料）の支拂は、一方的な國家使用權の設定に對する補償であるから、これは船員の争議を理由として停止することは、出来ない。従つて、オフ、ハイヤー制度を完全に實施することができず、メモランダムの趣旨を達し得ない。

5. これ態を要するに、定期用船形式を採用するためには、國家使用を解除して船舶運営會と船舶所有者とか普通に定期用船契約を締結するのが最も無理かない。國家使用（船舶賃貸借）の法律關係の外に船舶運営會と船主との間に色々な契約を締結して、定期用船形式を實現することには、前述のように法的に無理があるのみならず、オフ、ハイヤー制の完全な實施が不可能である。



三、國家使用を解除された船舶は、定期船形式で、船舶運管會に歸屬することか必要であるか、船舶運管會による船舶の一元管理を維持するために、強制的に、船舶所有者と船舶運管會との間に定期用船契約を締結せしめることか必要である。このためには、新法制的措置を要するか、法形式的には、二つの方法が考えられる。その一は戦時海運管理令を改正することであり、他は、新にポツダム政令を制定することである。然しこれは、次の理由により新しくポツダム政令を制定することか適當であると考ふる。

1 戦時海運管理令は、國家總動員法に基礎を置いている。(戦時海運管理令第一條) 國家總動員法は、廢止された(昭和二十年法律第四十四號)か、戦時海運管理令についてののみ、未だ國家總動員法が效力を有しているのである。(昭和二十年法律第四十四號) 三項によつて、管理令の規定する事項の範圍内でなければ、これを改正することかできない。然るに、強制用船は、戦時海運管理令に規定していない事項であるから普通の政令では改正することはできない。

(参考) 法律第四十四條附則第三項

前項ノ規定ニヨリ效力ヲ有スル勅令ハソノ規定スル事項ノ範圍内ニ於テコレヲ改正スルコトヲ妨ゲズ

3 ポツダム勅令で戦時海運管理令を改正することは、法論理上不可能というのではないが、國家總動員法の体系の中にある戦時海運管理令を改正することは、國家總動員法を再び活用するような印象を與え政治的に望ましくない。  
4 今回のメモによつて報告關係のポツダム政令の制定か必要であるから、強制用船規定もこの政令の中に規定して、メモの責處に伴う政令として一括して出すことか最も好ましい。



後者の才が通当であると考える。

(1) 戦時海運の管理令は、ポツダム勅令へ昭和二十年勅令第五四ニ  
トテシト基礎を置置くも、国家燃動員法を基礎を  
置置いている。

(2) 従つて戦時海運管理令をポツダム勅令で改正すると管理令  
が二の法源に由来することとなり、法制上明白でない。

(3) 戦時海運の管理令の改正が一見現在の戦時海運管理の  
範囲よりむしろ狭きものである。国家燃動員法を更に擴張す、如  
き疑問を生ずる。昭和二十年法律第四十四号

(4) 更に体裁上強制用船の罰則の規定が小さいため、戦時  
海運管理令の罰則がこれよりむしろ限定されるよう、印象を  
與へる。





に基礎を置くものではなく、國家總動員法に基礎を置いている。

(2) 従つて戦時海運管理令をポツダム勅令で改正すると管理令がこの立法源に由来することとなり、法制上面白くない。

(3) 戦時海運管理令の改正が一見現在の戦時海運管理の範囲のみ生きている國家總動員法を再び擴張する如き疑惑を生ずる（昭和二十年法律第四十四號）

(4) 更に体裁上強制用船の罰則のみ規定もされるため、戦時海運管理令の罰則がこれのみに限定されるような印象を興える。

(B) 強制用船規定は憲法違反ではない。

定期用船契約は、勞務供給契約を包含するため、この強制は違法であるというものがある。然しこれは違法ではない。

(理由)

1 勞務者自身を強制するものではなく、あく迄船主の定期用船契約の締結義務を強制するものである。

2 勞務者の乗船拒否等によつて契約内容を實現し得ないときは、船主の船舶運管會に對する債務不履行として處理すべきである。

3 債權上の義務のみで充分である。蓋し、斯かる船舶は、國家使用することも可能であるし、又運輸省令四十號（昭和二十年）第一條で航行を全く停止させることも可能であるから、船主は萬難を排して契約内容の實現に努めるであらう。

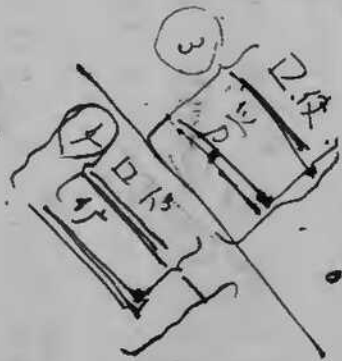
但し、契約の條件は、船主と船舶運管會との間の協議により、協議がととのわなないときは、運輸大臣の裁定によるようにすべきである。

蓋し、強制契約實現の爲に、船主は契約内容と兩立しない債權關係を消滅させる必要があるが、船主によつて債權關係の内容が、一異なるのに、一律にこれを國家補償にかからしめるのは不公平であるから、これを契約の條件として船舶運管會と船主との間の協議によらしめるのが最も合理的である。

法務廳法制第二局山口參事官

法制長官に代りて







これについて参考文書(三)に定める要件に従つて報告責任を有する。  
(二) 左に掲げる特殊任務の爲に設計されその爲にのみ従事する船舶は  
各船主がこれを選航する

一 救難船、没溺船、汚物処理、芥棄船、艇、小型客船、雑役船  
( utility )、浮クレーン及び浮橋等

これらの燃料の船舶を擴張するに當つては COMNAVFE の事前許可を  
要する。船長又は船主は、これらの船舶の備船、特徴、所有權及び  
選航状態に變更があらば、それについて運輸大臣に報告する責任を  
有する。

(三) 漁業及び捕鯨にのみ使用される百總噸以上の船舶はすべて農林省  
水産庁の直接の監督の下に各私人所有者がこれを選航することが出  
来る。水産局長は備船所有權又は選航状態の變更があらばこれを選  
航大臣に報告しなければならない。

(四) 前記(一)乃至(三)各號に述べられていない百總噸以上の鋼船は、すべ  
て SCAJAP 長官の指示の下に C.M.M.C. が、タイム。チャーター制

でこれを用いる。

(五) 前記(一)至(四)各號に掲げた船舶は C.M.M.C. を通じて、SCAJAP 長官  
の管理上の統制を受ける。

(六) 運輸大臣は要求を受けた報告を蒐集、編製、提出するものとする。  
其 右の改正措置は次の目的の爲に行つた。

- (一) 船舶選航の最も能率的方法の確立。 死傷防止と輸送の増進のため
- (二) 最大限の利益を國家經濟に與へること。
- (三) 海運業界の技能能力を一層活用すること。
- (四) 現商船隊の輸送能力を増大させること。
- (五) 日本政府選航の缺損の削減。 準備を始り

其 日本商船隊及び雑船の選航の責任を秩序整然と陰々により上記のやうな平  
常の方式に還元することを圖るため、これに對し、海軍に關して、總司令部民間  
選航局、極東海軍部隊司令部 ( SCAJAP 政府 ) と日本政府の間に直接  
連絡することとを許可する。

政府は、SCAJAP とは、死傷防止と輸送の増進のため

最高司令官に代り

副官 陸軍大臣

陸軍大臣 副官



運合軍最高司令官總司令部

AG 534 (45.11.9) SCAPIN 256

APO 500

一九四五年十一月九日

件名 日本帝國政府  
由 總戰連絡中央事務局(東京)  
件名 OMMOの任命

一 日本商船監理局(SCAJAP)長官監督下に日本商船を管理するたために  
日本船主、船主代理業者、荷役業者、ターミナル、オペレーター、  
船務業者、船用品供給業者及び貿易協会の代表者よりなるOMMOを任  
命する様指示する。任命された委員は、SCAJAP長官の承認を得る者で  
なければならぬ。

二 代表候補の氏名及び所屬關係は出来るだけ早く日本商船監理局( SCAJAP )長官に提出することを要する。

最高司令官に代り

AGD次席副官 H.W.アレン大佐

裏面白紙

44.515 (47.11.26)  
(SCAFIN 122)

No. 1303  
APO 500

宛書宛先 日本政府

一九四七年十一月二十六日

由 総統連絡 中央事務局 (東京)

件 名 日本商船の買入又は備船

一 開 送 文 書

- a. 日本政府宛送合草最高司令官覚書 綴番號 AG 560  
(一九四五年十一月九日) GD, (SCAPIN 259), 「日本商船の買入又は備船」
- b. 日本政府宛送合草最高司令官覚書 綴番號 AG 004  
(一九四五年十二月八日) ESS/AC (SCAPIN 403), 「制限會社の作製」
- c. 日本政府宛送合草最高司令官覚書 綴番號 AG 300.B  
(一九四五年十二月八日) ESS/AC (SCAPIN 408), 「制限會社に對する規程」

二 開 送 文 書

- 一〇〇はこれを取消し一〇〇總屯以上の日本商船について行はれた一切の買入譲渡又は備船に關する報告を各取引に關する完全な資料(附屬一)を附して SCAJAP 長官に毎月提出すべきこととする
- 一〇〇總屯以上の日本商船の買入・譲渡・抵當又は備船の當事者の一方又は両方は該制限會社であるならば開送文書 B 及び C の規定に従つて從來該の取引に對する事前認可を受けなければならぬ、此の限を以て該會社が申請書及び現況調査を提出すること(附屬書類 一頁及び二頁)

長官司令官に代り

エム.エフ.ノイズ中佐

裏面白紙



CDFE/A4-3  
Ser: 1782

一九四八年六月十六日

發 局 極東海軍部隊司令部  
宛 先 運 輸 大 臣  
結 由 連絡調整事務局東京  
件 名 SCAJAP 長官監督下にある船舶の選航

附屬書類 (A) SCAFIN 1393 一九四六年十二月十一日  
(B) SCAFIN 677 一九四六年一月二十九日  
(C) SCAFIN 841 一九四六年三月二十二日  
(D) SCAFIN 1033 一九四六年六月二十二日

一 船舶はすべて日本領海外の航海に就ては各航海の期間中附屬書類 (A) に代る認可離航又は認可されたたたし申請に基く電報命令の様式で SCAJAP 長官の許可證を携行することを要する

二 日本籍船舶は艦々に SCAJAP の承認を受けることなく附屬書類 (B) 及び (C) によつて限定されている日本領海内を航行することを許可する附屬書類 (B) 及び (C) に規定された日本領海内を航行に安全と思惟される最短の非制限航路をとつて進行する船舶は許可地域内にあるもの見做される。最短非制限航路から離脱したた場合でも天候或は不測の事故を考慮に入れることとする。

三 離港離途に從事する船舶は第一項で要求される許可の外に、出港の都度連合軍ポート、オーソリティーに報告しなければならぬ。連合軍ポート、オーソリティーは SCAJAP 長官並びに總べての他の連合軍關係部隊に上記船舶の行動に就き迅速に通報するものとする

四 總べての船舶は、連合軍當局によつて規定された制限區域を避けなければならぬ

五 漁獲、捕鯨及び類似の作業に従事する船舶は SCAJAP 長官から各個別の許可を受けることなく附屬書類 (D) に指定された區域内で作業すること等を條件で許可される。

六 此の通知を他のすべての關係日本政府機關及び關係民間機關又は運航業者に周知させざるやう貴下に命ずる

N. W. バード

参 謀 長

4. 本許可は漁業許可區域を更に擴張する爲の先例となるものではない。

5. 本許可は國家の版圖國境又は關係地域内又は他の地域内に於ける漁獲權の最終決定に關する連合軍の政策を表示するものではない。

最高司令官に代りて

副官部ジョンB.クレーラー大佐

裏面白紙



AG000.5 (46.12.11) GD  
(SOAPIN 1898)

AFO 500.

一九四六年一月一日

宛先 : 日本政府  
經由 : 終戦連絡中央事務局 (東京)  
件名 : 日本への不法入國の禁止

1. 連合軍により諸船舶に發給せられたと稱する所謂「許可」に言及して居る上記と同一件名の一九四六年一月一日付終戦連絡中央事務局文書 5489 (GN) 参照の事。  
2. 日本領海外を航行する日本船舶は特別にその航行を許容する米海軍日本商船監理局 (SOA JAP) 長官の認可書を船中に保有しなればならない。この場合を除き連合軍最高司令官は他に航行許可書の發行を認許したことはない。  
3. 米陸軍朝鮮軍政部が連合國最高司令官に對して報告した所によれば同部海運局は船舶に對する許可書發行の權限を有する唯一の機關であり且つ上記海運局の命令によつて公認の外國貿易に現在從事する船舶はバルチックコースター型貨物船及び朝鮮汽船會社の船舶だけである

最高司令官に代り

副官 陸軍大佐

ジョン・ビー・ハーゼイ 代理  
アール・ジー・ハーゼイ

裏面白紙

逕合軍最高司令官總司令部

AG091 (4612D) GB

AP0500

(SOADIN-377)

一九四六年一月二十九日

宛先 日本政府

經由 陸軍總務局 (東京)

件名 若干の外郡地域を政治上日本から分離することについて

一 日本國外の總ての地域に對し又その地域内にある政府役人、雇傭員その他總ての者に對して、政治上又は行政上の權力を行使する事及び行使しよりと企てるとは總て停止するや、日本帝國政府に指令する

二 日本帝國政府は已に認可されてゐる船舶の運送、通信、氣象關係の常軌の作業を除き、當司令部から認可のない限り日本國外の政府の役人、雇傭員その他總ての者に對し如何の目的を以て通信を行使するは出来ない。

三 この指令の目的から日本と當ふ場合は次の定義による。

日本の範圍に含まれる地域として

日本四主要島嶼 (北海道本州四州九州) と、對馬諸島。北緯三〇度以北の琉球 (南西) 諸島 (口之島を除く) を含む約一千の隣接小島嶼日本の範圍から除かれる地域として

(a) 鬱陵島、竹島、濟州島 (b) 北緯三〇度以南の琉球 (南西) 列島 (口之島を含む)、伊豆南方、小笠原諸島及び大東群島、沖ノ島、鳥島を含むその他の外郡大平洋金剛島 (c) 千島列島、齒舞群島、氷島、勇賀、秋葉留、志波、多桑島を含む (d) 包舟島。

四 更に、日本帝國政府の政治上、行政上の範圍から特に除外せられる地域は次の通りである

(e) 一九一四年の世界大戦以來、日本が委任統治其の他の方法で採取又は占領した全太平洋諸島。(b) 滿州、臺灣澎湖列島 (c) 朝鮮及び (d) 樺太。

五 この指令にある日本の定義は、特に指定する場合以外今後當司令部から發せられる總ての指令、覺書又は命令に適用される。

六 この指令中の條項は何れも、ポツダム宣言の第八條にある小島嶼の最終的決定に關する聯合國側の政策を示すものと解釋してはならない。  
七 日本帝國政府は、日本國內の政府機關にして、この指令の定義に依る日本國外の地域に關する有するもの、報告を請製隊、當司令部に提出することを要する。この報告は關係各機關の機能組織及職員の状態を含まなくてはならない。  
八 右第七項に述べられた機關に關する報告は、總てこれを保存し、何時でも當司令部の機關をうけられるやうにしておく事を要する。

AG 091 (46-8-29)GS  
(SCAPIN 841)

APO 500.

一九四六年三月二十五日

宛先 日本帝國政府  
經由 格戦連絡中央事務局  
件名 若干の外隔地域を政治上日本から分離する件

一 下記覺書参照

- 一九四六年一月九日附日本帝國政府宛覺書。(若干の外隔地域を政治上行政上日本から分離する件)
- 一九四六年二月二六日附日本帝國政府發・終戦連絡中央事務局第九一八八(一・一號)覺書(伊豆諸島の地域に関する情報要求の件)
- 前記(●)第三項を訂正して、伊豆諸島及び~~相~~婦岩を含むそれ以北の南方諸島を右指令の目的の爲、日本として定義されたる地域に含まれるものとする。
- 日本帝國政府に對し、連合國最高司令官の權限に従ふ條件の下に、右諸島の政治上行政上の管轄を再び開始する様指令する。
- 本指令の條項は何れもボツダム宣言第八條中にある小島嶼の最終的決定に關する連合國側の政策を示すものと解釋してはならない。

最高司令官に代り

副官部 ビーエム・フイツチ代將

裏面白紙

AG 800, 217, (46, 6, 22) NR 一九四六年六月廿二日  
(SCAPIN 1033)

宛 日本帝國政府

由 總務廳中央事務局(東京)

件 日本漁業及び捕鯨許可地域

開連文書

A. FTLTOSCAP 一貫番號八〇號、一九四五年九月二七日附

B. 一九四五年十月十三日附 SCAJAP 一貫番號四二號

C. 一九四五年十一月三日附 SCAJAP 一貫番號五八七號

1. 開連文書 A 及び B 並びに C の第一項及び第三項の規定で日本漁業の許可に關するものはこれを取消す。

2. 本警書日附の日以降別に指示ある迄、日本の漁獲捕鯨及び之に類似の作業は次に定める區域内で許可される。

ノサツブ岬と貝殻島の間、大約北緯四〇度二三分、東經一四五度五分の地點より北緯四三度東經一四六度三〇分の地點へ、これより北緯四五度東經一四五度の地點へ、その地點より一六五度子午線に沿つて南下北緯二四度に至り、二四度緯線に沿つて西方、東經一二三度の地點へ、その地點より北緯二六度、東經一三三度の地點へ、それより北緯三三度三〇分、東經一三五度の地點へ、その地點より北緯三三度、東經一三七度四分の地點へ、その地點より北緯四〇度、東經一三三度、北緯四五度三〇分、東經一四〇度を經て東緯岬岸より三哩の距離で宗谷岬を周り北緯四五度三〇分、東緯一四五度へ至り、一四五度子午線に沿つて南下北緯道の海岸より三哩の地點に至り、これより北緯道の海岸より三哩沖の線に沿ひ知床岬を迂廻し根室港岬を通過して出發點たるノサツブ岬と貝殻島との中間地點に至る。

3. 上記第二項の許可は下記の規定を條件とする。

(A) 日本船はソーマ岩を除いて北緯三〇度以南の認可地域内にある如何なる島にも一一二哩以内に接近しないこと。斯る船舶の乗船者ソーマ岩を除いて北緯三〇度以南の島に上陸しないこと。又島の如何なる住民にも接近しないこと

(B) 日本船舶及びその乗船者は竹島(北緯三七度一一五分東經一一三一度三五分)の一一二哩以内に接近しないこと又同島に接觸しないこと



海軍省 司令部

番 號 (CPXX/Q-15)

(12:7.71:W01)

一 貨 番 號 3429

一 九 四 八 年 九 月 廿 一 日

種 類	電 令
信 號	海 軍 省 電 令
先 行	日 本 海 軍 省
名 稱	日 本 海 軍 省

番 號	照( 8 )	一 九 四 八 年 九 月 二 日 付	SCAPIN 1951
商 標	封 條( 4 )	一 九 四 八 年 九 月 二 日 付	SCAP AG 544 (27.7.48) CTS

- 1 海軍省 司令部 員日誌(海軍省) は同封條(1)により一八九四八年九月二日付 SCAPIN 1531 を實施すべしを占領軍省機に領名された
- 2 海軍省 司令部 員日誌(海軍省) は同封條(1)により一八九四八年九月二日付 SCAPIN 1531 を實施すべしを占領軍省機に領名された
- 3 海軍省 司令部 員日誌(海軍省) は同封條(1)により一八九四八年九月二日付 SCAPIN 1531 を實施すべしを占領軍省機に領名された

ア・ニ・ス・バ・キ

裏面白紙

海上保安司令官部

AG544(27-7-48)CTS.

件名先

日本海軍

合衆國海軍部

Navy No. 1165.

一九四八年九月二日

- 1 艦隊司令部を編成一九四八年九月二日付 SOAPIN1931AG544  
(日本海軍) として三隻を編入する。但し信船  
契約に於ける三隻は、H-H-H 及び H-H-H の三隻を指す。但し信船  
2 右三隻は、H-H-H 及び H-H-H の三隻を指す。但し信船  
3 又第一三隻は、H-H-H の三隻を指す。但し信船

マツカサー元帥の命により

大佐 アーモム レヴィー 高級副官

裏面白紙

表題 「日本商船」

一、参考文書

- (一) 一九四五年十一月九日附 SCAPIN 二五六号(綴番号 AG 334)  
「C.M.M.C. の任命」
  - (二) 一九四七年十一月二十六日附 SCAPIN 一八二八号(綴番号 545)  
「日本商船の買戻又は償還」
  - (三) 一九四八年六月十六日附 COMNAVFE 文書一七七八号(綴番号 ONFE/A4-3)  
「日本商船に SCAPIN 番号を附け、運航證明書を行ふることについて」
  - (四) 一九四八年六月十六日附 COMNAVFE 文書一七八二号(綴番号 ONFE/A4-3)  
「SCAPIN 長官監督下に於ける船舶の運航」
- 二、次の指令は第一項に述べた参考文書を修正し或はそれに代るものではない。又此の指令によつて既に公表を見た左の現行政策が変更されるものと解釋してはならぬ。

- (一) 後述諸条に元当された船舶はすべて依然として C.M.M.C. を通じて日本商船管理局長官による運航上及び管理上の統制を受けるものとする。
- (二) 商船の運航及び現行の booking 手続は従前通り存続する。
- 三、日本商船隊を一層活用する爲に日本政府は手続を左の通り改正すること。
  - (一) 日本政府は、各省及びその部局を通じて、日本政府が完全な所有権を有し政府の爲に左の特任務に従事する爲に設計され従事してゐるすべての船舶の運航を掌理するものとする。
    - 一 漁業監視、漁業調査、漁業訓練、電燈敷設船、氣象観測、訓練、汚物処理、曳船、救難、浚渫、砕氷、警備監視
  - これらの船舶の種類を擴張するに當つては COMNAVFE の事前許可を要する。ここにいう運航上の掌理とは船乗、補給及び船舶の管理をいふ。運輸大臣は、これらの船舶の備置、特設、所有権及び運航状態の変更があればそれについて参考文書(二)に定める要件に従つて報告する責任を有する。

正に航行の特許任務の爲に設計されその爲にのみ従事する船舶は各私人船主がこれを運航する。

一 汽機、曳船、投機船、汚物處理、芥菜船、艇、小型客船、機殻船 (utility)、クレーン及び浮揚機

これらの船舶の種類を擴張するに當つては COMNAVFE の事前許可を要する。船長又は船主は、これらの船舶の備品、特徴、所有權及び運航状態に変更がなければ、それについて運輸大臣に報告する責任を有する。

(三) 漁業及び捕鯨にのみ使用される百瓩屯以上の船舶はすべて農林省水産課の直接の監督の下に各私人所有者がこれを運航することが出来る。

水産局長は船舶所有權又は運航状態の変更があればこれを運輸大臣に報告しなければならぬ。

(四) 前記(一)乃至(三)各号に述べられていない百瓩屯以上の船舶は、すべて SCALAP 長官の指示の下に、C.M.M.C. が、タイム、チャーター制

でこれを用いる。  
(五) 前記(一)(二)(三)各号に掲げた船舶は C.M.M.C. を通じて SCALAP 長官の管理上の統制を受ける。

(六) 運輸大臣は要求を受けた報告を蒐集、編輯、提出するものとする  
四省の改正措置は次の目的の爲に行つた。

(一) 船舶運航の最も合理的な方法の確立

(二) 最大限の利益を國家經濟に與へること。

(三) 海運業界の技能能力を一層活用すること。

(四) 現商船隊の善後能力を増大させること。

(五) 日本商船隊及び雜船の運航の責任を秩序整然と陸々に上記のやうな平常の形式に代へることを爲るためにその實現に關して總司令部民間運輸局、海運省、SCALAP 長官と日本政府の間に直接連絡することを許可する。

船舶運送会のふし船方式の変更等に伴う政令

第一章 総トン数百トン以上の鋼製船舶に関する規制

第一條 この章において船舶とは、総トン数百トン以上（総トン数の定めのない船舶については長さ二十五メートル以上）の鋼製船舶、撈揚力十  
五トン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

第二條 官庁又は地方公共団体が、左の各号の二に掲げる用途に適用する構  
造又は設備を有する船舶を専ら当該用途に使用するとき、別表（一）に定  
める様式に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該船舶の使用  
を開始した日から三十日以内に、運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 漁業取締船
- 二 漁業調査船
- 三 漁業練習船
- 四 電灯敷設船
- 五 築港艀測船

- 六 航海練習船
- 七 汚物処理船
- 八 救難船
- 九 救難艇
- 十 いんせつ船
- 十一 砕氷船
- 十二 海上保安庁船
- 十三 鐵道連絡船

第三條 官庁又は地方公共団体が、船舶を前條各号以外の用途に使用しよ  
うとするときは、別表（二）に定める申請書を提出して、運輸大臣の承認を  
受けるなければならない。

四 官庁又は地方公共団体が、この政令施行の際現に船舶を前條各号以外  
の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内に別表  
（三）に定める申請書を提出して、運輸大臣の承認を受けなければならない。使用  
を継続すること及び変更については、申請書を提出したときは、当該承認



申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるときは、当該船舶の使用を継続することができらる。

第四條 官庁又は地方公共団体以外の者があつて、左の各号の一に掲げる用途に適する構造又は設備を有する船舶を専ら当該用途に使用する者は、別表(一)に定める様式に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、運輸大臣に提出し、且つ小指を捺す。

- 一 救急船
- 二 心い船
- 三 いかんせつ船
- 四 汚物処理船
- 五 ちりすて船
- 六 はしり
- 七 旅客船(運輸大臣が告示で定める範囲のものに限る。)
- 八 船舶修理用工作船

九 遊覧船  
十 浮ドック

第五條 官庁又は地方公共団体以外の者が、船舶を前條各号に掲げる用途並ぶに、漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、別表(二)に定める申請書を提出して運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

官庁又は地方公共団体以外の者が、この政令施行の環境に船舶を前條各号以外の用途に使用してゐるときは、この政令施行の日から三十日以内に別表(三)に定める申請書を提出して運輸大臣の承認を受けなければその使用を継続することができない。但し、申請書を提出したときは、当該承認申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるときは、当該船舶の使用を継続することができらる。

第六條 第二條若しくは第四條に掲げる用途に供する船舶又は第三條若しくは第五條の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶を譲渡し、貸渡(期間おの船を含む。以下同じ。)し若しくは引渡し又はその構造設

備若しくは用途を変更し又はその使用を休止し若しくは廃止した者は、  
別表四に定める様式に従い三十日以内に運輸大臣に報告書を提出しな  
ればならない。

第七條 官庁又は地方公共団体以外の者で船舶を漁船として使用する者は、  
別表一に定める様式に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、当該  
船舶の使用を開始した日から三十日以内に水産庁長官を経由して運輸大  
臣に提出しなければならぬ。

二 前項の船舶を譲渡し、質渡し若しくは引渡し又はその用途を変更し又  
はその使用を休止し若しくは廃止した者は、別表四に定める様式に従い、  
三十日以内に水産庁長官を経由して運輸大臣に報告書を提出しなければ  
ならない。

三 前二項に規定する報告書の提出の方法その他必要事項は、水産庁長  
官がこれを定める。

第二章 第一章及び第三章の規定により規制を受ける船舶以外の船  
船に因する規制

三

第八條 この章にふいて船舶とは、総トン数の定めのある船舶であつて第  
一章及び第三章の規定により規制を受ける船舶以外の船舶をいう。

第九條 漁船として使用される船舶以外の船舶の所有者は、別表四に  
定める様式に従い、船舶の明細を記載した報告書を、毎年十二月三十一日  
の状態により作成し、当該船舶所有者の主たる事務所の所在地を管轄す  
る海運局を経由して運輸大臣に提出しなければならぬ。

二 前項に規定する報告書の提出の方法、期日その他必要事項は、省令  
でこれを定める。

第十條 漁船として使用される船舶の所有者は、別表四に定める様式  
に従い、当該船舶の明細を記載した報告書を、毎年十二月三十一日の状  
態により作成し、水産庁長官を経由して運輸大臣に提出しなければなら  
ない。

前項に規定する報告書の提出の方法期日その他必要事項は、水産庁長官がこれを定める。

第二條 前二條に規定する報告書の記載事項の変更を生じたときは、三十日以内に変更の事実を記載した報告書を第十条に規定する經由機関を通じて運輸大臣に提出しなければならぬ。

第三章 期間および船契約の強制

第十二條 総トン数百トン以上の鋼製船舶で第二條、第四條及び第七條第一項に掲げる用途に供する船舶並びに第三條又は第五條の規定による承認又は許可を要する船舶以外の船舶の所有者は、当該船舶に関し、戦時海運管理令（昭和十七年初令第二三十五号）に規定する船舶運送会と期間および船契約を締結しなればならぬ。但し、戦時海運管理令の規定による被使用船舶及び運輸大臣が告示で指定する船舶は、この限りでない。

2. 前項の規定により船舶運送会と期間および船契約を締結している船舶を第二條又は第四條に掲げる用途に使用しようとする者は、別表（二）に定め

る申請書を運輸大臣に提出して承認又は許可を受けなければならぬ。

第十三條 前條に規定する期間および船契約の條件は、船舶運送会と船舶所有者との間の協議による。協議がととのわぬ又は協議をすること及びさなざきは、運輸大臣がこれを裁定する。

2. 運輸大臣は、この船料に関し前項の裁定をしようとするときは、期間および船料審議会の議を経なければならぬ。

3. 第二項の規定による裁定にかかる金額に不服のある者は、他の当事者に対し、裁定のあったことを知つた日から、六箇月以内、訴を以て之の金額の増減を請求することが出来る。但し、裁定のあった日から三年を経過したときは、訴を提起することが出来ない。

第四章 期間および船料審議会

第十四條 第十二條第一項に規定する船舶運送会と船舶所有者との期間および船契約の條件のうち、この船料に関する事項を調査審議し、運輸大臣に意見を具申するため、運輸省に、期間および船料審議会を置く。

二 期間および船料審議会は、期間および船料協定の條件に因り、運輸大臣の許可を受け、前項以外の事項を調査審議することを得る。

第十五條 期間および船料審議会は、委員八人を以て、これを組織する。

第十六條 運輸大臣は、左に掲げる者を、委員に任命する。

- 一 運輸省海運統局長官の職にある者
- 二 大蔵省主計局長の職にある者
- 三 物價庁第五部長の職にある者
- 四 経済安定本部運輸局長の職にある者
- 五 船舶運管会理事長の職にある者
- 六 社団法人日本船主協会の会長、職にある者
- 七 法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、運輸大臣が指名する者

八 全日本海員組合の組合長の職にある者

第十七條 期間および船料審議会に会長を置く。

二 会長は、期間および船料審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

三 会長は、前條第七号に掲げる委員（以下学識委員といふ。）をもつてこれを組織する。

四 会長に故障があるときは、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指名する。

第十八條 学識委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 学識委員は、再任されることのできる。

第十九條 期間および船料審議会は、その委員の過半数の出席を存し、議事を開き、議決することを得る。

二 期間および船料審議会の議事は、出席者の過半数をもって、これを決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第二十條 期間および船料審議会の事務を処理させるため、期間および船料審議会に事務局を置く。

二 事務局の職員は、運輸省海運統局に勤務する官吏のうちから運輸大臣がこれを命ずる。



第五章 雜 則

第二十一條 この政令で、当該船舶の使用を開始した日とあるのは、この政令施行の際現に当該船舶を当該用途に使用している者については、この政令施行の日と読み替えるものとする。

第二十二條 この政令において船舶所有者に關する規定は、船舶共有の場合において、船舶管理人に、国有財産である船舶を一時使用させた場合又は貸し付けた場合において、一時使用を許可せられた者又は貸付を受けた者に適用する。

第二十三條 運輸大臣は、この政令に規定する運輸大臣の職責を果すための必要があるときは、当該官吏に船舶所有者又は船舶使用者の事務所又は船舶に臨ませ、帳簿書類その他の物件の調査をさせることができ、

又、前項の規定によつて、当該官吏に調査をさせるときは、その身分を証す證票を携帯せしめなければならぬ。

第六章 罰 則

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金又はその兩者に処する。

一、 第二條の規定に違反した者

二、 第二條の規定に違反した者

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役若しくは

一、 第二條の規定に違反した者

一、 第二條の規定に違反した者

一、 第二條の規定に違反した者

一、 第二條の規定に違反した者

一、 第二條の規定に違反した者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二條の違反行為をした時は行爲者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

附 則

この政令は、昭和二十三年 月 日 から施行する。



GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 544 (27 Jul 48) CTS  
SCAFIN 1931

AFO 500  
2 September 1948

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT : Japanese Merchant Shipping

1. References:

- a. SCAFIN 256 of 9 November 1945, file AG 334, subject, "Appointment of Civilian Merchant Marine Committee."
- b. SCAFIN 1828 of 26 November 1947, file AG 545, subject, "Sale or Charter of Japanese Merchant Vessels."
- c. Commander Naval Forces, Far East serial letter 1778 of 16 June 1948, file COMNAV/44-3, subject, "Japanese vessels, assignment of SCAJAP number and issuance of Certificates of Operation."
- d. Commander Naval Forces, Far East serial letter 1782 of 16 June 1948, file COMNAV/44-3, subject, "Operation of Vessels under the Supervision of the Administrator, SCAJAP."

2. This directive does not modify or supersede references in paragraph 1, nor shall it be interpreted as changing existing policy previously announced as follows:

- a. All vessels assigned to repatriation will be retained in that service under the operational and administrative control of the Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine (SCAJAP), through Civilian Merchant Marine Committee.
- b. The assignment of merchant vessels and present booking procedures now in effect shall continue as heretofore.
3. In order to increase the utilization of Japanese merchant fleet, the following revisions in procedures will be affected by the Japanese Government:
  - a. The Japanese Government through its Ministries and various agencies will exercise operational control of all vessels to which complete title is held by the Japanese Government, designed and engaged exclusively in the following special services of the Government: Fishery patrol, fishery research, fishery training, cable layers, weather service, training, sewage, tugs, salvage, dredger, ice-breaker, and police patrol. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. This operational control will include manning, supply, and husbandry of the vessels. The Ministry of Transportation will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title, and operational status of these vessels in accordance with requirements set forth in reference. 1b.
  - b. Respective private owners will operate all vessels designed and engaged exclusively in the following special services: Salvage, tug, dredger, sewage, hopper, barge, passenger ferry, utility, floating crane, and floating dock. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. The Master or Owner will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title and operational status of these vessels to the Ministry of Transportation.
  - c. Respective private owners, under the immediate supervision of the Fisheries Agency, Ministry of Agriculture and Forestry, may operate all vessels over 100 gross tons employed exclusively in fishing and whaling service. The Director, Bureau of Fisheries shall report any change in the charter, title or operational status to the Ministry of Transportation.

裏面白紙

d. The Civilian Merchant Marine Committee will employ on a time charter basis under the direction of the administrator, SCAJAP, all steel vessels over 100 gross tons not mentioned in sub-paragraphs 3a through c above.

e. Through the Civilian Merchant Marine Committee, vessels referred to in sub-paragraphs 3a, b, c and d above will be subject to the administrative control of the Administrator, SCAJAP.

f. The Ministry of Transportation will collect, compile and submit such reports as may be required.

4. Revisions listed above have been prepared with a view to:

a. Providing for the most efficient means of vessel operation.

b. Giving full benefit to the national economy.

c. More fully utilizing the skills and capabilities of the shipping industry.

d. Increasing the lifting capacity of the present fleet.

e. Reducing the deficit in Japanese Government operation.

5. To permit orderly and gradual return of operating responsibilities for Japanese merchant fleet and miscellaneous craft to normal channels as outlined above, direct communication in implementation thereof is authorized between Civil Transportation Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Commander for the Allied Powers, Commander Naval Forces Far East, (Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine) and the Japanese Government.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

1700  
206.

18 December 1943

OFFICIAL POSITION STATE,  
MINISTRY OF THE MARITIME

REGULATIONS CONCERNING THE OPERATION OF VESSELS

<p>Steel vessels of 100 gross tons or over art. 11</p>	<p>Vessels operated by the Government (art. 11 1.a.)</p>	<p>Report . . . . . art. 2</p> <p>Composition of company . . . . . art. 3</p> <p>Report of change . . . . . art. 6</p>
	<p>Vessels operated by private owners in the coastal service (art. 11 1.b.)</p>	<p>Report . . . . . art. 4</p> <p>Composition of company . . . . . art. 5</p> <p>Report of change . . . . . art. 6</p>
	<p>Master or sailing master (art. 11 1.c.)</p>	<p>Report . . . . . art. 7</p> <p>Report of change . . . . . art. 7</p>
	<p>Vessels operated on a time charter basis by C.M.S.S. (art. 11 1.d.)</p>	<p>Composition of charter . . . . . art. 12</p> <p>Facilities of charterage . . . . . art. 13</p> <p>Administrative control . . . . . art. 14</p> <p>Arbitration . . . . . art. 15</p> <p>Non-charterage Committee . . . . . art. 16 - art. 20</p>
	<p>All vessels over 100 gross tons and over 100 gross tons</p>	<p>Report . . . . . art. 17</p> <p>Report of change . . . . . art. 18</p>
	<p>Vessels over 100 gross tons art. 11</p>	<p>Report of change . . . . . art. 19</p>

Planing or Peeling Channels (Art. 3.0.)	Land	Art. 7
	Water of canal	Art. 7
Goods and/or other matter (Art. 3.0.)	Condition of charter	Art. 12
	Articles of charter	Art. 13
	Administrative control	Art. 14
	Restriction	Art. 15
	Time-charterage Condition	Chapter IV Art. 16 - Art. 22

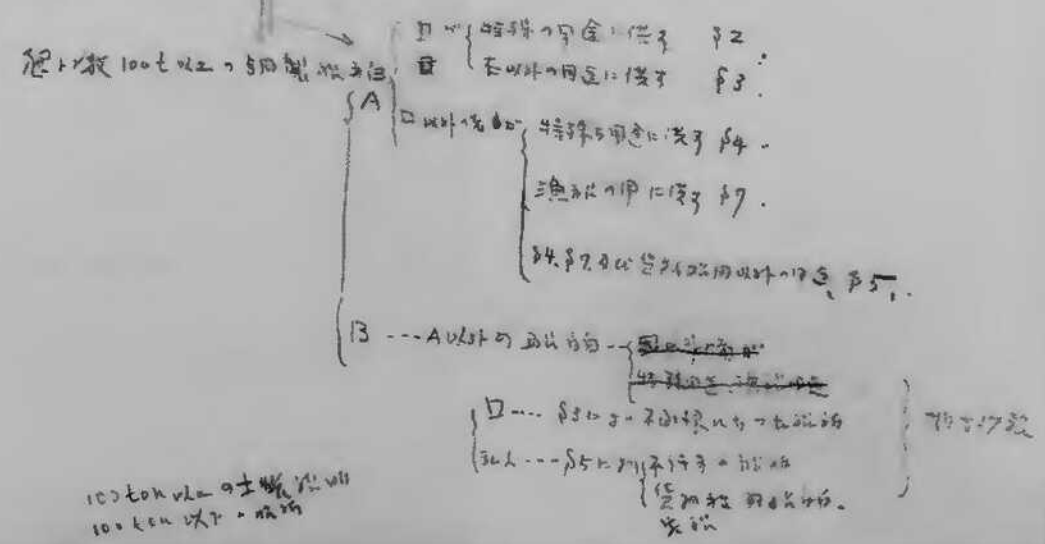
All vessels over  
1 gross tons and  
under 100 gross  
tons

Vessels over  
100 gross  
tons

(Art. 1)

100 tons and over	Depart of charge	Art. 9
		Art. 20 (Planing post)
100 tons and over	Depart of charge	Art. 11

船舶の登録... 100t以上...  
" " " " 100t以下



裏  
面  
白  
紙



NAME OF VESSEL

UNDER GROSS TONS AND  
OVER GROSS TONS

Date of report

Material or steel

Name of vessel

Owner

Type

Gross tons (G.T.)

Length (Lk.)

Port of registry

Registry number

Call letters

Present maximum speed (Kts.)

Type of engine

Make of engine

Country in which ship was built

Year built

裏面白紙

CRITICAL FORM FOR JAPANESE TYPESETTING

(To be filled in on all orders after at 100 gross lots and over unless otherwise specified)

Name of customer \_\_\_\_\_

Cell letters: \_\_\_\_\_

Year: \_\_\_\_\_

Length: \_\_\_\_\_

Spaced, normal letters: \_\_\_\_\_

Foot width: \_\_\_\_\_

Type of column: \_\_\_\_\_

Shift to: \_\_\_\_\_

Type of type: \_\_\_\_\_

Foot construction, below: \_\_\_\_\_

Justified, etc: \_\_\_\_\_

Open spaces: \_\_\_\_\_

Body settings: \_\_\_\_\_

No. of sets: \_\_\_\_\_

Size of letters: \_\_\_\_\_

No. and quality of lines: \_\_\_\_\_

Division of sets (if possible): \_\_\_\_\_

Number of sheets, if any: \_\_\_\_\_

Special instructions: \_\_\_\_\_

Remarks: \_\_\_\_\_

裏面白紙



ADMINISTRATIVE, NAVAL SERVICES DIVISION, AIRMAIL  
BY JAPANESE MERCHANT SHIPS (22,223)  
UNITED STATES OFFICE WASHINGTON  
(AVT 22,223)

10 January 1917

SCA/12/12/14

Serial: 15

From: The Administrator.  
To: Ministry of Transportation.  
Via: Central Liaison Office.  
Subject: Japanese loaded ships. Inventory of.  
Enclosure: (A) Statute form for Japanese merchant ships.

1. You are hereby directed to submit a complete inventory of all Japanese owned merchant ships of not less than (100) gross tons and over which are operable, repairable, or salvable.
2. A complete listing of all ships included in this inventory is to be submitted as expeditiously as possible, to be followed by complete details of each ship on the enclosed form.
3. Any vessel whose normal employment is of an administrative or special nature, that is, which would not be classified as a general purpose passenger or cargo vessel, or tanker, should have a brief explanation of the vessel's normal employment under "General Remarks". Only major repairs are to be listed under "Repair Needed".
4. Additional forms may be procured at this office.

22,223  
AVT 22,223

(COPY BY MAIL)

裏面白紙

船舶運管会の上り船方式の変更等に伴う政令  
内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和

二十二年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一章 総トン数百トン以上の登録船舶  
第一條 この章において船舶とは、総トン数百トン以上十総トン数の定

めの本船若しくはついでに長さ二十五メートル以上、その登録船舶の

排水力十五トン以上の起重機、船及び浮ドックをいう。

第二條 官廳又は地方公共団体、左の各号の一に掲げる用途に適用

構造又は設備を有する船舶を、当該用途に使用するとき、別表

の適用を開始した日から三十日以内に、運輸大臣に提出しなければ

ならない。

一 漁業取締船用

二 漁業取締船用

三 漁業取締船用

四 氣象観測船用

五 航海観測船用

六 汚濁処理船用

七 救急船用

八 救急船用

九 救急船用

十 救急船用

十一 海上保安船用

十二 海上保安船用

十三 鉄道連絡船用

十四 鉄道連絡船用

十五 鉄道連絡船用

十六 鉄道連絡船用

十七 鉄道連絡船用

十八 鉄道連絡船用

十九 鉄道連絡船用

二十 鉄道連絡船用

二十一 鉄道連絡船用

二十二 鉄道連絡船用

二十三 鉄道連絡船用

二十四 鉄道連絡船用

二十五 鉄道連絡船用

別表を定める様式を

交通船  
漁業取締船  
救急船  
海上保安船  
鉄道連絡船

本令は、昭和二十二年四月一日から施行する。



えり 題又は地方公共団体、この政令施行の察現に船舶を前條各号以外

の用途に使用してゐるときは、この政令施行の日から三十日以内

に於て、由請書を出して、運輸大臣の承認を受けなければその使用

を継続することを得ない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

の用途に使用することを妨げない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

の用途に使用することを妨げない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

の用途に使用することを妨げない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

の用途に使用することを妨げない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

の用途に使用することを妨げない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

の用途に使用することを妨げない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

の用途に使用することを妨げない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

の用途に使用することを妨げない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

の用途に使用することを妨げない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

の用途に使用することを妨げない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

の用途に使用することを妨げない。但し、申請書を出したときは、当該承認

申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまで、前條各号以外

一 救 難 用

二 しゆんやつ

三 汚物処理

四

五

六 ば し

七 旅客

八 船舶修理

九 起重機

十 浮ドック

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

の使用を繼續することを得る。この場合、船主は船主たる権利を得る。

第六條 第二條若しくは第四條に當ける船主に供する船舶又は第三條若しくは第五條の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶を譲渡し、

若しくは引渡する若しくは譲渡するの權を、以下同じ。若しくは引渡し、譲渡の權を、

譲渡若しくは引渡しを變更し、又はその使用を休止し、若しくは停止した者は、

一月以内に定められたる形式に従ひ三十日以内に海軍大臣に報告書を提出しなければならぬ。

第七條 海軍又は地方公共團體以外の者で海軍の船舶として使用する者は、

海軍の船舶を譲渡した日から三十日以内に、水産廳長官を經由して海軍大臣

臣に提出しなければならぬ。

第八條 海軍の船舶を譲渡し、賣渡し若しくは引渡し、譲渡するの權を變更し、又

はその使用を休止し若しくは停止した者は、別表第三に定められたる形式に従ひ

三十日以内に海軍大臣に報告書を提出しなければ

第九條 海軍の船舶を譲渡する報告書の提出の方法その他必要な事項は、海軍大臣

がこれを定める。

第十條 第一章及び第三條の規定により受ける船舶以外の船舶

第十一條 第三章の規定により受ける船舶以外の船舶

第十二條 第三章の規定により受ける船舶以外の船舶

第十三條 第三章の規定により受ける船舶以外の船舶

第十四條 第三章の規定により受ける船舶以外の船舶

第十五條 第三章の規定により受ける船舶以外の船舶

第十六條 第三章の規定により受ける船舶以外の船舶

第十七條 第三章の規定により受ける船舶以外の船舶

に從い、当該船舶の記録を記載した報告書を、毎年十二月三十一日以前に、  
請求により作成し、海防大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出の方法、期日その他必要事項は、海防大臣がこれを定める。

第十一條 前二條に規定する報告書の記載事項に変更が生じたときは、  
三十日以内、海防大臣の請求を記載した報告書を海防大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出の方法その他必要事項は、海防大臣がこれを定める。

第三章 期間より船隻の油動の船舶

第十二條 総トン数百トン以上の船舶は、第二條、第四條及び第七條  
第一項に掲げる船舶に準じて、第三條又は第五條の規定によ  
る承認又は許可を受け、船舶以外の船舶の所有者は、海防大臣が  
定める期日、海防大臣の請求により、船舶検査会に対し、当該船舶の期間  
より船形式で管し置さなければならぬ。但し、海防大臣が

指し示す

神定した船舶は、この限りでない。

第十三條 第一項の規定により、船舶検査会に管し置してゐる船舶は、第二條又  
は第四條に掲げる船舶に準じて、第三條又は第五條の規定によ  
る承認又は許可を受けなければならぬ。

アノス条

第十四條 海防大臣は、海防第一條に規定する船舶検査会を定める

第十五條 海防大臣は、海防第一條に規定する船舶検査会を定める

第十六條 海防第一條に規定する船舶検査会を定める

第十七條 海防第一條に規定する船舶検査会を定める

第十八條 海防第一條に規定する船舶検査会を定める



第...  
第...

2 運輸大臣は、前項の裁定をするときは、  
よ、船料審議会の議を経なければならぬ。  
3 第一項の裁定による裁定にかかる金額に不服のある者は、他の当事者に対し、裁定のあつたことを知つた日から、六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができ、但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

第...章 船料審議会

第十六條 第十二條第一項に規定する船舶運管会と船舶所有者との期  
よ、船料の案件のうちよ、船料に關する事項を調査審議し、運輸大  
臣に意見を具申するため、運輸省に、期間よ、船料審議会を置く。

第十七條 期間よ、船料審議会は、委員七人  
運輸大臣は、左に掲げる者  
委員に任命する。

第十八條 運輸大臣は、左に掲げる者  
委員に任命する。

- 一 運輸省海運總局長官の職にある者
- 二 大臣省主計局長の職にある者
- 三 内務省第五部長の職にある者
- 四 経済安定本部運輸局長の職にある者
- 五 船舶運管会理事長の職にある者
- 六 社團法人日本船主協会の会長の職にある者
- 七 法律又は経済に關する学識経験のある者のうちから、運輸大臣が指名する者

第十九條 期間よ、船料審議会に会長を置く。  
2 会長は、期間よ、船料審議会の会務を総理し、審議会を代表する。  
3 会長は、前條第七号に掲げる委員（以下学識委員といふ。）をもつて組織する。  
4 会長に故郷があるときには、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指名する。

第二十條 学識委員の任期は、一年とする。但し、補選委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

第二十一條 期間より船料審議会は、その委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

第二十二條 期間より船料審議会の議事は、出席者の過半数をもつてこれを決す。可決のときは、会長が決すところによる。

第二十三條 期間より船料審議会の事務を整理させるため、期間より船料審議会に事務局を置く。事務局は、運輸省海運局に勤務する官吏のうちから選定し、局長がこれを命ずる。

第五章 則

第二十四條 この政令で、当該船舶の使用を開始した日とあるのは、この政令施行の日と読み替へるものとする。

第二十五條 運輸大臣は、この政令に規定する運輸大臣の職責を果すた必要があるときは、当該官吏に船舶所有者又は船舶使用者の事務所又は船舶に掛り、帳簿書類その他の物件の調査をさせることができる。

第二十六條 前項の規定によつて、当該官吏の調査をさせるときは、その身分を示す書類を携帯し、これを示さなければならぬ。

第六章 則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若し

左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若し



くは三万円以下の罰金又はその兩者に處する。

一、第五條の規定に違反した者

三、第十二條の規定に違反した者

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役若し

くは、一万円以下の罰金又はその兩者に處する。

一、第四條 第六條 第七條 第九條又は第十條の規定に違反し

書を提出せず又は虚偽の記載をし報告書を提出した者。

二、第二十三條の規定に基く当該官吏の職務執行を拒み、妨げ、又は

忌避した者。

第二十八條 第十一條の規定に違反し報告書を提出せず又は虚偽の記載

をした報告書を提出した者は、五千圓以下の罰金に處する。

第二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、そ

他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前三條の違反行為を

した時は行為者を罰する外、その法人、又は人に対し、各本條の罰金

を科する。

附則

この政令は、昭和二十三年

月

日から施行する。



第 三 号 条 申 告

別表 No. 2  
Annex

船舶使用許可(承認)申請書  
Application for permission (approval) for employment of vessel

(1) 船名 Name of vessel  
建造年月日 Date built  
船舶標識記号 (イ) 船標標識記号 (イ) Mark of vessel (SCAJAP INC.)  
ト Gross tonnage  
使用(よう)とす用途(第三條第一項又四五條第一項の荷役) Service for which the vessel is being employed (In the case coming under Art. 3, Para. 1 or Art. 5, Para. 1)  
(イ) 船名(第二條第一項又は第三條第一項の場合) Service for which the vessel is to be employed (In the case coming under Art. 3, Para. 1 or Art. 5, Para. 1)  
イ 船名(第二條第一項又は第三條第一項の場合) Service for which the vessel is to be employed in accordance with the provisions of Article 12, Para. 2 and date when the time-charter-party was concluded with C.M.P.C.

(2) 機軸種類及回転数 Type and No. of engine  
馬力 Horse power  
所有者の住所氏名(名称) Name and address of owner  
船主の住所氏名(名称) Name & address of employer

上記の通り昭和二十年勅令第五百四十二号ボツボツ宣言の受管に  
係り發する旨令に附す旨件に基き船船運賃令のよう船才式の変更  
等に係る旨令(昭和二十三年政令第 号)第 條第 項の規  
定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称)

星 野 大 臣 殿

備考 不要台帳資料係五訂

Annex No. 3 船舶の状況変更に関する報告書

Report on change of status of vessel

(1) 船名 (Name of vessel) \_\_\_\_\_

(2) 船種 (Type of vessel) \_\_\_\_\_

(3) 船名 (Mark of vessel (SCAJAP No.)) \_\_\_\_\_

(4) 船主 (Gross tonnage) \_\_\_\_\_

(5) 船種 (Use) \_\_\_\_\_

(6) 船名 (Signal-code) \_\_\_\_\_

(7) 船名 (No. of vessel) \_\_\_\_\_

現在の使用状況 (Present state of employing the vessel) \_\_\_\_\_

(1) 船名の変更 (Changed status of vessel) \_\_\_\_\_

(2) 構造又は設備の変更 (Outline of change in structure or equipments, if any) \_\_\_\_\_

(4) 用途の変更 (Change in the way of employing the vessel or suspension or discontinuation of employment, if any) \_\_\_\_\_

(5) 譲渡、負債又は引渡 (Address and name, name and address of a person who transferred, leased or delivered the vessel, if any) \_\_\_\_\_

(10) 船名の変更 (Date when the status of vessel was changed) \_\_\_\_\_

上記の通り昭和二十一年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い船名に附する件に基き船種変更のより船名の変更は昭和二十二年勅令(昭知23年政令中)の条項の規定に依り報告する。

昭和二十一年 月 日 印

報告者 住所氏名 (名称) \_\_\_\_\_

運輸大臣 殿

備考 (1) 譲渡、負債又は引渡をした場合において当業者の双方又は一方が制限会社(昭知二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に基き船種の解散の制限等に附する件(昭知二十一年勅令(大五七七号)中)の二條に規定する指定期間又は大臣の指定する者(昭知二十一年勅令(大五七七号)中)の二條に規定する指定期間を添附すること。

(2) 不要の欄は斜線を引くこと。

裏面白紙



船の譲渡等に関する明細書  
Particulars on transference, ETC. of vessel

様式 No. 1

(1) 船名 Name of vessel \_\_\_\_\_

(2) 現在所有者 Present owner \_\_\_\_\_

(3) 住所 Address \_\_\_\_\_

(4) 氏名 (名称) Name \_\_\_\_\_

(5) 制限会社であるかどうかの別 Restricted concern or not \_\_\_\_\_

(6) 船舶所有者数 No. of owners of vessels owned by him \_\_\_\_\_

(7) 船舶所有者総数 Total gross tonnage of vessels owned by him \_\_\_\_\_

(8) 譲渡又は引渡した理由 Reason why the vessel was transferred, leased or delivered \_\_\_\_\_

(9) 参考事項 Other matters for reference \_\_\_\_\_

(10) 譲渡又は引渡した人 Person to whom the vessel was transferred, leased or delivered \_\_\_\_\_

(11) 住所 Address \_\_\_\_\_

(12) 氏名 (名称) Name \_\_\_\_\_

(13) 制限会社であるかどうかの別 Restricted concern or not \_\_\_\_\_

(14) 船舶所有者数 No. of owners of vessels owned by him \_\_\_\_\_

(15) 船舶所有者総数 Total gross tonnage of vessels owned by him \_\_\_\_\_

(16) 譲渡又は引渡した理由 Reason why the vessel was transferred, leased or delivered \_\_\_\_\_

(17) 置業者住所 (名称) Operator home & address name of operator \_\_\_\_\_

(18) 譲渡又は引渡の条件 Contents of transference, lease or delivery \_\_\_\_\_

(19) 譲渡又は引渡の金額 Sum for transference or lease \_\_\_\_\_

(20) 船舶の現在の簿価 Present book-value of the vessel \_\_\_\_\_

(21) 船舶の建造価格 Building cost of the vessel \_\_\_\_\_

裏面白紙



様式二  
Form No. 2

鋼船明細表 Particulars of steel vessel

1 船名 Name of vessel

2 船種 鋼船 (Steel vessel)

3 旧船名 mark of vessel (SCATAP (No.))

4 所有者 Operator

5 運航者 Operator

船種 (戦艦船の場合には戦艦船型) Type of vessel and service (戦艦船型)

船名 (戦艦船の場合には戦艦船型) Name of vessel

船の番号 (戦艦船の場合には戦艦船型) No. of vessel

船の長さ (戦艦船の場合には戦艦船型) Length

船の幅 (戦艦船の場合には戦艦船型) Beam

船の深さ (戦艦船の場合には戦艦船型) Depth

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Gross tonnage

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Net tonnage

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Light draft

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Dead weight tonnage

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Sea speed

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Maximum speed

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Name of shipyard

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Class

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) 2nd class

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) (Refrig. chamber capacity)

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Capacity

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Length, width, no. of masts

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Displacement at light draft

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Number and Capacity of Booms

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Type of Winch

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Capacity of Cargo-oil tanks (Bbls)

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Capacity of pumps for Cargo-oil

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) No.

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Type of Engine

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Type of boiler

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Type of fuel

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) At anchor

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Fuel consumption, at sea

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Nominal Horse Power

船の排水量 (戦艦船の場合には戦艦船型) Bunker Capacity

裏面白紙

容量 (Fresh water) 容量 (For Boilers) 一日消費量 (Consumption, daily)  
 Water Capacity (Fresh water) 燃料 (Fuel) (Water) (Days)  
 通過可能距離 (Distance) (Mile) (Water) (Days)  
 無線装置 (送信機) 型式及台数 (No. of Transmitters)  
 Radio Equipment (Type and Number of Transmitters)  
 (受信機) 型式及台数 (No. of Receivers)  
 Main Particulars of Repeater, if needed (Type and No. of Receiver)  
 修理を要する場合はその主な箇所  
 Present Location, if not existing

若し運航中ならば、現在在りる所  
 Present Location, if not existing  
 外國製の場合は、如何にして、また、どの詳細  
 Detail, how obtained, if not foreign-built

一般記事並びに船舶の現状  
 General Remarks and Present condition of vessel

若し船舶が特殊の任務又は航路に使用される場合は、その説明  
 Explanations, if vessel scheduled on special mission or voyage

備考  
 ① 容量トンは、一トンスムポンドの割で表わすこと。  
 ② 寸法は、フィートで表わすこと (1 x . 1253280971-トを換算し小数  
 以下三位を四捨五入すこと)。  
 ③ 容積は、立方フィートで表わすこと (1 立方メートルを 35.3166 立方フィートで換算し  
 小数以下三位を四捨五入すこと)。  
 ④ 水の排出量は、トンで表わすこと (燃料、水、貯蔵品、荷役品、航海に必要なるもの  
 他のもつものを除く)

裏面白紙

別表四(その二)

昭和十一年十一月十日

Annex No. 4(1) 船舶積積細報告書(其)  
Report on the particulars of vessel of less than 100 gross tons

1 船名, 船名  
Name of vessel

2 所有者  
Owner

3 総トン数  
Gross tonnage

4 船種  
Type of hull and service

5 船の長さ  
Vessel's length

6 船積番号  
Deadweight tonnage

7 船積番号  
No. of vessel

8 船積番号  
No. of vessel

9 船積番号  
No. of vessel

10 船積番号  
No. of vessel

11 船積番号  
No. of vessel

12 船積番号  
No. of vessel

13 船積番号  
No. of vessel

14 船積番号  
No. of vessel

15 船積番号  
No. of vessel

16 船積番号  
No. of vessel

17 船積番号  
No. of vessel

上記の通り昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に因する中に添く

船積番号のより船方式の変更等に伴い政令(昭和23年政令第 号)第 号の定めにより報

告する。

昭和 年 月 日

報告書の住所氏名(名称) 印

海 陸 大 臣

殿

裏面白紙





運航管理事務官 藤田 啓

公報第  
第百八  
号

一、船隻の検査  
二、船隻の検査  
三、船隻の検査

船隻の検査  
船隻の検査

- 一、船隻の検査
- 二、船隻の検査
- 三、船隻の検査
- 四、船隻の検査
- 五、船隻の検査
- 六、船隻の検査
- 七、船隻の検査
- 八、船隻の検査
- 九、船隻の検査
- 十、船隻の検査
- 十一、船隻の検査
- 十二、船隻の検査

昭和二十一年一月二十日  
船隻の検査  
船隻の検査

- 一、ケイブル
- 二、ケイブル
- 三、ケイブル
- 四、ケイブル
- 五、ケイブル
- 六、ケイブル
- 七、ケイブル
- 八、ケイブル
- 九、ケイブル
- 十、ケイブル
- 十一、ケイブル
- 十二、ケイブル

ケイブルの検査  
ケイブルの検査  
ケイブルの検査











(議事録)

二十三 議事録は、その要旨の若干の箇条を記し、

一、議事録の要旨を記すこととす。

二、議事録の要旨を記すこととす。

三、議事録の要旨を記すこととす。

四、議事録の要旨を記すこととす。

五、議事録の要旨を記すこととす。

六、議事録の要旨を記すこととす。

七、議事録の要旨を記すこととす。

八、議事録の要旨を記すこととす。

九、議事録の要旨を記すこととす。

十、議事録の要旨を記すこととす。

十一、議事録の要旨を記すこととす。

十二、議事録の要旨を記すこととす。

十三、議事録の要旨を記すこととす。

十四、議事録の要旨を記すこととす。

十五、議事録の要旨を記すこととす。

十六、議事録の要旨を記すこととす。

十七、議事録の要旨を記すこととす。

十八、議事録の要旨を記すこととす。

十九、議事録の要旨を記すこととす。

二十、議事録の要旨を記すこととす。

二十一、議事録の要旨を記すこととす。

二十二、議事録の要旨を記すこととす。

二十三、議事録の要旨を記すこととす。

二十四、議事録の要旨を記すこととす。

二十五、議事録の要旨を記すこととす。

二十六、議事録の要旨を記すこととす。



第二項

二十... 出た... 五千円以下の... 又は...  
二十一... 人の... 又は法人... 又は人の...  
八... 又は人の... 又は人の...  
人又は人... 各本... の... を... する。

この... 昭和二十二年... 日... 日から... する。

裏面白紙





船舶以外の

才公共団体の完全な所有に属しない船舶をもつばら同項各号に掲げる用途に使用しているとき又は船舶を同項各号に掲げる用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に前項の申請書を提出した場合には、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

〔私人が船舶を使用する場合〕

第四條 私人十箇又は地方公共団体以外の者をいふ。以下同じ。左の各号の一に掲げる用途に過する荷造又は設備を有し、且つ、その者の所有に属する船舶をもつばら当該用途に使用し、且つ、その船舶を当該用途に使用することができる。

- 一 ケーブル架設用
- 二 救難用
- 三 引船用
- 四 しゆんせん用
- 五 汚物処理用
- 六 ちりすて用
- 七 パーチ用
- 八 旅客運送用（運輸大臣が告示で定める船舶のものに限る。）
- 九 船舶修理工作用
- 十 起車機用
- 十一 浮ドック用

2 前項の場合において、<sup>その書は</sup>当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、別表第一に定める様式による報告書を送達大臣に提出しなければならぬ。

3 私人が、<sup>前條第一項の規定する以外の</sup>船舶をもつばら、前條第十項各号に掲げる用途に使用しようとするとき、又は船舶を前條第十項各号に掲げる用途に使用しようとするときは、別表第二に定める様式による申請書を出して、送達大臣の許可を受けなければならぬ。

4 私人がこの政令施行の際現に、<sup>前條第二項の規定する</sup>船舶をもつばら、<sup>船舶をもつばら</sup>前條第十項各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に前項の申請書を出した場合は、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

〔変更の報告〕

5 第六條 第二條第一項若しくは第四條第一項に於ける用途に供する船舶又は第三條若しくは第五條の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡（期間より短く含む。）以下同じ。若しくは引渡をし、<sup>又</sup>その構造、設備若しくは使用用途を変更した者は、その船舶が発生した日から三十日以内に、別表第三に定める様式による報告書を送達大臣に提出しなければならぬ。

第六條 第二條第一項若しくは第四條第一項に於ける用途に供する船舶又は第三條若しくは第五條の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡（期間より短く含む。）以下同じ。若しくは引渡をし、その構造、設備若しくは使用用途を変更した者は、その船舶が発生した日から三十日以内に、別表第三に定める様式による報告書を送達大臣に提出しなければならぬ。







事務所の所在地を管轄する海運局を經由して提出しなければならない。

(私人が貨物船及び総トン数五トン以上十トン未満の漁船を使用する  
場合) (おのり船等)

第十一條 前條第一項に規定されぬ船舶を所有する私人は、毎年別表

第四に定める様式による報告書をその者の主たる事務所の所在地を管

轄する海運局を經由して、運輸大臣に提出しなければならない。但し、

前項に規定する報告書の記載事項に変更が生じたときは、その事由

が発生した日から六十日以内に、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

ならない。

前二項に規定する報告の方法は、運輸大臣が定める。

(漁船に關する除外規定)

第十二條 漁船登録規則(昭和二十二年 總理廳令 第五号)が効力を有す

る間は、漁船である船舶については、前二條の規定を適用せず漁船登

録規則による報告を提出しなければならない。

の報告

第二章 期間より船契約の締結を要しない船舶

期間より船契約

第十三條 総トン数百トン以上の汽船（国有財産法第三條に規定

する普通財産であつて一時使用を許可してないもの又は貸付をし

てないものを除く。）でもつばら第二條第一項、第四條第一項又

は第七條第一項に掲げる用途に使用する船舶並びに第三條又は第五

條の規定による承認又は許可を受けて使用する船舶以外の船舶の所

有者は、あらかじめ運輸大臣が定める期日においてその定める條件

及びより燃料により、船舶運営会に対し、当該船舶を期間より船の

形式で貸し渡さなければならぬ。但し、運輸大臣が船名を指定し

て告示した船舶は、この限りでない。

汽船  
海に運ぶ

2 船舶運管会は、前項の規定による貸渡の申込があつたときは、その船舶を借り受けなければならない。

3 第一項の規定により船舶を船舶運管会に貸し渡す場合においては、近海の航路等に属する件は昭和二十年運輸省令第四十号一第二條の規定は、適用しない。

4 運輸大臣は、第一項の規定により船舶運管会に貸し渡さなければならない船舶の所有者に対し、同項の期日並びに條件及びより、燃料をその期日の十日前までに通知しなければならない。

（燃料）

第十四條 前條第一項の規定するより、燃料については、運輸大臣は、期日より、燃料審議会の議を経てこれを定めなければならない。

（訴願）

第十五條 第十三條第一項の規定により運輸大臣が定める條件及びより、燃料に不服がある者は、訴願をすることができ。

（貸渡）

第十六條 第十三條第一項の規定による貸渡の条件及びより、燃料に關し



運送会社と船舶所有者との間に紛争が生じたときは、当事者双方の申出により運輸大臣が裁定する。

運送会社

2 前項の場合において、運輸大臣は、期間より、船料に關しては、期間より

船料訴訟の議を経てこれを裁定する。

（期間より、船料の解除）

第十七條 第十三條第一項の規定により、船舶運管会に貸渡をしている

船舶の所有者が、当該船舶に關する期間より、船料を解除しようとする

るときは、別表第五に定める様式による申請書を運輸大臣に提出して

その承認又は許可を受けなければならぬ。

（船舶運管会）

2 運輸大臣は、前項の船舶が、もつぱら第二條第一項若しくは第四條

第一項に掲げる用途に使用される場合は、私人として使用する

場合、第三條第一項の承認若しくは第五條第

一項の許可があつた場合に限り前項の承認又は許可をすることができ

る。但し、当該船舶に關する期間より、船料が解除されることによつ

て、船舶運管会の事業に支障を生ずる虞がある場合には、運輸大臣は、

前項の承認又は許可をしてはならない。

第三章 期間及び材料審議会

（設置）  
（改）

第十八條 運輸省に、期間及び材料審議会（以下審議会という。）を置

く。

2 審議会は、第十三條第一項に規定するよう、材料に關する事項を調査  
審議する。

5 審議会は、第十三條第一項に規定する條件について、運輸大臣に意  
見を具申することができる。

（組織）

第十九條 審議会は、委員八人で組織する。

（委員）

第二十條 審議会の委員は、左に掲げる者につき、運輸大臣が任命し、  
又は委員する。

- 一 経済安定本部運輸局長のニにある者
- 二 物價審第五部長のニにある者
- 三 大蔵省主計局長のニにある者（（五）多分、委員のニにある者）

四 運輸省海運局長官の職にある者

五 船舶運賃公理専長の職にある者

六 社団法人日本船主協会の会長の職にある者 社団法人日本船主協会会長に就任し、その職にある者

七 所有船舶の総トン数を加算した数が五千トンを超えない船舶所有者

スズキ造船所  
ハルマツル  
ワカヅキ  
の代表者

者を代表する者 と認められる者

八 法律又は経済に關する学識経験のある者

二 前項第一号から第六号までに 指定する者のうち欠けた者がある場合は、運輸大臣はその者に代わつてその事務を行つてゐる者を委員に

任命又は委嘱することが出来る。

(会長)

第二十一條 審議会に会長を置く。

二 会長は、審議会の事務を統括し、審議会を代表する。

三 会長は、前條第八号に掲げる委員 者につき本条の二 (以下半職委員といふ。)をもつ

て充てる。

四 会長に事故があるときには、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指名する。

〔半議委員の任期〕

第二十二條

半議委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

〔議事〕

第二十三條

審議会は、その委員六人以上の出席がなければ、会議を開き議決をすることかでない。

審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〔庶務〕

第二十四條

審議会の庶務は、逓信省海運局において処理する。

第四章 雜則

〔船舶共有等〕

第二十五條

船舶共有の場合に於ける船舶管理人及該國有財産法第三條に規定する普通財産である船舶を一時使用させた場合又は貸し付けられた場合に於ける一時使用を許可された者又は貸付を受けた者は、その船舶の運航に必要にして、船舶所有者とみなす。

〔立入検査〕

第二十六條

運輸大臣は、この政令を施行するため必要があるときは、当該官吏に船舶所有者若しくは船舶所有者の事務所又は船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2. 当該官吏が前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

第五章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万

円以下の罰金に処する。  
*(第二十七條第一項に於いて準用する場合を含む。)*

一 第五條第一項の規定に違反した者

二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者

第二十八條 左の各号の一に該当する者一歳又は地方公共団体の構成員

を除く。一は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四條、第六條、第七條第二項若しくは第三項又は第十條第十

項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提

出した者  
*(三十一條第一項を準用する。)*

二 第二十六條第一項の規定に基き、該官吏の立入検査を拒み、妨

一四

げ又は忌避した者

第二十九條 前二條の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を

併科することができる。

第三十條 第十一條第一項の規定に違反して、報告書せず、又は虚偽

の報告書した者は、五千円以下の罰金に処する。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に因して第二十七條、

第二十八條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、

その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附 則

三の改正は、第三條から第十七條、  
第十條から第十二條までの規定、  
第二十七條第二号の規定を除く。

是より前の  
報告書は  
あつた  
と認めら  
れる

*(第二十七條第一項に於いて準用する場合を含む。)*

*一は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。*

*(三十一條第一項を準用する。)*

*又は第二項*

*報告書せず、又は虚偽*

*及び第三号*



X  
第十八條から第三十一條までの規定は、公布の日から施行する。  
第二十三條から第二十七條までの規定及<sup>並に</sup>第二十七條第二號の規定の  
施行の日は、政令で定める。

この改正は、公布の日から施行する。

及<sup>び</sup>第三十一條

裏面白紙

会社等臨時措置法等を廃止する政令

内閣府、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

会社等臨時措置法（昭和十九年法律第三号）及び会社等臨時措置法施行令（昭和十九年勅令第四百四十二号）は、廃止する。

附 則

第一條 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

第二條 旧会社等臨時措置法（以下旧法という。）第二條から第三條ノ二まで及び第五條並びに旧会社等臨時措置法施行令（以下旧令という。）第一條から第二條ノ三まで及び第四條の規定は、前條の規定にかかわらず、昭和二十四年四月三十日まで、なおその効力を有する。

2 旧法第八條及び旧令第十七條の規定は、前項に掲げる規定を準用する範囲において、昭和二十四年四月三十日まで、なおその効力を有する。

第三條 この政令の施行前、株主總會招集の通知を發し又はこれにかわる公告をした場合において、その總會を招集する地については、旧法第三條ノ三の規定は、なおその効力を有する。

第四條 この政令の施行前、旧法第四條ノ二（同法第八條において準用する場合を含む。）以下同じ。の規定により、取締役若しくは清算人又はこれらに準ずるものが決した事項については、同條及び旧法第八條並びに旧令第三條ノ八乃至第三條ノ十及び第十三條ノ二の規定は、なおその効力を有する。

第五條 旧法第五條（同法第八條において準用する場合を含む。）以下同じ。の規定が第二條第一項の規定により効力を失う前、旧法第五條の規定に基きなされた社債又は債券の登記について

昭和二十四年四月三十日

は、同條及び旧法第八條並びに旧令第四條及び第十七條の規定は、その社債又は債券の総額の償還があつたことの登記が完了するとともに、なおその效力を有する。

第六條 合併をなす会社その他の法人の一方若しくは双方又は資本を減少する会社若しくは出資一口の金額の減少をなす会社以外の法人がその業務について官廳の監督を受ける場合において、この政令の施行前、商法（明治三十二年法律第四十八号）第百條第一項の公告をしたときは、同項の規定による催告については、旧法第七條及び第八條並びに旧令第十一條及び第十六條の規定は、なおその效力を有する。

第七條 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法第九條の規定は、なおその效力を有する。

第八條 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項を次のように改める。

社債ノ登録ハ社債権者ノ請求ニ依リテ之ヲ爲ス

第七條中但書を削る。

第九條 この政令の施行前、改正前の社債等登録法第三條第一項第二号（同法第十四條において準用する場合を含む。）の規定に基き登録した社債又は債券については、改正前の同法第七條の規定は、なおその效力を有する。

第十條 社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第三十七條ノ二を削る。

理由  
運令間最向司官の要求に基き、会社等臨時預託法及び会社等  
臨時預託法施行令を廃止する必要がある。

裏面白紙

Handwritten Japanese text, likely a document or letter, written in vertical columns. The text is dense and appears to be a formal or official communication. The characters are in cursive (sōsho) style.

裏面白紙



MEMORANDUM FOR FILE

Subject: Conference on final draft of proposed cabinet ordinance for the implementation of SCAPIN 1931.

Persons Present: Commander V. J. Meola, ComNavFE.  
Mr. Richers, CTS.  
Mr. T. Akiyama, Director General, General Maritime Bureau.  
Mr. A. Ariyoshi, Operating Manager, CMMC.

## Conference:

1. This conference was called by Commander Naval Forces, Far East to discuss the final draft of proposed cabinet ordinance implementing SCAPIN 1931, entitled Japanese Merchandising Shipping.

2. Cabinet ordinance was reviewed article by article in order to determine complete coverage with the establishment of the most satisfactory administration and operation to meet requirements set forth in reference to SCAPIN 1931. It was the consensus of opinion that this final draft provided sufficient coverage in sufficient detail for the Japanese to implement the directive as written.

3. Discussion arose regarding the establishment of the CHARTERAGE RATES COMMITTEE. The Japanese representatives were not sure that such a committee could be established by cabinet order under authority of the Potsdam declaration. CTS representative advised that his Section had checked on an informal basis with both Legal and Government Sections in order to clarify this point. It was pointed out that as long as the committee remained advisory to the Minister of Transportation and that its decisions were not binding upon the Minister such a committee could be appointed by cabinet order.

## Conclusions:

1 a. The final draft of Cabinet Ordinance as proposed was reviewed and it was the consensus of opinion that coverage was sufficient and operating procedures outlined in enough detail to permit implementation of SCAPIN 1931.

裏  
面  
白  
紙

b. The Charterage Rates Committee as long as it remained advisory and its decisions did not bind the Minister appears to be in order.

Action:

Japanese representatives were instructed to process the Cabinet Ordinance through established channels.

Riches a sign for CTS

Wade a sign for ComNavFE

CABINET ORDER NO.

CABINET ORDER RELATING TO ADMINISTRATION OF WAR VESSELS

(Sixth Draft)

In accordance with the Imperial Ordinance No. 542 of 1945, concerning the orders to be issued in consequence of the acceptance of the Potsdam Declaration, the Cabinet hereby establishes the present Cabinet Order.

CHAPTER I

VESSELS ON WHICH NO TITLE CHARTER PARTY IS TO BE CONCLUDED

Section 1

Steel Vessels of 100 Gross Tons or more

(Definition of Vessels)

Article 1

The term "vessel" in the present Section shall mean steel vessels of 100 gross tons or more, those of 25 meters or more in length, floating cranes of 10-ton capacity or more and floating docks.

(Vessels to be employed by the Government Agency or Local Public Entity)

Article 2

A Government agency or local public entity may employ for any service specified in the following items a vessel, whose complete title is held by the said Government agency or local public entity, with the structure or equipments suitable for the said service in so far as the said Government agency or the local public entity intends to employ the said vessel exclusively for the said service; Provided that, those vessels which will be designated by the minister of Transportation per each vessel as restriction vessels in a Ministry of Transportation Notification shall be subject to the operational control of JMS as heretofore.

裏  
面  
白  
紙

1. Fishery patrol;
  2. Fishery research;
  3. Fishery training;
  4. Cable layers;
  5. Weather service;
  6. Navigation training;
  7. Seepage;
  8. Tugs;
  9. Salvage;
  10. Tredger;
  11. Ice-breaker;
  12. Maritime Safety Board's service;
  13. Railway ferry;
  14. Forestry patrol;
  15. Floating cranes;
  16. Barges.
2. In the case contemplated in the preceding paragraph, the said Government agency or local public entity shall submit a report as prepared in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 1 to the Minister of Transportation within 30 days following the day when the employment of the said vessel was commenced.
3. The provisions of the preceding two paragraphs shall not apply to a vessel which is a common property as prescribed in Art. 3 of the National Property Law (Law No. 73 of 1946).

Article 3

No Government agency or local public entity shall employ a vessel whose complete title is not held by the State or a local public entity

裏面白紙

exclusively for any service specified in any of the items of Para. 1 of the preceding Article 2 or shall employ a vessel for any service other than those specified in any of the items of Para. 1 of the preceding Article 2 unless the said Government agency or local public entity has submitted an application as proposed in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 2 and obtained the approval of the Minister of Transportation.

2. In case where any Government agency or local public entity is actually employing a vessel whose complete title is not held by the State or a local public entity exclusively for any service specified in any of the items of Para. 1 of the preceding Art. 2 or is employing any vessel for any service other than those specified in any of the items of Para. 1 of the preceding Art. 2 at the time of the enforcement of the present Cabinet Order, the said Government agency or local public entity may continue the employment, notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, within 30 days following the day of enforcement of the present Cabinet Order. In case the said agency or entity has submitted the application within the above-mentioned period, the agency or entity may continue the employment of the vessel concerned until the receipt of the decision of approval or disapproval for it.

(Vessels to be employed by Private Persons)

Article 4

A private person (i.e. a person other than the Government Agency or local public entity; the same shall hereinafter apply) may employ for any service specified in the following items a vessel owned by him with the structure or equipments suitable for the said service in so far as he intends to employ the said vessel exclusively for the said service.

裏面白紙



1. Cable layer;
2. Salvage;
3. Tug;
4. Trawler;
5. Tugboat;
6. Barge;
7. Barge;
8. Passenger ferry; (limited to those which will be designated in a Ministry of Transportation Notification)
9. Repair ship;
10. Floating crane;
11. Floating dock.

2. In the case contemplated in the preceding paragraph, the said private person shall submit a report as prepared in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 1 to the Minister of Transportation within 30 days following the day when the employment of the said vessel was commenced.

#### Article 5

No private person shall employ a vessel not owned by him exclusively for any service specified in the items of Para. 1 of the preceding Art. 4 or shall employ a vessel for any service other than those specified in the items of Para. 1 of the preceding Art. 4 or as a fishing boat or cargo vessel unless he has submitted the application prescribed in the annexed table No. 2 and obtained the permission of the Minister of Transportation.

2. In case where any private person is actually employing a vessel not owned by him exclusively for any service specified in any of the items of Para. 1 of the preceding Art. 4 or is actually employing a vessel for any service other than those specified in the items of Para. 1 of the preceding Art. 4 or as

裏  
面  
白  
紙

a fishing boat or cargo vessel at the time of enforcement of the present Cabinet Order, he may continue the employment, notwithstanding the provision of the preceding paragraph, within 30 days following the day of enforcement of the present Cabinet Order. In case he has submitted the application within the above-mentioned period, he may continue the employment of the vessel concerned until the receipt of the decision of approval or disapproval for it.

(Report on Alteration)

Article 6

Any person who has transferred, leased (including time-charter; the same shall hereinafter apply) or delivered a vessel being employed by him for any of the services specified in Art. 2 or Art. 4 or a vessel being employed by him with approval or permission for any service in accordance with the provisions of Art. 3 or Art. 5 or who has changed the structure, equipments or changed the status of employing such a vessel shall submit, within 30 days following the day on which the said action has been taken, a written report to the Minister of Transportation, in accordance with the form prescribed in the annexed table No. 3.

(Vessels to be Employed by Private Persons as Fishing Boats)

Article 7

A private person who intends to employ as a fishing boat any vessel of his own or any privately owned vessel which has been leased to him may employ the said vessel.

2. In the case contemplated in the preceding paragraph, the said private person shall submit a report on the said vessel as prepared in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 1 to the Minister of Transportation through the Director-General of the Fisheries Board

裏  
面  
白  
紙

within 30 days following the day when the employment of the said vessel was commenced.

3. Any person who has transferred, leased or delivered such a vessel as is referred to in Para. 1 of the present Art. 7 or changed the structure, equipments or the status of employing such a vessel shall submit a report on the said vessel as prepared in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 3 to the Minister of Transportation through the Director-General of the Fisheries Board within 30 days following the day when the said action has been taken.
4. The method of submitting the reports prescribed in the preceding two paragraphs shall be prescribed by the Minister of Transportation.

(Transitory Provision)

#### Article 8

With regard to the application of the provisions of Art. 2, Para. 2 Art. 4, Para. 2 or Article 7, Para. 1 in case where the vessel is actually being employed for any of the services prescribed in each of the said articles or the said paragraph at the time of enforcement of the present Cabinet Order, the wording "the day when the employment of the vessel concerned was commenced" shall read "the day when the present Cabinet Order was enforced."

#### Section II

Provisions for Wooden Vessels and Steel  
Vessels of Less Than 100 Gross Tons

(Definition of Vessels)

#### Article 9

The term "vessel" in the present Section II shall mean wooden vessels of more than 5 gross tons and steel vessels of more than 5 gross

裏  
面  
白  
紙

tons but less than 100 gross tons and floating cranes of less than 15-ton capacity.

(Provisions for application of Section I with necessary modifications)

Article 10

The provisions of Arts. 2 to 8 inclusive shall apply with the necessary modifications to the cases contemplated in the following items;

1. In case a Government agency or a local public entity employs or intends to employ a vessel;
  2. In case a private person employs or intends to employ a vessel for any service other than as a fishing boat or a cargo vessel;
  3. In case a private person employs or intends to employ a wooden vessel of 100 gross tons or more as a fishing boat.
2. In the cases contemplated in the preceding paragraph, however, the term "30 days" specified in the provisions of Articles 2 to 7 respectively shall read "60 days" and the following four items shall be added to Art. 2, Para. 1.
17. Customs surveillance;
  18. Water-police service;
  19. Service boats of Maritime Bureau;
  20. Sewage.
3. Any report or application to be submitted in accordance with the provisions of Paragraph 1 shall be presented through the Maritime Bureau which has the jurisdiction over the location of the main office of those persons who are to submit it.

(Provisions for vessels other than those prescribed in Art. 10)

Article 11

Any private person who owns a vessel not specifically mentioned in the preceding Art. 10 shall submit an annual report as prepared in

裏  
面  
白  
紙

conformity to the form prescribed in the annexed table No. 4 to the Minister of Transportation through the Maritime Bureau which has the jurisdiction over the location of the main office of the said owner.

2. In case where any alteration has occurred in the matters to be described in the report referred to in the preceding paragraph, the person concerned shall submit a report stating to that effect to the Minister of Transportation within 60 days following the day when such alteration occurred.

3. The method of submitting the report prescribed in the preceding two paragraphs shall be prescribed by the Minister of Transportation.

(Exception to Fishing Boats)

Article 12

Notwithstanding the preceding two Articles an owner of a fishing boat shall submit reports in accordance with the provisions of the Fishing Boat Registration Regulation (Prime Minister's Office and Ministry of Agriculture and Forestry Ordinance No. 5 of 1947) as long as such regulation is in force.

裏  
面  
白  
紙



CHAPTER II

PROVISIONS ON SAID TIME-CHARTER PARTY IN THE CASE CONCERNED

(Time-Charter Party)

Article 13

Any owner of a steel vessel (except a vessel which is a Russian property as prescribed in Art. 3 of the National Property Law and is not permitted to be temporarily employed and is not leased) of 100 gross tons or more other than those vessels employed for any service prescribed in Art. 2, Para. 1, Art. 4, Para. 1 or Art. 7, Para. 1 and other than those vessels employed in accordance with the provisions of Art. 5 or Art. 6 shall furnish the said vessel to CSC to be employed on time-charter basis in accordance with the terms and conditions and rates to be decided by the Minister of Transportation at the date which will previously be decided by the said Minister; provided that this shall not apply to any of the vessels which will be designated by the Minister of Transportation in a Ministry of Transportation Notification.

2. CSC shall be obligated to employ a vessel, in case any shipowner makes an offer of the lease of the vessel concerned in accordance with the provisions of the preceding paragraph.
3. In case where a vessel is leased to CSC in accordance with the provisions of Para. 1, the provisions of Art. 2 of the Ministry of Transportation Ordinance No. 40 of 1945 (The Ministerial Ordinance concerning restriction on navigation, etc.) shall not apply.

裏面白紙

4. The Minister of Transportation shall inform the owner of a vessel to be leased to CMMC in accordance with the provisions of Para. 1 of the date and the terms and conditions and rates referred to in Para. 1 ten days or more before the date concerned.

(Charterage Rates)

Article 14

Charterage rates shall be decided by the Minister of Transportation upon consultation with the Time-Charterage Rates Committee.

(Administrative Appeal)

Article 15

Any person who has a complaint as to the terms and conditions and rates decided by the Minister of Transportation in accordance with the provisions of Art. 13, Para. 1, may lodge an administrative appeal against the decision in accordance with the provisions of the Administrative Appeal Law (Law No. 105 of 1890).

(Arbitration)

Article 16

In case there has arisen a dispute between CMMC and the shipowner as to the terms and conditions and rates referred to in Art. 13, Para. 1, they shall be decided by the Minister of Transportation at the request of both disputants concerned.

2. In the case contemplated in the preceding paragraph, the arbitration shall be made by the Minister of Transportation upon consultation with the Time-Charterage Rates Committee, in so far as the charterage rates are concerned.

(Rescission of Conclusion of Time-Charter Party)

Article 17

Any shipowner actually leasing his vessel to CMMC in accordance with the provisions of Art. 13, Para. 1, who intends to rescind the time-charter

裏  
面  
白  
紙

party on the said vessel, shall submit an application as prepared in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 5 to the Minister of Transportation for his approval or permission.

2. The Minister of Transportation may give approval or permission as provided for in the preceding paragraph only in case where any vessel referred to in the preceding paragraph is employed exclusively for any of the services specified in Art. 2, Para. 1 or Art. 4, Para 1, in case where the said vessel is employed as a fishing boat by any private person, or in case where an approval prescribed in Art. 3, Para. 1 or a permission prescribed in Art. 5, Para. 1 concerning the said vessel was granted; Provided that the Minister of Transportation shall not give the approval or permission as provided for in the preceding paragraph in case the rescission of time-charter party on the said vessel is likely to cause an obstacle to the business of CMMC.

### CHAPTER III

#### TIME-CHARTERAGE RATES COMMITTEE

##### (Establishment)

##### Article 18

The Time-Charterage Rates Committee (hereinafter referred to as "the Committee") shall be established in the Ministry of Transportation.

2. The Committee shall investigate and deliberate on matters relating to the charterage rates referred to in Art. 13, Para. 1.
3. The Committee may make a recommendation concerning the terms and conditions of charterage as referred to in Art. 13, Para. 1 to the Minister of Transportation.

裏  
面  
白  
紙

(Composition)

Article 19

The Committee shall be composed of 8 members.

(Committee Members)

Article 20

The following persons shall be appointed or nominated as members of the Committee by the Minister of Transportation.

1. The person who holds the position of the Director of Transportation Bureau, Economic Stabilization Board.
  2. The person who holds the position of the Director of 5th Division, Price Board.
  3. The person who holds the position of the Director of Budget Bureau, Ministry of Finance.
  4. The person who holds the position of the Director-General of General Maritime Bureau, Ministry of Transportation.
  5. The person who holds the position of the Chairman of CMMC.
  6. The person who holds the chair of the President of Japan Shipowners' Association, a corporate juridical person.
  7. A representative of the shipowners whose individual total tonnage does not exceed 5,000 gross tons.
  8. The person of good knowledge and experience in law or political economy.
2. In case where any of the positions referred to in Items 1 to 6 inclusive of the preceding paragraph is vacant, the Minister of Transportation may appoint or nominate a person who is discharging the duties of the vacant position as the member of the Committee.

(Chairman)

Article 21

The Committee shall have a chairman.

裏面白紙

2. The chairman shall preside over all the affairs of the Committee and represent the Committee.
3. The chairmanship shall be assumed by the member prescribed in Item 8 of the preceding article (hereinafter called the member of good knowledge).
4. In case the chairman is absent the Minister of Transportation shall appoint a proxy for the chairman from among the members.

(Term of Office of the Member of Good Knowledge)

article 22

The term of office of the member of good knowledge shall be one year; however, he may be reappointed.

(Procedures)

article 23

The Committee shall not hold a session and make a decision unless 6 or more members are present.

2. The voting of the Committee shall be decided by the majority of members present. In case of tie, it shall be decided by the chairman.

(Miscellaneous Affairs)

article 24

The miscellaneous affairs of the Committee shall be managed by the General Maritime Bureau, Ministry of Transportation.

CHAPTER IV

MISCELLANEOUS PROVISIONS

(Ship's Husband, Lessee and Temporary Employer of a Vessel)

article 25

The ship's husband of a co-owned vessel, and a person who is permitted to temporarily employ or to lease a vessel which is a common property as

裏  
面  
白  
紙



prescribed in art. 3 of the National Property law shall be regarded as the owner of the said vessel in so far as the application of the present Cabinet Order is concerned.

(Inspection)

Article 26

When the Minister of Transportation deems it necessary in implementation of the present Cabinet Order, he may cause the competent Government official to inspect the office of the owner or employer of the vessel concerned or the said vessel and to inspect books and documents and other objects.

2. The competent official who is caused to execute inspection in accordance with the provisions of the preceding paragraph shall carry an identification card proving his official status and shall, when demanded, show it to the person concerned.

CHAPTER V

PENAL PROVISIONS

Article 27

Any person who falls under any of the following items shall be liable to penal servitude for not more than three years or a fine not exceeding thirty thousand (30,000) Yen.

1. If he has violated the provisions of Art. 5, Para. 1.
2. If he has violated the provisions of Art. 13, Para. 1, or Para. 2.

Article 28

Any person who falls under any of the following items excluding Government agencies or local public entities shall be liable to penal servitude for not less than one year or a fine not exceeding ten thousand (10,000) Yen.

裏  
面  
白  
紙

1. If he has failed to submit a report in violation of the provisions of Art. 4, Art. 6, Art. 7, Para. 1 or 2, or Art. 10, Para. 1, or made a false report.
2. If he has refused, obstructed or evaded the official inspection of the Government official as provided for in Art. 26, Para. 1.

Article 29

Any person who has violated the provisions of any of the preceding two articles may be liable to penal servitude and a fine at the same time in consideration of circumstances.

Article 30

Any person who has failed to submit a report in contravention of the provisions of Art. 11, Para. 1, or has made a false report shall be liable to a fine not exceeding five thousand (5,000) Yen.

Article 31

If a representative of the juridical person or a proxy, employee or other worker of a juridical or natural person has violated the provisions of Art. 27, 28 or 30, with respect to the business or property of the said juridical or natural person, not only the violator himself but also the said juridical or natural person shall be liable to a fine as provided for in the respective article.

SUPPLEMENTARY PROVISIONS

The provisions of Arts. 1 to 12 inclusive and Arts. 18 to 31 inclusive of the present Cabinet Order (except the provisions of Art. 27, Item 2) shall come into force as from the date of promulgation of the present Cabinet Order.

2. The date of enforcement of the provisions of Arts. 13 to 17 inclusive and Art. 27, Item 2 shall be fixed by another Cabinet Order.

裏  
面  
白  
紙

24.1.19

船舶運輸管理令解説表

大分類	所有関係	船種、船型	運輸管理	政令条文	報告申請書式	経由官庁	
(1) 帰還輸送船	政府所有船	スベテノ船	C. M. M. C. 統制運輸	船名告示 二條但書	報告事項ナシ		
	民間所有船	〃	國家使用繼續(裸用船)	船名告示 一三條但書	報告事項ナシ		
(II) 政府特殊使用船 (國入地方公共団体)	政府所有船	100ト>以上ノ鋼船	自由運輸 ..... 第二條ノ用途(管)	第二條、第六條、第八條	別表(一)(三)	本省	
		木船及ビ100トノ未満ノ鋼船	承認運輸 ..... 第二條以外ノ用途	第三條、第六條	別表(二)(三)	本省	
	政府借入船	スベテノ船	承認運輸	第十條一項ノ用途(20条)	第十條一項、第二條、第六條、第八條	別表(一)(三)	海運局
		スベテノ船	承認運輸	承認運輸 ..... 第十條一項以外ノ用途	第十條一項、第三條、第六條	別表(二)(三)	海運局
(III) 民間特殊使用船	所有船	100ト>以上ノ鋼船	自由運輸 ..... 第四條ノ用途	第四條、第六條、第八條	別表(一)(三)	本省	
		木船及ビ100トノ未満ノ鋼船	承認運輸 ..... 第四條以外ノ用途	第五條、第六條	別表(二)(三)	本省	
	借入船	スベテノ船	承認運輸	自由運輸 ..... 第四條ノ用途	第十條二項、第四條、第六條、第八條	別表(一)(三)	海運局
		スベテノ船	承認運輸	承認運輸 ..... 第四條以外ノ用途	第十條二項、第五條、第六條	別表(二)(三)	海運局
(IV) 漁船	所有船、借入船	100ト>以上ノ鋼船	自由運輸 ..... 漁船ノ用途	第七條	別表(一)(三)	水産庁長官	
		木船及ビ100トノ未満ノ鋼船	承認運輸 ..... 漁船ノ用途	第十二條 (第十條三項、第七條、第八條)	漁船登録規則	府県知事	
(V) 貨物船 (自由運輸ノ船ヲ除ク) 客船ヲ含ム タンカー、セメントタンカー等		100ト>以上ノ鋼船	定期用船契約 (例外) 帰還輸送保安庁用、米 米提供、在外置籍船	第十三條	報告事項ナシ		
		木船及ビ100トノ未満ノ鋼船	契約解除	第十七條	別表(五)	本省	
		木船及ビ100トノ未満ノ鋼船	自由運輸	第十一條	別表(四)	海運局	

裏面白紙

船舶運送管理令制定の理由

二〇一、二〇

一 船舶運送管理令制定の理由

二 船舶運送管理令制定の理由

三 船舶運送管理令制定の理由

四 船舶運送管理令制定の理由

五 船舶運送管理令制定の理由

一 船舶運送管理令制定の理由

二 船舶運送管理令制定の理由

三 船舶運送管理令制定の理由

四 船舶運送管理令制定の理由

五 船舶運送管理令制定の理由

一 船舶運送管理令制定の理由

二 船舶運送管理令制定の理由

三 船舶運送管理令制定の理由

四 船舶運送管理令制定の理由

五 船舶運送管理令制定の理由

一 船舶運送管理令制定の理由

二 船舶運送管理令制定の理由

三 船舶運送管理令制定の理由

四 船舶運送管理令制定の理由

五 船舶運送管理令制定の理由

一 船舶運送管理令制定の理由

二 船舶運送管理令制定の理由

三 船舶運送管理令制定の理由

四 船舶運送管理令制定の理由

五 船舶運送管理令制定の理由

一 船舶運送管理令制定の理由

二 船舶運送管理令制定の理由

三 船舶運送管理令制定の理由

四 船舶運送管理令制定の理由

五 船舶運送管理令制定の理由

六 船よ、船を航行し、航行しなさいことにする。  
船よ、船を航行し、航行しなさいことにする。  
船よ、船を航行し、航行しなさいことにする。  
船よ、船を航行し、航行しなさいことにする。  
船よ、船を航行し、航行しなさいことにする。  
船よ、船を航行し、航行しなさいことにする。  
船よ、船を航行し、航行しなさいことにする。  
船よ、船を航行し、航行しなさいことにする。  
船よ、船を航行し、航行しなさいことにする。  
船よ、船を航行し、航行しなさいことにする。

裏面白紙





六 船よりの船を強引しないこととする。  
船時差管理令は船通管会の根拠法でもあり、又船時差管理令の他、船時差管理令により強引せしめる船も若干あるのを停止したい。

裏面白紙

政令第

船舶運航管理令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年

勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一章 期間より船契約の締結を要しない船舶

第一節 総トン数百トン以上の鋼製船舶等

(船舶の定義)

第一條 この節において「船舶」とは、総トン数百トン（総トン数の定

ない船については長さ二十五メートル）以上の鋼製の船、揚揚力十五ト

ン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

(國又は地方公共團體が船舶を使用する場合)

第二條 國又は地方公共團體は、左の各号の一に掲げる用途に適する構造

又は設備を有し、且つ、その所有に属する船舶については、もつぱら当

該用途にみずから使用するときに限り、これを使用する事ができる。

但し、運輸大臣が船運送のために船名を指定して告示した船舶につい

ては、この條の規定を適用しない。

第三條 國又は地方公共團體は、左の各号の一に掲げる用途に適する構造

又は設備を有し、且つ、その所有に属する船舶については、もつぱら当

該用途にみずから使用するときに限り、これを使用する事ができる。

但し、運輸大臣が船運送のために船名を指定して告示した船舶につい

ては、この條の規定を適用しない。

第四條 ケーブル敷設用

第五條 氣象観測用

第六條 航海練習用

第七條 汚物処理用

第八條 引船用

第九條 救難用

第十條 いかんせつ用

第十一條 砕氷用

第十二條 海上保安廳用

第十三條 鐵道連絡船用

第十四條 管林局監視船用

operational control

船舶運航管理令の運用を統制するものとする。
R.R. 及び 商船会社 (M.M.C.) の運航を統制するものとする。
あそ、船運送の命令の通知をしようとするものは、D.R. の規定に従うものとする。
尚、運送の命令の通知をしようとするものは、D.R. の規定に従うものとする。
(C.M.M.C.) の D.R. の規定に従うものとする。

十五 起重機船用  
十六 バージ用

之 前項の場合において國又は地方公共団体の当該機関は、当該船舶の便  
用を開始した日から三十日以内に、別表第十<sup>第一号</sup>の様式による報告書  
を運輸大臣に提出しななければならない。

三 第一項の規定にかかわらず、國有財産法（昭和二十二年法律第七十三  
号）第三條に規定する普通財産である船舶については、一時使用を許可  
するもの又は貸付を受けしものを除いては、これを使用することがで  
きない。

第三條 國又は地方公共団体が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶を  
もつぱら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするときは、船舶を  
同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用しようとするときは、当該  
機関は、別表第十<sup>第二号</sup>の様式による申請書を提出して運輸大臣の承認  
を受けなければならない。

之 國又は地方公共団体が、この政令施行の際現に前條第一項に規定する船舶

以外の船舶をもつぱら同條同項各号に掲げる用途に使用しているときは、  
は船舶を同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用しているときは、  
この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使  
用を継続することが出来る。その期間内に当該機関が前項の申請書を提  
出した場合において、その申請書に対する承認又は不承認の決定の通知を  
受けるまでの期間についても同様である。

へ私人が船舶を使用する場合

第四條 國又は地方公共団体以外の者（以下私人という。）は、左の各号の

一 に掲げる用途に適する構造又は設備を有し、且つ、その所 有に属  
する船舶については、もつぱら当該用途にみずから使用するとき限り、  
これを使用する事が出来る。

- 一 ケーブル敷設用
- 二 救難用
- 三 引船用
- 四 し、おんせつ用

正誤  
三三三

- 五 汚物処理用
- 六 ちりすて用
- 七 バーゾ用
- 八 旅客運送用（運輸大臣が告示で定める範囲のものに限る。）
- 九 船舶修理工作用
- 十 起重機用
- 十一 浮ドック用

二 前項の場合においては、その者は当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、~~別表第一~~ 別表第二の様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

第五條 私人が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途並かに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、別表第二の様式による申請書を提出して、運輸大臣の許可を受けなければならない。

二 私人が、この政令施行の際既に前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用し、別表第一の様式による報告書を提出し、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することとができる。その期間内に前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けざるまでの期間については同様である。

（変更の報告）

第六條 第一條第一項若しくは第四條第一項の規定により使用する船舶又は第三條第一項若しくは第五條第一項の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡（期間どう船を含む。以下同じ。）若しくは引渡をせし、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、別表第三の様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。（私人が船舶を漁船として使用する場合）

別表第一  
別表第二  
別表第三



情義はとも  
船主の責任  
をもちよ  
うとす  
ハツエリ

第七條 私人は、私船である船舶については、その所有に属するもの又は借受（期間不詳船舶を含む。）をしたものをもつば、私船として、その使用することになり、これを私船とすることができる。

又 前項の場合においてその者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内、別表第一の様式による報告書を、水産廳長官を経由して、運輸大臣に提出し、なりなければならない。

3 第一項の船舶の譲渡、貸渡若しくは引渡を、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、別表第三の様式による報告書を、水産廳長官を経由して、運輸大臣に提出し、なりなければならない。

4 前二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

（般運規定）  
第八條 第二條第二項、第四條第二項又は前條第二項の規定の適用に關しては、船舶がこの政令施行の際現に当該用途に使用される場合においては、当該船舶の使用を開始した日とあるのは、この政令施行の日とする。

第二節 木製船舶及び鉄トン数百トン未満の鋼製船舶等  
（船舶の定数）  
第九條 この節において「船舶」とは、鉄トン数五トン以上の木製船舶、鉄トン数五トン以上百トン未満の鋼製船舶及び揚力十五トン未満の起重機をいう。

（準用規定）  
第十條 國又は地方公共団体が、船舶を使用するときは、第二條、第三條、第六條及び第八條の規定を準用する。この場合においては、第二條第一項第十六号の次に次の四号を加えて讀むものとする。

- 十七 税関監視船舶（鉄トン数五十トン未満のものに限る。）
- 十八 水工警察用（鉄トン数五十トン未満のものに限る。）
- 十九 海運局雑役用（鉄トン数五十トン未満のものに限る。）
- 二十 ちりすて用

又 私人が、船舶を漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用するときには、この條から第六條まで及び第八條の規定を準用する。

三 私人が、総トン数百トン以上の木製船舶を漁船として使用するときは、第七條及び第八條の規定を準用する。

四 前三項の場合においては、第二條から第七條までの規定中「三十日」とあるのは「六十日」と読み替へるものとする。

五 第一項から第三項までの規定による報告書又は申請書の提出は、これを提出すべき者の主たる事務所の所在地を管轄する海運局を経由しなればならない。

（船舶の報告）

第十一條 船舶を所有する私人は、毎年別表第四の様式による報告書を運輸大臣に提出しなればならない。但し、前條第二項又は第三項に規定する場合は、この限りでない。

二 前項の報告書の記載事項は変更があつたときは、その事由が発生した日から六十日以内に、その旨を記載した報告書を運輸大臣に提出しなればならない。

三 前二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

日令は、必らず長官の署名と印をもち、記するものとする。但し、前記の報告書は、必らず長官の署名と印をもち、記するものとする。

（漁船に関する除外規定）

第十二條 漁船登録規則（昭和二十二年農林省令第五号）が効力を有する間は、漁船である船舶の報告については、前二條の規定を適用せず漁船登録規則により報告書を提出するものとする。

第二章 期間および船契約の締結を要する船舶

（期間および船契約）

第十三條 総トン数百トン以上の鋼製船舶（國有財産法第三條に規定する普通財産であつて一時使用を許可していないもの又は貸付をしていないものを除く。）でもつぱら第二條第一項、第四條第一項又は第七條第一項に掲げる用途に使用する船舶並びに第三條又は第五條の規定による承認又は許可を受けて使用する船舶以外の船舶の所有者は、あらかじめ運輸大臣が定める期日においてその定める条件及び、船料により、船舶運賃会社に對し、当該船舶を期間および船の形式で貸し渡さなければならぬ。但し、運輸大臣が船名を指定して告示した船舶は、この限りでない。

乙 船舶運送会は、前項の規定による貸渡の申込があつたときは、その船舶を借り受けなければならぬ。

三 第一項の規定により船舶を船舶運送会に貸し渡す場合においては、船舶の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）第二條の規定は適用しない。

四 運輸大臣は、第一項の規定により船舶運送会に貸し渡さなければならぬ船舶の所有者に対し、同項の期日並びに条件及びよう船舶をその期日の十日前までに通知しなければならぬ。

（よう船舶）  
第十四條 前條第一項の規定するよう船舶については、運輸大臣は、期間  
よう船舶審議会の議を経て定めなければならぬ。

（新額）  
第十五條 第十三條第一項の規定により運輸大臣が定める条件又はよう船舶料に不服がある者は、訴願をすることができる。

第十六條 第十三條第一項の規定による貸渡の条件又はよう船舶料に關し船舶運送会と船舶所有者との間に紛争が生じたときは、当事者双方の申出により運輸大臣が裁定する。

又 運輸大臣は前項の裁定をする場合において、よう船舶料に關しては、期間よう船舶審議会の議を経なければならぬ。

（期間よう船舶契約の解除）  
第十七條 第十三條第一項の規定により、船舶運送会に貸渡をしてゐる船舶の所有者は、別表第五に定められた様式による申請書を運輸大臣に提出してその承認又は許可を受けなければ、当該船舶に關する期間よう船舶契約を解除することができない。

又 運輸大臣は、前項の船舶がもつたら第二條第一項若しくは第四條第一項に掲げる用途に使用される場合、私人が前項の船舶をもつたら漁船として使用する場合又は前項の船舶について第三條第一項の承認若しくは第五條第一項の許可があつた場合に限り、前項の承認又は許可をすることができぬ。但し、当該船舶に關する期間よう船舶契約が解除されることによつて船舶運送会の事業に支障を生ずる虞がある場合には、運輸大臣

は、前項の承認又は許可を以てはならない。

第三章 期間および船料審議会

(設置)

第十八條 運輸省に、期間および船料審議会（以下審議会という。）を置く。

審議会は、第十三條第一項に規定するよう船料に関する事項を調査審議する。

審議会は、第十三條第一項に規定する条件について、運輸大臣に意見を具申することができる。

(組織)

第十九條 審議会は、委員八人で組織する。

(委員)

第二十條 審議会の委員は、左に掲げる者につき、運輸大臣が任命し、又は委嘱する。

一 経済子又は本邦運輸局長の職にある者

二 物價調査五部長の職にある者

三 大蔵省主計局長の職にある者

四 運輸省海運局長の職にある者

五 船舶運管会理事長の職にある者

六 社団法人日本船主協会の会長の職にある者

七 所有船舶の噸トン数を加算した数が五千トンをこえない船舶所有者を代表する者

八 法律又は経商に関する学識経験のある者

前項第一号から第六号までに掲げる者のうち欠けた者がある場合には、運輸大臣はその者に代つてその事務を行つてゐる者を委員に任命し、又は委嘱することができる。

(会長)

第二十一條 審議会に会長を置く。

会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

会長は、前條第一項第八号に掲げる者につき委嘱した委員をもつて充てる。

会長に事故があるときは、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指

何れもその職を失ふ  
何れもその職を失ふ  
何れもその職を失ふ  
何れもその職を失ふ

三、運賃の算定  
に付するもの  
をいふ

五、船舶運管会理事長の職にある者  
をいふ



名する。

(第二十条第一項第七号及び第八号に掲ぐる者は、その委員の任期)  
第二十二條 第二十条第一項第七号及び第八号に掲ぐる者につき委員たる  
委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。  
(議事)

第二十三條 審議会は、その委員六人以上の出席がなければ、会議を開き、  
議決をすることができない。

又 審議会の議事は、出席者の過半数をもちて決し、可否同数のときは、  
会長の決するところによる。

(庶務)

第二十四條 審議会の庶務は、運輸省海運總局において処理する。

#### 第四章 雜則

(船舶共有及び一時使用等)

第二十五條 この政令の適用については、船舶共有の場合においては船舶  
管理人を、固有財産法第三條に規定する普通財産である船舶を一時使用す  
る場合は貸し付けられた場合においては一時使用を許可した者又は貸  
付を受けた者を、その船舶の所有者とみなし、この場合においては、  
その者につき船舶所有権に関する規定を適用する。

(立入検査)

第二十六條 運輸大臣は、この政令を施行するに必要があるときは、当  
該官吏に船舶所有権若しくは船舶所有権の事務所又は船舶に立ち入り、  
帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

又 当該官理が前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す  
証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。



第五專 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下  
の罰金に処する。

一 第五條第一項(第十條第二項)において準用する場合を含む。の規定に  
違反した者

二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以  
下の罰金に処する。

一 第四條第一項、第六條(これららの規定を第十條第二項において準  
用する場合を含む。)、又は第七條第二項若しくは第三項(第十條第三項  
において準用する場合を含む。の)の規定に違反して、報告書を提出せず  
又は虚偽の報告書を提出した者

二 第二十六條第一項の規定に基く当該官吏の立入検査を拒み、妨げ又  
は忌避した者

第二十九條 前二條の罪を犯した者は、情状により懲役及び罰金を併科  
する。と

する。と

をばり移すの分  
が第三十條  
にあり、  
罰則

第三十條 第十一條第一項又は第二項の規定に違反して、報告書を提出せ  
ず、又は虚偽の報告書を提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従  
業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十七條、第二十八  
條又は前條の規定に違反したときは、行為者を罰する外、その法人又は  
人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則

この政令は、公布の日から起算する

第三十條 第十一條第一項又は第二項の規定に違反して、報告書を提出せ  
ず、又は虚偽の報告書を提出した者は、五万円以下の罰金に処する。  
第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従  
業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十七條、第二十八  
條又は前條の規定に違反したときは、行為者を罰する外、その法人又は  
人に対し、各本條の罰金刑を科する。

別表第一 船舶明細報告書

第14号 船名

(1) 船名 \_\_\_\_\_ (2) スカフツブ番号 \_\_\_\_\_ (3) 旧船名 \_\_\_\_\_

(4) 所有者の住所氏名 (名称) \_\_\_\_\_

(5) 使用者の住所氏名 (名称) (船主兼船長) \_\_\_\_\_

(6) 船舶の種類 (官公署特殊船・民間特殊船・漁船の別) \_\_\_\_\_

(7) 用途 \_\_\_\_\_

(8) 船質 (鋼製・木製の別) \_\_\_\_\_

(9) 船型 \_\_\_\_\_

(10) 信号符字 \_\_\_\_\_

(11) 船舶番号 \_\_\_\_\_

(12) 船舶長さ \_\_\_\_\_ (13) 船の幅 \_\_\_\_\_ (14) 船の深さ \_\_\_\_\_

(15) 甲板層の数 \_\_\_\_\_ (16) 純トン数 \_\_\_\_\_ (17) 純トン数 \_\_\_\_\_

(18) 重さトン数 \_\_\_\_\_ (19) 航速力 \_\_\_\_\_ (20) 最高速力 \_\_\_\_\_

(21) 満載さつ水線 \_\_\_\_\_ (22) 軽さつ水線 \_\_\_\_\_ (23) 軽さつ水線 \_\_\_\_\_ (24) 進水年月 \_\_\_\_\_

(25) しゆん工年月 \_\_\_\_\_ (26) 建造場所 \_\_\_\_\_ (27) 造船所名 \_\_\_\_\_

(28) 乗員定員 \_\_\_\_\_ (29) 旅客定員 一等名 \_\_\_\_\_ 二等名 \_\_\_\_\_ 三等名 \_\_\_\_\_

(30) 容トン数 (総トン数) \_\_\_\_\_ (31) 容トン数 (包装) \_\_\_\_\_ (32) 積載貨物容積 \_\_\_\_\_

(33) カーゴ、デック、タンクの数及び容量 \_\_\_\_\_ (34) 積載貨物容積 (油槽船の場合) \_\_\_\_\_

(35) パツチの数及び大きさ \_\_\_\_\_ (36) 排気管の数及び口径 \_\_\_\_\_ (37) 排気管の口径及び力 \_\_\_\_\_

(38) 機関の種類 \_\_\_\_\_ (39) 機関用ボラの口径及び力 \_\_\_\_\_ (40) 二重以上の液体貨物を搬送しうる設備の有無 (油槽船の場合) \_\_\_\_\_

(41) 機関の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (42) 機関の製作者 \_\_\_\_\_

(43) 推進器の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (44) 軸馬力 \_\_\_\_\_ (45) 推進器の数 \_\_\_\_\_

裏面白紙

(46) 燃料の種類 \_\_\_\_\_ (47) 燃料庫の容積 \_\_\_\_\_

(48) 燃料消費量(一日当り) 航海中 \_\_\_\_\_ 停泊中 \_\_\_\_\_

(49) 蒸気容量 \_\_\_\_\_ (50) 蒸化器の枚数及び蒸化能力(一日当り) \_\_\_\_\_

(51) 燃費(燃料による航続距離) \_\_\_\_\_ (52) 燃料水による航続時間 \_\_\_\_\_

(53) 受信機の枚数及び型式 \_\_\_\_\_ (54) 受信機の枚数及び型式 \_\_\_\_\_

備考 (55) 其他特殊の構造及び設備あるときはその詳細 \_\_\_\_\_  
 (56) 外国で建造された船舶であるときはその取得方法 \_\_\_\_\_  
 (57) 最後の改造年月及び改造要目 \_\_\_\_\_  
 (58) 船舶の現状(航行中、損傷修理中、入渠修理中、改修工事中、航行中、救助中、  
 遊歩可能、救助不能の辨、越航してゐない場合は蒸化器の枚数及び蒸化能力を明記)  
 (59) 現在の使用状況(現在就航している航路、用途及び乗員乗客等につきその詳細を明記)

上記の通り船舶は航管令第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項の規定  
 により報告する

昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告者住所氏名(略称) \_\_\_\_\_ 印

運輸大臣 \_\_\_\_\_

裏面白紙

遊藝第二号

遊船使用許可(承認)申請書

18エ 15エ  
10エ 10エ

A (1)船名 \_\_\_\_\_ (2)スカジャツブ番号 \_\_\_\_\_ (8)旧船名 \_\_\_\_\_

(4)所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(5)使用者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(6)船種の種類(官公署特務船・民間特務船・漁船・貨物船の別) \_\_\_\_\_

(7)船質(鋼製・木製の別) \_\_\_\_\_

(8)船型 \_\_\_\_\_ (9)信号符号 \_\_\_\_\_

(10)船舶番号 \_\_\_\_\_ (11)船籍港 \_\_\_\_\_

(12)用途の用途(遊藝三種の船舶であるときは船種にその旨を明記)  
遊藝三種の用途

(13)遊藝三種の用途の許可又は承認を受けようとする用途  
遊藝三種の用途

使用しようとする用途(第三條第一項若しくは第五條第一項の場合又は第十條第一項若しくは同條第二項の場合)  
同條第二項の場合

(14)船の長さ \_\_\_\_\_ (15)船の幅 \_\_\_\_\_ (16)船の深さ \_\_\_\_\_

(17)甲板の枚数 \_\_\_\_\_ (18)総トン数 \_\_\_\_\_ (19)総トン数 \_\_\_\_\_

(20)重量トン数 \_\_\_\_\_ (21)航海速度力 \_\_\_\_\_ (22)最高速力 \_\_\_\_\_

(23)船載きつ水櫃 \_\_\_\_\_ (24)船載きつ水櫃 \_\_\_\_\_ (25)進水年月 \_\_\_\_\_

(26)しゅうん工年月 \_\_\_\_\_ (27)建造場所 \_\_\_\_\_ (28)船名 \_\_\_\_\_

(29)乗組員定員 \_\_\_\_\_ (30)旅客定員 \_\_\_\_\_ 一等 名・二等 名・三等 名

(31)容積トン数(ばら) \_\_\_\_\_ (32)容積トン数(包装) \_\_\_\_\_ (33)冷蔵貨物容積(冷蔵用) \_\_\_\_\_

(34)カーゴ・グイブ・ダクスの数及び容積 \_\_\_\_\_ (35)貨物積込容積(海客船の場合) \_\_\_\_\_

(36)ハツチの数及び大きさ \_\_\_\_\_ (37)船載きつ水櫃の枚数 \_\_\_\_\_

ボイラ、ディーゼルエンジンの数及び出力 \_\_\_\_\_ (38)ボイラの数 \_\_\_\_\_

(40)貨物油ポンプの数及び出力(油客船の場合) \_\_\_\_\_

(41)二層以上の液状貨物を搬送し得る設備の有無(補給船の場合) \_\_\_\_\_

(42)船殻の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (43)船殻の製作者 \_\_\_\_\_

(44)汽缸の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (45)軸馬力 \_\_\_\_\_

(46)推進器の長さ \_\_\_\_\_ (47)燃料の種類 \_\_\_\_\_

裏面白紙



(46) 燃料庫の容積 \_\_\_\_\_ (49) 燃料消費量 (一日当り) 航海中 \_\_\_\_\_

てい泊甲 \_\_\_\_\_ (50) 養分水容量 \_\_\_\_\_ (51) 蒸化器の数及び蒸化能 \_\_\_\_\_

力 (一日当り) \_\_\_\_\_ (52) 航続能力 (燃料による航続距離) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (53) 送信機の数及び型式 \_\_\_\_\_ (54) 受信機の数及び型式 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (55) 其他特殊の構造及び設備あるときはその詳細 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (56) 外備で建造された船舶であるときはその取得方法 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (57) 最後の改造年月及び改造要目 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (58) 船舶の現状 (就航中・預備就航中・入渠修理中・改造中・業務中・救助中・救助可能・救助不能の別・修繕してやまない場合は本船のけんしゅ地を明記) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (59) 現在の使用状況 (現在就航している船舶・用途及び使用実績等につきその詳細・船舶運営会に貸し渡して運航中のときはその旨を附記) \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第 條第 項の規定により申請する

昭和 年 月 日

申請者住所氏名 (名称) \_\_\_\_\_ 印

送信機 大 臣 \_\_\_\_\_ 殿

裏面白紙



三ヶ浦丸

船舶に關する変更の報告書

第67号 第10号

(1) 船名 \_\_\_\_\_ (2) スカジャンブ番号 \_\_\_\_\_ (3) 舊船名 旧

(4) 所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(5) 使用者の住所氏名(名称) (竣工後<sup>第三</sup>五條の場合) \_\_\_\_\_

(6) 船舶の種類(官公署特等船、~~官公署特等船~~特殊船、漁船の別) (空船) \_\_\_\_\_

(7) 船質(鋼製、木製の別) \_\_\_\_\_

(8) 船型 \_\_\_\_\_ (9) 船号符号 \_\_\_\_\_

(10) 船舶番号 \_\_\_\_\_ (11) 船籍港 \_\_\_\_\_

(12) 船舶の現状(就航中損傷修理中、入渠修理中、改造工事中、船中救助中、救助可能、救助不能の別、航行してない場合は<sup>所在地</sup>船名を明記)

(13) 現在の使用状況(現在就航してゐる航路、用途及び使用実績等につきその詳細を明記)

(14) 購置又は設備がなされた年月日 \_\_\_\_\_

(15) 購置又は設備がなされた年月日 \_\_\_\_\_

(16) 使用方法(用途の変更又は使用の休止若しくは廃止の場合を含む)を変更したときはその詳細及び年月日 \_\_\_\_\_

(17) 引渡又は引渡をしたときはその相手方の住所氏名(名称)及び年月日 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶新航管理令第 條 第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

通 檢 大 臣 殿

裏面白紙



列表第四(四二) 白 未 荷 飛 船 明 細 報 考 書

特 許

(3) 船 隻 明 細 報 考 書 (特 許 證 照 明 細 報 考 書) (4) 10 卷

船 隻

(1) 船 隻 明 細 報 考 書 (船 隻 明 細 報 考 書)

(2) 船 隻 明 細 報 考 書 (船 隻 明 細 報 考 書)

(3) 船 隻 明 細 報 考 書 (船 隻 明 細 報 考 書)

(4) 船 隻 明 細 報 考 書 (船 隻 明 細 報 考 書)

(5) 船 隻 明 細 報 考 書 (船 隻 明 細 報 考 書)

(6) 船 隻 明 細 報 考 書 (船 隻 明 細 報 考 書)

(7) 船 隻 明 細 報 考 書 (船 隻 明 細 報 考 書)

(8) 船 隻 明 細 報 考 書 (船 隻 明 細 報 考 書)

(9) 船 隻 明 細 報 考 書 (船 隻 明 細 報 考 書)

通 則 的 航 空 運 送 第 一 章 第 一 節 航 空 運 送

郵 政 法 律 第 百 一 十 九 條 第 一 項

通 則 一 百

附 錄

裏 面 白 紙

期間より船契約解除許可(承認)申請書

別表第五

(1)船名 \_\_\_\_\_ (2)スカジャツブ番号 \_\_\_\_\_ (3)舊船名 \_\_\_\_\_  
 (4)所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_  
 (5)使用者の住所氏名(名称) (第三十五條の場合) \_\_\_\_\_  
 (6)船型 \_\_\_\_\_ (7)船号符号 \_\_\_\_\_  
 (8)船泊番号 \_\_\_\_\_ (9)船籍港 \_\_\_\_\_  
 (10)船舶運着会に貸渡した年月日及び貸渡後現在迄の使用状況 \_\_\_\_\_  
 (11)使用しようとする用途 \_\_\_\_\_  
 (12)船舶運着会に於ける期間より船契約の解除を必要とする理由につきその詳細 \_\_\_\_\_  
 (13)第三條第一項の承認又は第五條第一項の許可を申請したときはその年月日 \_\_\_\_\_

2 (21)船の長さ \_\_\_\_\_ (15)船の幅 \_\_\_\_\_ (14)船の深さ \_\_\_\_\_  
 (20)甲板層の枚数 \_\_\_\_\_ (18)線トン数 \_\_\_\_\_ (19)網トン数 \_\_\_\_\_  
 (23)重トン数 \_\_\_\_\_ (21)航海速度力 \_\_\_\_\_ (22)最高速度力 \_\_\_\_\_  
 (24)耐載きつ水線 \_\_\_\_\_ (24)軽きつ水線 \_\_\_\_\_ (25)進水年月 \_\_\_\_\_  
 (26)しゆん工年月 \_\_\_\_\_ (27)建造場所 \_\_\_\_\_ (28)造船所名 \_\_\_\_\_  
 (29)乗組員定員 \_\_\_\_\_ (30)旅客定員 一等 名 \_\_\_\_\_ 二等 名 \_\_\_\_\_ 三等 名 \_\_\_\_\_  
 (31)総トン数(ばら) \_\_\_\_\_ (32)容積トン数(包装) \_\_\_\_\_ (33)総載貨物容積 \_\_\_\_\_  
 (34)カーゴデライブ、タンクの枚及び容積 \_\_\_\_\_ (35)貨物油槽容積(油槽船の場合) \_\_\_\_\_  
 (37)解き水に非水トン数 \_\_\_\_\_ (36)ハツチの枚及び大きさ \_\_\_\_\_ (38)デッキの枚及び力積 \_\_\_\_\_  
 (39)帆帆の種類 \_\_\_\_\_

3 (40)貨物油用ポンプの枚及び力丹(油槽船の場合) \_\_\_\_\_  
 (41)二種以上の液体貨物を輸送し得る設備の有無(油槽船の場合) \_\_\_\_\_  
 (42)機関の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (43)機関の製作者 \_\_\_\_\_  
 (44)汽機の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (45)馬力 \_\_\_\_\_  
 (46)推進器の枚 \_\_\_\_\_ (47)燃料の種類 \_\_\_\_\_

裏面白紙







All Japanese Vessels and the Categories specified in SCAPIN 1931

	Steel Vessel	Wooden Vessel
Less than 100 gross tons	Government Use 3. a.	Government Use 3. a.
	Private Special Use 3. b.	Private Special Use 3. b.
	Fishing not mentioned	Fishing not mentioned
	Cargo not mentioned	Cargo not mentioned

	Repatriation	None
Not less than 100 gross tons	2. a.	
	Government Use 3. a.	Government Use 3. a.
	Private Special Use 3. b.	Private Special Use 3. b.
	Fishing 3. c.	Fishing 3. c.
	Cargo 3. a.	Cargo not mentioned

裏面白紙

## STEEL VESSELS

(Status form for Japanese merchant ships) Revised  
(To be filled in on all steel ships of 100 gross tons and over  
which are operable, repairable or salvable)

Name \_\_\_\_\_ Date of report \_\_\_\_\_  
 Former names \_\_\_\_\_ Scajap no \_\_\_\_\_  
 Owned by \_\_\_\_\_ Operated by \_\_\_\_\_  
 Controlled by \_\_\_\_\_  
 Type \_\_\_\_\_ If Wartime standard, Give standard Designation \_\_\_\_\_  
 Call letters \_\_\_\_\_ Registry No. \_\_\_\_\_ Port of registry \_\_\_\_\_  
 (2) Length \_\_\_\_\_ (2) Beam \_\_\_\_\_ (2) Depth \_\_\_\_\_ Number of decks \_\_\_\_\_  
 Tonnage, Gross \_\_\_\_\_ Net \_\_\_\_\_ (1) DWT \_\_\_\_\_ Speed, Cruising \_\_\_\_\_ Max, \_\_\_\_\_  
 (2) Draft, Loaded \_\_\_\_\_ (2) Draft light \_\_\_\_\_  
 Built, Year \_\_\_\_\_ Location \_\_\_\_\_ By \_\_\_\_\_  
 Number crew \_\_\_\_\_ Passenger capacity, 1st C \_\_\_\_\_ 2nd \_\_\_\_\_ 3rd \_\_\_\_\_  
 Cubic Capacity (3) Bale \_\_\_\_\_ (3) Grain \_\_\_\_\_ (3) Refrigerator \_\_\_\_\_  
 If vessel fitted with cargo deep tanks \_\_\_\_\_ (3) Capacity \_\_\_\_\_  
 Number and size of hatches \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 (4) Light displacement tons \_\_\_\_\_  
 Number and capacity of booms \_\_\_\_\_  
 Type winches \_\_\_\_\_  
 Cargo capacity bbl. \_\_\_\_\_  
 \* (Tankers only)  
 If so, give details fitted to carry two or more grades oil \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 Number and capacity cargo pumps \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

(1) DWT tons will be expressed in terms of 2240 pounds per tons.

(2) Measures expressed in terms of feet.

(3) Measures expressed in terms of cubic feet.

(4) Weight of the ship excluding cargo, passengers, fuel, water, stores, dunnage, and such  
other items which are necessary for use on a voyage. (over)

Type engine \_\_\_\_\_ Maker of engine \_\_\_\_\_ Type boilers \_\_\_\_\_ Shaft H. P. \_\_\_\_\_  
Number propellers \_\_\_\_\_ Type fuel \_\_\_\_\_ Bunker capacity \_\_\_\_\_  
Bunker consumption, sea \_\_\_\_\_ port \_\_\_\_\_  
Capacity, Fresh water tons \_\_\_\_\_ Evaporators \_\_\_\_\_ Daily capacity \_\_\_\_\_  
Normal endurance, Bunkers \_\_\_\_\_ Miles, water \_\_\_\_\_ Days \_\_\_\_\_  
Radio equipment, Number and Type transmitters \_\_\_\_\_

Number and typ receivers \_\_\_\_\_

Major repairs required, if any \_\_\_\_\_

If not operating, give present location \_\_\_\_\_

If foreign built, how was possession acquired, give details \_\_\_\_\_

General remarks and condition of ship \_\_\_\_\_

If vessel is intended for a specific duty or route explain \_\_\_\_\_

I hereby promulgate the Cabinet Order pertaining to Administration  
over Ship's Operation.

Signed: HIS MAJESTY, Seal of the Emperor

This            day of the first month of the twenty-fourth year of  
Showa (Jan.        , 1949)

Prime Minister

YOSHIDA Shigeru

裏  
面  
白  
紙

CABINET ORDER NO. 10.

ORDER CONCERNING THE REGULATION OF THE OPERATION OF SELF-SERVICE VESSELS

In accordance with the Imperial Ordinance No. 14 of 1888, concerning the orders to be issued in consequence of the abolition of the former Regulation, the Cabinet hereby establishes the present Cabinet Order.

Article 1

Vessels to which the provisions of this Order shall apply.

Section 1

(Steel Vessels of 100 Gross Tons or more)

(Definition of Vessels)

Article 1

The term "vessels" in the present Section 1 shall mean steel vessels of 100 gross tons or more (or, in case of vessels whose gross tonnage is not defined, those of 20 meters or more in length), floating or used as floating docks.

(Vessels to be operated by the Government Agency or Local Public Entity)

Article 2

A Government Agency or local public entity may employ for its service specified in the following items a vessel, whose complete title is held by the said Government Agency or local public entity, with the structure or equipments suitable for the said service in so far as the said Government Agency or the local public entity intends to employ the said vessel exclusively for the said service. Provided that, these vessels which will be designated by the Minister of Transportation for each vessel for registration in a Ministry of Transportation Notification shall be subject to the operational control of Coast Administration.

裏面白紙



1. Fishery patrol;
2. Fishery research;
3. Fishery training;
4. Tackle layers;
5. Weather service;
6. Navigation trainings;
7. Seage;
8. Cogs;
9. Alvsge;
10. Redger;
11. Ice-breaker;
12. Maritime Safety Board's services;
13. Railway ferry;
14. Forestry patrol;
15. Floating cranes;
16. Barges.

2. In the case contemplated in the preceding paragraph, the said Government agency or local public entity shall submit a report as prescribed in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 1 to the Minister of Transportation within 30 days following the day when the employment of the said vessel was commenced.

3. Notwithstanding the provisions of para. 1, a Government agency or local public entity shall not employ a vessel which is a don on property as prescribed in Art. 3 of the National Property Law (Law No. 73 of 1948) except a vessel whose temporary employment has been permitted or which has been leased to the said Government agency or local public entity.

Article 3

1. Government agency or local public entity shall employ a vessel which is not referred to in Para. 1 of the preceding Art. 2 exclusively for any service specified in the items of Para. 1 of the preceding Article 2 or shall employ a vessel for any service other than those specified in any of the items of Para. 1 of the preceding Article 2 unless the said Government agency or local public entity has submitted an application or prepared in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 2 and obtained the approval of the Minister of Transportation.

2. In case where any Government agency or local public entity is actually employing a vessel which is not referred to in Para. 1 of the preceding Art. 2 exclusively for any service specified in the items of Para. 1 of the preceding Art. 2 or is employing any vessel for any service other than those specified in any of the items of Para. 1 of the preceding Art. 2 at the time of the enforcement of the present Cabinet Order, the said Government agency or local public entity may continue the employment, notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, within 30 days following the day of enforcement of the present Cabinet Order. In case the said agency or entity has submitted the application within the above-mentioned period, the agency or entity may continue the employment of the vessel concerned until the receipt of the decision of approval or disapproval for it.

Article 4

Vessels to be employed by private persons (i.e. a person other than the Government agency or local public entity) the same shall hereinafter apply) may employ for any service specified in the following items a vessel owned by his said structure or equipments suitable for the said service in so far as he intends to employ the said vessel exclusively for the said service.

裏面白紙

1. Cable layer;
2. Salvage;
3. Tug;
4. Dredger;
5. Barge;
6. Tugger;
7. Tug;
8. Passenger ferry (limited to those which will be designated in a Ministry of Transportation Notification)
9. Repair ship;
10. Floating crane;
11. Floating dock.

2. In the case contemplated in the preceding paragraph, the said private person shall submit a report as prepared in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 1 to the Minister of Transportation within 30 days following the day when the employment of the said vessel was commenced.

Article 5

No private person shall employ a vessel which is not referred to in para. 1 of the preceding Art. 4 exclusively for any service specified in the items of para. 1 of the preceding Art. 4 or shall employ a vessel for any service other than those specified in the items of para. 1 of the preceding Art. 4 or as a fishing boat or cargo vessel unless he has submitted the application prescribed in the annexed table No. 2 and obtained the permission of the Minister of Transportation.

2. In case where an private person is actually employing a vessel which is not referred to in para. 1 of the preceding Art. 4 exclusively for any service specified in any of the items of para. 1 of the preceding Art. 4 or is actually employing a vessel for any service other than those specified in the items of para. 1 of the preceding Art. 4 or other than as a fishing boat or cargo vessel at the time

of employment of the present Cabinet order, he may continue the employment, notwithstanding the provision of the preceding paragraph, within 30 days following the day of enforcement of the present Cabinet order. In case he has submitted the application within the above-mentioned period, he may continue the employment of the vessel concerned until the receipt of the decision of approval or disapproval for it.

Report on alteration  
Article 7

Any person who has transferred, leased (including time-charter), the name shall hereinafter apply, or delivered a vessel being employed by him in accordance with the provisions of Art. 2, para. 1 or Art. 4, para. 1 of a vessel being employed by him with approval or permission for any service in accordance with the provisions of Art. 3, para. 1 or Art. 3, para. 1 or who has changed the structure, equipment or changed the status of employing such a vessel shall submit, within 30 days following the day on which the said action has been taken, a written report to the Minister of Transportation, in accordance with the form prescribed in the annexed table No. 7.

Vessels to be subject to private leases or fishing licenses  
Article 7

A private person may employ a fishing boat only in case where he owns the vessel or he has leased (including the case where he has time-chartered) the vessel and intends to employ the vessel exclusively as a fishing boat.

7. In the case contemplated in the preceding paragraph, the said private person shall submit a report on the said vessel as prepared in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 1 to the Ministry of Transportation through the Director-General of the Fisheries Board within 30 days following the day when the employment of the said vessel was commenced.

裏面白紙

3. Any person who has transferred, leased or delivered and a vessel as is referred to in para. 1 of the present art. 7 or obtained the documents, equipments or the status of a vessel shall submit a report on the said vessel as required in conformity to the form prescribed in the annex table No. 3 to the Minister of Transportation through the Director-General of the Fisheries Board within 3 days following the day when the said notice has been taken.

4. The method of submitting the reports prescribed in the preceding two paragraphs shall be prescribed by the Ministry of Transportation.

#### Transitory Provisions,

##### Article 2

With regard to the application of the provisions of art. 7, para. 2, art. 4, para. 2 or art. 7, para. 2 in case where the vessel is actually being employed for any of the services specified in the provisions of the respective articles at the time of enforcement of the present Cabinet Order, the wording "the day when the employment of the said vessel was commenced" shall read "the day when the present Cabinet Order was enforced".

##### Section II

Provisions for Wooden Vessels and Steel Vessels of Less Than 100 Gross Tons

#### "Definition of Vessel"

##### Article 7

The term "vessel" in the present article 11 shall mean wooden vessels of more than 5 gross tons and steel vessels of more than 5 gross tons but less than 100 gross tons and floating cranes of less than 15-ton capacity

##### Article 10

The provisions of arts. 7, 8, 9 and 10 shall apply mutatis mutandis to the cases where a Government agency or local public entity employs a vessel, in such cases the provisions of art. 2 shall read with the following four lines added next to para. 1, item 15 of the same article:



- 17. customs surveillance;
  - 18. inter-vision service;
  - 19. services of written forms;
  - 20. paper.
2. The provisions of arts. 1 to 3 inclusive and art. 5 shall only apply insofar as the same relate to private persons employed in vessels for any service other than as a fishing boat or a cargo vessel.
3. The provisions of arts. 7 and 8 shall only apply insofar as they relate to a private person employed as a fishing boat or a vessel vessel of less than 100 gross tons or more.
4. In the cases contemplated in the preceding three paragraphs, the term "30 days" specified in the provisions of arts. 2 to 7 respectively shall read "10 days".
5. Any report or application to be submitted in accordance with the provisions of paragraphs 1 to 3 inclusive shall be transmitted through the maritime bureau which has the jurisdiction over the location of the main office of those persons who are to submit it.

(Article 10 Translated)  
Article 11.

Any private person who has a vessel shall submit an annual report as prepared in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 4 to the Minister of Transportation: provided that this shall not apply to the cases contemplated in para. 2 or 3 of the preceding art. 10.

6. In case there are alterations and amendments in the matters to be described in the report referred to in the preceding paragraph, the person concerned shall submit a report stating to that effect to the Minister of Transportation within 30 days following the day when such alterations occurred.

裏面白紙

5. The method of submitting the report provided in the preceding two paragraphs shall be prescribed by the Minister of Transportation.

(Law of the Japanese Empire)

Article 21

Investigating the preceding two articles on error or a blank leaf shall apply to the following: (1) the provisions of the preceding two articles (Article 20) shall apply to the Ministry of Transportation (Law No. 3 of 1947) as long as such regulations do not exist.

Article 22

(Law of the Japanese Empire)  
(Minister of Party)

Article 23

By order of a civil vessel (except a vessel which is a common property as provided in Art. 3 of the National Property Law and is not permitted to be temporarily employed and is not listed) of 100 gross tons or more other than 1,000 tons or more required for any service prescribed in Art. 4, para. 1, or Art. 1, para. 1 or Art. 1, para. 2 and other than those vessels employed in accordance with the provisions of Art. 3 of Art. 1 shall apply the same vessel to the same order after (1) is completed if the vessel is employed at the date which will previously be decided by the Minister of Transportation that (1) shall not apply to any of the vessels which will be determined by the Minister of Transportation in a Ministry of Transportation notification.

裏面白紙

- 4. This shall apply to vessels, to which the provisions of art. 1 of the laws of the laws of the vessel concerned is mentioned in paragraph 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000.

(Charterparty Rules)

Article 14

Charterparty rules shall be decided by the Minister of Transportation upon consultation with the Home-Charterparty Rules Committee.

(Administrative System)

Article 15

Any person who has a right to be heard and conditions or rules decided by the Minister of Transportation in accordance with the provisions of Art. 13, para. 1, may lodge an administrative appeal against the decision in accordance with the provisions of the Administrative Appeal Law (Law No. 117 of 1957)

(Objections)

Article 16

If any person has objection to the decision made and the objection is in the form and conditions or rules referred to in Art. 13, para. 1, they shall be decided by the Director of Transportation at the request of both parties concerned.

裏面白紙

4. In the case contained in the preceding paragraph, the application shall be made by the Minister of Education or other official of the Government or other body, in so far as the charter rules are concerned.

[Provisions of the Charter Act]

Article 17

Any school which has been set up in accordance with the provisions of Art. 13, para. 1, shall not exceed the limit-stated party as the said school unless he has submitted an application as provided in conformity to the form prescribed in the annexed table No. 3 to the Minister of Education and obtained his approval or permission.

2. The Minister of Education may give approval or permission as provided for in the preceding paragraph only in cases where any school referred to in the preceding paragraph is employed exclusively for any of the services specified in Art. 2, para. 1 or Art. 4, para. 1, in cases where the said school is employed exclusively as a fishing boat by any private company or in cases where an approval is prescribed in Art. 3, para. 1 or a permission is prescribed in Art. 3, para. 1 concerning the said school has received approval that the Minister of Education shall not give his approval or permission as provided for in the preceding paragraph in case the permission of the Minister of Education is likely to occur or subject to the existence of same.

Article 18

[Provisions of the Charter Act]

(Continuation)

Article 19

The Minister of Education may give approval or permission as provided in the preceding paragraph in the Ministry of Education.

裏面白紙

2. The Committee shall investigate and deliberate on matters relating to the charterage rates referred to in Art. 13, Para. 1.
3. The Committee may make a recommendation concerning the terms and conditions of charterage as referred to in Art. 13, Para. 1 to the Minister of Transportation.

(Composite)

Article 19

The Committee shall be composed of 8 members.

(Committee Members)

Article 20

The following persons shall be appointed or nominated as members of the Committee by the Minister of Transportation.

1. The person who holds the position of the Director of Transportation Bureau, Economic Stabilization Board.
  2. The person who holds the position of the Director of 5th Division, Price Board.
  3. The person who holds the position of the Director of Budget Bureau, Ministry of Finance.
  4. The person who holds the position of the Director-General of General Maritime Bureau, Ministry of Transportation.
  5. The person who holds the position of the Chairman of Board.
  6. The representative of Japan Shipowners' Association, a corporate individual person.
  7. A person who represents the shipowners whose individual total tonnage does not exceed 5,000 gross tons.
  8. The person of good knowledge and experience in law or political economy.
2. In case where any of the positions referred to in Items 1 to 6, inclusive of the preceding paragraph is vacant, the Minister of Transportation may appoint or nominate a person who is discharging the duties of the vacant position as his member of the Committee.

裏面白紙



- 14 -

(Chairman)  
Article XI

The Committee shall have a chairman.

2. The chairman shall preside over all the sittings of the Committee and represent the Committee.

3. The chairman shall be elected by the voters prescribed in Art. I, Item 7 of the preceding art. 11.

4. In case the chairman is absent the officer of transcription shall substitute a proxy for the chairman from among the members.

(Terms of office of the member referred to in Art. II, Item 1, Items 7 and 8.)

Article XII

The term of office of the members referred to in Art. II, Item 1, Items 7 and 8 shall be one year; however, he may be re-elected.

(Members)

Article XIII

The Committee shall not hold a session and make a decision unless a certain number of members are present.

2. The voting of the Committee shall be decided by the majority of members present. In case of tie, it shall be decided by the chairman.

(Presidential Officer)

Article XIV

The administrative affairs of the Committee shall be managed by the General Executive Bureau, Ministry of Transportation.

裏面白紙

Article 16

Charter Party (continued)

(Charter Party, Lessee and Temporary Bailor of a Vessel)

Article 23

In so far as the bill of lading of the present Charter Party is concerned, in case of a covered vessel the ship's papers shall be deemed the bill of lading and in case of a vessel which is a common property as provided in art. 3 of the National Property Law has been temporarily employed or has been loaned, the temporary bailor or the lessee shall be deemed the shipowner. In such cases the provisions concerning the bill of lading shall apply to such persons and not to the original shipowner.

(Continued)

Article 27

Under the Charter Party, when it is necessary in the interest of the present Charter Party, the charter party shall be deemed to be subject to the order of the owner or the charterer of the vessel, or the charter party and to inspect books and documents and other objects.  
2. The completion of bills of lading and the receipt of goods is a condition of the charter party and shall be deemed to be a condition of the charter party and shall, when stated, also be a condition of the charter party.

裏面白紙

Article 3  
Penalties

Article 3:

Any person who falls under any of the following items shall be liable to penal servitude for not more than three years or a fine not exceeding ten thousand (10,000) yen.

- 1. If he has violated the provisions of art. 2, para. 1 (including the case of application made in compliance with art. 2, para. 2).
- 2. If he has violated the provisions of art. 13, para. 1, or para. 2.

Article 4:

Any person who falls under any of the following items shall be liable to penal servitude for not more than one year or a fine not exceeding ten thousand (10,000) yen.

- 1. If he has failed to submit a report in violation of the provisions of art. 4, para. 2, art. 6 (including the case of application made in compliance with art. 4, para. 3 and art. 6 as supplemented in art. 1, para. 2), or art. 7, para. 1 or 2 (including the case of application made in compliance with art. 7, para. 1 or 2 as supplemented in art. 1, para. 2), or has made a false report.
- 2. If he has refused, obstructed or avoided the official inspection of the Government officials as provided for in art. 11, para. 1.

Article 5:

Any person who has violated the provisions of any of the preceding two articles may be liable to penal servitude not exceeding three years or a fine not exceeding ten thousand (10,000) yen.

裏面白紙

Article 20

Any person who has failed to submit a report in contravention of the provisions of Art. 11, para. 1 or 2, or has made a false report shall be liable to a fine not exceeding five thousand (5,000) yen.

Article 31

If a representative of the juridical person or a proxy, employe or other worker of a juridical or natural person has violated the provisions of Art. 27, 28 or 29, with respect to the business or property of the said juridical or natural person, not only the violator himself but also the said juridical or natural person shall be liable to a fine as provided for in the respective articles.

ARTICLE 37 REVISED

The present Cabinet Order shall come into force after the lapse of 10 days from the day of its promulgation.

裏面白紙

REPORT OF THE INVESTIGATION OF THE

1. Name of vessel \_\_\_\_\_ Date of report \_\_\_\_\_  
2. Name of master \_\_\_\_\_  
3. Registrar's address and name (title) \_\_\_\_\_

In accordance with the provisions of Article 1, para. 1 of the  
Merchant Shipping Act, 1924, the Registrar of Shipping, in  
submitting a report on the following:

- 1. Name \_\_\_\_\_ 2. Official No. \_\_\_\_\_
- 3. Former name \_\_\_\_\_
- 4. Tonnage (state on slide and address) \_\_\_\_\_
- 5. Operated by (name or title and address) \_\_\_\_\_
- 6. Flag (government official vessel, non-government official vessel or  
floating boat) \_\_\_\_\_
- 7. Service \_\_\_\_\_
- 8. Construction (steel or wood) \_\_\_\_\_
- 9. Hull \_\_\_\_\_ 10. Hull letters \_\_\_\_\_
- 11. Length in ft. \_\_\_\_\_ 12. Net of register \_\_\_\_\_
- 13. Breadth in ft. \_\_\_\_\_ 14. Tonnage, net \_\_\_\_\_
- 15. Gross tonnage \_\_\_\_\_ 16. Tonnage of deck \_\_\_\_\_
- 17. Mast \_\_\_\_\_ 18. Mast, height \_\_\_\_\_
- 19. Mast, diameter \_\_\_\_\_ 20. Mast, diameter, top \_\_\_\_\_
- 21. Mast, diameter, base \_\_\_\_\_ 22. Mast, diameter, top \_\_\_\_\_
- 23. Mast, diameter, base \_\_\_\_\_ 24. Mast, diameter, top \_\_\_\_\_
- 25. Mast, diameter, base \_\_\_\_\_ 26. Mast, diameter, top \_\_\_\_\_

裏面白紙



- 5. 27. Maximum capacity, lat. v. \_\_\_\_\_ 28. \_\_\_\_\_
- 28. \_\_\_\_\_ 29. Total capacity, total \_\_\_\_\_
- 31. Total capacity, total \_\_\_\_\_
- 32. Capacity indicator \_\_\_\_\_
- 33. Cargo deep tanks, number and capacity \_\_\_\_\_
- 34. Cargo capacity (t.t. Tonnage only) \_\_\_\_\_
- 35. Number and size of lifeboats \_\_\_\_\_
- 36. Light displacement tons \_\_\_\_\_
- 37. Number and capacity of davit beams \_\_\_\_\_
- 38. Type winches \_\_\_\_\_
- 39. Number and capacity cargo pumps (tonnage only) \_\_\_\_\_
- 40. If tender fitted to carry two or more grades oil \_\_\_\_\_  
 If no, give details \_\_\_\_\_
- 41. Type engine \_\_\_\_\_ 42. Power of engine \_\_\_\_\_
- 43. Type boiler \_\_\_\_\_ 44. Draft h.p. \_\_\_\_\_
- 44. Number propellers \_\_\_\_\_ 45. Type fuel \_\_\_\_\_
- 47. Power capacity \_\_\_\_\_
- 48. Fuel consumption per day, sea \_\_\_\_\_  
 at \_\_\_\_\_ 49. Capacity, fresh water pump \_\_\_\_\_
- 50. Number and capacity, refrigerators (daily capacity) \_\_\_\_\_
- 51. General arrangements, drawings \_\_\_\_\_
- 52. Detailed engineering notes \_\_\_\_\_
- 53. Radio equipment, number and type, transmitter \_\_\_\_\_
- 54. Number and type, radio sets \_\_\_\_\_
- 55. If fitted with other special equipment, give details \_\_\_\_\_
- 56. If foreign built, give name manufacturer, date built \_\_\_\_\_
- 57. If assembled, give date built and qualifications \_\_\_\_\_
- 58. General systems and capabilities of ship \_\_\_\_\_

裏面白紙

- 3 -

59. If recalled, give last date and particulars \_\_\_\_\_

60. General remarks and results of trip \_\_\_\_\_

裏面白紙

1. Name of the vessel (including full name and number) \_\_\_\_\_

Date of report \_\_\_\_\_

To: \_\_\_\_\_, Minister of Transportation.

From: Applicant's address and name (title): \_\_\_\_\_

I, according with the provisions of Article 1, para. 1, of the Law concerning the Administration of Ship's Operation, as hereby amended, hereby certify as follows.

- 1. Name \_\_\_\_\_ 2. Tonnage \_\_\_\_\_
- 3. Former name \_\_\_\_\_
- 4. Owned by (name, title and address) \_\_\_\_\_
- 5. Operated by ( " " ) \_\_\_\_\_
- 6. Kind (Government owned vessel, management vessel or fishing boat) \_\_\_\_\_
- 7. Construction (steel or wood) \_\_\_\_\_
- 8. Type \_\_\_\_\_ 9. Hull letters \_\_\_\_\_
- 10. Registry no. \_\_\_\_\_ 11. Port of registry \_\_\_\_\_
- 12. Service in which vessel is being employed \_\_\_\_\_

13. Copies for which vessel is intended with the permission or approval of the Minister of Transportation \_\_\_\_\_

- 14. Length \_\_\_\_\_ 15. Beam \_\_\_\_\_
- 16. Depth \_\_\_\_\_ 17. Number of decks \_\_\_\_\_
- 18. Engine, Gross \_\_\_\_\_ 19. Horsepower, Ind \_\_\_\_\_
- 20. GRT \_\_\_\_\_ 21. Speed, knots \_\_\_\_\_
- 22. Speed, Max \_\_\_\_\_ 23. Draft, Loaded \_\_\_\_\_
- 24. Draft, Light \_\_\_\_\_ 25. Construction, Year \_\_\_\_\_
- 26. Built, Year \_\_\_\_\_ 27. Built, Location \_\_\_\_\_
- 28. Built, By \_\_\_\_\_ 29. Builder's No. \_\_\_\_\_

裏面白紙

36. Indicated capacity, lbs. \_\_\_\_\_ and \_\_\_\_\_  
 and \_\_\_\_\_ 37. Cable capacity, lbs. \_\_\_\_\_
38. Cabin capacity, lbs. \_\_\_\_\_
39. Capacity refrigerator \_\_\_\_\_
40. Water supply tank, number and capacity \_\_\_\_\_
41. Water disposal tank. (Number only) \_\_\_\_\_
42. Number and size of latrine \_\_\_\_\_
43. Light displacement tons \_\_\_\_\_
44. Number and capacity of derrick beam \_\_\_\_\_
45. Type derrick \_\_\_\_\_
46. Number and capacity of derrick beam \_\_\_\_\_
47. Type derrick \_\_\_\_\_
48. Number and capacity of derrick beam \_\_\_\_\_
49. If tanker fitted to carry 100 or more gallons oil \_\_\_\_\_  
 If so, give details \_\_\_\_\_
50. Type engine \_\_\_\_\_ 51. Make of engine \_\_\_\_\_
52. Type boiler \_\_\_\_\_ 53. Make B.F. \_\_\_\_\_
54. Number propellers \_\_\_\_\_ 55. Type fuel \_\_\_\_\_
56. Tanker capacity \_\_\_\_\_
57. Tanker consumption per day, tons \_\_\_\_\_ 1917 \_\_\_\_\_
58. Capacity, fresh water tank \_\_\_\_\_
59. Number and capacity, evaporators (daily capacity) \_\_\_\_\_
60. Normal endurance, hours \_\_\_\_\_
61. Normal endurance water \_\_\_\_\_
62. Radio equipment, make and type, transmitter \_\_\_\_\_
63. Make and type, receiver \_\_\_\_\_
64. If fitted with other special equipment, give details \_\_\_\_\_
65. If fitted with other special equipment, give details \_\_\_\_\_
66. If fitted with other special equipment, give details \_\_\_\_\_
67. If fitted with other special equipment, give details \_\_\_\_\_

裏面白紙

REPORT OF INSPECTION

Date of report \_\_\_\_\_

To: \_\_\_\_\_, Minister of Transportation.

From: Reporter's address and name (title) \_\_\_\_\_

In accordance with the provisions of Article \_\_\_\_\_, para. \_\_\_\_\_, of the  
Sailor Order pertaining to Administration over Ship's Operation, we  
hereby submit a report as follows.

1. Name \_\_\_\_\_ 2. Ship No. \_\_\_\_\_
3. Former names \_\_\_\_\_
4. Owned by (name or title and address) \_\_\_\_\_
5. Operated by (name or title and address) \_\_\_\_\_
6. Kind (Government special vessel, non-Government special vessel or fishing boat) \_\_\_\_\_
7. Construction (steel or wood) \_\_\_\_\_
8. Type \_\_\_\_\_ 9. Hull letters \_\_\_\_\_
10. Registry No. \_\_\_\_\_ 11. Port of registry \_\_\_\_\_
12. Unusual matters and date, if any \_\_\_\_\_  
(a) Change in structure or equipment, if any (give details and date) \_\_\_\_\_
- (b) Change in the way of operation (including suspension or discontinuance of service), if any (give details and date) \_\_\_\_\_
- (c) Transfer, lease or mortgage, if any (give details and date) \_\_\_\_\_
13. General remarks and conclusion (if any) \_\_\_\_\_

裏面白紙



REPORT OF THE INSPECTOR OF CUSTOMS ON THE (NAME OF SHIP)

Date of report \_\_\_\_\_

To : \_\_\_\_\_, Director of Investigation.

From : Reporter's Address and Name (Title). \_\_\_\_\_

In accordance with the provisions of Article \_\_\_\_\_ of the Customs Order pertaining to Administration over Ship's Operations, we hereby submit a report as follows.

1. Name \_\_\_\_\_ 2. Former name \_\_\_\_\_
3. Owned by (name or title and address) \_\_\_\_\_
4. Operated by (name or title and address) \_\_\_\_\_
5. Kind (steamer or sailing vessel) \_\_\_\_\_
6. Service \_\_\_\_\_ 7. Mail letters \_\_\_\_\_
8. Registry No. \_\_\_\_\_ 9. Sort of registry \_\_\_\_\_
10. Length \_\_\_\_\_ 11. Tonnage \_\_\_\_\_
12. Number of decks \_\_\_\_\_ 13. Tonnage, Gross \_\_\_\_\_
14. \_\_\_\_\_ 15. Speed, cruising \_\_\_\_\_
16. Speed, max \_\_\_\_\_ 17. Draft, loaded \_\_\_\_\_
18. Draft, light \_\_\_\_\_ 19. Launched, year \_\_\_\_\_
20. Built, year \_\_\_\_\_ 21. Built, location \_\_\_\_\_
22. Number of \_\_\_\_\_ 23. Machinery capacity \_\_\_\_\_
24. Cubic capacity, bulk \_\_\_\_\_ 25. Cubic capacity, total \_\_\_\_\_
26. Capacity, refrigerator \_\_\_\_\_
27. Mast and size of masts \_\_\_\_\_
28. Number and capacity of barrels \_\_\_\_\_
29. Type engine \_\_\_\_\_ 30. Type boiler \_\_\_\_\_
31. Draft, ft. \_\_\_\_\_ 32. Number of pillars \_\_\_\_\_
33. Type fuel \_\_\_\_\_ 34. Boiler capacity \_\_\_\_\_
35. Number of stowage (per hour) \_\_\_\_\_
36. General remarks and condition of ship \_\_\_\_\_

裏面白紙

INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SUPPRESSION OF SMUGGLING OF OPIUM

Date of report \_\_\_\_\_

To: \_\_\_\_\_, Director of Registration.

From: Reporter's address and name (title), \_\_\_\_\_

In accordance with the provisions of Article \_\_\_\_\_ of the Convention relating to administration over ship's registration, to hereby submit a report as follows.

- 1. Name \_\_\_\_\_
- 2. "Used by (name or title and address) \_\_\_\_\_
- 3. Kind (steamer or sailing vessel) \_\_\_\_\_
- 4. Service \_\_\_\_\_ 5. Construction (steel or wood) \_\_\_\_\_
- 6. Call letters \_\_\_\_\_ 7. Registry No. \_\_\_\_\_
- 8. Port of registry \_\_\_\_\_ 9. Tonnage \_\_\_\_\_
- 10. Tonnage Gross \_\_\_\_\_ 11. HT \_\_\_\_\_
- 12. Speed, km \_\_\_\_\_ 13. Landed, Tons \_\_\_\_\_
- 14. Built, location \_\_\_\_\_
- 15. Number year \_\_\_\_\_ 16. Type engine \_\_\_\_\_
- 17. Make or engine \_\_\_\_\_ 18. Type fuel \_\_\_\_\_
- 19. General remarks and condition of ship \_\_\_\_\_

裏面白紙

Form No. 5

APPLICATION FOR PERMITS TO TRANSPORT FOR PURPOSES OF

TRADE AND COMMERCE

Date of report \_\_\_\_\_

To: \_\_\_\_\_, Minister of Transportation.

From: Applicant's address and name (title). \_\_\_\_\_

In accordance with the provisions of Article 17, para. 1 of the Cabinet Order pertaining to administration over ship's operation, we hereby submit an application as follows.

- A. (1) Name \_\_\_\_\_ (2) No. of ship \_\_\_\_\_
- (3) Owner name \_\_\_\_\_
- (4) Tonnage by (name or title and address) \_\_\_\_\_
- (5) Operated by (name or title and address) \_\_\_\_\_
- (6) Type \_\_\_\_\_ (7) Mail letters \_\_\_\_\_
- (8) Registry No. \_\_\_\_\_ (9) Port of registry \_\_\_\_\_
- (10) Date when leased to JMSB, and state of employing the vessel since then up to now \_\_\_\_\_
- (11) Service for which the vessel is intended \_\_\_\_\_
- (12) Reasons why allowing transportation of cargo is necessary with such details \_\_\_\_\_
- (13) Date when the approval under Article 3, para. 1 or the permission under Article 5, para. 1 was granted \_\_\_\_\_

裏面白紙

- (14) weight \_\_\_\_\_ (15) tons \_\_\_\_\_ (16) length \_\_\_\_\_
- (17) number of decks \_\_\_\_\_ (18) tonnage, gross \_\_\_\_\_
- (19) tonnage, net \_\_\_\_\_ (20) GRT \_\_\_\_\_
- (21) speed, existing \_\_\_\_\_ (22) speed max \_\_\_\_\_
- (23) draft, loaded \_\_\_\_\_ (24) draft, light \_\_\_\_\_
- (25) draft, loaded, year \_\_\_\_\_ (26) draft, year \_\_\_\_\_
- (27) draft, location \_\_\_\_\_ (28) draft, ft \_\_\_\_\_
- (29) number crew \_\_\_\_\_
- (30) passenger capacity, 1st / \_\_\_\_\_ and \_\_\_\_\_ 3rd \_\_\_\_\_
- (31) cubic capacity, bulk \_\_\_\_\_ (32) cubic capacity, misc \_\_\_\_\_
- (33) capacity refrigerator \_\_\_\_\_
- (34) number and capacity of deck deck tanks \_\_\_\_\_
- (35) capacity cargo tanks (numbers only) \_\_\_\_\_
- (36) number and size of hatches \_\_\_\_\_
- (37) draft displacement tons \_\_\_\_\_
- (38) number and capacity oferrick tanks \_\_\_\_\_
- (39) type winches \_\_\_\_\_
- (40) number and capacity cargo pumps \_\_\_\_\_
- (41) If fitted to raise the or more plates of oil (figures only) \_\_\_\_\_

裏面白紙

- D. (43) Type engine \_\_\_\_\_ (43) Make of engine \_\_\_\_\_  
 (44) Type boiler \_\_\_\_\_ (44) Make B.P. \_\_\_\_\_  
 (46) Gunter propellers \_\_\_\_\_ (47) Type fuel \_\_\_\_\_  
 (48) Gunter capacity \_\_\_\_\_  
 (49) Gunter consumption per hp, see \_\_\_\_\_  
 (50) Capacity, fresh water tank \_\_\_\_\_  
 (51) Gunter and capacity, evaporators (daily capacity) \_\_\_\_\_  
 (52) Gunter exhaust, layout \_\_\_\_\_  
 (53) Gunter exhaust, water \_\_\_\_\_  
 (54) Gunter equipment, number and type, transmitters \_\_\_\_\_  
 (55) Gunter and type receivers \_\_\_\_\_  
 E. (56) If fitted with other special equipment, give details \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 (57) If foreign built, how was performance acquired, give details \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 (58) If re-ordered, give date and particulars \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 (59) General remarks and condition of ship \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

裏面白紙



Minister of Agriculture and Forestry  
KATO Kiseo  
Minister of Transportation  
KAWA Dzeki  
Prime Minister  
TAKEDA Shigeyuki

裏  
面  
白  
紙

船舶運航管理令

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件（昭和二十  
年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一章 期間より、船隻の締結を要しない船舶

第一節 総トン数百トン以上の鋼製船舶等

（船舶の定義）

第一條 この節において「船舶」とは、総トン数百トン（総トン数の定  
のない船については長さ二十五メートル）以上の鋼製の船、撈揚力十  
五トン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

（國又は地方公共團體が船舶を使用する場合）

第二條 國又は地方公共團體は、左の各号の一に掲げる用途に過する稱  
造又は修繕を有し、且つ、その所有に屬する船舶については、もつぱ  
ら当該用途にみずから使用するときに限り、これを使用することがで

きる。但し、運輸大臣が海運促進のため船舶を指定した船舶につい  
ては、船舶運管会がその運航を規制するものとする。

- 一 漁業取締用
- 二 漁業調査用
- 三 漁業講習用
- 四 ケーブル敷設用
- 五 氣象観測用
- 六 航海講習用
- 七 汚物処理用
- 八 引船用
- 九 救難用
- 十 いんせつ用
- 十一 砕氷用
- 十二 海上保安艦用

- 十三 鉄道連絡船舶
- 十四 官外局監視船舶
- 十五 起重機船舶
- 十六 パーチ用

と 前項の場合において或又は地方公共団体の当該船舶は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を作成し、大佐に提出しなければならない。

三 第一項の規定にかかわらず、国有財産法（昭和二十二年法律第七十三号）第三條に規定する普通財産である船舶については、一時使用の許可を受けたもの又は貸付を受けたものを除いては、これを使用することができない。

三 第三條 或又は地方公共団体が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用しようとするときは

当該船舶は、第二号様式による申請書を提出して運輸大臣の承認を受けなければならない。

二 或又は地方公共団体が、この政令施行の際現に前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用してゐるとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用してゐるときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に当該船舶が前項の申請書を提出した場合は、その申請に對する承認又は不承認の決定の通知を受けざるまでの期間についても同様である。

（私人が船舶を使用する場合）

四 或又は地方公共団体以外の者（以下私人という。）は、左の各号の一に掲げる用途に使用する船舶又は設備を有し、且つ、その所有に關する船舶については、もつばら当該用途にみずから使用するときには、これを使用することができぬ。

- 一 ケーブル敷設用
  - 二 救難用
  - 三 引船用
  - 四 いんせつ用
  - 五 汚物処理用
  - 六 ちりすて用
  - 七 パーチ用
  - 八 旅客運送用（運輸大臣が告示で定める範囲のものに限る。）
  - 九 船舶修理工作用
  - 十 起車修船用
  - 十一 岸ドック用
- 前項の場合においては、その者は当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式に基く報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

第五條 私人が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、第二号様式による申請書を提出して、運輸大臣の許可を受けなければならない。

私人が、この政令施行の際既に前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しているとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に前項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

（変更の報告）

第六條 第二條第一項若しくは第四條第一項の規定により使用する船舶又

第三條第一項若しくは第五條第一項の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡（期間より船を含む。以下同じ。）若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号 様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

（私人が船舶を漁船として使用する場合）

第七條 私人は、漁船である船舶については、その所有に属するもの又は借受（期間より船を含む。）をしたものをもつばら漁船としてみずから使用するときに限り、これを使用することができる。

2 前項の場合においてその者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号 様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の船舶の譲渡、貸渡若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日

以内に、第三号 様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

4 前二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

（経過規定）

第八條 第二條第二項、第四條第二項又は前條第二項の規定の適用に関し、船舶がこの政令施行の際既に当該用途に使用されている場合に於ては、当該船舶の使用を開始した日とあるのは、この政令施行の日とする。

第二節 木製船舶及び総トン数百トン未満の鋼製船舶等

（船舶の定義）

第九條 この節において「船舶」とは、総トン数五トン以上の木製船舶、総トン数五トン以上百トン未満の鋼製船舶及び拖揚力十五トン未満の起碇機をいう。

（準用規定）



第十條 又は地方公共団体が、船舶を使用するときは、第二條、第三條、第六條及び第八條の規定を準用する。この場合においては、第二條第一項第十六号の次に次の四号を加えて読むものとする。

十七 税関監視船舶用

十八 水上警察用

十九 海運局雑役用

二十 ちりすて用

2 私人が、船舶を漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用するときには、第四條から第六條まで及び第八條の規定を準用する。

3 私人が、総トン数百トン以上の木製船舶を漁船として使用するときには、第七條及び第八條の規定を準用する。  
前三項の場合においては、第二條から第七條までの規定中「三十日」とあるのは「六十日」と読み替えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定による報告書又は申請書の提出は、これを提出すべき者の主たる事務所所在地を管轄する海運局を経由しなければならない。

(船舶の報告)

第十一條 船舶を所有する私人は、毎年、第四号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。但し、前條第二項又第三項に規定する場合は、この限りでない。

前項の報告書の記載事項に変更があつたときは、その事由が発生した日から六十日以内に、その旨を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

前二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

(前項に於ける除外規定)

第十二條 漁船登録規則（昭和二十二年農林省令第五号）が效力を有する間は、漁船である船舶の報告については、前二條の規定を適用せず。漁船登録規則により報告書を提出するものとする。

第二章 期間より船契約の締結を要する船舶

(期間より船契約)

第十三條 総トン数百トン以上の鋼製船舶（固有財産法第三條に規定する普通財産であつて一時使用を許可してないもの又は貸付をしていないものを除く。）でもつばら第二條第一項、第四條第一項又は第七條第一項に掲げる用途に使用する船舶並びに第三條又は第五條の規定による承認又は許可を受けて使用する船舶以外の船舶の所有者は、あらかじめ運輸大臣が定める期日においてその定める条件及びより船料により、船舶運営會に對し、当該船舶を期間より船の形式で貸し渡さなければならぬ。但し、運輸大臣が船名を指定して告示した船舶はこの限りでない。

- 2 船舶運営會は、前項の規定による貸渡の申込があつたときは、その船舶を借り受けなければならぬ。
- 3 第一項の規定により船舶を船舶運営會に貸し渡す場合においては、

汽船の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）第二條の規定を適用しない。

4 運輸大臣は、第一項の規定により船舶運営會に貸し渡さなければならぬ船舶の所有者に對し、同項の期日並びに条件及びより船料をその期日の十日前までに通知しなければならぬ。

(より船料)

第十四條 前條第一項に規定するより船料については、運輸大臣は、期間より船料審議會の議を経て定めなければならぬ。

(訴訟)

第十五條 第十三條第一項の規定により運輸大臣が定める条件又はより船料に不服がある者は、訴訟をすることが出来る。

(裁定)

第十六條 第十三條第一項の規定による貸渡の条件又はより船料に關し、船舶運営會と船舶所有者との間に紛争が生じたときは、当事者双方の申出により運輸大臣が裁定する。

2 運輸大臣は、前項の裁定をする場合において、より船料に關しては、期間より、船料審議會の議を経て行なはなければならない。

【期間より、船契約の解除】

第十七條 第十三條第一項の規定により、船舶運管會に貸渡をしてゐる船舶の所有者は、第五号條、式により申請書を運輸大臣に提出してその承認又は許可を受けなければ、当該船舶に關する期間より、船契約を解除することができない。

2 運輸大臣は、前項の船舶がもつばら第二條第一項若しくは第四條第一項に掲げる用途に使用される場合、私人が前項の船舶をもつばら漁船として使用する場合又は前項の船舶について第三條第一項の承認若しくは第五條第一項の許可があつた場合に限り、前項の承認又は許可をすべしとが下す。但し、当該船舶に關する期間より、船契約が解除されることによつて船舶運管會の事業に支障を生ずる虞がある場合には、運輸大臣は、前項の承認又は許可をせずしてはならない。

第三章 期間より、船料審議會

（設置）

十八條 運輸省に、期間より、船料審議會（以下審議會とす。）を置く。

2 審議會は、第十三條第一項の規定するより、船料に關する事項を調査審議する。

3 審議會は、第十三條第一項の規定する條件について、運輸大臣に意見を具申すことができる。

（組織）

十九條 審議會は、委員八人で組織する。

（委員）

二十條 審議會の委員は、左に掲げる者につき、運輸大臣が任命し、又は委嘱する。

- 一 經濟安定本部運輸局長の職にある者
- 二 物價廳第五部長の職にある者

- 三 大蔵省主計局長の職にある者
  - 四 運輸省海運總局長官の職にある者
  - 五 船舶迎會会理事長の職にある者
  - 六 社團法人日本船主協会の会長の職にある者
  - 七 所有船舶の総トン数を加算した数が五千トンをこえない船舶所有者を代表すると認められる者
  - 八 法律又は経済に関する学識経験のある者
- 前項第一号から第六号までに掲げる者のうち欠けた者があつた場合には、運輸大臣はその者に代つてその事務を行つていゝ者を委員に任命又は委嘱することができん。

(会長)

- 第二十一條 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、審議会の業務を総理し、審議会を代表す。
- 3 会長は、前條第一項第八号に掲げる者につき委嘱した委員をもつて充てんす。

- 4 会長に事故があつたときは、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指名す。

(委員の任期)

- 第二十二條 第二十条第一項第七号及び第八号に掲げる者につき委嘱した委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

(議事)

- 第二十三條 審議会は、その委員六人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決すところによん。

(庶務)

- 第二十四條 審議会の庶務は、運輸省海運總局において処理す。

第四章 雜則

- (船舶共有及び一時使用等)



第二十五條 この政令の適用については、船舶共有の場合においては船舶管理人を、國有財産法第三條に規定する普通財産である船舶を一時使用させた場合又は貸し付けた場合においては一時使用を許可された者又は貸付を受けた者その船舶の所有者とみなし、これらの場合においては、その者にのみ船舶所有者に關する規定を適用する。

（立入検査）

第二十六條 運輸大臣は、この政令を施行するため必要があるときは、当該官吏に船舶所有者若しくは船舶所有者の事務所又は船舶に立ち入り、簿籍書類その他の物件を検査させることができる。

2 当該官吏が前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第五章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以

下の罰金に処する。

一 第五條第一項（第十條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一 第四條第二項、第六條（これらの規定を第十條第二項において準用する場合を含む。）又は第七條第二項若しくは第三項（第十條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告書を提出せず又は虚偽の報告書を提出した者

二 第二十六條第一項の規定に基づく当該官吏の立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第二十九條 前二條の罪を犯した者には、情狀により懲役及び罰金を併科することできる。



裏面白紙

第三十條 第十一條第一項又は第二項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、五千円以下の罰金に処す。  
第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十七條、第二十八條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科す。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行す。

第一号様式

船舶明細報告書

A	(1) 船名	(2) スカジヤフ番号	(3) 旧船名
	(4) 所有者の住所氏名 (名称)		
	(5) 使用者の住所氏名 (名称)		
	(6) 船舶の種類 (官公器特殊船、私人特殊船、漁船の別)		
	(7) 用途	(8) 船質 (鋼製、木製の別)	
	(9) 船型	(10) 信号符号	
	(11) 船舶番号	(12) 船籍港	
B	(13) 船の長さ	(14) 船の幅	(15) 船の深さ
	(16) 甲板層の数	(17) 総トン数	(18) 純トン数
	(19) 重畳トン数	(20) 最高速度	(21) 最高速度
	(22) 搭載きつ水	(23) 軸きつ水	(24) 進水年月
	(25) しゅうん工年月	(26) 建造場所	(27) 造船所名
	(28) 乗組員定員		
C	(29) 旅客定員	一等名	二等名
	(30) 容積トン数 (ばら)	(31) 容積トン数 (包装)	
	(32) 貨物用冷蔵庫の容積	(33) カーゴ、テアプ、タンクの量及び容積	
	(34) 貨物用タンクの容積 (タンカーの場合)	(35) ハッチの数及び大きさ	(36) 船排水トン数
	(37) デリツクブームの数及び力	(38) ウィンチの総重	
	(39) 貨物ポンプの数及び力 (タンカーの場合)		
	(40) 二種以上の液体貨物を送る設備の有無 (タンカーの場合)		
D	(41) 機関の種類及び型式	(42) 機関の製作者	
	(43) ボイラーの種類及び型式	(44) 軸馬力	(45) 推進器の数
	(46) 燃料の種類	(47) 燃料庫の容積	
	(48) 燃料の消費量 (一日当り)	航行中	てい泊中
	(49) 養かん水容積	(50) 蒸化器の数及び蒸化能力 (一日当り)	
	(51) 燃料による航行距離	(52) 養かん水による航行時間	

- (53) 送信機の数及び型式
- (54) 受信機の数及び型式
- (55) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細
- (56) 外國で建造された船舶であるときはその取得方法
- (57) 最後の改造年月及び改造要目
- (58) 船舶の現状

上記の通り船舶運航管理令第 條第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

大臣

殿

印

裏面白紙

第二号様式

船舶使用許可（承認）申請書

A (1)船名 \_\_\_\_\_ (2)スカジャツブ番号 \_\_\_\_\_ (6)旧船名 \_\_\_\_\_

(4)所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(5)使用者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(6)船舶の種類(官公署特設船・私人特設船・漁船・貨物船の別) \_\_\_\_\_

(7)船質(鋼製・木製の別) \_\_\_\_\_

(8)船型 \_\_\_\_\_ (9)信号符号 \_\_\_\_\_

(10)船舶番号 \_\_\_\_\_ (11)船籍港 \_\_\_\_\_

(12)現在使用中の用途 \_\_\_\_\_

(13)運輸大臣の許可又は承認を受けて使用しようとする用途 \_\_\_\_\_

B (14)船の長さ \_\_\_\_\_ (15)船の幅 \_\_\_\_\_ (16)船の深さ \_\_\_\_\_

(17)甲板層の数 \_\_\_\_\_ (18)総トン数 \_\_\_\_\_ (19)総トン数 \_\_\_\_\_

(20)重量トン数 \_\_\_\_\_ (21)航速力 \_\_\_\_\_ (22)最高速度 \_\_\_\_\_

(23)満載きつ水 \_\_\_\_\_ (24)懸きつ水 \_\_\_\_\_ (25)進水年月 \_\_\_\_\_

(26)しゆん工年月 \_\_\_\_\_ (27)建造場所 \_\_\_\_\_ (28)造船所名 \_\_\_\_\_

(29)乗組員定員 \_\_\_\_\_

C (30)旅客定員 一等 名・二等 名・三等 名 \_\_\_\_\_

(31)容積トン数(ばら) \_\_\_\_\_ (32)容積トン数(袋装) \_\_\_\_\_ (33)貨物用格納庫の容積 \_\_\_\_\_

(34)カーゴ・ライフトラックの数及び容量 \_\_\_\_\_ (35)貨物用エレベーターの数及び容量 \_\_\_\_\_

(36)ハッチの数及び大きさ \_\_\_\_\_ (37)エレベーターの数 \_\_\_\_\_

(38)アトリック・プームの数及び力量 \_\_\_\_\_ (39)ウインチの種類 \_\_\_\_\_

(40)貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合) \_\_\_\_\_

(41)二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合) \_\_\_\_\_

D (42)機関の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (43)機関の製作者 \_\_\_\_\_

(44)ボイラーの種類及び型式 \_\_\_\_\_ (45)軸馬力 \_\_\_\_\_

(46)推進器の数 \_\_\_\_\_ (47)燃料の種類 \_\_\_\_\_

(48)燃料庫の容積 \_\_\_\_\_ (49)燃料消費量(一日当り) 航海中 \_\_\_\_\_

てい泊中 \_\_\_\_\_ (50)蒸かん水容量 \_\_\_\_\_ (51)蒸化品の数及び蒸化能力(一日当り) \_\_\_\_\_

(52)蒸かん水による航続時間 \_\_\_\_\_ (53)蒸かん水による航続時間 \_\_\_\_\_

- (54) 送信機の数及び型式 \_\_\_\_\_ (55) 受信機の数及び型式 \_\_\_\_\_
- (56) その他特殊の構造及び設備が参るとときはその詳細 \_\_\_\_\_
- (57) 外国で建造された船舶であるときはその取得方法 \_\_\_\_\_
- (58) 最後の改修年月及び改修項目 \_\_\_\_\_
- (59) 船舶の現状 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第 \_\_\_\_\_ 條第 \_\_\_\_\_ 項の規定により申請する。

昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者(氏名(名称)) \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

逓 輸 大 臣

殿

裏面白紙



第三号様式

船舶に因する変更の報告書

(1)船名 \_\_\_\_\_ (2)スカジャツブ番号 \_\_\_\_\_ (3)旧船名 \_\_\_\_\_

(4)所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(5)使用者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(6)船舶の種類(官公署特殊船、私人特殊船、雑船、貨物船の別) \_\_\_\_\_

(7)船質(鋼製、木製の別) \_\_\_\_\_

(8)船型 \_\_\_\_\_ (9)信号符号 \_\_\_\_\_

(10)船舶番号 \_\_\_\_\_ (11)船籍港 \_\_\_\_\_

(12)変更がなつた事項及び変更があつた年月日 \_\_\_\_\_  
 (イ)構造又は設備を変更したときはその詳細及びその年月日 \_\_\_\_\_  
 (ロ)使用方法(用途の変更又は使用の休止若しくは既止の場合を含む)を変更したときはその詳細及び年月日 \_\_\_\_\_

(13)船舶の現状 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶管理令第 條第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称) \_\_\_\_\_ 印

大 出 殿

裏面白紙

船舶検査(その一) 百トン以上木船明細報告書

(1) 船名	(2) 船名
(3) 所有者の住所氏名 (名称)	
(4) 船主の住所氏名 (名称)	
(5) 船の種類 (汽船、帆船の別)	(6) 用途
(7) 船身符号	(8) 船舶番号
(9) 船輪港	
(10) 船の長さ	(11) 船の幅
(12) 中板廣の數	(13) 総トン數
(14) 最高速度	(15) 航海速度
(16) 最高速度	(17) 満載きつ水
(18) 満載きつ水	(19) 進水年月
(20) しゆん工年月	(21) 建造場所
(22) 乗組員定員	
(23) 旅客定員	(24) 容積トン數 (ばら)
(25) 容積トン數 (包装)	(25) 貨物用冷蔵庫の容積
(27) ハツチの長さ及び高さ	(28) デリツク、プームの數及び力量
(29) 機関の種類	(30) ボイラーの種類
(31) 船尾刀	(32) 推進器の數
(33) 燃料の種類	(34) 燃料庫の容積
(35) 機関の消費量(一時間當り)	
(36) 船舶の現狀	

上記の通り船舶運航管理令第一條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名 (名称)

印

検査官

殿

裏面白紙

船隻登録簿 (その二) 百トン未満船舶明細報告書

- (1) 船名 \_\_\_\_\_
- (2) 所有者の姓所氏名(名譽) \_\_\_\_\_
- (3) 船舶の種類(汽船、帆船の別) \_\_\_\_\_ (4) 用途 \_\_\_\_\_
- (5) 船質(鋼製、木製の別) \_\_\_\_\_ (6) 信与符字 \_\_\_\_\_
- (7) 船舶符号 \_\_\_\_\_ (8) 船籍港 \_\_\_\_\_
- (9) 船の長さ \_\_\_\_\_ (10) 総トン数 \_\_\_\_\_
- (11) 推進トン数 \_\_\_\_\_ (12) 最高速力 \_\_\_\_\_
- (13) 建造年月 \_\_\_\_\_ (14) 建造場所 \_\_\_\_\_
- (15) 乗組員定員 \_\_\_\_\_ (16) 機関の種類 \_\_\_\_\_
- (17) 機関の製作者 \_\_\_\_\_ (18) 燃料の種類 \_\_\_\_\_
- (19) 船舶の現状 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶選航管理令第十一條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名譽) \_\_\_\_\_ 印

逓達大臣

殿

裏面白紙

第五号様式 期間より船契約解除許可(承認)申請書

A (1)船名 \_\_\_\_\_ (2)スカジャンブ番号 \_\_\_\_\_ (8)旧船名 \_\_\_\_\_  
 (4)所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_  
 (5)使用者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_  
 (6)船型 \_\_\_\_\_ (7)信号符字 \_\_\_\_\_  
 (9)船籍番号 \_\_\_\_\_ (10)船籍港 \_\_\_\_\_  
 (11)船舶運賃に貨渡をした年月日及び貨渡後現在までの使用状況 \_\_\_\_\_  
 (12)使用しようとする用途 \_\_\_\_\_  
 (13)船舶運賃会に対する期間より船契約の解除を必要とする理由につきその詳細 \_\_\_\_\_  
 (14)第三條第一項の承認又は第五條第一項の許可を申請したときはその年月日 \_\_\_\_\_

B (1)船の長さ \_\_\_\_\_ (2)船の幅 \_\_\_\_\_ (3)船の深さ \_\_\_\_\_  
 (4)甲板の枚数 \_\_\_\_\_ (5)主トン数 \_\_\_\_\_ (6)総トン数 \_\_\_\_\_  
 (7)主トン数 \_\_\_\_\_ (8)元馬力 \_\_\_\_\_ (9)最高馬力 \_\_\_\_\_  
 (10)機関の種別 \_\_\_\_\_ (11)機関の出力 \_\_\_\_\_ (12)進水年月 \_\_\_\_\_  
 (13)しゅん工年月 \_\_\_\_\_ (14)建造場所 \_\_\_\_\_ (15)造船所名 \_\_\_\_\_  
 (16)乗組員定員 \_\_\_\_\_

C (1)旅客定員 一等 \_\_\_\_\_ 名 二等 \_\_\_\_\_ 名 三等 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_  
 (2)容積トン数(ばら) \_\_\_\_\_ (3)積積トン数(包装) \_\_\_\_\_ (4)貨物用冷動車の種類 \_\_\_\_\_  
 (5)カーゴランプの枚数及び容量 \_\_\_\_\_ (6)カーゴランプの容量(タンカーの場合) \_\_\_\_\_  
 (7)ハッチの枚数及び大きさ \_\_\_\_\_ (8)艀排水トン数 \_\_\_\_\_  
 (9)デリクシステムの枚数及び出力 \_\_\_\_\_ (10)クレーンの種類 \_\_\_\_\_  
 (11)貨物用吊钩の枚数及び出力(タンカーの場合) \_\_\_\_\_  
 (12)二以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合) \_\_\_\_\_  
 (13)機関の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (14)機関の製作者 \_\_\_\_\_  
 (15)ボイラーの種類及び型式 \_\_\_\_\_ (16)軸馬力 \_\_\_\_\_

① 推進器の数 \_\_\_\_\_ ② 燃料の種類 \_\_\_\_\_ ③ 燃料庫の容積 \_\_\_\_\_  
 ④ 燃料消費量(一日当り) \_\_\_\_\_ 航 海 中 \_\_\_\_\_ てい泊中 \_\_\_\_\_  
 ⑤ 養かん水容量 \_\_\_\_\_ ⑥ 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り) \_\_\_\_\_  
 ⑦ 燃料による航路距離 \_\_\_\_\_ ⑧ 養かん水による航路時間 \_\_\_\_\_  
 ⑨ 送信機の数及び型式 \_\_\_\_\_ ⑩ 受信機の数及び型式 \_\_\_\_\_  
 ⑪ その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細 \_\_\_\_\_  
 ⑫ 外國で建造された船舶であるときはその取得方法 \_\_\_\_\_  
 ⑬ 船後の改造年月及び改造要目 \_\_\_\_\_  
 ⑭ 船舶の現状 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第十七條第一項の規定により申請する。  
 昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 申請者住所氏名(名称) \_\_\_\_\_ 印  
 逓 輸 大 臣 \_\_\_\_\_ 殿

裏面白紙



理由

連合艦隊最高司令官の指令により、船舶の運航管理方式を変更す  
必要があるからである。

裏面白紙

船舶運輸管理令解説表

大分類	所有関係	船種、船型	運輸管理	政令条文	報告申請書式	経由官庁
(I) 帰還輸送船	政府所有船	スベテノ船	C、M、M、C、統制運輸	船名告示 二條假書	報告事項十三	/
	民間所有船	スベテノ船	國家使用継続(裸用船)	船名告示 一三條假書	報告事項十三	/
(II) 政府將發使用船 (船及八地方公共団体)	政府所有船	100トン以上ノ鋼船	自由運輸..... 第二條ノ用途(注)	第二條、第六條、第八條	別表(一)(三)	本省
		承認運輸..... 第二條以外ノ用途	第三條、第六條	別表(二)(三)	本省	
	木船及ビ100トン未満ノ鋼船	自由運輸..... 第十條一項ノ用途(20迄)	第十條一項、第二條、第六條、第八條	別表(一)(三)	海運局	
	承認運輸..... 第十條一項以外ノ用途	第十條一項、第三條、第六條	別表(二)(三)	海運局		
政府借入船	スベテノ船	承認運輸	第二條、第六條、第十條一項	別表(三)(三)	100トン未満ノ鋼船及ビ木船... 海運局	
(III) 民間特殊使用船	所有船	100トン以上ノ鋼船	自由運輸..... 第四條ノ用途	第四條、第六條、第八條	別表(一)(三)	本省
		承認運輸..... 第四條以外ノ用途	第五條、第六條	別表(二)(三)	本省	
	木船及ビ100トン未満ノ鋼船	自由運輸..... 第四條ノ用途	第十條一項、第四條、第六條、第八條	別表(一)(三)	海運局	
	承認運輸..... 第四條以外ノ用途	第十條一項、第五條、第六條	別表(二)(三)	海運局		
借入船	スベテノ船	承認運輸	第五條、第六條、第十條一項	別表(三)(三)	100トン未満ノ鋼船及ビ木船... 海運局	
(IV) 漁船	所有船、借入船	100トン以上ノ鋼船	自由運輸..... 漁船ノ用途	第七條	別表(一)(三)	水産庁長官
		木船及ビ100トン未満ノ鋼船	承認運輸..... 漁船ノ用途	第十二條(第十條三項、第七條、第八條)	漁船登録規則	府県知事
(V) 貨物船(自由運輸ノ客船ヲ含ム) タンカー、セメントタンカー等	所有船	100トン以上ノ鋼船	定期用船契約(例外) 帰還輸送保安庁用、米軍提供、在外置籍船	第十三條	報告事項十三	/
		契約解除	第十七條	別表(五)	本省	
		自由運輸	第十一條	別表(四)	海運局	

裏面白紙

AG 544 (27 Jul 48) CTS  
SCAPIN 1931

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AFG 500  
2 September 1948

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT : Japanese Merchant Shipping

1. References:

- a. SCAPIN 256 of 9 November 1945, file AG 334, subject, "Appointment of Civilian Merchant Marine Committee."
- b. SCAPIN 1828 of 26 November 1947, file AG 545, subject, "Sale or Charter of Japanese Merchant Vessels."
- c. Commander Naval Forces, Far East serial letter 1778 of 16 June 1948, file CNFE/A4-3, subject, "Japanese vessels, assignment of SCAJAP number and issuance of Certificates of Operation."
- d. Commander Naval Forces, Far East serial letter 1782 of 16 June 1948, file CNFE/A4-3, subject, "Operation of Vessels under the Supervision of the Administrator, SCAJAP."

2. This directive does not modify or supersede references in paragraph 1, nor shall it be interpreted as changing existing policy previously announced as follows:

- a. All vessels assigned to repatriation will be retained in that service under the operational and administrative control of the Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine (SCAJAP), through Civilian Merchant Marine Committee.
- b. The assignment of merchant vessels and present booking procedures now in effect shall continue as heretofore.

3. In order to increase the utilization of Japanese merchant fleet, the following revisions in procedures will be affected by the Japanese Government:

- a. The Japanese Government through its Ministries and various agencies will exercise operational control of all vessels to which complete title is held by the Japanese Government, designed and engaged exclusively in the following special services of the Government: Fishery patrol, fishery research, fishery training, cable layers, weather service, training, sewage, tugs, salvage, dragger, ice-breaker, and police patrol. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. This operational control will include manning, supply, and husbandry of the vessels. The Ministry of Transportation will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title, and operational status of these vessels in accordance with requirements set forth in reference, 1b.
- b. Respective private owners will operate all vessels designed and engaged exclusively in the following special services: Salvage, tug, dragger, sewage, hopper, barge, passenger ferry, utility, floating crane, and floating dock. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. The Master or Owner will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title and operational status of these vessels to the Ministry of Transportation.
- c. Respective private owners, under the immediate supervision of the Fisheries Agency, Ministry of Agriculture and Forestry, may operate all vessels over 100 gross tons employed exclusively in fishing and whaling service. The Director, Bureau of Fisheries shall report any change in the charter, title or operational status to the Ministry of Transportation.

d. The Civilian Merchant Marine Committee will employ on a time charter basis under the direction of the administrator, SOAJAP, all steel vessels over 100 gross tons not mentioned in sub-paragraphs 3a through c above.

e. Through the Civilian Merchant Marine Committee, vessels referred to in sub-paragraphs 3c, b, c and d above will be subject to the administrative control of the Administrator, SOAJAP.

f. The Ministry of Transportation will collect, compile and submit such reports as may be required.

4. Revisions listed above have been prepared with a view to:

a. Providing for the most efficient means of vessel operation.

b. Giving full benefit to the national economy.

c. More fully utilizing the skills and capabilities of the shipping industry.

d. Increasing the lifting capacity of the present fleet.

e. Reducing the deficit in Japanese Government operation.

5. To permit orderly and gradual return of operating responsibilities for Japanese merchant fleet and miscellaneous craft to normal channels as outlined above, direct communication in implementation thereof is authorized between Civil Transportation Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Commander for the Allied Powers, Naval Forces Far East, (Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine) and the Japanese Government.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

表 題 「日本海運」

一、参考文献

- (一) 一九四五年十一月九日附 SCAPIN 二五六号(繰番号 AG 334)  
「C.M.M.C. の任命」
  - (二) 一九四七年十一月二十六日附 SCAPIN 一八二八号(繰番号 AG 545)  
「日本商船の買収又は捕船」
  - (三) 一九四八年六月十六日附 COMNAVVEE 文書一七七八号(繰番号 COMVE/AA-3)  
「日本商船に SCAPIN 番号を附け、連航証明書を発行することについて」
  - (四) 一九四八年六月十六日附 COMNAVVEE 文書一七八二号(繰番号 COMVE/A 4-3)  
「SCAPIN 長官監督下に於ける船舶の連航」
- 三、この命令は第一項に述べた参考文献を修正し或はそれに代るものではない。又その命令によつて既に発表を見た左の現行政策が変更されるものと解釈してはならない。

(一) 復員輸送に充当された船舶はすべて依然として C.M.M.C. を通じて日本商船管理局長官による連航上及び管理上の規制を受けるものとする。

(二) 商船の配船及び現行の booking 手続は従前通り存続する。

三、日本商船隊を一層活用する為に日本政府は手続を左の通り改正する。

(一) 日本政府は、各省及びその部局を通じて、日本政府が完全な所有権を有し政府の為に左の特任任務に従事する為に設計され従事しているすべての船舶の連航を掌握するものとする。

一 漁業監視、漁業調査、漁業訓練、電灯敷設船、氣象観測、訓練、巧物処置、曳船、救難、救済、押水、警備監視

これらの船舶の種類を拡張するに当つては COMNAVVEE の事前許可を要する。ここにいう連航上の掌握とは配乗、補給及び船舶の管理をいふ。運輸大臣は、これらの船舶の補給、特設、所有権及び連航状態



の変更がなればそれについて参考文書に定める要件に従つて報告する責任を有する。

(四) 左に掲げる特殊任務の爲に設計されその爲にのみ従事する船舶は各私人船主がこれを運航する。

一 救難・曳船・浚渫・汚物処理・芥葉船・狩・小型客船・雑役船  
二 浮クレーン及び浮船集

これらの船舶の登録を振替するに当つては COMNAVTEC の事前許可を要する。船長又は船主は、これらの船舶の備置・特種・所有権及び運航状態に変更がなれば、それについて運輸大臣に報告する責任を有する。

(三) 漁業及び捕鯨にのみ使用される百総噸以上の船舶は、すべて農林省水産廳の直接の管轄の下に各私人所有者がこれを運航することが出来る。

水産局長は船舶所管權又は運航状態の変更があればこれを運輸大臣

に報告しなればならない。

(二) 前記(一)乃至(三)各号に述べられていない百総噸以上の船舶は、すべて SCANTAP 長目の指示の下に、C.M.M.C. が、タイム・チャーター制でこれを用いる。

(一) 前記(一)至(三)各号に掲げた船舶は C.M.M.C. を通じて SCANTAP 長目の管理上の統制を受ける。

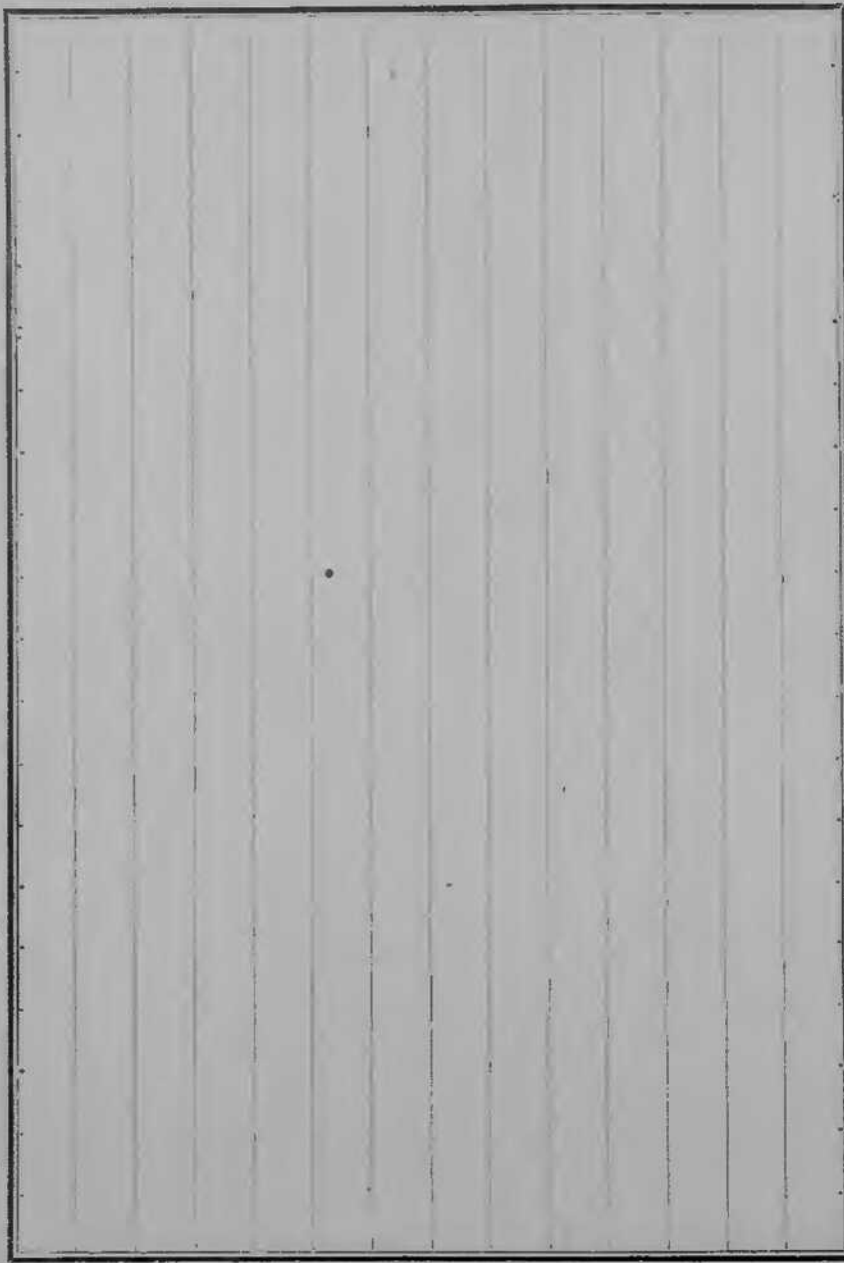
(四) 運輸大臣は要求を受けた報告を蒐集・編輯・提出するものとする。以上の改正措置は次の目的の爲に行つた。

(一) 船舶運航の最も能率的な方法の確立。  
(二) 最大限の利益を以て家産に與えること。

(三) 海運業界の技能能力を一層活用すること。  
(四) 現行船舶の輸送能力を増大させること。

(五) 日本商船隊及び雑船の運航の責任を秩序整然と隊々に上記のような平常の方式に還元することを函るためにその現況に關して總司令部民間運輸局・遠東海軍部司令部 (SCANTAP 長目) と日本政府の間に直接連絡することとを許可する。

法  
制  
局



裏  
面  
白  
紙